明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報 号外

平成十四年三月六日

○第百五十四回国会 衆議院会議録 第十一号(一)

平成十四年三月六日（水曜日）

平成十四年三月六日　午後二時　本会議

○本日の会議に付した案件

予算委員長津島雄二君解任決議案（熊谷弘君外四名提出）

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

平成十四年度一般会計予算

平成十四年度特別会計予算

平成十四年度政府関係機関予算

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後二時二分開議

○議長（綿貫民輔君）　これより会議を開きます。

○馳浩君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

熊谷弘君外四名提出、予算委員長津島雄二君解任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（綿貫民輔君）　馳浩君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。

予算委員長津島雄二君解任決議案（熊谷弘君外四名提出）

○議長（綿貫民輔君）　予算委員長津島雄二君解任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。枝野幸男君。

予算委員長津島雄二君解任決議案

〔本号(二)に掲載〕

〔枝野幸男君登壇〕

○枝野幸男君　私は、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました予算委員長津島雄二君の解任決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。（拍手）

初めに、決議案の主文を朗読します。

主文

本院は、予算委員長津島雄二君を解任する。

以下、その理由を申し上げます。

言うまでもなく、予算委員長は、国会法に定める院の役員であり、予算という国政上の最重要案件を扱う委員会の長であります。公正かつ公平な立場で委員会運営を進めるという大変重大な任務を負っており、津島雄二君御自身も、委員長就任に際し、このことを誓約しておられました。

ところが、津島委員長は、こうした責務を放棄し、不当かつ不公正な言動を繰り返して、充実した委員会審議を骨抜きにしようとしてきたのであります。

私たち野党は、平成十四年度予算案審議に際し、外務省をめぐる一連の疑惑を初め、予算の執行をめぐる国家の基本にかかわるさまざまな問題を明らかにしてまいりました。これらの真相を究明し、税金がどのように使われているのかを明確にして、納税者の信頼を回復させることは、我々国会議員に課せられた重大な使命であります。

特に、鈴木宗男衆議院議員が、みずからの立場や地位を背景に、ＯＤＡや北方領土に至るまで、外務省などを思いのままに動かし、税金の私物化を進めてきたことは、構造改革を唱える小泉内閣の主張と全く矛盾するものであり、国民を大きく失望させました。これは、鈴木宗男議員一人の問題ではなく、政官業癒着という旧来の自民党型政治そのものとも言える根深い問題であります。予算審議の前提として、その癒着の構造全体を一日も早く明らかにする必要があることは論をまちません。

野党による再三の追及に対して、外務省の答弁は、二転三転し、国会審議をしばしば混乱させました。ところが、外務省からの調査結果報告でも、疑惑の真相は全く明らかになっていません。この報告を受けて行われた昨日の審議でも、外務省の答弁は、右往左往を続けた上に、事実を隠ぺいしようとする姿勢を改めることなく、またしても審議を混乱させたのであります。

津島委員長は、外務省などが不当かつ不誠実な答弁を繰り返し、このことに対して野党側が強く抗議をしたにもかかわらず、積極的な事態の解決を図ろうとすることなく、結果的にこうした外務省の姿勢を放置してきたのであります。さらに、その調査を急がせることもなく、また、鈴木議員の証人喚問実施を早期に実現させなかったことこそが審議の混乱に拍車をかけた原因であり、このことは予算委員長の重大な責任であると言わざるを得ません。（拍手）

平成十四年度予算案には、疑惑の持たれている海外への支援関連経費だけでも一兆円近い金額が計上されています。国民が重大な関心を持ってこうした予算の執行にかかわる疑惑の解明を求めているにもかかわらず、その全体像を明らかにしないままに予算の審議を終了することは、予算委員会としての重大な責任をみずから放棄することにほかなりません。（拍手）

津島委員長は、外務省などのいいかげんな答弁を放置して、その疑惑隠しに加担するのみならず、野党委員の質疑を再三にわたり遮り、あろうことか、質疑の内容にまで介入する不遜な言動を繰り返してまいりました。野党議員の質問内容を論評するかのごとき発言をしたり、質問に対して指導するかのごとき不遜な態度をとるのであるならば、一刻も早く議員をおやめになって、評論家になられればよいのであります。（拍手）

予算委員長は、さきに行われた平成十三年度第二次補正予算審議の際にも、いわゆるＮＧＯ会議出席問題をめぐる政府からの見解を約四時間にわたって待たせたあげく、ようやく出てきた回答に対して、野党側がその対応を持ち帰って協議し、これはしっかりと誠意を持ってきちんと御回答しますと約束していたにもかかわらず、既に決まっていた審議時間を一方的に奪って、抜き打ち的な採決を行いました。野党が誠実に対応している中で、与党の圧力に屈した不当な対応であったと言わざるを得ません。実際に、このことに対しては、予算委員長も与党の理事の皆さんも、理事会の場で陳謝をされておられます。

国会審議が混乱、空転をした最大の責任は、信義にもとる抜き打ち採決を容認した津島委員長こそ問われるべきであり、津島君の行為は、これだけでおよそ委員長としてふさわしいものとは言えません。

小泉総理は、なぜか、このときの国会空転の責任だといって、直接には関係のない田中眞紀子外務大臣を更迭したようでありますが、もし国会空転の責任をとらせるのであるならば、このときに、みずから、与党として津島委員長を更迭すべきであったのであります。

津島委員長の不当、不遜な態度は、平成十四年度予算審議の中でも一貫して続きました。

まず、二月二十日、我々の反対を押し切って職権で公聴会日程の強行採決を行い、さらに、二十六日には、与党単独で分科会の開催を議決しました。我々は、決して審議を拒否していたわけではなく、鈴木宗男議員の証人喚問実施が審議を行う上で不可欠であるという前提のもとに、しっかりとあらかじめ回答期限を余裕を持ってお示しした上で、与党側の回答を待っていただけであります。

審議を急げ急げと一方では言いながら、回答をずるずるずるずると引き延ばしたのは与党御自身であって、この態度こそ問題にすべきであるにもかかわらず、与党に対する督促はほとんど行わずに、一方的に分科会開催を議決した姿勢は、極めて公正を欠くと言わざるを得ません。（拍手）

そして、本日、与党は、平成十四年度予算案の採決を与党単独でも強行しようとしています。その横暴を許し、政府・与党に加担した予算委員長津島雄二君の行為を決して許すわけにはいきません。

しかも、昨日夕刻の理事会において、津島委員長は、みずから、「我々与党としては」などとおっしゃられました。要するに、自分が中立公正ではなく、与党の立場で物を考え、発言、行動していることをみずから自白されたわけであります。院の役員たる者、それぞれ出身の党派があったとしても、その職務の執行に当たっては、その立場を超えて、中立公正を保つべきことが当然であり、そのことの自覚なく、みずから、「我々与党としては」などとおっしゃる津島雄二君は、明らかに予算委員長として不適任であります。

国民生活に深くかかわる雇用問題、景気回復、財政・金融問題、さらにはＢＳＥ問題、医療制度改革問題など、審議すべき課題は山積しています。これら重要な課題について十分な審議がなされたとは到底言えない状況のまま、国の重要な予算を決める審議を終えるわけにはいきません。

公聴会においても、与党推薦の公述人を含めて、ほとんどの方がこの予算案の問題点を次々と指摘され、この予算はいいものだと言った公述人はおりません。真に国民生活を考え、山積する諸課題を解決しようとするのであれば、議論を尽くし、問題点を改めることが必要です。

昨日の審議では、あろうことか、財務大臣御自身が、予算の一部について、その執行停止を協議する必要があるというような趣旨をみずから発言しておられます。つまり、政府みずからが、このままの予算を通したのではだめだと、御自身が、財務大臣自身がきのうの委員会で発言をしているのであります。どこをどう見直して、どう手直しするのか、さらに審議を深めることは政府も認めていることでありますから、当然、予算委員会の中で進めていかなければならないことであります。

予算委員会の審議を正常に戻し、国民にとって重要な予算の審議を公正に行い、国民の皆さんの期待する経済の回復、構造改革、そして、鈴木宗男議員を初めとするさまざまな癒着疑惑の問題を解明していくためには、そのための公正な審議を行うためには、予算委員長津島雄二君の解任以外に解決の道はありません。（拍手）

重ねて、予算委員長津島雄二君の解任を強く求め、提案理由の説明といたします。

議員各位の御賛同を心から強くお願いを申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○**議長（綿貫民輔君）**　討論の通告があります。順次これを許します。井上義久君。

〔井上義久君登壇〕

○**井上義久君**　私は、自由民主党、保守党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました予算委員長津島雄二君解任決議案に対しまして、反対の討論を行うものであります。（拍手）

平成十四年度予算は、現下の厳しい経済状況にあって、国民から年度内成立が強く求められているところであります。にもかかわらず、今回の予算委員長津島雄二君解任決議案の提出は、いたずらに国会を混乱に陥れ、平成十四年度予算の成立をおくらせるもの以外の何物でもありません。

常任委員長の解任には、不公平、不公正な委員会運営を行った等の積極的な理由が必要でありますが、津島委員長の委員会運営のどこがその理由に該当するのか、全く理解に苦しむものであります。

津島委員長は、予算委員長に就任以来、誠心誠意、各党各会派の主張、意見に真摯に耳を傾け、公正かつ円満な委員会運営に、日夜、心を砕いてこられたことは、野党側も十分に承知していたではありませんか。ともすれば、野党側の主張により配慮した委員会の運営を行ってこられたのではないかとさえ思うところであります。

例えば、津島委員長は、野党側からの、アフガ

ニスタン復興支援国際会議への我が国の一部ＮＧＯ参加拒否問題に関して、田中前外務大臣及び鈴木宗男前議院運営委員長の参考人招致、小泉総理出席による外務省問題についての集中審議を開催すべきとの強い要望に対し、その実現に最大限の御努力をなされ、現に二月二十日、それが実現されたではありませんか。

その後、さらに津島委員長は、野党側のＢＳＥ問題、医療改革問題、金融・財政・景気・雇用問題での小泉総理出席のもとでのたび重なる集中審議の開催要望に対しても、その実現に最大限の御努力をなされ、現に、二月二十五日、二月二十六日と、これも実現をしたではありませんか。

解任理由として、証人喚問の実施に関しその姿勢を挙げておりますが、我々与党は、証人喚問は、議員の身分にかかわることでもあるので、慎重の上にも慎重を重ねて判断しなければならない、さらに、外務省の内部調査報告を踏まえた上で検討する旨を主張し、野党側は本予算採決前の喚問実現を、それぞれ主張しておりました。津島委員長は、与党、野党の主張の隔たりが大きいことから、そのことが予算審査及び成立に影響を与えることを懸念し、理事会において、その都度、与野党に対し、円満に協議、解決するよう強く進言され続けたのであります。その結果、三月十一日に証人喚問が実現することになりました。これにより、国民が願っておる一連の問題に関しての事実解明が図られるものと思われます。

さらに、野党側は、解任理由として、津島委員長が、野党の反対を押し切って、与党単独で分科会の開催を議決したことを挙げておりますが、これは国会法に基づく委員長の職務権限を適正に行使したものであり、何ら批判されるものではありません。（拍手）

また、解任理由として、あたかも本予算を単独で採決を強行しようとする与党の党利党略に加担したごとく主張しておりますが、津島委員長は、我が国の置かれている大変厳しい現状を踏まえ、さらに本予算の年度内成立の重要性に思いをいたし、やむにやまれず決断されたものであり、まことに的確な判断であります。

最後に、公平、円満な委員会運営に特段の御配慮をなされた津島委員長のこれまでの御労苦に対し心より敬意を表し、本解任決議案に対する私の反対討論といたします。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　中塚一宏君。

（中塚一宏君登壇）

○中塚一宏君　私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました予算委員長津島雄二君の解任決議案に賛成の討論を行います。（拍手）

予算委員長津島雄二君は、今国会において、既に四度にわたり、委員長の職務権限の名のもとに、委員会審議を独断的に運営いたしました。

一月二十八日には、平成十三年度の第二次補正予算案について、与党側の要求のみを一方的に受け入れ、委員会採決を強行いたしました。その不明と不手際をみずから恥じ、その後、野党理事に陳謝したにもかかわらず、その舌の根も乾かぬうちに、平成十四年度予算案の審議においても、同様の独断専行の委員会運営を押し通し、与党単独で分科会の開催を強行することに手をかしたのであります。さらに、一昨日には、委員長職権で本日六日に採決することを決定した上に、昨日は、本日の質疑日程を、これまた委員長職権で設定いたしました。

仏の顔も三度といいますが、わずか一カ月余りのうちに四度の採決を野党側の主張を無視して強行するという暴挙を、我々は断じて認めるわけにはまいりません。（拍手）

議会政治には、政党政派を超えて守らなければならないルールというものがあります。そのルールを踏みにじるなどということは、委員長としてあるまじき、言語道断の振る舞いであります。

これは、採決の強行に限ったことではありません。

津島君は、しばしば委員の質疑中に、委員長個人の発言として委員の質問に注文をつけ、我が党の委員がみずからの責任で十分な調査を踏まえて行った質問に対して、発言に責任を持てなどと発言し、およそ委員長としてあるまじき運営を行ったのであります。（拍手）

さらに、しばしば政府が答弁に窮し、理事間で協議になっても、本来であれば時計をとめて適切な質疑時間を確保すべきところを、ただひたすら進行を急いで、委員の質問時間をいたずらに浪費させ、充実した質疑の邪魔をし続けたのであります。

理事会等において、委員長の委員会運営に対し、これほど注文のついた委員長の例を私は知りません。

もとより、津島雄二君の議員個人としての資質、能力が、品格のある温厚な人柄とともに高く評価されてきたことは、私も否定するものではありません。厚生大臣を初め数多くの重責を果たされて国家に貢献し、昨年十月、議員在職二十五年の表彰を受けられたばかりの津島雄二委員長がこのような委員会運営を行ったことは、痛恨のきわみであります。（拍手）

これ以上その品格をおとしめられないためにも、解任決議案を待たずに、みずから進んで辞職をされるよう御進言いたします。

日本という国家を組織する国民の代表者の集まりである国会において、運営が民主的になされないとするならば、それは、国会自身がみずからの国家国民の価値をおとしめるものにほかなりません。

国会審議の中でも最も重要な常任委員会と位置づけられている予算委員会において津島雄二君の行った委員会運営は、まさに日本国民の価値が世界から問われかねない、非民主的なものであります。有権者に対してまことに申しわけない所業というふうに言わざるを得ないことを重ねて申し上げまして、私の賛成討論を終わります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　佐々木憲昭君。

（佐々木憲昭君登壇）

○佐々木憲昭君　私は、日本共産党を代表して、予算委員長津島雄二君解任決議案に賛成の討論を行います。（拍手）

最初に強調したいことは、税金の私物化、援助の私物化、利権疑惑が次々に明るみに出ていることであります。予算執行に直接かかわるこれらの疑惑を解明せずして、予算案の採決などどうして認めることができるでしょうか。

ムネオハウス、ムネ電は言うに及ばず、昨日の午後の審議だけでも疑惑噴出という状況ではありませんか。鈴木宗男議員が、自民党候補落選の報復として、北海道の農地整備事業の予算を凍結させる圧力をかけていたという重大な疑惑が、政府

内部の文書の裏づけをもって新たに示されました。疑惑は外務省を超えて広がっております。扇国土交通大臣は、来週火曜日までに調査し、結果を報告したいと約束しました。

北方四島人道支援事業で、支援委員会が、消費税の支払いが不要であることを承知しながら、二億六千万円も受注業者に支払っていたという信じられない事態も明るみに出されたわけであります。小泉総理は、よく調査すると答弁されました。色丹島診療所建設に至る疑惑についても、首相は、よく調査すると答えました。タンザニアへの資金送付問題の疑惑でも、川口外相は、資料の提出について検討すると約束しました。調査するのオンパレードではありませんか。

こうした調査結果を受けて疑惑解明を徹底することこそ、国民の期待にこたえる予算審議にほかなりません。ところが、津島委員長は、野党が求める審議継続の当然の要求を無視し、疑惑解明にふたをしようとする与党に加担して、強引に審議の幕引きをしようとしているわけであります。

津島委員長は、疑惑解明に欠かせない鈴木宗男議員の証人喚問問題でも、外務省の調査報告を見てからとずるずる回答を引き延ばす与党にくみし、与党単独の分科会開催を強行したのであります。津島委員長、あなたはそれほどまでに鈴木宗男氏の疑惑にふたをしたいのですか。公平性を投げ捨てて、国民の期待を裏切るこの言語道断の委員会運営を断じて認めるわけにはいかないのであります。（拍手）

津島委員長による公平性を損なう委員会運営は再三にわたっており、この点からも絶対に見過ごすことができないのであります。第二次補正予算審議の際、野党議員の質問権まで侵害するという目に余る委員会運営ゆえに、津島委員長は野党理事、オブザーバーに対し陳謝したのであります。その態度はその場しのぎのものだったのでしょうか。陳謝を受けた当事者として怒りを禁じ得ないのであります。

良識ある議会人であるならば本決議案に賛同するのは当然であるということを強く申し述べて、賛成討論を終わるものであります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　金子哲夫君。

（金子哲夫君登壇）

○金子哲夫君　私は、社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題となりました予算委員長津島雄二君解任決議案に対し、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

津島委員長は、一月二十一日の就任に際し、「国の基本政策、経済政策、雇用政策あるいは福祉政策の面において、我が国が一つの岐路に立っているという指摘もございます中で、できるだけ国民にとって内容のある審議を進めていただきたいと願っております。」などと、みずからの職責を他人事のように語り、事実、この間、与党任せの委員会運営を行ってきました。

そして、就任早々、平成十三年度第二次補正予算の審議に際しては、野党の質問を妨害し、あろうことか、与党のみで強行採決を行ったのであります。時あたかも、外務省によるアフガニスタン復興支援会議へのNGO出席拒否への政治家関与の問題が顕在化し、政府みずからが、外務大臣と事務当局の答弁に相違があると認めざるを得ない事態だったのにもかかわらず、野党の要求を受け入れず採決を強行したことは、国会と国民を愚弄するものであります。

現在に至っても、外務省をめぐる一連の疑惑はさらに広がりを見せております。外務省の作成した調査報告書も不十分であることが、昨日の予算委員会における野党の追及で明らかになっております。政治家の行政に関する不当な関与は、国土交通省、防衛庁なども認めるところであります。ODAや公共事業をめぐる疑惑はまさに予算執行にかかわるものなのであり、予算委員会において究明されなければならないのは当然のことであります。

こうした事態の真相究明を行うことなしに平成十四年度予算案を採決しようとすることは、まさに国民不在の暴挙であります。疑惑を徹底的に究明し、国民の不信を払拭することなしに平成十四年度予算案の採決を強行すれば、国民の政治と行政に対する不信は増すばかりであります。しかしながら、津島予算委員長が真相究明を求める国民世論の圧倒的な高まりにこたえようとしていないことは明らかであります。

また、民主党、自由党、日本共産党及び社会民主党の野党四党は、現下の厳しい経済・雇用状況を深刻に受けとめ、景気回復を実現し、国民の安心を高めるために、予算の組み替えを求めております。看板倒れの改革断行予算などではなく、国民生活の安心と景気回復に資する予算への組み替えを行うことこそが、予算委員会に課せられた使命であります。

しかし、津島予算委員長は、公正な議事運営を怠り、与党の党利党略に偏った、一方的な議事運営を行ってきました。津島予算委員長は、こうした事態を反省し、与野党の合意に基づく民主的な運営に努めなくてはなりません。

にもかかわらず、津島予算委員長は、与党のみの議決による分科会開催を強行したばかりか、本日また、与党による平成十四年度予算の採決強行への加担を行おうとしているのであります。不当な運営はここにきわまったのであります。

厳正、中立、公正を期すべき予算委員長がかかる暴挙を繰り返すことは許しがたいものであり、津島委員長が解任されるべきは当然のことであります。

以上申し上げまして、私の賛成討論を終わります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（綿貫民輔君）　採決いたします。

本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（綿貫民輔君）　起立少数。よって、予算委員長津島雄二君解任決議案は否決されました。（拍手）

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

○議長（綿貫民輔君）　お諮りいたします。
内閣から、
国家公安委員会委員
中央社会保険医療協議会委員
及び
社会保険審査会委員長及び同委員に
次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。
内閣からの申し出中、
まず、
国家公安委員会委員に川口和子君を、
中央社会保険医療協議会委員に飯野靖四君を、
社会保険審査会委員に橋本宏子君を
任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。
次に、
社会保険審査会委員長に土井豊君を
任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

午後九時四十五分開議

○議長（綿貫民輔君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○馳浩君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。
平成十四年度一般会計予算、平成十四年度特別会計予算、平成十四年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。
○議長（綿貫民輔君）　馳浩君の動議に御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。

平成十四年度一般会計予算
平成十四年度特別会計予算
平成十四年度政府関係機関予算

○議長（綿貫民輔君）　平成十四年度一般会計予算、平成十四年度特別会計予算、平成十四年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。予算委員長津島雄二君。

平成十四年度一般会計予算及び同報告書
平成十四年度特別会計予算及び同報告書
平成十四年度政府関係機関予算及び同報告書
〔本号㈡に掲載〕

〔津島雄二君登壇〕

○津島雄二君　ただいま議題となりました平成十四年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
この予算三案は、去る一月二十五日本委員会に付託され、二月八日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。その後、基本的質疑等、公聴会、分科会を行い、本日、締めくくり質疑をもって、討論、採決をいたしたものであります。
まず、予算三案の概要について申し上げます。
平成十四年度一般会計予算は、国債発行額三十兆円以下との目標を掲げ、五兆円を削減しつつ、重点分野に二兆円を再配分するとの方針のもと、歳出の一層の効率化を進める一方、予算配分を重点分野にシフトするとの観点に立って編成されており、歳入歳出とも、その規模は八十一兆二千三百億円でありまして、前年度当初予算に対し一・七％の減少となっております。
歳入のうち、公債の発行額は、建設公債、特例公債合わせて三十兆円で、公債依存度は三六・九％となっております。
特別会計及び政府関係機関予算については、資金の重点的、効率的な配分に努め、事業の適切な運営を図ることとされており、その数は、特別会計が三十七、政府関係機関が九でありまして、ともに前年度と変わりありません。
なお、財政投融資計画の規模は、二十六兆七千九百二十億円であり、前年度当初計画に対し一七・七％の減少となっております。
次に、予算委員会における主な質疑について申し上げます。
質疑は、平成十四年度予算に対する評価、デフレ対応策の実効性、雇用情勢の見通しと雇用対策への取り組み姿勢、外務省に関する諸問題、医療制度改革、不良債権問題、特殊法人改革、BSE問題など、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。
かくして、本日、質疑を終局いたしましたところ、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案により、平成十四年度一般会計予算修正案が提出され、松本剛明君から趣旨の説明がありました。
次いで、政府原案及び修正案を一括して討論に付しましたところ、自由民主党、公明党及び保守党を代表して井上義久君から政府原案に賛成、修正案に反対の意見が、民主党・無所属クラブを代表して城島正光君から修正案に賛成、政府原案に反対の意見が、自由党を代表して達増拓也君から修正案に賛成、政府原案に反対の意見が、日本共産党を代表して矢島恒夫君から修正案に賛成、政府原案に反対の意見が、社会民主党・市民連合を代表して辻元清美君から修正案に賛成、政府原案に反対の意見が、それぞれ述べられました。
引き続き採決を行った結果、修正案は否決され、平成十四年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　平成十四年度一般会計予算外二案に対しては、枝野幸男君外六名から、三案

午後二時三十八分休憩

○議長（綿貫民輔君）　この際、暫時休憩いたします。

につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されております。

この際、その趣旨弁明を許します。松野頼久君。

平成十四年度一般会計予算、平成十四年度特別会計予算及び平成十四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

〔本号(二)に掲載〕

〔松野頼久君登壇〕

○松野頼久君　民主党の松野頼久でございます。

平成十四年度一般会計予算、平成十四年度特別会計予算及び平成十四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合の野党四会派を代表して、その趣旨の弁明を行います。（拍手）

まず、私たち野党四会派が平成十四年度政府提出予算の組み替えを求める理由を申し上げます。

私たちが予算の編成替えを求める第一の理由は、政府の提出した平成十四年度予算では、当面の景気回復と中長期の安定経済成長への道筋が全く見えないことであります。

小泉内閣が昨年四月に成立して以来、失業率は〇・九ポイント上昇し、失業者は五十五万人増加し、株価は大きく下落する一方、長期金利が上昇するなど、各種経済指標は悪化の一途をたどっています。このように我が国経済が危機に直面しているにもかかわらず、小泉総理は、改革なくして成長なしと声高に叫び、あたかも、みずからの構造改革を進めればその先に景気回復があるかのような幻想を国民に与えようとしているのであります。

しかし、小泉総理が改革断行予算を標榜した予算は、相変わらずの従来型事業の積み上げであり、失われた十年をもたらした、既得権益温存型予算であるわけであります。これでは景気回復を望むことはできず、また、国民の信頼も期待も得られないのは当然のことだと思われます。

現在、最も深刻な問題は、史上最悪の状況となっている雇用情勢であり、このような不安な状況が将来にわたって継続するのではないかという国民の不安感であります。この雇用や将来に対する国民の不安が払拭できない限り、最大の需要項目である消費が盛り上がることはなく、新たな投資も望めないのであります。

本来、新年度予算は、失業に対する不安の解消、新たな産業育成を通じた雇用の創出に全力を挙げるべきものでありますが、政府提出の予算は、この点への取り組みが全く不十分であります。

そこで、国民の安心を確保し、景気の速やかな回復を図るために、求職者の能力開発を推進し、実際の雇用に結びつくような、失業給付制度の改善を行った上での給付の延長、雇用保険の財政の安定化、就職支援の体制の強化、中小企業の技術革新の支援策の拡充等が必要だと考えられるものであります。

また、より広く国民の安心を確保する観点から、ＢＳＥ対策の強化拡充、保育所整備促進事業、看護休暇制度等の導入の促進等の仕事と子育て両立支援策の拡充、待機者解消のための特別養護老人ホームの整備促進等の社会保障そして福祉政策の充実、将来の日本を支える人材育成の観点からの三十人学級の早期実現に向けた条件整備、日本育英事業の無利子貸付貸与枠の拡充、老朽校舎改修促進等の教育振興の施策の充実が必要であるわけであります。

第二の理由は、政府提出の予算が、国民の目を欺く、粉飾予算であることであります。

小泉総理が構造改革のシンボルとして掲げてきた国債発行三十兆枠は、実質的には破綻しています。実現もしていない、外為特会の剰余金を歳入に計上し、返すべき借金を先送りし、さらには、たった一年前に政府が決めた、地方交付税特別会計における借入金は行わないという方針を、朝令暮改的に覆してまで守ったものは、財政規律ではなく、小泉総理のメンツのみであります。（拍手）

財政規律を重視するならば、まず現在の財政状況を正直に国民に提示すべきであり、隠れ借金によって見かけのみを整えることは、一層の財政規律の喪失を招くものであります。このような予算編成は、単に予算のあり方を超えて、内閣の姿勢として極めて問題があると言わざるを得ません。（拍手）

第三の理由は、予算執行体制の適正性に疑念があるということであります。

予算委員会の審議及び三月四日に外務省が発表した調査報告によって、外務省の予算執行に対して個別の国会議員の深い関与があり、適正な予算執行がゆがめられていることが明らかとなりました。これを一刻も早く改めるためには、一連の外務省問題の発端となった外務省報償費及び官房報償費の抜本改革が不可欠だと考えるものであります。

政府提出の予算において、対前年度当初比で、外務省報償費は四割削減、官房報償費は一割削減としていますが、削減の一部は他費目への振りかえであり、また、制度としての抜本改革には全く踏み込んでいないものであります。これでは、国民の期待に全くこたえられていないどころか、財政法、会計法の規定からもかけ離れており、容認することは到底できません。

報償費に始まった一連の外務省関連不祥事に対する国民の批判を真摯に受けとめ、報償費の一層の大幅削減を図るとともに、その使途の限定、内部監査や会計検査の適正化、国会によるチェック体制の確立等、制度面での抜本改革が不可欠だと考えます。このような改革なくして、外務省に国民の貴重な血税を使用する資格はないものであると考えます。

このほか、環境循環型農業、有機農業などの推進、信頼できる食品表示を担保する検査、監視等の強化等を通じた食の安全の確保、新エネルギーの研究開発・普及のための支援策拡充、公共交通機関への低公害車の導入促進、森林整備拡充を通じた環境重視、公共交通機関のバリアフリー化、高齢化社会への対応により、我が国社会の新たな方向性を明確に本予算において示していくことが必要であると考えるものであります。

同時に、従来の需要追加型景気対策の効果が乏しくなっていること、危機的な財政状況を踏まえて、予算を伴わない、あるいは予算の執行上の工夫によって、景気・雇用対策を推進することも不可欠であります。

一方、先ほど申し上げた、国民の安心を高めるためのさまざまな施策を行うに当たっては、その

財源は、政府提出の予算に内包されているむだを排除し、効率を高めることによって見出すべきであると考えます。

その第一が、予算委員会で予算の執行体制に大きな問題があることが明らかとなった、支援委員会の関連予算であります。組織上の不備があり、支援事業の基準や選定過程に大きな問題があることを塩川財務大臣さえ認めた、この支援委員会関連予算を削除することは、国会の責務とも言えるものであります。（拍手）

また、外務省報償費及び官房機密費の大幅な削減は当然であり、同時に、平成十三年度第二次補正予算や高どまりしているコストの見直しを踏まえた公共事業関係経費の見直し、一層の行政経費の効率化、真の特殊法人改革に向けた関係予算の見直しが必要であります。

以上のように、来年度予算については、景気回復に資する、真に必要な事業の拡充、追加、国民に対して真の財政状況を開示するための粉飾予算の是正、政治、行政に対する国民の信頼を回復するための第一歩としての報償費改革等の実現を求めた抜本的な改革が必要であると考えます。

野党四会派は、以上のような見地から、二〇〇二年度政府予算を、別途お配りしております重点事項に沿って組み替えるように要求するものであります。

何とぞ御賛同くださいますようにお願いを申し上げ、趣旨の弁明といたします。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　これより、予算三案に対する討論と、動議に対する討論とを一括して行います。順次これを許します。西川太一郎君。

〔西川太一郎君登壇〕

○西川太一郎君　私は、自由民主党、公明党及び保守党を代表して、政府提出の平成十四年度一般会計予算など予算関係三案に賛成し、野党共同提出から成る組み替え動議に反対の討論を行います。（拍手）

以下、賛成する理由を申し述べます。

第一は、平成十四年度予算は、小泉内閣初の本格予算であり、小泉総理の「聖域なき構造改革」、構造改革なくして景気回復なしの方針に基づき、改革に第一歩を踏み出した予算となっていることであります。新規国債発行三十兆円枠を堅持し、財政再建への意思を明確にするとともに、特殊法人に対する財政支出の一兆円削減、ＯＤＡ予算の一割削減、既存の公共事業の配分を見直し、都市再生、環境整備等の重点七分野への配分など、改革を進めております。

第二は、行政改革を断行していることであります。小泉総理は、「聖域なき構造改革」を進めるため、改革に伴う痛みに対する国民の理解と協力を求めております。そのためには、行政が率先して改革に取り組む姿勢を示すことが不可欠であります。この点、平成十四年度において、国家公務員の定員を九千二百七十一人削減いたしております。これは過去最高の削減であります。また、特殊法人改革においては、十七法人を廃止、四十法人を民営化、民間法人化、三十八法人を独立行政法人化というように大胆な改革を進め、来年度の財政支出を一兆円削減しております。政府のこの姿勢は評価されるべきであります。

第三は、緊縮予算の中で、現下の厳しい経済情勢に対応し、国民の雇用と暮らしを守ることに配慮していることであります。離職を余儀なくされる国民のための民間事業者を活用した再就職支援、大学、企業への訓練委託などに三百三十九億円、職業訓練中の失業手当は昨年の倍の七百三十六億円を手当てするなど、再就職支援に力点を置いて国民の生活の安定を目指しております。また、保育所の増設で五万人の保育児童を受け入れ、特別養護老人ホームの増設などの介護基盤整備、ダイオキシン対策の強化など、少子高齢化社会の到来を見据え、国民の暮らしや環境を守ることに配慮いたしているのであります。

第四は、我が国産業の根幹を支える中小企業対策に力を入れていることであります。創業支援策を強化するとともに、売掛金債権を担保にした新たな融資制度の創設、成長分野進出のための経営革新などへの支援、活力ある中小企業の育成とセーフティーネットの整備を図っております。

以上が、賛成する主な理由であります。

最後に、明確な理念を欠き、現実的な提案でない等の理由から、野党提出の組み替え案には反対することを申し上げ、与党三党を代表して、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　岩國哲人君。

〔岩國哲人君登壇〕

○岩國哲人君　私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました二〇〇二年度政府予算三案に反対し、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合提案の予算の組み替えを求める動議に賛成する立場で討論を行います。（拍手）

まず、討論に先立ち、予算委員長の強引な委員会運営について抗議を申し上げます。

一月二十八日深夜、津島予算委員長は、野党をまるでだまし討ちするかのように、二〇〇一年度第二次補正予算の採決を強行しました。そして、本予算案の審議入り後も、鈴木宗男議員による予算の私物化という一連の疑惑が噴出しているにもかかわらず、そのための証人喚問を待つこともなく、さらには、政府が約束したさまざまな調査の結果が出るのを待つこともなく、強引に審議を打ち切りました。

わずか一カ月余りの間にこのような暴挙を繰り返すことは、民主主義の精神を踏みにじるものであり、断じて許されるものではありません。津島委員長には猛省を促すものであります。（拍手）

さて、自民党を変えると叫び、国民の高い支持を得た小泉さんが総理に就任、間もなく一年がたとうとしています。

昨年の今ごろ、中小企業を食い物にしたＫＳＤ事件に絡み、自民党の村上正邦・小山孝雄前参議院議員が逮捕され、額賀福志郎議員も疑惑を取りざたされました。一昨年の今ごろは、時の総理が株取引をめぐる疑惑を取りざたされ、金融行政のトップでありながら銀行業界に手心発言をし、今日に至る金融行政不信を招いた越智通雄前議員が、金融再生委員長の座を追われました。まるで年中行事のように、自民党議員をめぐる政官業癒着の疑惑が出てきております。そして、ことしが、鈴木宗男議員にまつわる数々の疑惑であります。

鈴木宗男議員に関する疑惑が真実であるとすれば、いかに、我が国の政治と行政が私物化され、ゆがめられてきたかがわかります。

権力を振りかざして国民や官僚を恫喝する、自

分を応援しない者からは仕事を奪う、公共事業やODAの口ききで税金をピンはねする、役所の人事にも口出し放題、こうした疑惑が真実であるかどうかを国民の前に明らかにし、どの政策がゆがめられたのか、どの予算が不正に執行されたのかを検証しなければ、たとえどんなにすばらしい予算を組んだところで、まるで穴のあいたタイヤに空気を入れるように、穴のあいたバケツに水を注ぐように、大切な税金がどこかに消えていってしまうではありませんか。（拍手）

私は、国会に入って六年間、ずっと予算委員会の席から予算審議に参加し、日本の政治を眺めてまいりました。その中で、ばらまきと言われ、消えている税金の行く先がようやくわかってきました。中尾元建設大臣逮捕、中村喜四郎元建設大臣有罪判決、そして鈴木宗男議員の数々の疑惑、要するに、ばらまきが政治家の腹巻きに入っておったんです。（拍手）

腹巻きのない人はどうするか。鉢巻きをして、きょうも働いています。今の日本の政治は、腹巻きにばらまきを運ぶのか、鉢巻きをする人の汗とお金を大切にする政治に変えていくのか、それがもっともっと審議される必要があるのではありませんか。（拍手）

多くの国民が小泉さんに高い支持率を寄せたのは、小泉さんなら腹巻きから鉢巻きの方へ大きな政治の転換をしてくれる、それが国民の期待であったはずです。この予算委員会の審議で明らかになったことは、この政治がいまだに続いている、そして、自民党によって変えられようとしないということです。

官僚を見ても、外務省では税金が馬やマンションに化けている。政治家は税金を献金にかえている。政官癒着のもとで、このような錬金術がいまだに行われています。こうした現状を批判し、反省もしないままに、ばらまきが腹巻きに入るような予算は通すべきではありません。少なくとも、削除するか凍結すべきではありませんか。

政官業癒着の利益誘導型政治がまかり通っている間にも、国民生活は厳しさを増しています。とりわけ、深刻な雇用情勢と金融危機の再燃が目下の最大の焦点です。

世界の二大経済国と言われるアメリカと我が国を比較すれば、その違いが一番よくわかるでしょう。アメリカは、テロ事件以後、一時停車した後、また順調な回復に入っています。我が国の経済は、昨年(ことし)一月前にダボスの国際会議で、負の遺産を克服し本格的な回復の軌道に入ったと言って一年(ことし)、本格的な回復どころか、ますます悪化しているではありませんか。

景気予測や成長率の予測も外れることがしばしば。この四十年間に当たったと言えるのは、わずか六回。政府の成長予測(見通し)が当たるのは、十年に一回か二回、その程度の話です。

政策は曲がりっ放し、予測は外れっ放し、景気は下がりっ放し、雇用は減りっ放し、倒産はふえっ放し、国民の借金はふえっ放し、責任は投げっ放し、こういう政治が我々の前に広がっているのです。（拍手）

先日、政府は、いわゆる総合デフレ対策を決定しました。しかし、政府・与党内からさえ酷評する声が上がったこの対策は、既に打ち出されている政策の寄せ集めであって、インパクトのある政策は全くありません。この内閣には、デフレスパイラルという現実に対する危機感も、それを阻止しようという意欲も欠如していると指摘せざるを得ません。

以下、本予算案に反対する理由を具体的に申し上げます。理由は四つ。

第一に、本予算案は、国債発行額を三十兆円以下に抑制するという公約を守ったように見せかけるため、隠れ借金を駆使した粉飾予算であるということです。財政には、何よりも透明性が、すなわち明朗会計であることが求められます。それを、ただ単に自己保身を図ろうとする余り、当初の公約へのこだわりが過ぎて不明朗会計にねじ曲げてしまうことは、断じて許されるものではありません。こうした姿勢が我が国財政に対する内外の不信を招いているのです。

第二に、五兆円を削減しつつ重点分野に二兆円を再配分する、このような方針のもとに、公共投資を一割削減したと言いながら、既に、今年度第二次補正予算で前倒しにその埋め合わせをしていることです。朝三暮四とは、まさにこのことです。しかも、その財源は、本来なら国債償還に充てるべきNTT株式売払収入を流用しているものであり、単なる借金の先送りです。

第三に、改革断行予算というふれ込みの本予算案が、相も変わらず、硬直化した省庁別シェアや公共事業シェアに象徴されるように、構造改革に値しないものであることです。むだな公共事業の代表と言われている川辺川ダムや諫早湾干拓事業にも、相変わらず予算がつけられているではありませんか。

第四に、雇用・社会保障関係の予算が依然として質量ともに不十分であり、国民の将来不安を解消するにはほど遠いものであることです。とりわけ、医療関係予算に関しては、小泉総理の独善によって最重要課題である医療制度の抜本改革が先送りされ、国民に大きな負担が強いられるものとなりました。ここにも、自民党と医師会の政官業癒着の影がちらついています。

以上申し述べたとおり、本予算案にはさまざまな問題があり、景気浮揚にも構造改革にもつながるものとは考えられません。これに対し、野党四会派提出の予算の編成替えを求める動議は、むだな公共事業などを削減する一方で、国民の将来不安を取り除く、雇用や社会保障、教育、環境、災害対策、教育という将来の人的資源への先行投資を充実させ、国の資源配分を大きく変えることを主張しております。

我が国財政は危機的な状態に陥っており、将来、財政健全化を達成するためには、今から財政構造改革に着手し、財政を効率化していくことが必要不可欠であります。

以上申し述べ、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　達増拓也君。

（達増拓也君登壇）

○達増拓也君　私は、自由党を代表して、政府提出の平成十四年度予算三案に反対し、野党四会派提出の予算組み替え動議に賛成の立場から討論を行います。（拍手）

失われた十年と呼ばれる日本経済社会の低迷、それは、国際関係や産業技術の大きな変化の中で、変化の本質を見定めて戦略的に行動するような国民意思の統合に政治が成功せず、場当たり的で、その場しのぎの対応を続けてきたことに原因

があります。

平成十四年度の国の予算を審議し、議決するに当たって、国会に必要なのは、真実に対する誠実さ、そして、筋道立てて物事を決めていくことへの誠実さです。真実を共有し、日本という国がなすべきことを一つ一つ確かめ合いながら、私たちは予算を議決しなければなりません。

しかし、小泉内閣においては、閣僚のうそや、前言の撤回が余りにも多過ぎます。また、忘れました等のいいかげんな答弁や、はぐらかしの答弁も極めて多く、国会審議はたびたび混乱に陥りました。混乱の最たるものが、田中外務大臣の答弁と外務省官僚の答弁の食い違いをめぐる、いいかげんな政府見解による国会の混乱でありました。

総理御自身も、スローガンを連呼するばかりで、その中身をきちんと説明することが決定的に足りず、解説を試みる閣僚も、人によって言うことが違うので、日本が進むべき方向を政府はどう考えているのか、国民ははかりかねています。

この政府案をこのまま通してしまっては、国会としてなすべき国民意思の統合に失敗したことになると断ぜざるを得ません。

以下、政府案に反対する理由を申し述べます。

政府案反対の第一の理由は、この予算は、歳出面において、構造改革に全く役立たない上、景気、雇用にも配慮を欠いたデフレ加速予算であるということです。

改革断行予算と自称しながら、歳出の仕組みを改めて効率化を図ることもなく、従来型の公共投資を並べかえて、積み上げただけにすぎません。一方で、景気や雇用の下支えは行っておりません。

しかも、本予算を審議する傍ら、政府は、総合デフレ対策を決定し、その対策を第一弾として、今後さらにデフレ対策を打ち出すと公言しています。それは、この政府予算案自体が欠陥予算であることを、みずから認めることにほかなりません。（拍手）

現下のデフレは、規制撤廃、税制改革、経済活性化のいずれも先送りしてきた小泉内閣の経済失政、無為無策の結果であるにもかかわらず、同じ過ちを繰り返そうとしているのです。

政府案反対の第二の理由は、この予算案は、歳入面で、財政健全化に逆行しているということであります。

本予算は、国債発行三十兆円枠を守り、財政規律を守ったと強調しますが、外国為替特別会計等からお金をかき集め、やめる予定だった地方交付税特別会計の民間借り入れを継続するなど、体裁を整えたにすぎません。国債発行三十兆円枠は、事実上破綻しているだけではなく、むしろ財政規律をゆがめるものであり、このような政府・与党の場当たり的、その場しのぎの対応の繰り返しは、三十兆円枠を守らなかった場合よりもさらに財政を悪化させ、後世にツケを回すことになります。

政府案反対の第三の理由は、政府予算そのものが政官業癒着構造を温存させる手段として使われ、予算の編成と執行に重大な疑義があることが明白になったことであります。

鈴木宗男議員、その行政介入問題は、政官業癒着構造にどっぷりとつかっている政府・与党の実態のほんの一部にすぎません。ＯＤＡや公共投資が族議員の介入によってむだ遣いされ、予算執行が著しく歪曲されているのです。それにもかかわらず、その癒着構造温存予算を後生大事にして、国民の血税を垂れ流し続けることは、言語道断であります。

一方、野党四会派提出の予算案組み替え動議は、隠れ借金によって粉飾し、旧来型公共事業を継続する政府予算案を最小限改め、雇用対策、中小企業対策など、緊急性の高い事業に重点化しております。さらに、予算の効率的な執行を促すことによって、経済の活性化と国民の安心の確保が可能になるものと考えます。

また、組み替え動議には、鈴木宗男議員の行政介入問題に絡み、北方四島住民支援事業に関する支援委員会への予算の削除も盛り込まれております。塩川財務大臣は、常識的に考えたらおかしい、実態を調べ、外務省とよく相談し、執行について内閣で協議すると述べ、政府予算案に計上されている支援事業の予算執行を再検討する考えを示しました。しかし、そうであるならば、支援委員会への拠出金を削除し、見直しを行うことが当然であります。

以上の観点から、野党四会派提出の組み替え動議に賛成をいたします。（拍手）

最後に、申し上げます。

自由党は、改革を志向する日本国民の大きな運動の中から、改革に一生をささげようとする者たちが集まって、改革を断行するためにできた政党です。私たちの日本一新は、スローガンであると同時に、理念であり、政策パッケージであり、改革実現のための運動論でもあります。明治の御一新に匹敵する大改革をやり遂げようとする覚悟を示す言葉でもあります。

そのような私たちから見ますと、小泉改革なるものは、全くのインチキであります。国民の仕事と国民の暮らしがどんどん悪くなっていくことを、改革が進んでいるということにし、現状の悪化に責任をとらずに済む予防線を張っておいて、抵抗勢力が協力勢力になるというまやかしの言葉で、守旧派との折々の妥協を正当化しています。究極のお気楽、日本一の無責任政権と言ってもいいでしょう。（拍手）

そういう無責任政権は、ドラマの中でなら、おもしろいでありましょう。しかし、国民の仕事、国民の暮らしはドラマの外にあるのです。ドラマの外で、生身の現実の中で、政治が国民としっかり結びついていくためにも、政府予算三案に反対し、野党四会派提出の予算組み替え動議に賛成して、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　穀田恵二君。

〔穀田恵二君登壇〕

○穀田恵二君　私は、日本共産党を代表して、野党四党が共同提出した組み替え動議に賛成し、二〇〇二年度政府予算三案に反対の討論を行います。（拍手）

まず初めに、我が国の外交をゆがめ、行政を私物化する鈴木宗男議員による数々の疑惑が明らかになり、政府の予算執行の資格が厳しく問われていることを指摘しなければなりません。にもかかわらず、疑惑の徹底解明を後回しにしたまま、深刻な経済危機をさらに推し進める予算案の衆院通過を強行しようとしていることに対し、満身の怒りを込めて、抗議の意思を表明するものであります。（拍手）

アフガン復興会議へのＮＧＯ排除問題での不当

な圧力を初め、鈴木議員による行政私物化の実態は、許すことのできないものです。我が党の佐々木憲昭議員が明らかにしたムネオハウスなど、北方四島支援事業への不当な介入と私物化、コンゴ民主共和国臨時代理大使に対する外交官身分証明票発給の妨害という、他国の主権に介入し、日本の外交をゆがめた事実などは、外務省の行った不十分な調査でも認めざるを得ないものでした。

鈴木疑惑の解明は緒についたばかりであり、疑惑はますます深まりと広がりを見せているのであります。現に、昨日、本日の予算委員会での審議を通じて、国土交通省をめぐる疑惑、防衛庁をめぐる疑惑など、疑惑は政府全体に広がっているのであります。

これらの疑惑は、日本の外交政策、予算の執行にかかわる重大問題であります。だからこそ、本日の予算委員会で、塩川財務大臣も、このままの形では予算の執行はできないと答弁したのではありませんか。疑惑の全容解明がないまま予算案採決を強行することに、一片の道理もないのであります。

政官業の癒着をめぐって、解明すべきはこれだけではありません。自民党加藤紘一元幹事長の秘書や鹿野道彦議員の元秘書による公共事業への口きき疑惑、一連の疑惑を徹底解明し、政官業の癒着をもとから断つことこそ、今、国会に求められています。（拍手）

次に、本予算案の中身の問題です。

何よりも、本予算案は、長引く不況とデフレを解決し、国民の暮らしを応援する内容に全くなっていないのであります。そもそも、本予算案を提出した折、デフレ対策を組み込んだ最適な予算と豪語していたにもかかわらず、本予算案審議のさなかに、デフレ対策を出さざるを得ませんでした。このこと自体、欠陥予算であることを政府みずから告白しているものです。全くつじつまが合わないではありませんか。

小泉内閣が発足して十カ月、この間、失業率は過去最高の、最悪の水準にあり、企業倒産も相次いでいます。我が党の追及で、信金、信組を無理やりつぶす、金融庁の理不尽なやり方が明らかになりました。小泉内閣は、不良債権の早期最終処理の名のもとに、中小零細企業をつぶし、地域金融を支えている信金、信組を、手段を選ばず、強制的に破綻させてきました。その一方で、大企業や大手銀行には、手厚い支援を一貫して続けています。まさに、弱きをくじき、強きを助けるのが小泉構造改革であります。

来年度予算案には、その必要性が疑われ、壮大な浪費とまで言われている川辺川ダム、関空第二期工事、諫早湾干拓など、大型プロジェクトは依然として温存されています。また、大銀行支援のための公的資金枠七十兆円も維持され、さらなる投入の動きさえ見られるのであります。

歴代の自民党政府が行ってきた景気対策の結果、一九九〇年から二〇〇一年までの十一年間で、サラリーマン世帯の消費支出は、マイナス五・一％、月額で一万八千円余りも落ち込んでいることに見られるように、深刻な経済危機の根本には消費大不況があることは、余りにも明白であります。

多くの国民が痛みを押しつけられている上、不況で苦しむ人々に一層のしわ寄せを迫る、それが本予算案の特徴です。サラリーマンなどの医療機関の窓口での自己負担を三割に、高齢者の負担限度をも引き上げる医療制度の改悪、高齢者マル優の廃止、中小企業予算のさらなる削減、日本育英会奨学金の無利子貸与枠の大幅削減、これらは、庶民の暮らしと営業を破壊し、景気と経済をさらに悪化させるもの以外の何物でもありません。焦眉となっているＢＳＥ問題でも、まともな対策予算もないではありませんか。既に破綻した大企業中心の経済政策をさらに徹底して推し進めるやり方であり、今や、経済危機の最大の原因は、小泉構造改革そのものなのであります。

今、求められていることは、小泉構造改革をきっぱりやめ、大企業のリストラを規制して雇用を守る、医療、年金、介護など社会保障の改悪を中止すること、経済運営の軸足を国民の暮らしと営業に置く方向に転換することです。こうした国民生活を応援する予算への転換以外に、ＧＤＰの六割を占める家計消費を温め、現在の経済危機から抜け出す道はありません。

日本共産党は、そのための予算案の抜本的な組み替え要求を提案し、その実行を求めてきました。

過去最悪の雇用情勢に対応するため、解雇規制法や、地域経済に打撃を与える一方的な工場閉鎖などを規制するための立法措置など、大企業の社会的責任を明確にすること、本人三割負担は直ちにやめ、国の財政支出を最優先にした医療保険財政に立て直すこと、銀行への公的資金投入を中止し、中小企業を支援すること、公共事業の浪費をなくす上では、ゼネコン奉仕の大型公共事業から生活改善型の公共事業への予算配分の転換が不可欠であります。

我が党は、こうした抜本的転換の方向を掲げるとともに、野党四党で一致する、最低限の予算組み替えも要求してきました。こうした提案にさえ真摯に耳を傾けない政府・与党の態度は、国民の願いを真っ向から踏みにじるものと言わなければなりません。

自民党政治の行き詰まりは、いよいよ深刻です。小泉改革の正体は、旧来の自民党政治と何ら変わらないこと、自民党政治をよりむき出しにしたものであることが白日のもとにさらけ出されており、その転換が求められています。政官業の癒着をもとから断つこと、憲法で保障された、人間を人間として大切にする経済社会を目指すこと、有事法制や、テロ対策と称した報復戦争への無条件の協力ではなく、世界に誇るべき平和憲法を政治の根本に据えること、二十一世紀の日本の進路が厳しく問われています。

日本共産党は、憲法を政治に生かすため、国民と力を合わせ全力を挙げることを表明して、討論を終わります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　菅野哲雄君。

〔菅野哲雄君登壇〕

○菅野哲雄君　私は、社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題となりました二〇〇二年度政府予算三案に反対、野党四会派提出の二〇〇二年度一般会計予算外二案につき撤回のうえ編成替えを求める動議に賛成の立場から討論を行うものであります。（拍手）

政府予算案に反対する第一の理由は、隠れ借金による粉飾予算だからであります。

小泉首相の公約である国債発行三十兆円ありきで終始した結果、見せかけだけの数字合わせに

よって、かえって、財政の透明性は後退し、財政民主主義という観点から問題を残す粉飾予算となっているからです。

しかも、税収が大幅に落ち込むときに三十兆円の国債目標にこだわったことで、本当に必要な分野へ必要なだけ手当てするという、景気に対する財政の働きを放棄することになっているのであります。その結果、国民が期待する、不況の克服、不安の解消、暮らしの安定と安心につながる予算とはなっていません。

しかも、最終的に、国、地方を合わせた長期債務の総額は二十七兆円増の六百九十七兆円にまで膨れ上がり、ＯＥＣＤ諸国で最悪の水準となっており、財政悪化は一層進むという、どこをとっても取り柄のない予算となっているのであります。

反対の理由の第二は、改革断行予算とは名ばかりの、まやかしの予算だからであります。

公共事業費の一兆円強の削減にしても、二〇〇一年度第二次補正予算は公共事業中心であり、補正予算を合わせた公共事業費の実態は対前年度当初比六％増となっており、まやかしの削減なのです。鈴木宗男議員の不当な関与が明らかになった北方支援予算も含まれており、旧来型公共事業温存、既得権益擁護の姿勢は変わってはいません。

一方、同時多発テロ事件や不審船問題をいいことに、防衛費は聖域となり、歳出全体に占める割合は逆にふえています。中でも、後年度に大きな影響をもたらす、空中給油機の導入や五隻目のイージス艦購入は、断じて容認できません。また、相変わらず警察の不祥事は続発している中、警察官の四千四百人の増員が行われています。機密費詐取事件で大きな問題となった外交機密費、外務省報償費も、他の費目へのつけ回しで逃れており、外務省不祥事の反省が真摯に行われているとは、到底言えるものではありません。

理由の第三は、弱者に痛みをしわ寄せする予算だからであります。

児童扶養手当の改悪、国立大学の授業料の引き上げ、日本育英会の無利子奨学金の縮小、一定の高齢者の本人窓口負担の引き上げなど、社会保障や教育に痛みがしわ寄せされているのです。また、多くの中小企業が苦境にあえぐ中、中小企業対策費も削減されているのであります。医療費の値上げも、政府・与党が抜本改革を怠ってきたツケを国民にのみ押しつけようとするものです。

地方財政の財源不足の補てんをめぐる、一度廃止を決めた特別会計借り入れ方式の復活や、タコの足食いにほかならない赤字地方債による交付税総額の確保は、地方財政調整制度の機能不全、破綻を意味しています。自治体にも自己責任、自助努力の競争原理を適用しようとする姿勢は、地方自治への無理解を示すものであり、地方交付税の段階補正の見直しなど、市町村合併推進のむちが目立つものであります。

国民一人一人の生活の安定、不安の解消なくして、不況の克服はできません。防衛費や原子力関係費、むだな大規模公共事業費を削減した上で、雇用対策や社会保障の充実、地球温暖化対策を初めとする環境対策、三十人以下学級の早期実現を初めとする教育予算の充実、バリアフリー化や生活の足の確保、ＢＳＥ緊急対策、信頼できる食品表示のための検査・監視体制の強化拡充など、国民生活に重点を置いた予算に組み替えていくことこそが、国民の安心に資するものでありましょう。

しかるに、予算委員会における審議は極めて不十分で、審議が尽くされたとは到底言えません。外務省をめぐる一連の疑惑は大きく広がりを見せています。政治家の行政に関する不当な関与は、国土交通大臣、防衛庁長官なども認めているところであります。外務省の作成した調査報告書も不十分であったことが、昨日の予算委員会における野党の追及で明らかになっています。ＯＤＡや公共事業をめぐる疑惑はまさに予算の執行にかかわるものであり、疑惑を徹底的に究明し、国民の不信を払拭することこそが、本院に課せられた責務なのであります。

このような中で二〇〇二年度予算案の採決を強行するならば、国民の政治と行政に対する不信は増すばかりであり、政治、行政への信頼は地に落ちることになりましょう。（拍手）

改革に逆行する政府予算案が目指しているものは、国民生活の切り捨てです。旧来型公共事業の温存や既得権益に縛られた政府予算案では、国民の生活不安は深刻化するだけであり、不況を克服することはできません。国民の安心を確保し、景気の速やかな回復を図るためには、野党四会派提出の予算の編成替えが不可欠なのであります。多くの議員の圧倒的な御賛同をもって動議を可決しようではありませんか。（拍手）

以上申し上げて、私の討論を終わります。

（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　これより採決に入ります。

まず、枝野幸男君外六名提出、平成十四年度一般会計予算外二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について採決いたします。

枝野幸男君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立少数。よって、枝野幸男君外六名提出の動議は否決されました。（拍手）

次に、平成十四年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（綿貫民輔君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（綿貫民輔君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百七十三

可とする者（白票）　二百八十六

否とする者（青票）　百八十七

〔拍手〕

○議長（綿貫民輔君）　右の結果、平成十四年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

平成十四年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍　晋三君　相沢　英之君
逢沢　一郎君　青山　丘君
赤城　徳彦君　浅野　勝人君
麻生　太郎君　甘利　明君
荒井　広幸君　伊藤　公介君
伊藤信太郎君　伊藤　達也君
伊吹　文明君　池田　行彦君
石川　要三君　石破　茂君
石原　伸晃君　稲葉　大和君
今村　雅弘君　岩倉　博文君
岩崎　忠夫君　岩永　峯一君
岩屋　毅君　植竹　繁雄君
臼井日出男君　江藤　隆美君
衛藤征士郎君　遠藤　武彦君
小此木八郎君　小里　貞利君
小野　晋也君　小渕　優子君
尾身　幸次君　大木　浩君
大島　理森君　大野　松茂君
大野　功統君　大原　一三君
大村　秀章君　太田　誠一君
岡下　信子君　奥谷　通君
奥野　誠亮君　奥山　茂彦君
加藤　紘一君　嘉数　知賢君
梶山　弘志君　金子　一義君
金子　恭之君　金田　英行君
上川　陽子君　亀井　久興君
亀井　善之君　鴨下　一郎君
川崎　二郎君　河村　建夫君
瓦　力君　木村　太郎君
木村　隆秀君　木村　義雄君
岸田　文雄君　北村　誠吾君
北村　直人君　久間　章生君
熊谷　市雄君　熊代　昭彦君
倉田　雅年君　栗原　博久君
小泉純一郎君　小坂　憲次君
小島　敏男君　小西　理君
小林　興起君　古賀　誠君
古賀　正浩君　後藤田正純君
河野　太郎君　河野　洋平君
高村　正彦君　近藤　基彦君
左藤　章君　佐田玄一郎君
佐藤　静雄君　佐藤　剛男君
佐藤　勉君　斉藤斗志二君
坂井　隆憲君　坂本　剛二君
阪上　善秀君　桜田　義孝君
笹川　堯君　自見庄三郎君
塩川正十郎君　塩崎　恭久君
七条　明君　実川　幸夫君
下地　幹郎君　下村　博文君
新藤　義孝君　菅　義偉君
杉浦　正健君　杉山　憲夫君
鈴木　俊一君　鈴木　恒夫君
鈴木　宗男君　砂田　圭佑君
園田　博之君　田中　和徳君
田中眞紀子君　田野瀬良太郎君
田村　憲久君　高市　早苗君
高木　毅君　高鳥　修君
高橋　一郎君　滝　実君
竹下　亘君　竹本　直一君
武部　勤君　橘　康太郎君
棚橋　泰文君　谷　洋一君
谷垣　禎一君　谷川　和穗君
谷田　武彦君　谷畑　孝君
谷本　龍哉君　近岡理一郎君
中馬　弘毅君　津島　雄二君
土屋　品子君　渡海紀三朗君
虎島　和夫君　中川　昭一君
中川　秀直君　中曽根康弘君
中谷　元君　中野　清君
中村正三郎君　中本　太衛君
中山　太郎君　中山　利生君
中山　成彬君　中山　正暉君
仲村　正治君　長勢　甚遠君
丹羽　雄哉君　西川　京子君
西川　公也君　西田　司君
西野あきら君　額賀福志郎君
根本　匠君　野田　聖子君
野中　広務君　野呂田芳成君
葉梨　信行君　萩野　浩基君
萩山　教嚴君　蓮実　進君
馳　浩君　鳩山　邦夫君
浜田　靖一君　林　省之介君
林　幹雄君　林　義郎君
林田　彪君　原田昇左右君
原田　義昭君　菱田　嘉明君
平井　卓也君　平沢　勝栄君
平沼　赳夫君　平林　鴻三君
福井　照君　福田　康夫君
藤井　孝男君　二田　孝治君
古屋　圭司君　保利　耕輔君
細田　博之君　堀内　光雄君
堀之内久男君　牧野　隆守君
増田　敏男君　増原　義剛君
松岡　利勝君　松島みどり君
松下　忠洋君　松宮　勲君
松本　和那君　三ッ林隆志君
三塚　博君　御法川英文君
水野　賢一君　宮腰　光寛君
宮澤　喜一君　宮澤　洋一君
宮路　和明君　宮下　創平君
宮本　一三君　武藤　嘉文君
村井　仁君　村岡　兼造君
村上誠一郎君　村田　吉隆君
持永　和見君　望月　義夫君
茂木　敏充君　森　英介君
森　喜朗君　森岡　正宏君
森田　健作君　森田　一君
森山　眞弓君　八代　英太君
谷津　義男君　保岡　興治君
柳澤　伯夫君　柳本　卓治君
山口　俊一君　山口　泰明君
山崎　拓君　山中　貞則君
山本　明彦君　山本　公一君
山本　幸三君　山本　有二君
横内　正明君　吉川　貴盛君
吉田　幸弘君　吉田六左エ門君
吉野　正芳君　米田　建三君

渡辺　具能君　渡辺　博道君
渡辺　喜美君　青山　二三君
赤羽　一嘉君　赤松　正雄君
井上　義久君　池坊　保子君
石井　啓一君　市川　雄一君
上田　勇君　漆原　良夫君
江田　康幸君　遠藤　和良君
太田　昭宏君　河合　正智君
河上　覃雄君　神崎　武法君
北側　一雄君　久保　哲司君
斉藤　鉄夫君　坂口　力君
白保　台一君　田端　正広君
高木　陽介君　谷口　隆義君
西　博義君　東　順治君
福島　豊君　冬柴　鐵三君
桝屋　敬悟君　丸谷　佳織君
山名　靖英君　若松　謙維君
井上　喜一君　海部　俊樹君
小池百合子君　二階　俊博君
西川太一郎君　野田　毅君
松浪健四郎君　粟屋　敏信君
宇田川芳雄君　柿澤　弘治君
田中　甲君　徳田　虎雄君
中田　宏君　中村喜四郎君
藤波　孝生君　三村　申吾君

否とする議員の氏名

安住　淳君　阿久津幸彦君
赤松　広隆君　荒井　聰君
五十嵐文彦君　井上　和雄君
伊藤　英成君　伊藤　忠治君
家西　悟君　池田　元久君
石井　紘基君　石井　一君
石毛　鍈子君　岩國　哲人君
上田　清司君　生方　幸夫君
江崎洋一郎君　枝野　幸男君
小沢　鋭仁君　大石　尚子君
大石　正光君　大出　彰君
大島　敦君　大谷　信盛君
大畠　章宏君　岡田　克也君
奥田　建君　加藤　公一君
海江田万里君　鍵田　節哉君
金子善次郎君　金田　誠一君
鎌田さゆり君　川内　博史君
川端　達夫君　河村たかし君
菅　直人君　木下　厚君
北橋　健治君　釘宮　磐君
熊谷　弘君　桑原　豊君
玄葉光一郎君　小泉　俊明君
小平　忠正君　小林　憲司君
小林　守君　古賀　一成君
五島　正規君　後藤　茂之君
後藤　斎君　今田　保典君
今野　東君　近藤　昭一君
佐々木秀典君　佐藤　観樹君
佐藤謙一郎君　佐藤　敬夫君
鮫島　宗明君　島　聡君
城島　正光君　首藤　信彦君
末松　義規君　鈴木　康友君
田中　慶秋君　田並　胤明君
高木　義明君　武正　公一君
玉置　一弥君　樽床　伸二君
津川　祥吾君　筒井　信隆君
手塚　仁雄君　中川　正春君
中沢　健次君　中津川博郷君
中野　寛成君　中村　哲治君
中山　義活君　永井　英慈君
永田　寿康君　長妻　昭君
長浜　博行君　楢崎　欣弥君
野田　佳彦君　羽田　孜君
鉢呂　吉雄君　原口　一博君
鳩山由紀夫君　日野　市朗君
伴野　豊君　平岡　秀夫君
肥田美代子君　藤村　修君
平野　博文君　細川　律夫君
古川　元久君　堀込　征雄君
細野　豪志君　前原　誠司君
前田　雄吉君　牧野　聖修君
牧　義夫君　松沢　成文君
松崎　公昭君　松原　仁君
松野　頼久君　松本　龍君
松本　剛明君　水島　広子君
三井　辨雄君　山口　壯君
山内　功君　山谷えり子君
山田　敏雅君　山花　郁夫君
山井　和則君　山元　勉君
山村　健君　吉田　公一君
横路　孝弘君　横光　克彦君
渡辺　周君　渡部　恒三君
石原健太郎君　一川　保夫君
小沢　一郎君　黄川田　徹君
工藤堅太郎君　佐藤　公治君
塩田　晋君　鈴木　淑夫君
高橋　嘉信君　武山百合子君
達増　拓也君　都築　譲君
土田　龍司君　中井　洽君
中塚　一宏君　西村　眞悟君
樋高　剛君　藤井　裕久君
藤島　正之君　山岡　賢次君
山田　正彦君　赤嶺　政賢君
石井　郁子君　小沢　和秋君
大幡　基夫君　大森　猛君
木島日出夫君　児玉　健次君
穀田　恵二君　佐々木憲昭君
志位　和夫君　塩川　鉄也君
瀬古由起子君　中林よし子君
春名　真章君　不破　哲三君
藤木　洋子君　松本　善明君
矢島　恒夫君　山口　富男君
山口わか子君　横光　克彦君
吉井　英勝君　阿部　知子君
今川　正美君　植田　至紀君
大島　令子君　金子　哲夫君
菅野　哲雄君　北川れん子君
重野　安正君　辻元　清美君
土井たか子君　東門美津子君
中川　智子君　中西　績介君
原　陽子君　日森　文尋君
保坂　展人君　山内　惠子君
山口わか子君　横光　克彦君
鹿野　道彦君　川田　悦子君
渡部　恒三君

○**馳浩君**　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○**議長（綿貫民輔君）**　馳浩君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（綿貫民輔君）**　御異議なしと認めます。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**議長（綿貫民輔君）**　地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長平林鴻三君。

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔平林鴻三君登壇〕

○**平林鴻三君**　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律案は、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充を図るほか、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設等、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成十四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、地方交付税の単位費用の改正等を行おうとするものであります。

両案は、去る二月二十二日本委員会に付託され、同月二十六日に片山総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、昨日及び本日両案に対する質疑を行い、討論、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（綿貫民輔君）**　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（綿貫民輔君）**　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○**馳浩君**　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○**議長（綿貫民輔君）**　馳浩君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（綿貫民輔君）**　御異議なしと認めます。

平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**議長（綿貫民輔君）**　平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長坂本剛二君。

平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び同報告書
租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔坂本剛二君登壇〕

○**坂本剛二君**　ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、当面の財政運営を適切に行うため、平成十四年度における公債の発行の特例に関する措置、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰り入れの特別措置等を定めるものであります。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業関係税制として同族会社の留保金課税の特例の拡充等を、金融・証券税制として老人等の少額貯蓄非課税制度の障害者等を対象とした制度への改組等を行うとともに、金融業務特別地区における認定法人に係る所得の特別控除制度の創設等、沖縄の経済振興のための措置等を講ずることにしております。

両案は、去る二月十九日当委員会に付託され、同月二十七日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、本日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（綿貫民輔君）**　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（綿貫民輔君）**　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○**議長（綿貫民輔君）**　本日は、これにて散会いたします。

午後十一時十三分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　小泉純一郎君
総務大臣　片山虎之助君
法務大臣　森山　眞弓君
外務大臣　川口　順子君
財務大臣　塩川正十郎君
文部科学大臣　遠山　敦子君
厚生労働大臣　坂口　力君
農林水産大臣　武部　勤君
経済産業大臣　平沼　赳夫君
国土交通大臣　扇　千景君
環境大臣　大木　浩君
国務大臣　石原　伸晃君
国務大臣　尾身　幸次君
国務大臣　竹中　平蔵君
国務大臣　中谷　元君
国務大臣　福田　康夫君
国務大臣　村井　仁君
国務大臣　柳澤　伯夫君

○議長の報告

（報告書受領）

一、去る一日、内閣から次の報告書を受領した。

国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく平成十二年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成十二年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

（理事補欠選任）

一、去る二月二十二日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事　阪上　善秀君（理事西川公也君去る二月二十二日理事辞任につきその補欠）
理事　渡辺　具能君（理事古賀正浩君去る二月二十二日理事辞任につきその補欠）
理事　渡辺　博道君（理事小野晋也君去る二月二十二日理事辞任につきその補欠）
理事　藤村　修君（理事石毛鍈子君去る二月二十二日理事辞任につきその補欠）

外務委員会

理事　浅野　勝人君（理事河野太郎君去る一月八日委員辞任につきその補欠）
理事　坂井　隆憲君（理事下村博文君去る一月八日委員辞任につきその補欠）
理事　小島　敏男君（理事米田建三君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　中川　正春君（理事安住淳君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　石破　茂君（理事鈴木宗男君去る一月二十一日委員辞任につきその補欠）

文部科学委員会

理事　増田　敏男君（理事高橋一郎君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　武山百合子君（理事都築譲君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　斉藤　鉄夫君（理事西博義君去る二月二十二日理事辞任につきその補欠）

環境委員会

理事　熊谷　市雄君（理事稲葉大和君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　西野あきら君（理事伊藤達也君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　西　博義君（理事青山二三君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　牧　義夫君（理事近藤昭一君去る二月二十二日理事辞任につきその補欠）

一、去る二月二十五日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　枝野　幸男君（理事松本剛明君去る二月二十五日理事辞任につきその補欠）

一、去る二月二十六日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

法務委員会

理事　佐藤　剛男君（理事奥谷通君去る一月八日委員辞任につきその補欠）
理事　棚橋　泰文君（理事田村憲久君去る一月八日委員辞任につきその補欠）
理事　山本　有二君（理事長勢甚遠君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　加藤　公一君（理事枝野幸男君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）

厚生労働委員会

理事　野田　聖子君（理事吉田幸弘君去る一月八日委員辞任につきその補欠）
理事　長勢　甚遠君（理事谷畑孝君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　鴨下　一郎君（理事棚橋泰文君去る二月二十六日理事辞任につきその補欠）
理事　鈴木　俊一君（理事森英介君去る一月二十一日委員長辞任につきその補欠）
理事　山井　和則君（理事鍵田節哉君去る二月二十六日理事辞任につきその補欠）

農林水産委員会

理事　岩永　峯一君（理事木村太郎君去る一月八日委員辞任につきその補欠）
理事　大村　秀章君（理事滝実君去る一月八日委員辞任につきその補欠）
理事　金田　英行君（理事二田孝治君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　山田　正彦君（理事一川保夫君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　原田　義昭君（理事岸本光造君去る一月二十三日委員辞任につきその補欠）
理事　佐藤謙一郎君（理事小平忠正君去る二月二十六日理事辞任につきその補欠）

国土交通委員会

理事　木村　隆秀君（理事桜田義孝君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）

理事　赤羽　一嘉君（理事河上覃雄君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　一川　保夫君（理事山田正彦君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　林　幹雄君（理事赤城徳彦君去る二月二十六日理事辞任につきその補欠）
安全保障委員会
理事　大野　松茂君（理事水野賢一君去る一月八日委員辞任につきその補欠）
理事　山口　泰明君（理事園田博之君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　仲村　正治君（理事石破茂君去る二月二十六日理事辞任につきその補欠）

一、去る二月二十七日、経済産業委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　竹本　直一君（理事竹本直一君去る二月二十日委員辞任につきその補欠）

一、去る二月二十八日、懲罰委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　河野　洋平君（理事小泉純一郎君去る平成十三年四月二十六日委員辞任につきその補欠）
理事　菅　直人君（理事赤松広隆君去る平成十三年九月二十七日委員辞任につきその補欠）
理事　村岡　兼造君（理事中山利生君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　小里　貞利君（理事加藤紘一君去る二月二十八日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任		補欠	
古賀	正浩君	岩倉	博文君
仙谷	由人君	平野	博文君
岩倉	博文君	古賀	正浩君
平野	博文君	仙谷	由人君

外務委員

辞任		補欠	
前田	雄吉君	大島	敦君
大島	敦君	前田	雄吉君

文部科学委員

辞任		補欠	
松宮	勲君	西川	京子君
西川	京子君	松宮	勲君

環境委員

辞任		補欠	
小泉	龍司君	谷田	武彦君
鮫島	宗明君	中村	哲治君
谷田	武彦君	小泉	龍司君
中村	哲治君	鮫島	宗明君

予算委員

辞任		補欠	
石川	要三君	金子	恭之君
大原	一三君	谷田	武彦君
奥野	誠亮君	阪上	善秀君
亀井	善之君	岩崎	忠夫君
小坂	憲次君	倉田	雅年君
髙鳥	修君	岩倉	博文君
丹羽	雄哉君	上川	陽子君
野田	聖子君	伊藤信太郎君	
池田	元久君	山田	敏雅君
岩國	哲人君	中津川博郷君	
枝野	幸男君	長妻	昭君
野田	佳彦君	武正	公一君
松野	頼久君	古川	元久君
赤松	正雄君	桝屋	敬悟君
中塚	一宏君	樋高	剛君
山口	富男君	大森	猛君
辻元	清美君	重野	安正君
倉田	雅年君	近藤	基彦君
谷田	武彦君	岡下	信子君
中津川博郷君		山井	和則君
山井	和則君	松原	仁君
伊藤信太郎君		野田	聖子君
岩倉	博文君	髙鳥	修君
岩崎	忠夫君	亀井	善之君
岡下	信子君	大原	一三君
金子	恭之君	石川	要三君
上川	陽子君	丹羽	雄哉君
近藤	基彦君	小坂	憲次君
阪上	善秀君	奥野	誠亮君
武正	公一君	野田	佳彦君
長妻	昭君	枝野	幸男君
古川	元久君	松野	頼久君
松原	仁君	岩國	哲人君
山田	敏雅君	池田	元久君
桝屋	敬悟君	赤松	正雄君
樋高	剛君	中塚	一宏君
大森	猛君	山口	富男君
重野	安正君	辻元	清美君

議院運営委員

辞任		補欠	
丸谷	佳織君	桝屋	敬悟君
桝屋	敬悟君	丸谷	佳織君

一、去る二月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任		補欠	
山口	泰明君	小坂	憲次君

予算委員

辞任		補欠	
大原	一三君	小西	理君
小坂	憲次君	山口	泰明君
中山	正暉君	林	省之介君
八代	英太君	河村たかし君	
河村たかし君		山谷えり子君	
達増	拓也君	髙橋	嘉信君
中塚	一宏君	佐藤	公治君
山口	富男君	中林よし子君	
辻元	清美君	菅野	哲雄君
林	省之介君	森岡	正宏君
中林よし子君		木島日出夫君	
菅野	哲雄君	阿部	知子君
小西	理君	大原	一三君
近藤	基彦君	八代	英太君
森岡	正宏君	中山	正暉君
山谷えり子君		河村たかし君	
佐藤	公治君	中塚	一宏君
髙橋	嘉信君	達増	拓也君
木島日出夫君		山口	富男君
阿部	知子君	辻元	清美君

一、去る二月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

伊藤信太郎君　大野　松茂君　野中　広務君　武正　公一君　横光　克彦君　小坂　憲次君　平井　卓也君　山本　明彦君　手塚　仁雄君　原　陽子君

補欠

平井　卓也君　山本　明彦君　小坂　憲次君　手塚　仁雄君　原　陽子君　大野　松茂君　武正　公一君　横光　克彦君　伊藤信太郎君　野中　広務君

法務委員

辞任

鈴木　恒夫君　小此木八郎君

補欠

小此木八郎君　鈴木　恒夫君

文部科学委員

辞任

杉山　憲夫君　鎌田さゆり君　宮本　一三君　細野　豪志君

補欠

宮本　一三君　細野　豪志君　杉山　憲夫君　鎌田さゆり君

安全保障委員

辞任

石破　茂君　桜田　義孝君

補欠

桜田　義孝君　石破　茂君

予算委員

辞任

大原　一三君

補欠

岡下　信子君　亀井　善之君　細田　博之君　山口　泰明君　岩國　哲人君　松本　剛明君　山口　富男君　辻元　清美君　井上　喜一君　原　陽子君　岡下　信子君　北村　誠吾君　竹下　亘君　中本　太衛君　山口　泰明君　前原　誠司君　山田　敏雅君　塩川　鉄也君　菅野　哲雄君　西川太一郎君　井上　喜一君　辻元　清美君　山口　富男君　岩國　哲人君　塩川　鉄也君　山田　敏雅君　前原　誠司君　松本　剛明君　中本　太衛君　竹下　亘君　北村　誠吾君

一、去る二月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

小野　晋也君　谷本　龍哉君　仙谷　由人君　平井　卓也君　山本　明彦君　大谷　信盛君

補欠

山本　明彦君　平井　卓也君　大谷　信盛君　谷本　龍哉君　小野　晋也君　仙谷　由人君

法務委員

辞任

左藤　章君

補欠

福井　照君　中川　昭一君　不破　哲三君　福井　照君　上川　陽子君　西川　公也君　中林よし子君　左藤　章君　中川　昭一君　不破　哲三君　中林よし子君

財務金融委員

辞任

岩倉　博文君　小泉　龍司君　渡辺　喜美君　中本　太衛君　小西　理君　佐藤　勉君　松島みどり君　岩倉　博文君

補欠

中本　太衛君　小西　理君　佐藤　勉君　渡辺　喜美君　松島みどり君　小泉　龍司君　西川　公也君　上川　陽子君　左藤　章君　中川　昭一君　不破　哲三君

文部科学委員

辞任

伊藤信太郎君　鎌田さゆり君　小西　理君　今野　東君

補欠

小西　理君　今野　東君　伊藤信太郎君　鎌田さゆり君

国土交通委員

辞任

田中　和徳君　髙木　毅君　今田　保典君　保坂　展人君　二階　俊博君　金子　恭之君　小西　理君　中村　哲治君　原　陽子君

補欠

金子　恭之君　小西　理君　中村　哲治君　原　陽子君　西川太一郎君　二階　俊博君　田中　和徳君　髙木　毅君　今田　保典君　保坂　展人君

予算委員

辞任

石川　要三君　大原　一三君　野田　聖子君　萩野　浩基君　河村たかし君　野田　佳彦君　佐々木憲昭君　山口　富男君　小西　理君　吉野　正芳君　岩崎　忠夫君　今野　東君　鮫島　宗明君　萩野　浩基君　七条　明君　中本　太衛君　石川　要三君　菱田　嘉明君　大原　一三君　河村たかし君　津川　祥吾君　木島日出夫君　矢島　恒夫君

一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

金子　一義君　小泉　龍司君　山本　明彦君　渡辺　喜美君

補欠

小此木八郎君　谷田　武彦君　吉野　正芳君　佐藤　勉君

永田　寿康君　　河村たかし君
小此木八郎君　　金子　一義君
佐藤　勉君　　渡辺　喜美君
谷田　武彦君　　小泉　龍司君
吉野　正芳君　　山本　明彦君
河村たかし君　　永田　寿康君

安全保障委員

辞任

江崎洋一郎君　　前田　雄吉君
前田　雄吉君　　江崎洋一郎君

予算委員

辞任

大原　一三君　　小渕　優子君
栗原　博久君　　林　省之介君
河村たかし君　　永田　寿康君
赤松　正雄君　　丸谷　佳織君
瀬古由起子君　　河村たかし君
山口　富男君　　赤松　正雄君
井上　喜一君　　西川太一郎君
小渕　優子君　　谷田　武彦君
林　省之介君　　栗原　博久君
永田　寿康君　　河村たかし君
丸谷　佳織君　　赤松　正雄君
山口　富男君　　瀬古由起子君
西川太一郎君　　井上　喜一君

懲罰委員

辞任

森　喜朗君　　虎島　和夫君
山中　貞則君　　西川　公也君
小沢　一郎君　　樋高　剛君
虎島　和夫君　　森　喜朗君
西川　公也君　　山中　貞則君

樋高　剛君　　小沢　一郎君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

伊吹　文明君　　小西　理君
衛藤征士郎君　　左藤　章君
奥野　誠亮君　　松島みどり君
小島　敏男君　　林　省之介君
中山　正暉君　　中野　清君
三塚　博君　　馳　浩君
青山　二三君　　山名　靖英君
赤松　正雄君　　上田　勇君
石川　要三君　　田中　和徳君

補欠

左藤　章君　　谷田　武彦君
丹羽　雄哉君　　吉野　正芳君
野田　聖子君　　伊藤信太郎君
上田　勇君　　斉藤　鉄夫君
井上　喜一君　　遠藤　和良君
遠藤　和良君　　西川太一郎君
斉藤　鉄夫君　　青山　二三君
西川太一郎君　　赤羽　一嘉君
小西　理君　　井上　喜一君
青山　二三君　　西川　京子君
赤羽　一嘉君　　遠藤　和良君
谷田　武彦君　　田端　正広君
遠藤　和良君　　大村　秀章君
田端　正広君　　石井　啓一君
赤松　正雄君　　赤松　正雄君
石井　啓一君　　赤羽　一嘉君
伊藤信太郎君　　福島　豊君
　　野田　聖子君

大村　秀章君　　衛藤征士郎君
田中　和徳君　　石川　要三君
中野　清君　　中山　正暉君
西川　京子君　　伊吹　文明君
馳　浩君　　三塚　博君
林　省之介君　　小島　敏男君
松島みどり君　　奥野　誠亮君
吉野　正芳君　　丹羽　雄哉君
赤羽　一嘉君　　赤松　正雄君
福島　豊君　　青山　二三君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

伊吹　文明君　　西川　公也君
中山　正暉君　　森岡　正宏君
葉梨　信行君　　谷本　龍哉君
三塚　博君　　谷田　武彦君
青山　二三君　　遠藤　和良君
赤松　正雄君　　白保　台一君
石川　要三君　　林　省之介君
衛藤征士郎君　　岩崎　忠夫君
奥野　誠亮君　　伊藤信太郎君
谷田　武彦君　　松島みどり君
丹羽　雄哉君　　三ッ林隆志君
遠藤　和良君　　上田　勇君
岩崎　忠夫君　　蓮実　進君
野田　聖子君　　七条　明君
山口　泰明君　　小坂　憲次君
上田　勇君　　石井　啓一君
伊藤信太郎君　　奥野　誠亮君
小坂　憲次君　　山口　泰明君

七条　明君　　野田　聖子君
谷本　龍哉君　　葉梨　信行君
西川　公也君　　伊吹　文明君
蓮実　進君　　衛藤征士郎君
林　省之介君　　石川　要三君
松島みどり君　　三塚　博君
三ッ林隆志君　　丹羽　雄哉君
衛藤征士郎君　　中山　正暉君
大原　一三君　　森岡　正宏君
丹羽　雄哉君　　石井　啓一君
竹本　直一君　　白保　台一君
西川　公也君　　赤松　正雄君
小此木八郎君　　西川　公也君
大原　一三君　　伊吹　文明君
野田　聖子君　　浅野　勝人君
七条　明君　　衛藤征士郎君
丹羽　雄哉君　　蓮実　進君
石川　要三君　　小此木八郎君
矢島　恒夫君　　竹本　直一君
大石　尚子君　　大原　一三君
奥田　建君　　野田　聖子君
渡辺　博道君　　七条　明君
馳　浩君　　谷本　龍哉君
蓮実　進君　　葉梨　信行君
三塚　博君　　伊吹　文明君
山口　泰明君　　衛藤征士郎君
野田　佳彦君　　石川　要三君
筒井　信隆君　　三塚　博君
浅野　勝人君　　丹羽　雄哉君
山口　富男君　　伊吹　文明君
衛藤征士郎君　　中山　正暉君
石井　啓一君　　青山　二三君
白保　台一君　　赤松　正雄君
伊吹　文明君　　西川　公也君
石川　要三君　　浅野　勝人君
浅野　勝人君　　衛藤征士郎君
衛藤征士郎君　　蓮実　進君
蓮実　進君　　小此木八郎君
小此木八郎君　　竹本　直一君
竹本　直一君　　大原　一三君
大原　一三君　　野田　聖子君
野田　聖子君　　七条　明君
七条　明君　　丹羽　雄哉君
丹羽　雄哉君　　伊吹　文明君
伊吹　文明君　　衛藤征士郎君
衛藤征士郎君　　三塚　博君
三塚　博君　　山口　泰明君
山口　泰明君　　野田　佳彦君
野田　佳彦君　　筒井　信隆君
筒井　信隆君　　山口　富男君
山口　富男君

一、昨五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　補欠

石原健太郎君　高橋　嘉信君

高橋　嘉信君　石原健太郎君

予算委員

辞任　補欠

衛藤征士郎君　蓮実　進君

松野　頼久君　上田　清司君

佐々木憲昭君　児玉　健次君

山口　富男君　吉井　英勝君

辻元　清美君　植田　至紀君

吉井　英勝君　木島日出夫君

植田　至紀君　保坂　展人君

蓮実　進君　衛藤征士郎君

上田　清司君　松野　頼久君

木島日出夫君　山口　富男君

児玉　健次君　佐々木憲昭君

保坂　展人君　辻元　清美君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任　補欠

鈴木　宗男君　小坂　憲次君

一、去る二月二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任　補欠

横路　孝弘君　生方　幸夫君

生方　幸夫君　横路　孝弘君

一、去る二月二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任　補欠

山田　正彦君　高橋　嘉信君

高橋　嘉信君　山田　正彦君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任　補欠

金田　誠一君　石井　紘基君

石井　紘基君　金田　誠一君

（憲法調査会委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法調査会委員

辞任　補欠

中村　哲治君　三井　辨雄君

金子　哲夫君　大島　令子君

土井たか子君　日森　文尋君

井上　喜一君　西川太一郎君

西川太一郎君　小池百合子君

三井　辨雄君　中村　哲治君

大島　令子君　金子　哲夫君

日森　文尋君　土井たか子君

小池百合子君　井上　喜一君

（議案提出）

一、去る二月二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

伝染性海綿状脳症対策緊急措置法案（鮫島宗明君外四名提出）

一、去る二月二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第百四十四号）の締結について承認を求めるの件

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

警備業法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

健康増進法案

一、昨五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（岡田克也君外九名提出）

特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案（岡田克也君外九名提出）

一、昨五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

（議案受領）

一、去る二月二十二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

電波法の一部を改正する法律案

更生保護事業法等の一部を改正する法律案

一、去る二月二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案

一、去る二月二十八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正について承認を求めるの件

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件

一、去る一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案
水産業協同組合法等の一部を改正する法律案
漁業災害補償法の一部を改正する法律案
遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案
鉄道事業法等の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る二月二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）

以上二件　総務委員会　付託

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）

財務金融委員会　付託

（議案送付）

一、去る二月二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

伝染性海綿状脳症対策緊急措置法案（鮫島宗明君外四名提出）

一、昨五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（岡田克也君外九名提出）
特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案（岡田克也君外九名提出）

（調査要求承認）

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二月二十二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、内閣の重要政策に関する事項
二、栄典及び公式制度に関する事項
三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
四、国民生活の安定及び向上に関する事項
五、警察に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その適正を期するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十四年二月二十二日

内閣委員長　大畠　章宏

衆議院議長　綿貫　民輔殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
国際情勢に関する事項
二、調査の目的
国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十四年二月二十二日

外務委員長　吉田　公一

衆議院議長　綿貫　民輔殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、文部科学行政の基本施策に関する事項
二、生涯学習に関する事項
三、学校教育に関する事項
四、科学技術及び学術の振興に関する事項
五、科学技術の研究開発に関する事項
六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項
二、調査の目的
右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十四年二月二十二日

文部科学委員長　河村　建夫

衆議院議長　綿貫　民輔殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、環境保全の基本施策に関する事項
二、循環型社会の形成に関する事項
三、公害の防止に関する事項
四、自然環境の保護及び整備に関する事項
五、快適環境の創造に関する事項
六、公害健康被害救済に関する事項
七、公害紛争の処理に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十四年二月二十二日

環境委員長　大石　正光

衆議院議長　綿貫　民輔殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二月二十六日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、裁判所の司法行政に関する事項
二、法務行政及び検察行政に関する事項
三、国内治安に関する事項
四、人権擁護に関する事項
二、調査の目的
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十四年二月二十六日
法務委員長　園田　博之
衆議院議長　綿貫　民輔殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、厚生労働関係の基本施策に関する事項
二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十四年二月二十六日
厚生労働委員長　森　英介
衆議院議長　綿貫　民輔殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、農林水産関係の基本施策に関する事項
二、食料の安定供給に関する事項
三、農林水産業の発展に関する事項
四、農林漁業者の福祉に関する事項
五、農山漁村の振興に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十四年二月二十六日
農林水産委員長　鉢呂　吉雄
衆議院議長　綿貫　民輔殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、国土交通行政の基本施策に関する事項
二、国土計画、土地及び水資源に関する事項
三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項
四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項
五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
六、北海道開発に関する事項
七、気象及び海上保安に関する事項
二、調査の目的
国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十四年二月二十六日
国土交通委員長　久保　哲司
衆議院議長　綿貫　民輔殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
国の安全保障に関する事項
二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十四年二月二十六日
安全保障委員長　玉置　一弥
衆議院議長　綿貫　民輔殿

（質問書提出）
一、去る二月二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
原子力・エネルギー教育支援事業交付金の創設が憲法及び教育基本法に違反する疑いがあることに関する質問主意書（山内惠子君提出）
大手流通企業への金融支援に関する第三回質問主意書（長妻昭君提出）
鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した経緯等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
平成十四年一月二四日夜の外務省職員、国会議員等参加の二つの会合に関する質問主意書（長妻昭君提出）
外務省の人事異動三年ルールに関する質問主意書（長妻昭君提出）
一、去る二月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
中華人民共和国の世界貿易機関への加入議定書に基づく緊急関税に関する質問主意書（鉢呂吉雄君提出）
一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
西暦二〇〇一年に発覚した外務省の一連の不祥事と公務員の告発義務との関係に関する質問主意書（金田誠一君提出）
鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した小泉純一郎総理大臣の責任等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
一、昨五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
財団法人自動車製造物責任相談センターの相談員が自動車メーカ出向者である問題に関する質問主意書（長妻昭君提出）

（答弁書受領）
一、去る二月二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭君提出脱税容疑で逮捕された元札幌国税局長への顧問先企業斡旋等の実態に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出アフガニスタン復興支援国際会議への非政府組織（ＮＧＯ）一時参加拒否の理由に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出大手流通企業への金融支援に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出公的資金による資本増強措置がとられた場合の、柳澤伯夫金融担当大臣の責任に関する質問に対する答弁書

平成十四年二月十五日提出
質問第二一四号

脱税容疑で逮捕された元札幌国税局長への顧問先企業斡旋等の実態に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

脱税容疑で逮捕された元札幌国税局長への顧問先企業斡旋等の実態に関する質問主意書

一　平成十四年二月八日に小泉純一郎内閣総理大臣の名前で、前回、私が提出した「脱税容疑で逮捕された元札幌国税局長への顧問先企業斡旋の実態に関する質問主意書」の答弁書を頂いた。その中で、「税理士資格を有する職員に対する退職後の顧問先企業のあっせんは、今後とも必要である」との答弁がなされた。

この答弁は小泉総理本人が中身を読んで了解されたものなのか、お尋ねする。

二　塩川正十郎財務大臣は、この答弁書の中身を本当に読んで、了解されたのか。

三　平成十四年二月一三日の衆議院予算委員会において、民主党の河村たかし委員の税理士資格を有する職員に対する退職後の顧問先企業のあっせんに関する質問に対して、小泉総理は「初めて聞いたこと」と答弁している。

とすれば、平成十四年二月八日の答弁書には、小泉総理本人は目を通していないと理解してよろしいか。

四　質問主意書の答弁書は、一般論としては実際に中身を読んで答弁の最終チェックをする人はどのポストの誰なのか。

五　具体論として本答弁書は、実際に中身を読んで決裁した人はどのポストの誰か。

六　本質問主意書への答弁書に関しては、小泉総理本人が実際に目を通した上で、頂きたいと思うが、それは可能か。

七　総理本人が質問主意書の答弁書に実際に目を通す場合は、どのようなケースなのか。

八　平成十四年二月八日の答弁書では、「元札幌国税局長があっせんを受けた顧問先企業の数及び顧問料については、個人のプライバシーに係る事項であるので答弁を差し控えたい」との答弁がなされた。国税ＯＢで脱税容疑で逮捕され税の信頼を失墜させた人物に関して、その脱税の温床となったあっせんの実態をプライバシーを理由に拒むのは無理があると思うがいかがか。

九　いかなる場合でもＯＢ個人に対するあっせん実態公表という意味でのプライバシーは守られるべきと考えるのか。

一〇　元札幌国税局長が有罪判決を受けた場合は、あっせんの実態を公表するのか。

一一　元札幌国税局長が有罪判決を受けた場合でも、あっせんの実態を公表しないとすれば、その理由は何か。具体的にお示し願いたい。

一二　平成十四年一月三一日朝日新聞朝刊で、「元札幌国税局長　退官時に年収一億円確保　多数の顧問先　当局が特別待遇」との記事の中で、脱税事件で逮捕された元札幌国税局長は、退官時に、国税当局から多数の顧問先をあっせんされ、その顧問料だけで、年間に一億円前後の収入を得ていたことが、関係者の話でわかったとある。

平成十四年二月一三日の衆議院予算委員会で、国税庁が明らかにした顧問先企業あっせんの実態では、一人当たり平均あっせん先十三・二件で、一人当たりの年間報酬額は九四一万円となっている。

この元札幌国税局長は、なぜ、年収一億円前後ものあっせんを受けているのか。特別待遇なのか。

一三　仮に年収一億円前後のあっせんを受けていないのであれば、報道に対して抗議など何らかの措置をとったのか。

一四　措置をとらない場合は、その理由をお示し願いたい。

一五　巨額あっせんの疑惑をこれほど持たれたからには、元札幌国税局長個人への当局及び当局関係者があっせんした顧問先企業の数と顧問料の月額総額を月次別で明らかにすることが疑惑解明につながると考える。明らかにして頂きたい。

一六　国税当局が顧問先あっせんをする場合は、通常の方法（平成十四年二月一三日の衆議院予算委員会で、国税庁が明らかにした酬収総額三三億円の手法）と東京国税局調査部によるあっせん、税務署の副署長によるあっせん、国税職員個人によるあっせん、この四種類あると言われているが、それぞれの実態をお示し願いたい。

一七　地元の税務署の副署長から、ＯＢの顧問税理士就任を依頼された零細企業が実際に存在するが、これは職務違反なのか。あるいは法令、規則その他に違反する行為か。

一八　実際に、零細企業が地元の税務署の副署長から、ＯＢの顧問税理士就任を依頼されているが、この実態が零細企業側にある書類・証言などではっきりした場合には当局として調査に乗り出すことは可能性としてあるのか。

一九　地元の税務署の副署長から、ＯＢの顧問税理士就任を依頼するという行為に関して、国税庁としては、実態を把握しているのか。把握しているのであれば詳細にお示し願いたい。

二〇　平成十四年二月一三日の衆議院予算委員会であっせんに関して小泉純一郎総理大臣は「税に対する信頼をゆるがせにする大きな問題でもありますので、こういうことがないようにさらに財務省としても国民の信頼を得られるような改革に取り組む必要があると。今、財務大臣が答弁いたしましたように、調査をよくして今言った議員のような指摘、疑惑を招かないような体制を取っていきたいと思います」「良く調査をして不正のないような対策を取りたいと思

います」と答弁している。

平成十四年二月八日に小泉純一郎内閣総理大臣の名前で、前回、私が提出した「脱税容疑で逮捕された元札幌国税局長への顧問先企業斡旋の実態に関する質問主意書」の答弁書を頂いた。その中で、「税理士資格を有する職員に対する退職後の顧問先企業のあっせんは、今後とも必要である」との答弁がなされている。この答弁書の当該部分は、変更となったと理解してよろしいか。つまり、税理士資格を有する職員に対する退職後の顧問先企業のあっせんの是非に関しては、今後、検討をすると理解してよろしいか。

二一　その理解でなければ、総理の答弁の真意はどういうことなのか。

二二　平成十四年二月一三日の衆議院予算委員会であっせんに関して、塩川正十郎財務大臣は「国税局長会議を開いてそういう実態調査をこれからかかるから」「正月からこれの調査を国税局に命じた」と答弁している。どのような調査を指示して、いつまでに調査結果が出されるのか。調査の対象・中身と期限をお教え願いたい。その結果は、もちろん公表されると思うが、いかがか。

二三　平成十四年一月二八日の衆議院財務金融委員会で、私のあっせんの是非に関する質問に関して、塩川財務大臣は「そこで、一カ月前でございましたでしょうか、閣議の席で、法制局に対しまして、この行為はどのように公務員法との関係でなるかということを研究してくれということを言っておきまして、ついては、就職のあっせんとそれから開業との問題等についてさらに一層実態に即した方法を、防止方法を研究してとっていきたいと思っております。」「あっせんとは何かという、あっせんの性格とか何か見て、もちろんやめさすということは当然のことでございますが、何があっせんであったか、どこまでが職権であったかということ等についての問題があるから、だからそこを検討するということになっておるわけです。」「できるだけ急ぐということでございますけれども、まだ明確に法制局等から返答はございません。法制局並びに人事院、いろいろな判例をも見て、やはりこの問題は重要な案件でございますので、慎重に考えておるんだろうと思いますけれども、できるだけ早く答えを出してもらうようにいたします。」と答弁しております。このあっせん問題の結論はいつまでに出すのか。明確にお答えいただきたい。

二四　その結論の中では、あっせん全面禁止措置も選択肢として排除しないのか、お示し願いたい。

二五　平成十四年二月八日に小泉純一郎内閣総理大臣の名前で頂いた本件に関する答弁書の中で、「税理士資格を有する職員に対する退職後の顧問先企業のあっせんは、職員の在職中の職務の適正な執行を確保する等の観点から(略)今後とも必要であると考えている」との答弁がある。この中の、「職員の在職中の職務の適正な執行を確保する等の観点から」というのは具体的にはどのようなことを指すのか。事例をもって分かりやすく説明頂きたい。

二六　「職員の在職中の職務の適正な執行を確保する等の観点」があるにもかかわらず、元札幌国税局長は問題を起こしてしまった。あっせんの必要性の理由の一つである「職員の在職中の職務の適正な執行を確保する等の観点」という点は有効性を失っていると思われるがいかがか。

二七　元札幌国税局長の脱税事件に対して、再発防止策としてはどのようなことをいつまでに考えているのか。

二八　税務実務に一定年数以上携わると税理士資格が容易に取れる現行制度を見直す必要があると考えるか。見直しの検討を始める予定はあるのか。

二九　検事総長OB、検事長OBに対する税務当局からの顧問先あっせんの事実はあるのか。

三〇　検事総長OB、検事長OBに対する税務当局からの顧問先あっせんの事実があるとすれば、あっせん会社数、あっせん報酬等、実態をお教え願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第二四号
平成十四年二月二十二日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出脱税容疑で逮捕された元札幌国税局長への顧問先企業斡旋等の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出脱税容疑で逮捕された元札幌国税局長への顧問先企業斡旋等の実態に関する質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書(平成十四年二月八日内閣衆質一五四第八号)については、本年二月八日の閣議において決定しており、小泉内閣総理大臣も塩川財務大臣もその内容を了解している。

三について

先の答弁書は、国税局が税理士資格を有する職員に対して行っている退職後の顧問先企業のあっせんについて述べたものであるが、御指摘の答弁は、このほかに独自に国税局調査部等があっせんを行っている旨の河村たかし委員の指摘に対するものである。一及び二についてで述べたとおり、小泉内閣総理大臣は、先の答弁書の内容を了解している。

四及び五について

内閣が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十五条に基づき各議院の議長から質問主意書の転送を受けた場合、その質問の内容に関係する府省庁において答弁書を作成し、所管の大臣の閣議請議を受けて、閣議において決定している。先の答弁書についても、財務省において作成した後、塩川財務大臣が決裁をして閣議請議を行い、本年二月八日の閣議において決定している。

六及び七について

質問主意書に対する答弁書はすべて閣議において決定されており、内閣総理大臣はその内容を了解している。この答弁書も、本年二月二十二日の閣議において決定されたものである。

八から一一までについて

一般に、個人のプライバシーに係る事柄を公表するかどうかについては、具体的事例に即して個別に検討すべきものと考える。

御指摘の元札幌国税局長は退職後に脱税を行ったとして所得税法（昭和四十年法律第三十三号）違反により起訴されているが、このことと同人が受けた顧問先企業のあっせんとは別の問題であると考えられるので、そのプライバシーに配慮して、先の質問主意書（平成十四年二月一日質問第八号）においてお尋ねの事項は、同人のプライバシーに係る事柄であり、公表を差し控えるべきものと考えている。

なお、東京国税局が元札幌国税局長を含めて同人と同時期に退職した者に対してあっせんを行った顧問先企業の数は、平均して一人当たり九件であり、顧問料の合計は、平均して一人当たり月額六十三万八千円、年額七百六十六万円であった。

一二から一四までについて

御指摘のような新聞の報道があったことは承知している。八から一一までについて述べたとおり、東京国税局が元札幌国税局長を含めて同人と同時期に退職した者に対してあっせんを行った顧問先企業の数は、平均して一人当たり九件であり、顧問料の合計は、平均して一人当たり月額六十三万八千円、年額七百六十六万円であったが、お尋ねのように元札幌国税局長に対して特別の取扱いをしてはいないので、同人が国税局から一億円の顧問料収入に相当する数の顧問先企業をあっせんされたという点については、事実の誤認があると考えている。国税庁は、当該報道を行った新聞社からの取材に対して、その旨のコメントをしているところである。

一五について

元札幌国税局長があっせんを受けた顧問先企業の数及び顧問料については、個人のプライバシーに係る事柄であるので、答弁を差し控えたい。

一六及び一七について

税理士資格を有する職員に対する退職後の顧問先企業のあっせんについては、責任体制を確立する等の観点から、国税局の人事課が一元的に管理しているところであるが、企業の需要の把握等の具体的な事務については、人事課の指示の下に税務署の副署長、国税局の調査管理課長などに担当させる場合もある。

いずれにしても御指摘のような東京国税局調査部による独自のあっせん、税務署の副署長による独自のあっせん及び国税職員個人による独自のあっせんを行うことは認めていない。

税務署の副署長が当該税務署の管轄内の企業に対して、国税局長からの指示に基づき企業の需要を聴取し、税理士資格を有する職員の退職後の顧問先企業のあっせんの補助を行う行為は、当該副署長の職務であり、適正に行う限り法令に違反するものではないと考えている。

一八及び一九について

お尋ねの税務署の副署長があっせん行為を行っているのではないかとの点については、税務署の副署長が国税局長からの指示に基づき職務として顧問先企業のあっせんの補助を行っているのは事実であり、お尋ねのように、その事実の有無について特段の調査を行う必要はないと考えている。

二〇及び二一について

御指摘の答弁は、国税局が税理士資格を有する職員に対して行っている退職後の顧問先企業のあっせんについて、納税者等から批判や疑惑を招かないようにすることが重要であり、今後、更にこの点を徹底していく必要があるとの趣旨を述べたものであり、こうしたあっせんは、適正に行われる限り、今後とも必要であると考えている。

二二について

お尋ねの調査は、平成十三年十一月二十一日の衆議院財務金融委員会において、顧問先企業のあっせんが押し付けとして行われているのではないかとの質問がなされたことを踏まえて、そのような事実がないことを確認するために行うこととしたものであり、できるだけ早く結果を取りまとめたいと考えている。

また、その結果は、基本的に開示することができるものと考えている。

二三及び二四について

税理士資格を有する職員に対して行っている退職後の顧問先企業のあっせんについての考え方は、先の答弁書で述べたとおりであるが、現在、納税者等から批判や疑惑を招かないためにどのような対策をとるのが適当か等について検討しているところであり、今後実施される公務員制度改革との調和等を踏まえつつ、できるだけ早く結論を出したい。

二五について

お尋ねの「職員の在職中の職務の適正な執行を確保する等」とは、職員が在職中に退職後の生計に不安を感ずることなく、その職務に専念できるようにすることや職員の年齢構成の適正化を図り、組織の活力を維持していくことを指す。

二六について

元札幌国税局長は退職後に脱税を行ったとして所得税法違反により起訴されているものであり、このことと職員が在職中に職務の適正な執行を行うかどうかということとは別の問題であると考える。

二七について

国税庁においては、課税上問題があると認められる場合には、その者の過去の経歴等に関係なく、適時に税務調査を行うなどして適正かつ公平な課税の実現に努めているところである。今後とも、法令に基づいて厳正に対処していくことが再発防止のために重要であると考えており、本年一月十六日に臨時の国税局長会議を開催し、適正な税務執行に対していささかの疑念も生じないよう、厳正な執行について改めて指示したところである。

二八について

税理士は、税務に関する専門家として納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。税務について十分な実務経験があることは税理士の業務にとって有益であるので、一定年数の実務経験を有し、国税審議会が指定した研修を修了した者に試験免除を認める現行の制度を見直すことは考えていない。

二九及び三〇について

お尋ねのような検事総長経験者等に対する国

税局からの顧問先企業のあっせんの事実はない。

平成十四年二月十五日提出
質問第二一五号

アフガニスタン復興支援国際会議への非政府組織（ＮＧＯ）一時参加拒否の理由に関する再質問主意書

提出者　長妻　昭

アフガニスタン復興支援国際会議への非政府組織（ＮＧＯ）一時参加拒否の理由に関する再質問主意書

ＮＧＯ側が公表した鈴木宗男衆議院議員と外務省官僚とＮＧＯとの三者会談の議事録が報道されている。

一　この議事録が真実であるとすれば、会談すべてに外務官僚が同席しており、公務の一環とは思えない部分もある。この議事録の一字一句が真実であるかどうか、確認する予定はあるか。

二　確認するのであれば、いつまでに確認し、いつ公表するのか。

三　確認する予定が無いのであれば、仮に、この議事録が事実としても、同席した外務省の官僚には、法令、規則などの違反は無いということなのか。

四　この議事録が事実の場合、鈴木議員には法令違反は発生するか。

五　報道にあるＮＧＯ側公表の議事録には、平成十三年十二月十四日ごろ（十三日と思われる）、平成十三年十二月十八日、平成十三年十二月二十日、平成十四年一月八日の四日間の記録がある。

政府は二月八日に発表したＮＧＯ排除問題に関する報告書（時系列による記述）の中で、同席した外務省官僚の役職名は一部公表しているが、すべては明らかにされていない。そこで、右四日、それぞれについて、同席したすべての公務員の役職と氏名をお尋ねする。

六　外務省官僚は公務時間内に何度も同席したのは、どのような公務（具体的内容）だったのか。五にある四日、それぞれの会談ごとに具体的にお示し願いたい。

七　当該ＮＧＯ問題に関して、ＮＧＯ側の議事録以外で、鈴木議員、外務省官僚、ＮＧＯの三者会談が持たれたことはあるのか。そのすべてをお示し願いたい。

八　七でお尋ねした三者会談に臨んだすべての外務省官僚の役職と氏名を公表願いたい。

九　七でお尋ねした三者会談では何が話し合われたのか、お示し頂きたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第二五号
平成十四年二月二十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出アフガニスタン復興支援国際会議への非政府組織（ＮＧＯ）一時参加拒否の理由に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出アフガニスタン復興支援国際会議への非政府組織（ＮＧＯ）一時参加拒否の理由に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの非政府組織（以下「ＮＧＯ」という。）において作成した議事録に記載されている事項のすべてが真実であるか否かについては、外務省において、同席した外務省の職員からやり取りの模様について事情を聴取するなどして可能な調査を行い、その結果は、既に内閣官房において、「『アフガニスタン復興支援国際会議』に係るＮＧＯをめぐる外務省の対応に関する調査結果」（以下「調査結果」という。）として公表したとおりであり、改めて調査をすることは考えていない。

三について

お尋ねの「法令、規則などの違反」がどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかではないが、同席した外務省の職員は、その所掌事務に関し、国会議員に対し説明を行ったり、その意見を聴いたりしたものであり、これが法令、規則等に違反することはないと考えている。

四について

お尋ねの「法令違反」がどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかではないが、国会議員が、外務省職員に対し、外務省の所掌事務に属する事項について、単に説明を求めたり、意見を述べたりすることを禁じた法令の規定はないと承知している。

五について

調査結果のとおり、平成十三年十二月十三日は小原雅博外務省経済協力局無償資金協力課長（以下「小原課長」という。）が、同月十八日は小原課長他が、同月二十日は遠藤茂外務省中東アフリカ局審議官、小原課長及び嶋守恵之外務省中東アフリカ局中東第二課首席事務官が、平成十四年一月八日は小原課長他が、それぞれ同席した。

六について

お尋ねの公務の具体的内容は、調査結果で述べたとおりである。

すなわち、平成十三年十二月十三日は、鈴木宗男衆議院議員（以下「鈴木議員」という。）から、①外務省が自由民主党内の異論に配慮してアフガニスタン復興ＮＧＯ東京会議への支援を撤回したと報じた一部報道に関し、対外的にきちんと説明を行うべきである、②ＮＧＯへの支援も国民の税金で行われるものであり、適正に実施すべきである、③アフガニスタンでは、高橋博史前国際連合タジキスタン平和構築事務所上級政務官のように、国際的に高く評価されている外務省職員の活躍もあり、ＮＧＯだけが活躍しているということではない旨の指摘があった。

同月十八日も、鈴木議員から前記同様の指摘があった。

同月二十日は、鈴木議員から、自由民主党の国会議員のマザリシャリフ出張への便宜供与について質問があったことから、これについて説明した。

平成十四年一月八日は、鈴木議員に対し、ＮＧＯの活動の状況を報告した。

七から九までについて

お尋ねのような「三者会談」が行われたことはない。

平成十四年二月十五日提出
質問第二一六号

大手流通企業への金融支援に関する再質問主意書

提出者　長妻　昭

大手流通企業への金融支援に関する再質問主意書

平成十四年二月一日提出の「大手流通企業への金融支援に関する質問主意書」で、左記のことをお尋ねした。

大手流通企業（ダイエー）への主力三行の債権放棄を含めた金融支援策は、平成十三年九月十九日付けで発表された「私的整理に関するガイドライン」に合致したものと金融庁は考えているか。合致していないのであれば、政府としてはどのような措置をとるのか。右質問する。

これに対する答弁書を平成十四年二月八日に頂いた。内容は左記。

株式会社ダイエーは、平成十四年一月十八日に、主な取引銀行三行への支援要請を含む新三箇年計画の骨子を発表したが、この計画の詳細は、同年二月中の公表に向け、現在、当事者間で検討中であると承知している。

御指摘の「私的整理に関するガイドライン」は、金融界や経済界の代表者、学識経験者等が、私的整理に係る調整手続等についての指針として策定したものであり、どのような私的整理を行うかは、基本的に当事者間で検討されるべき問題である。

一　本件では、質問に答えていないと考えられるが、質問主意書に対して答弁がなされない場合、国会法に規定される質問主意書制度自体の意義が無くなると考えられるがいかがか。

二　質問をはぐらかした場合、まさに本件のような事例では、国会法の精神から再答弁を求めることができると考えられるがいかがか。

三　答弁書にあるように二月中にダイエーの再建計画の詳細が公表された時点では、この再建策が「私的整理に関するガイドライン」に合致したものであるのかどうか、回答が可能なのか。

四　再建策が「私的整理に関するガイドライン」に合致するかどうか、が回答できないのであれば、その理由は。

五　金融行政を揺るがすダイエーの再建策について、金融庁は全く関与がなかったのか、お示し願いたい。

六　金融庁の関与があったとすれば、それは、どのような内容か。

右質問する。

内閣衆質一五四第二六号
平成十四年二月二十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出大手流通企業への金融支援に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出大手流通企業への金融支援に関する再質問に対する答弁書

一、三及び四について

株式会社ダイエーの再建計画が御指摘の「私的整理に関するガイドライン」に合致するかどうかについては、先の答弁書（平成十四年二月八日内閣衆質一五四第一一号）でお答えしたとおり、「私的整理に関するガイドライン」は金融界や経済界の代表者、学識経験者等が、私的整理に係る調整手続等についての指針として策定したものであり、どのような私的整理を行うかは、基本的に当事者間で検討されるべき問題であると考えるので、答弁を差し控えたい。

先の答弁書においては、右に述べたようなことから、お尋ねについて、政府が答弁をする立場にはないと考え、その理由をお示ししたものであり、これにより質問主意書制度の意義が無くなるとの御指摘は当たらないと考える。

二について

政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条の規定は、質問主意書に対する答弁書について、必要に応じて再度質問をすることを制限しているとは考えていない。

五及び六について

金融庁は、個別銀行の融資先である個別企業の具体的な再建策について直接関与することはなく、株式会社ダイエーの再建策にも直接関与していない。

ただし、一般論として、銀行が、債務者企業の再建可能性を的確に見極め、適切な再建策の策定等を通じて、速やかに再建可能な企業の再生に取り組むことは重要であり、こうした取組を銀行に対して要請してきているところである。

平成十四年二月十五日提出
質問第二一七号

公的資金による資本増強措置がとられた場合の、柳澤伯夫金融担当大臣の責任に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

公的資金による資本増強措置がとられた場合の、柳澤伯夫金融担当大臣の責任に関する質問主意書

現在、いわゆる金融危機対応として、金融機関に対する資本増強のため、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百七条に規定する株式等の引受け等を行うことが法律で定められている。

今後、再度の公的資金注入の事態に至った場合、過去の公的資金注入で金融問題を解決できなかったことが明白にもなり、柳澤大臣の責任が問われる。

平成十三年十一月二十八日の衆議院財務金融委員会で私の質問に対して、左記の答弁がなされた。

○長妻委員　（略）金融担当大臣の責務としては、再三再四国会でも御答弁されておられますように、金融危機を起こさない、こういうことがやはり最大の仕事、大きな仕事のうちの一つだというふうに私も思っております。ですから、その意味では、本当に体を張ってそういう決意なんだということを、本当にそういう決意なんだ、それで、そういうことがあったら、二度目のこういう公的資金注入があったら大臣をやめる、このぐらいの決意を持っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣　私が大臣をやめる、やめないなんというのは、全くもってそんなことで論じるようなウエートの話ではないというように思います。私がやめるぐらいのことは造作ないことであるということを申し上げておきます。

一　公的資金注入がなされた場合、責任をとって大臣を辞任すると考えてよろしいか。

二　辞任しないのであれば、理由は何か。

三　辞任しないのであれば、先の答弁の真意は何か。

四　辞任しないのであれば、公的資金注入が発生した場合の責任は、誰が、どのような形でとるつもりなのか。

五　仮定の質問に答えられないのであれば、公的資金注入がなされた時の、責任のとり方の選択肢の一つに、柳澤大臣辞任という選択は排除されていないのか。

右質問する。

内閣衆質一五四第二七号
平成十四年二月二十二日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員妻昭君提出公的資金による資本増強措置がとられた場合の、柳澤伯夫金融担当大臣の責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員妻昭君提出公的資金による資本増強措置がとられた場合の、柳澤伯夫金融担当大臣の責任に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

現時点において、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百七条に規定する株式等の引受け等を行うことが必要であるとは考えていないが、いずれにせよ、政府としては金融危機の回避に万全を期することが何よりも重要であると考えており、金融担当大臣を中心にこれに全力を尽くしてまいりたい。

三について

御指摘の答弁は、金融担当大臣として、金融危機の回避に万全を期することが何よりも重要であるとの趣旨を述べたものである。

一、去る二月二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出九州南西海域不審船事案への対処に関する質問に対する答弁書

衆議院議員金田誠一君提出公務員の守秘義務と「need to know の原則」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川田悦子君提出「人権擁護法案（仮称）の大綱」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員末松義規君提出東京都国立市大学通りに位置する高層マンション建設問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会におけるＮＧＯ問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における医療制度改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における道路公団改革に関する質問に対する答弁書

平成十四年一月二十一日提出
質問第一号

九州南西海域不審船事案への対処に関する質問主意書

提出者　金田　誠一

九州南西海域不審船事案への対処に関する質問主意書

九州南西海域不審船事案において海上保安庁は、当該不審船と実質的な交戦状態に陥った。我が国が海洋秩序を守るため適正な警察力を行使することは必要なことであるが、それは国際の法規慣例に基づくものであることは言うまでもない。

そこで当該事案における政府の対処に関し、国際法上の根拠その他につき質問する。

一　事案当時、海上保安庁は、当該不審船を海洋法（law of the sea）における商船と見なしていたのか。

二　当該不審船に対する海上保安庁による射撃について、各射撃地点とその地点の国際法上における海洋の区分（領海、接続水域、排他的経済水域、公海等の区分）を明らかにされたい。

三　各射撃の際のそれぞれの根拠となった国際法上の法規及び慣例を明らかにされたい。

四　各射撃の際のそれぞれの根拠となった国内法を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第一号
平成十四年二月二十六日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出九州南西海域不審船事案への対処に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金田誠一君提出九州南西海域不審船事案への対処に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成十三年十二月二十二日に発生した九州南西海域不審船事案において、海上保安庁は、問題の船舶を不審な外国漁船とみて対処した。

二について

海上保安庁の巡視船による問題の船舶に対する射撃について、射撃地点及び当該地点の海域の区分は、別表のとおりである。

三について

沿岸国は、海洋法に関する国際連合条約（平成八年条約第六号）第七十三条1の規定に基づき、排他的経済水域において生物資源を探査し、開発し、保存し及び管理するための主権的権利を行使するに当たり、関係法令の遵守を確保するために必要な措置をとることができる。この必要な措置には無許可で操業する漁船等を停船させること等が含まれるが、これらを実施するために必要やむを得ないときは、信号等に

よる警告を行う等所要の条件が満たされることを前提に、合理的な限度で武器を使用することは許されると解される。

また、沿岸国は、同条約第百十一条の規定に基づき、自国の排他的経済水域において、外国船舶がその排他的経済水域に適用される沿岸国の法令に違反したと信ずるに足りる十分な理由があるときは、当該外国船舶がその旗国又は第三国の領海に入るまで、当該外国船舶の追跡を行うことができる。この追跡に伴い、信号等による警告を行う等所要の条件が満たされることを前提に、必要かつ合理的な限度で武器を使用することは許されると解される。

問題の船舶に対する射撃は、これらの国際法上の根拠に基づき、適切に行ったものである。

四について

海上保安官は、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二十条第一項において準用する警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)第七条の規定に基づき、犯人の逮捕若しくは逃走の防止又は自己若しくは他人に対する防護のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。

問題の船舶に対する射撃は、同条の規定に基づき、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百四十一条第二号の検査忌避罪を犯した犯人の逃走を防止する等のために適切に行ったものである。

別表

射撃の種類	射撃地点(いずれも概位)	海域の区分
上空に向けての威嚇射撃	北緯二九度二〇分東経一二五度五三分	我が国の排他的経済水域
海面に向けての威嚇射撃	北緯二九度一九分東経一二五度四七分	我が国の排他的経済水域
威嚇のための船体射撃	北緯二九度一九分東経一二五度三八分	我が国が事実上中華人民共和国の排他的経済水域として扱っている海域
	北緯二九度一八分東経一二五度三〇分	
	北緯二九度一三分東経一二五度二五分	
正当防衛のための射撃	北緯二九度一三分東経一二五度二五分	我が国が事実上中華人民共和国の排他的経済水域として扱っている海域

平成十四年一月二十一日提出
質問第三号

公務員の守秘義務と「need to know の原則」に関する質問主意書

提出者　金田誠一

公務員の守秘義務と「need to know の原則」に関する質問主意書

「秘密保全体制の見直し・強化について」(平成十二年十月二十七日　防衛庁)は、その検討結果のひとつとして「情報漏えいのリスクを不必要に高めることを防止するため、いわゆる「need to know の原則」(「情報は知る必要のある人のみに伝え、知る必要のない人には伝えない」という原則)を徹底し、関係職員の指定に当たっては、秘密に関する事務を行う者として相応しい者を厳正に峻別・限定し、必要最小限の指定にとどめる」ことを挙げている。

誠に妥当な提言であるゆえに、この原則と公務員の守秘義務につき政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一　「need to know の原則」は次に定めるところの公務員の守秘義務に適用されるのか明らかにされたい。

1　「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」(平成十三年一月六日閣議決定)(8)。

2　「国家公務員法」第百条第一項。

3　「自衛隊法」第五十九条第一項。

二　「need to know の原則」と秘密に接する権限について

「need to know の原則」に従えば、秘密に接する権限は当該内容を知る必要のある人のみに限定されると考えるが、当該内容を知る必要がないのにその秘密に接する権限を持つ公務員が存在すれば、その官職を明らかにされたい。

三　「知らせても差し支えない秘密」の存在について

政府のこれまでの答弁では「防衛庁の職員であれば知らせても差し支えない秘密」が存在するわけだが、「need to know の原則」と照らし合わせると、秘密は「知る必要のある人のみ」に伝えられるものであり、「知らせても差し支えない秘密」はあり得ないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四　秘密に接する権限について

「当該秘密に接する権限」(「衆議院議員金田誠一君提出防衛庁の秘密と関係職員との関係に関する質問に対する答弁書」平成十三年九月十一日答弁)を有するか否かについて規定する法令及びその条項について、次に挙げる秘密ごとに明らかにされたい。

1　「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」(平成十三年一月六日閣議決定)(8)で定める「秘密」。

2　「国家公務員法」第百条で定める「秘密」。

3　「自衛隊法」第五十九条で定める「秘密」。

4　「秘密保全に関する訓令」(昭和三十三年防衛庁訓令第百二号)第二条で定める「秘密」。

5　「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」第一条第三項で定める「防衛秘密」。

6　「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」第六

条で定める「合衆国軍隊の機密」。

右質問する。

内閣衆質一五四第三号
平成十四年二月二十六日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出公務員の守秘義務と「need to know の原則」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金田誠一君提出公務員の守秘義務と「need to know の原則」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が明確ではないため、お答えすることは困難であるが、御指摘の「need to know の原則」は、「秘密保全体制の見直し・強化について」（平成十二年十月二十七日防衛庁秘密保全等対策委員会）において、秘密保全に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百二号）及び防衛秘密の保護に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第五十一号）で定める関係職員（以下「関係職員」という。）の指定に当たって、「秘密に関する事務を行う者として相応しい者を厳正に峻別・限定し、必要最小限の指定にとどめる」ことを述べた際に、「情報漏えいのリスクを不必要に高めることを防止する」ためにいわれている一般的な考え方として言及されたものである。

二について

防衛庁においては、秘密保全に関する訓令及び防衛秘密の保護に関する訓令で定める秘密について、これを知る必要のない職員を関係職員として指定することはなく、そのような職員が当該秘密に接する権限を有するということはない。

三について

衆議院議員金田誠一君提出防衛庁の秘密と関係職員との関係に関する質問に対する答弁書（平成十三年九月十一日内閣衆質一五二第八号）二の②についてで述べた「防衛庁の職員であれば知らせても差し支えない秘密」については、防衛庁において関係職員を指定する必要がなく、これを直ちに知る必要のない職員であっても知り得ることがある。

四について

各省庁等の職員等が秘密に接する権限を有するかどうかについては、当該秘密の具体的内容等によって判断されるものであるところ、お尋ねのそれぞれの秘密が具体的にどのような内容のものであるかが特定されていないため、お答えすることは困難である。

平成十四年二月六日提出
質問第一三号

「人権擁護法案（仮称）の大綱」に関する質問主意書

提出者　川田　悦子

「人権擁護法案（仮称）の大綱」に関する質問主意書

（一）　法務省が所管する入国管理局の収用施設や刑務所等については、収容者に対する公務員による暴行等が国際的にも問題視され、日本政府は国連規約人権委員会等から改善の指摘を再三受けている。「人権擁護法案（仮称）の大綱」（以下、大綱という。）では、法務省の外局として人権委員会を設置することとしている。しかし、人権侵害が問題視されている部局を抱える法務省の外局とするのでは、人権救済に対する十分な独立性を保てないと思われる。法務省・人権擁護推進審議会が公表した「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」（二〇〇〇年一一月）に対する意見でも「内閣府の外局とすべき」との意見も多くあったと聞く。にもかかわらず、法務省の外局としたその論拠となる理由を示されたい。

（二）　大綱・第3の2（1）エにある「報道機関」の定義を示されたい。また、「報道」と「機関」の定義を示されたい。

（三）　また（二）の「報道機関」と、「個人情報の保護に関する法律案」（以下、個人情報保護法案という。）の第五五条にある「報道機関」の定義の違いを示されたい。また、大綱でいう報道機関には報道に従事する個人（例：発表媒体を雑誌等を主としたフリーライターや、インターネットで報道活動を行う者等）も含まれるのか。含まれるとすれば、その範囲を例に従って具体的に示されたい。

（四）　大綱・第3の2（1）エにある「報道機関等」の「等」（例：日本新聞協会、日本民間放送連盟等）には何が含まれるのかを例に従って具体的に示されたい。

（五）　大綱・第3の2（1）エにある「尊重」とはどのような行為を示すのかを具体的に示せ。尊重の実効性を担保する措置は何かを具体的に示されたい。尊重する対象となる「報道機関等による自主的な取組」とは、日本雑誌協会が設置を予定している苦情受け付け窓口、朝日新聞社の報道と人権委員会等を指すのか。「報道機関等による自主的な取組」を具体的に示されたい。「自主的な取組」を「尊重」する際、「自主的な取組」かどうかを判断する基準を具体的に示されたい。

（六）　大綱の尊重と、個人情報保護法案の第四〇条にある「配慮」との違いは何かを具体的に示されたい。

（七）　大綱・第3の2（1）エにある「プライバシー」の定義を具体的に示されたい。

（八）　大綱・第3の2（1）エ（ア）の「犯罪被害者等」にある「犯罪」の定義（例：逮捕令状の請求、逮捕・拘禁、起訴、判決の確定）を例に従って具体的に示されたい（犯罪被害者等となる時期を含む。）。また、事故等による被害者は犯罪被害者等に含まれるのか、その理由とともに見解を示されたい。

（九）　大綱の第3の2（1）エでは犯罪被害者等について公務員や政治家等公人と私人の区別をしていない。区別しない理由を示されたい。

（一〇）　犯罪被害者等について「被疑者・被告人の家族」を挙げているが、被疑者には政治家や公務員は含まれるか。元政治家や元公務員は含まれるか。元政治家秘書（公設、私設を含む）は含まれるのかどうか。それぞれその理由とともに見解を示されたい。含まれる場合、政官財の癒着を暴くための取材などが規制される恐れがあると考えられるが、どう考えるか。

（一一）　大綱の第3の2(1)エ(イ)に「取材を拒否している」とある。大綱が想定する報道機関に対する取材の拒否の明示あるいは表明方法を具体的に示されたい。

（一二）　大綱の第3の2(1)エ(イ)にある「反復・継続」は、何回以上を示すのか、その理由とともに見解を示されたい。反復・継続の認定を行う主体と認定方法を具体的に示されたい。また、「つきまとい、待ち伏せ」の定義について、次に挙げた例に従って具体的に示されたい。

例えば「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」では、「つきまとい」の定義を「つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること」などと定義している。大綱・第3の2(1)エ(イ)の「過剰な取材」とは何か。「過剰な取材」の判断基準とその具体例を示されたい。

（一三）　人権擁護法案の特別救済手続の対象に報道機関による人権侵害行為を含めることについては、報道関係者を中心に反対が出ている。報道・取材の自由の重要性に鑑み、人権擁護法案においては、大綱・第3の2(1)エの規定を設けるべきではない、との主張に対し、「報道・取材の自由を制約しない」と考えるのかどうか。同規定を置いた理由とともに見解を示されたい。

（一四）　大綱・第3の2(3)～(5)の措置に対する不服申し立ての制度について具体的に示されたい。

（一五）　大綱・第1の3(2)には、国勢調査など法令等に定められた行為も対象として含まれるのかどうかその理由とともに見解を示されたい。

（一六）　旧西ドイツの憲法裁判所は一九八三年一二月一五日、個人を全人格的に管理することにつながる連邦国勢調査法は人格権侵害であり憲法違反とする判断を示している。我が国では、住民基本台帳法の改正により住民票コードが今年から国民全員に割り当てられることになったが、改正住基法は大綱にいう「人権侵害行為等」に含まれるとする意見もある。見解を示されたい。

（一七）　大綱・第1の3(3)「差別助長行為等」の具体的な内容を示されたい。また、差別助長行為は法令に定められた行為も対象として含まれるのかどうか見解を示されたい。　戸籍、住民票の閲覧制度をプライバシー侵害とする意見もあるが、同制度は差別助長行為等に相当するかどうかをその理由とともに見解を示されたい。

（一八）　第3の1(2)に「関与することが適当でない事件」とあるが、具体的な内容を例示したうえで具体的に示されたい。

（一九）　また、OECD（経済開発協力機構）加盟国において、報道分野を対象に専ら大綱・第3の2(1)エ(ア)(イ)に示された人権侵害について救済措置をとる行政機関等（行政府による資金助成を含む）を整備している国、または整備を行おうとしている国（州等の地方政府を含む）の名称とその機関名、設置期日を示されたい。OECD非加盟国ではどうか、OECD加盟国のケースと同様に示されたい。

（二〇）　大綱・第1の3(3)「差別助長行為等をしてはならない」としている中で「（差別的取扱いを助長する目的で不特定多数者の人種等の属性に関する情報を公然と摘示し）」とあるが、「差別的取扱いを助長」とは、どのようなことと考えているか。具体的に明らかにされたい。

（二一）　大綱・第3の2(6)「(1)カの行為をした者が勧告に従わない場合……請求する訴訟を提起することができる」として、(1)カの行為についてのみ人権委員会は提訴することができることとしている。その理由を示されたい。

（二二）　大綱・第3の2(1)オ「ア～エに準ずる人権侵害」とは何か。具体的に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第一三号
平成十四年二月二十六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出「人権擁護法案（仮称）の大綱」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川田悦子君提出「人権擁護法案（仮称）の大綱」に関する質問に対する答弁書

法務省が本年一月三十一日に公表した「人権擁護法案（仮称）の大綱」（以下「大綱」という。）は、昨年五月に人権擁護推進審議会が取りまとめた「人権救済制度の在り方について（答申）」を踏まえて同省が立案作業を進めている人権擁護法案に関し、公表時点における立案状況の概略を国民に分かりやすい表現で簡略に明らかにしたものであって、内容自体なお検討中の事柄が多数含まれている上、表現も必ずしも法案の文言等に即したものではない。これらのことを前提として、次のとおり答弁する。

（一）について

人権擁護法案には人権救済の手続等を担う機関として新たに人権委員会を設置する規定を盛り込む予定であるが、人権委員会は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に基づく独立の行政委員会として設置され、

委員長及び委員の任命方法、身分保障、職権行使の独立性の保障等により、その職権の行使に当たっては内閣や所轄大臣等から影響を受けることがないよう、高度の独立性を確保することとしている。これを踏まえ、国民の権利擁護を図ることをその任務とするとともに、人権侵害に関する調査及び救済措置としての調停・仲裁、訴訟援助、差止請求訴訟の提起等の職務の遂行のための法律的な専門性を有する職員を擁し、人権救済に対する専門的な知識・経験の蓄積を有する法務省に置くことが相当と考えている。

(二)について

大綱第3の2(1)エにいう「報道機関」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること又は客観的事実を知らせるとともにこれに基づいて意見若しくは見解を述べることという一般的な意味での「報道」を業として行う者を指すものである。

(三)について

第百五十一回国会に提出された個人情報の保護に関する法律案第五十五条第一項第一号は、個人情報の適正な取扱いの確保を通じて個人の権利利益の保護を図るに当たって報道機関の報道活動を妨げることがないよう、同法案第五章の規定の適用を除外する対象として「報道機関」を挙げたものであり、特別救済手続の対象である人権侵害の主体として報道機関を掲記する大綱とは趣旨・目的を異にしているが、同法案においても、「報道機関」は、(二)についてで述べたような報道を業として行う者を指すものである。

右のように報道を業として行う者であれば、個人であるか法人であるかにかかわらず、大綱にいう報道機関に含まれると考えるが、特定の者が右の報道機関に含まれるか否かは、個別具体的な事案の事実関係に即して判断されるものであり、あらかじめその例を確定的なものとして網羅的に挙げることは困難である。その上で、あえて一般論を述べると、御指摘のような個人は、通常は右の報道機関に含まれると考える。なお、人権擁護法案においては、過剰な取材という事実行為が問題となるので、個々の従業者の行為を問題とせざるを得ず、これについての法案の条文としての表現・内容については現在検討中である。

(四)について

大綱第3の2(1)エの「報道機関等による自主的な取組」の語は、報道機関が自ら行うもののほか、報道機関がその業界団体を通じて行うものも含むものとして用いており、御指摘のあった団体を通じて行うものも含まれると考えている。

(五)について

大綱第3の2(1)エの「報道機関等による自主的な取組」とは、報道機関等により自主的に行われる人権侵害の被害の救済に関する苦情処理手続の整備、運営等の取組を指し、報道機関等による特定の取組が右のものに当たるか否かは、個別具体的な事案の事実関係に即して判断されることとなると考えている。右のような取組を「尊重するものとする」とは、例えば、人権委員会に対して人権救済の申出があった事案について報道機関等による苦情処理手続において対応が行われている場合には、人権委員会による調査又は救済措置の実施を見合わせるなど、人権委員会の救済手続の実施に当たって当該取組の内容等に応じてこれを尊重すべきものとすることを意味しており、その具体的な取扱いについては、人権委員会の定める救済手続の運用に関する準則等において明らかにされることとなると考えている。御指摘のあった例についても、右の意味における自主的な取組に当たればその内容等に応じて尊重されることとなる。

(六)について

個人情報の保護に関する法律案第四十条は、同法案にいう個人情報データベース等を事業の用に供している者を対象として主務大臣が報告の徴収、助言、勧告又は命令を行う場合において、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げることがないよう配慮しなければならないことを規定したものであるのに対し、大綱は、(五)についてで述べたとおり、報道機関を対象とする人権救済の手続において報道機関等による自主的な取組を尊重すべきものとするものであり、両者は事柄の性質を異にするものである。

(七)について

大綱第3の2(1)エ(ア)の「プライバシー」の語は、個人に関する私的な領域の事柄について、他人の干渉を許さず、それによって人格の自律性及び私生活の平穏を保持する利益という一般的な意味で用いている。

(八)について

大綱第3の2(1)エ(ア)の「犯罪被害者等」とは、刑事手続の進ちょく状況のいかんにかかわらず、大綱にいう犯罪被害者等として報道される者を指しているところ、ここにいう「犯罪」の語は、刑罰法令に触れる行為という一般的な意味で用いている。お尋ねの「事故等による被害者」も、例えば業務上過失致死傷等の犯罪が成立する疑いがある事故等の被害者として報道される場合には、「犯罪被害者等」に含まれると考えている。

(九)について

大綱第3の2(1)エにおいては、いわゆる公人であるか私人であるかを問わず、「犯罪被害者等」に対する報道によるプライバシー侵害等を大綱にいう特別救済手続の対象とすることとしているが、人権擁護法案においては、右の手続の対象を「犯罪被害者等」の生活の平穏を著しく害するなどの重大なプライバシー侵害等に限

定することを予定しており、「犯罪被害者等」がいわゆる公人であるとの一事をもって殊更にこれらの者を右の手続の対象から除外すべき理由は見いだし難いものと考えている。

（一〇）について

報道機関の報道に係る犯罪の「被疑者」が御指摘の政治家・公務員その他のいわゆる公人である場合であっても、その家族に対する報道によるプライバシー侵害等を大綱にいう特別救済手続の対象から除外すべき理由は見いだし難いので、大綱第3の2(1)エの「犯罪被害者等」に含まれる「被疑者・被告人の家族」の「被疑者」には、これらのいわゆる公人も含まれると考えている。

人権擁護法案は、報道・取材について新たな規制を設けようとするものではなく、現行法の下で既に違法と評価される行為についての救済手続を整備するものにすぎないので、いわゆる公人である「被疑者」に対する正当な報道・取材活動を何ら制限するものではないと考えている。

（一一）について

大綱第3の2(1)エ(イ)の「取材を拒否している犯罪被害者等」とは、何らかの方法により取材を拒否する意思を報道機関に伝えている犯罪被害者等を指しており、意思の伝達方法には格別の限定はないものと考えている。

（一二）について

大綱第3の2(1)エ(イ)の「過剰な取材」とは、取材を拒否している犯罪被害者等に対してつきまとい、待ち伏せを反復・継続して行うなどして、当該犯罪被害者等の生活の平穏を著しく害する取材行為を指し、特定の取材行為が「過剰な取材」に当たるか否かの判断は、人権委員会が調査に基づいて個々の事案ごとに行うこととなる。「つきまとい」とは、一般の意味に従って、うるさくついてまわることを、「待ち伏せ」も、同様に、相手の不意をつくために隠れていてその来るのを待つことを指すと考えており、つきまとい、待ち伏せを何回繰り返せば犯罪被害者等の生活の平穏を著しく害することになるかは、個々の事案ごとに判断されるべき事柄であり、一概に述べることは困難である。

「過剰な取材」の意義等は、右に述べたとおりであり、その例としては、犯罪被害者等の取材拒否の意向を無視して、その自宅を取り囲み、外出時につきまとうなどしてその生活を妨害する行為が挙げられる。

（一三）について

大綱第3の2(1)エにおいて、報道機関による一定の人権侵害を大綱にいう特別救済手続の対象とすることとしているのは、今日におけるいわゆる犯罪報道の状況等に照らすと、報道機関による犯罪被害者等に対する一定の人権侵害について、実効的な救済手続を整備する必要が認められることによるものである。

（一〇）についてで述べたとおり、人権擁護法案は、報道・取材について新たな規制を設けようとするものではなく、現行法の下で既に違法と評価される行為についての救済手続を整備するものにすぎず、また、特別救済手続の実施に当たっては、報道機関等による自主的な取組を尊重するものとするとともに調査も専ら任意のものに限定するなど、報道・取材の自由の保障に十分に配慮した内容となっており、これを不当に制約するものではないと考えている。

（一四）について

御指摘の措置に関しては、いずれも行政処分を行うものではないこと等にかんがみ、不服申立ての制度を設けることは予定していない。

（一五）について

大綱第1の3(2)は、特定の個人に対する人種等を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するものであり、法令等に定められた行為であっても、具体的な行為の内容・態様等がこのような不当な差別的取扱いに該当するものであれば、これに含まれることとなる。

（一六）について

御指摘の制度は、大綱第1の3の「人権侵害行為等」に該当するものではないと考えている。

（一七）及び（二〇）について

大綱第1の3(3)の「差別助長行為等」とは、①人種等を理由とする不当な差別的取扱いを助長し、又は誘発する目的で、例えば、いわゆる同和地区の所在を網羅した書籍を頒布するなど、人種等の共通の属性を有する不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為、及び②例えば、特定の人種又は民族に属する者へのサービスの提供を拒否するため、外国人の入店を拒否する旨を店頭に掲示するなど、人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由とする差別的取扱いをする意思を公然と表示する行為を指している。

法令に定められた行為は、右に述べた「差別助長行為等」の要件等に照らし、これに該当することはおよそ想定し難い。現行の戸籍の謄抄本等の交付制度及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度も「差別助長行為等」に該当するものではないと考えている。

（一八）について

例えば、当該人権救済の申出が、特定の法律の制定や裁判の内容が人権侵害に該当する旨の主張を内容とするものであるとき、又は申出の内容が既にされた裁判の内容と抵触するときなど、三権分立の原則との関係、他の救済手続との関係等に照らして人権委員会が関与することが適当でないと認められる事件等を考えている。

（一九）について

経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）加盟国・非加盟国を問わず、大綱第３の２(1)エに掲げる人権侵害について報道機関一般との関係で救済措置を講ずる行政機関等を整備している国は承知していないが、放送の分野においては、例えば、英国において、平成九年に放送基準委員会が設置され、放送された番組によるプライバシー侵害等の人権侵害について救済措置を講じているものと承知している。

（二一）について

大綱第１の３(3)の差別助長行為等については、特定の個人の人権を直ちに侵害するものではないことなどから、個人による実効的な訴訟遂行が期待できないので、当該行為により不当な差別的取扱いを受けるおそれのある不特定多数者のために、人権委員会が自ら訴訟を提起してその差止めを求めることとするものである。

（二二）について

人種等の理由に基づく不当な差別的取扱い、大綱第３の２(1)イに掲げる虐待等が類型的に特別救済手続の対象として取り上げられる趣旨に照らして、これらに準ずる人権侵害という意味であり、例えば、人種等以外の理由に基づく不当な差別的取扱いや、右に掲げるもの以外の虐待でこれらと同等の重大な結果が生じているものなどを考えている。

平成十四年二月十四日提出

質問第一九号

東京都国立市大学通りに位置する高層マンション建設問題に関する質問主意書

提出者　末松　義規

東京都国立市大学通りに位置する高層マンション建設問題に関する質問主意書

東京都国立市大学通りに位置する高層マンション建設問題（明和地所が建設）につき緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一　建築基準法三条二項の解釈に関連して明和地所の当該マンションが「違法建築である」との司法の判断が二度（平成十二年十二月二十二日・東京高裁、平成十三年十二月四日・東京地裁）にわたって出されている。

また、特に平成十三年十二月四日の行政裁判の東京地裁の判決では、違法建物であると判断された上で、「その違法建物に建築基準法九条一項の是正命令を東京都多摩西部建築指導事務所長が発しないことが裁量権を逸脱して違法である」と明記されている。

しかるに東京都は、平成十三年十二月四日の東京地裁の判決に対し、都議会の場での答弁で（平成十三年十二月十四日）「法制定の理念や建築行政の実態から乖離した判断である」と同判決を批判しつつ、違法建築物であると二度まで司法判決を出された同マンションに対し検査済証を発出するとともに、控訴している。

一方、東京都の本件担当者は、本件に係る住民集会において明確に「本件建設問題においては、国の指導を仰ぎながら進めている」と明言している。

本件につき、東京都の担当部局に対し、国（建設省、或いは、国土交通省）としての指導を行った事実はあるのか。事実とすれば、その際、建築基準法三条二項の解釈に関し、東京都に対しいかなる指導を行ったのか。

さらに、現在までに、司法により二度にわたる違法建築物判決が出されているが、国土交通省は、右判決を踏まえた後も、東京都の本件担当者が答弁しているように、「同判決は法制定の理念や建築行政の実態から乖離した判断である」という東京都の立場と同一の立場をとっているのか、或いは、東京都にそのラインで指導したのか。

二　何時取り壊されるか分からないような違法建物を明和地所は販売しようとしている。

善意の第三者が購入して、その後、控訴審で取り壊し命令が出されれば大混乱になることが明らかに予想される。

この点につき東京都の担当部局から、国に対して相談はあったのか。

相談があった場合には、どのような指導をしたのか。また、相談が無かった場合、善意の第三者が極力、損害を受けないように配慮することも行政の責任であると考えるが、国は、東京都に対して、何らかの指導を行う意向はないのか。

三　本件マンション問題については、以前、私は当時の中山建設大臣に対し、国会質問をしたことがあるが、その際、下記の趣旨を強調したと思う。

すでに地区計画が公告・縦覧中であるにもかかわらず、あとから駆け込み申請された建築確認行政のあり方はおかしい。

地方自治体が町づくりの観点で様々な要綱・条例を作っているが、建築確認の実務上、それらは建築基準法の確認対象法令になっていなければ無視してもよいことになっているが、これはおかしい。（例えば、国立市の景観条例、東京都の紛争予防条例なども業者は無視しても建築確認が下りることになっている。）

これらの点につき、現在の国土交通省の見解はどうか。

右質問する。

内閣衆質一五四第一九号

平成十四年二月二十六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員末松義規君提出東京都国立市大学通りに位置する高層マンション建設問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員末松義規君提出東京都国立市大学通りに位置する高層マンション建設問題に関する質問に対する答弁書

一について

本件について、国土交通省（旧建設省）が、東京都都市計画局に対して御指摘のような指導を行った事実はない。

また、御指摘の「東京都の立場」の意味が必ずしも明らかではないが、国土交通省においては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第二項にいう「工事中」には、根切り工事又は杭打ち工事に着手している段階を含むと解している。なお、本件についても、東京都の建築主事は、このような解釈を踏まえて同項にいう「工事中」に該当すると判断したと承知している。

二について

本件について、東京都住宅局から国土交通省に対して御指摘のような相談があったという事実はない。

また、国土交通省においては、御指摘のようなマンションの購入者保護については、本件をめぐるこれまでの経緯等から、現時点では、東京都において対応することが適当であると考えている。

三について

建築確認は、申請された建築物の計画が建築規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しているか否かを審査するものであるから、公告及び縦覧中の地区計画の案があったとしても、建築確認の時点で地区計画として効力を有していなければ、当該地区計画の案が建築確認の審査基準となることはない。

また、建築確認の審査基準である建築基準関係規定は、建築基準法第六条第一項及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の規定において限定的に定められており、御指摘の景観条例や紛争予防条例は建築基準関係規定に該当しないから、これらの条例が建築確認の審査基準となることもない。

なお、建築確認は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準に適合しているか否かを審査する制度であるから、建築基準関係規定は、このような最低の基準として客観的に定められたものでなければならない。

平成十四年二月十五日提出
質問第二一〇号

平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会におけるNGO問題に関する質問主意書

提出者　岡田　克也

平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会におけるNGO問題に関する質問主意書

去る平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における基本的質疑のなかで、NGO問題に関する私の質問に対する政府の答弁には、曖昧なものが多々見受けられた。しかし、今後の国政に重大な影響を及ぼす論点であり、かかる問題については政府の姿勢をより明確に質す必要があると考える。

従って、次の事項について質問する。

一　ピースウィンズ・ジャパンの大西代表と鈴木代議士との間で、大西代表が発表したようなやり取りはなかったと、外務大臣は責任を持って断言できるか。

二　総理は「大西、鈴木両氏の間の議論はどうでもいい」と答弁したが、大西代表側の発表したやり取りが事実であれば、政治家によるNGO活動に対する不当な介入に当たると考えるが、どうか。「どうでもいい」との答弁を撤回するつもりはないか。

右質問する。

内閣衆質一五四第二〇号
平成十四年二月二十六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会におけるNGO問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会におけるNGO問題に関する質問に対する答弁書

一について

鈴木宗男衆議院議員とピースウィンズ・ジャパン統括責任者との一連のやり取りは、本年二月八日に内閣官房が公表した「アフガニスタン復興支援国際会議」に係るNGOをめぐる外務省の対応に関する調査結果」のとおりである。

二について

御指摘の答弁は、お尋ねの「やり取り」をあえて問題とするよりも、国会議員等から寄せられる様々な意見の当否について、外務省として適切な判断をなし得るようにすることが重要であるということを述べたものである。

平成十四年二月十五日提出
質問第二一一号

平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における医療制度改革に関する質問主意書

提出者　岡田　克也

平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における医療制度改革に関する質問主意書

去る平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における基本的質疑のなかで、医療制度改革に関する私の質問に対する政府の答弁には、曖昧なも

のが多々見受けられた。しかし、今後の国政に重大な影響を及ぼす論点であり、かかる問題については政府の姿勢をより明確に質す必要があると考える。

従って、次の事項について質問する。

一　総理は「抜本改革をしてから三割負担にするとなると、抜本改革が遅れる」と答弁したが、それでは、なぜ三割負担を先行すれば抜本改革が進むのか、その論理的因果関係を示されたい。

二　平成十五年通常国会中に抜本改革に係る法案を国会に提出すると約束できるか。

右質問する。

内閣衆質一五四第二二号
平成十四年二月二十六日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における医療制度改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における医療制度改革に関する質問に対する答弁書

一について

被用者保険の被保険者等に係る給付率を七割とすることは、医療保険制度間の給付率の統一を図り、公平で分かりやすい給付体系の実現を図るものであり、医療制度の改革の基盤整備の観点から重要な意義を有するものであると考えている。

同時に、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、医療保険制度の体系の在り方、新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬の体系の見直し等の課題について改革を進めることが必要である。こうした改革の推進に当たっては、国民の負担を伴う給付率の見直しについて実施時期を明示し、それまでの間に改革の基本的な方向を定めることとすることが、その着実な実施に資するものと考えている。

二について

医療保険制度の体系の在り方等の課題については、平成十四年度中に基本方針を策定し、これに沿って改革を進めていく考えである。

医療制度の改革に関する法律案の平成十五年の通常国会への提出については、基本方針を策定した段階で、改革を行う事項ごとに、法律改正の要否、実施時期等を整理し、判断すべきものと考えている。

平成十四年二月十五日提出
質問第二一三号

平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における道路公団改革に関する質問主意書

提出者　岡田　克也

平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における道路公団改革に関する質問主意書

去る平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における基本的質疑のなかで、道路公団改革に関する私の質問に対する政府の答弁には、曖昧なものが多々見受けられた。しかし、今後の国政に重大な影響を及ぼす論点であり、かかる問題については政府の姿勢をより明確に質す必要があると考える。

従って、次の事項について質問する。

一　第三者機関委員の人選について、総理は与党の意見を聞く旨、答弁しているが、そうであれば、国会同意人事としても否決されることはない。総理が国会同意人事を拒む理由は何か。

二　第三者機関が、個別路線の採算性を検討しないのであれば、全体的な投資額が定まらず、結局、組織全体の採算性やあるべき形態、あるいは適切な償還期間等、本質的な問題点が何ら決定され得ないと考えるが、政府には第三者機関に個別路線の採算性を検討する権限を付与する意思はないのか。

三　上下分離方式で民営化しても、何ら意味がないと考えるが、上下分離方式という選択肢が残っているかのような答弁がなされた。政府は、なぜ上下一体方式で民営化すると断言しないのか。

四　整備計画について、「今の計画はできない」と総理は答弁したが、それは、九千三百四十二キロの整備計画のうち、建設が行われない路線があるということと理解してよいか。

右質問する。

内閣衆質一五四第二三号
平成十四年二月二十六日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における道路公団改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における道路公団改革に関する質問に対する答弁書

一について

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条等に基づく審議会等のうち、その委員の任命について両議院の同意を得ることとされているものは、政治の基盤に関する事項を扱うものや、不服申立てについての調査審議を行うなど国民の権利義務に直接かかわるもの等に限定されている。

第百五十四回国会に提出している道路関係四公団民営化推進委員会設置法案に規定されている道路関係四公団民営化推進委員会（以下「委員会」という。）は、特殊法人等改革基本法（平成十

三年法律第五十八号）第五条第一項の規定により定められた特殊法人等整理合理化計画（以下「特殊法人等整理合理化計画」という。）に基づき、その具体化を図るため、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団（以下「道路関係四公団」という。）に代わる民営化を前提とした新たな組織（以下「新組織」という。）及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること等を所掌事務とするものであり、その委員の任命について両議院の同意を得ることとする必要はないと考えている。

二について

委員会においては、特殊法人等整理合理化計画に示された基本方針の下、道路交通需要の見通し、金利の見通し、費用対効果分析の考え方等について検討し、新組織による高速自動車国道の整備の前提となる採算性の確保に関する基準等について意見を述べていただくことを考えている。高速自動車国道の個別路線の整備については、委員会の意見を踏まえて、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）に基づき、国土交通大臣が国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て決定することとなる。

三について

新組織の業務、財務等の在り方を含む具体的内容については、特殊法人等整理合理化計画に示された基本方針の下、委員会において調査審議していただくことになる。

四について

高速自動車国道の整備計画については、特殊法人等整理合理化計画に示された基本方針の下、委員会の意見を踏まえて、高速自動車国道法に基づき、国土交通大臣が国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て決定することとなるので、お尋ねの点について現時点でお答えすることはできない。

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出情報公開法の運用上の問題点に関する質問に対する答弁書

衆議院議員北川れん子君提出ＲＩ・研究所等廃棄物処理処分に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における報償費に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山田敏雅君提出外国人技能実習生にかかる厚生年金保険制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出大手流通企業への金融支援に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した経緯等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出平成十四年一月二四日夜の外務省職員、国会議員等参加の二つの会合に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出外務省の人事異動三年ルールに関する質問に対する答弁書

平成十四年一月二十一日提出
質問第二号

情報公開法の運用上の問題点に関する質問主意書

提出者　金田　誠一

情報公開法の運用上の問題点に関する質問主意書

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」という。）が施行され暫し経ったが、実際の運用に当たっていくつかの問題点も生じているので、政府の見解をただすため以下質問する。

一　情報公開法に基づく行政文書の開示は、いわゆる公権力の行使に当たるのか、政府の見解を明らかにされたい。

二　政府が昨年末に公表した省庁幹部の再就職状況に関する資料が一府十二省庁のうち三分の一以下の四省庁のホームページにしか掲載されていないとのことである（二〇〇二年一月十二日付『産経新聞』夕刊第五版第一面）。同記事によれば「ほとんどの報道発表資料を掲載しているにもかかわらず、天下りに関する資料を除外している厚生労働省は、『発表資料をすべて掲載しているわけではない。総務省からも指示がなかった』（官房人事課）と釈明する」という状況である。

報道発表資料とホームページへの掲載について以下の点を明らかにされたい。

1　各省庁における報道発表資料のホームページへの掲載状況について明らかにされたい。

2　ホームページに掲載されていない報道発表資料については、情報公開法に基づく開示請求によらなくとも希望する国民に提供されるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

3　報道資料とするところの範囲について政府の見解を明らかにされたい。

三　情報公開法第十条は開示決定の延長を定めているが、開示請求者はこの開示決定の延長に対して行政不服審査法に基づき不服申立はできるのか。仮に可能である場合、その申立先は情報公開審査会となるのか、それぞれ明らかにされたい。

四　写しの送付について、郵送料が定形外の料金を基準とされており、また郵便小包の利用も図られていない。つまり定形郵便であれば五十グラム未満なら九十円で発送できるところを、百二十円が請求され、郵便小包なら二キロまで五百十円（同一市内）で済むところを普通郵便扱いの九百五十円が請求される。この点に関して開示請求者の負担を軽減するために改善されるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五　二〇〇二年一月八日付『読売新聞』第十四版第四面の報道によると、総務省は高齢者世帯を調査する委員会の委員への謝礼金に関する文書の開示請求に対して委員の名前を伏せて開示したとのことである。「個人のプライバシーにかかわる」（総務省政策評価広報課）との理由であったが、委員の名前は内閣府のホームページ上では既に公表されていたという。

そこで以下の点を明らかにされたい。

1　この報道の事実関係について明らかにされたい。

2　公務員が公表されている文書を非開示決定するという行為について、懲戒事由に相当するものと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

六　右読売新聞記事によると「全面開示するよう不服を申し立てたが、半年以上たった現在も回答はない」とのことである。不服申立が長期にわたって放置されることは、実質的な不服申立制度の形骸化につながるゆえに、この点に関する政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第二号

平成十四年三月一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出情報公開法の運用上の問題点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員金田誠一君提出情報公開法の運用上の問題点に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「いわゆる公権力の行使」の意味が必ずしも明らかではないが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）第九条に基づく行政文書の開示決定等は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号。以下「行服法」という。）第一条第一項及び行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号。以下「行訴法」という。）第三条第一項に規定する公権力の行使に該当すると考える。

なお、情報公開法第十八条は、開示決定等について行服法による不服申立てができることを、情報公開法第三十六条は、開示決定等について行訴法による取消訴訟ができることを、それぞれ前提とした規定であることからも、開示決定等が行服法及び行訴法に規定する公権力の行使に該当することは明らかである。

二について

政府においては、「e―Ｊａｐａｎ重点計画」（平成十三年三月二十九日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づき、行政情報の電子的提供等を迅速かつ重点的に実施することとし、このため、広報・報道関係資料については、各府省が「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成十三年三月二十九日行政情報化推進各省庁連絡会議了承）に沿って、公表内容の一層の充実を図り、電子的に提供を行うこととしている。現在、これらの資料については、すべての府省においてホームページに報道発表資料、新着情報等のカテゴリーを設け、掲載に努めているところである。

また、ホームページに掲載されていない既存の広報・報道関係資料については、その資料の性格上、国民等からの求めに対して、情報公開法に基づく開示請求手続によらなくとも積極的に提供することとしている。

なお、前記指針における広報・報道関係資料とは、各府省が、その諸活動等を広く公表するため、国民一般、報道機関等向けに作成している文書、冊子、パンフレット等のたぐいをいう。

三について

行服法第四条は行政庁の処分に不服がある者は不服申立てをすることができる旨を定めているところ、同条に規定する行政庁の処分は、国民の権利義務等に直接かつ具体的に法律上の影響を及ぼす行為でなければならないと解されている。お尋ねの情報公開法第十条第二項に規定する開示決定等の期間の延長は、国民の権利義務等に直接かつ具体的に法律上の影響を及ぼすものではないことから、行政庁の処分に該当せず、これについて行服法に基づく不服申立てをすることはできないと考える。

四について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号。以下「施行令」という。）は、第十三条第四項において郵送料を納付して行政文書の写しの送付を求めることができること及び当該郵送料は郵便切手で納付しなければならないことを、第六条第一項第四号において情報公開法第九条第一項に基づいて開示請求者に書面により通知しなければならない事項として、写しの送付の方法による行政文書の開示を実施する場合における郵送料の額を、それぞれ規定しているが、情報公開法及び施行令には、これらの規定を除いて定形外の料金を基準とすることや郵便小包の利用を禁ずることなどの郵送に関する規定は置かれていない。

五の1について

お尋ねの報道に関する事実関係は、以下のとおりである。

総務庁、郵政省及び自治省において平成十二年三月に支出した諸謝金に係る支出計算書の証拠書類について、平成十三年四月二日、特定非営利活動法人情報公開市民センターから総務大臣に対し情報公開法第三条に基づく開示請求があり、これに対して、総務大臣は、情報公開法第十条第二項に基づき開示決定等の期限の延長を行った上、同年六月一日、情報公開法第九条第一項に基づく開示決定を行った。ただし、総務大臣は、当時、当該証拠書類のうち「平成十

一年度「高齢者一人暮し・夫婦世帯に関する意識調査」委員会委員名簿」については情報公開法第五条第一号(ただし書を除く。)に該当すると判断し、「委員の氏名」部分を不開示としたものである。

他方、当該委員の氏名は、内閣府のホームページ(平成十三年一月以前の総務庁のホームページを含む。)における「平成十一年度「高齢者の一人暮らし・夫婦世帯に関する意識調査」結果について」の中で掲載されていたところである。

五の2について

国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十八条第一項の法令に従う義務に違反する行為があった場合等に、同法第八十二条に規定する国家公務員の懲戒処分を行うかどうかについては、懲戒権者が、当該行為の原因、態様等諸般の事情を総合的に考慮して判断することとなる。

総務省においては、お尋ねの件について、結果的には関係した職員の行為に適切さを欠くものがあったが、当該行為は懲戒処分を行うまでのものではないと判断している。

六について

五の1についてで述べた開示決定についての異議申立てに関しては、異議申立書が平成十三年七月三日に総務省に郵送されてきたが、当該異議申立書の記載に不備があったことから、異議申立人に対し補正を求めていたものであり、補正後の異議申立書は平成十四年一月九日に提出されたところである。このように、異議申立書を放置していたとの御指摘は当たらない。

なお、総務大臣は、当初不開示とした「委員の氏名」部分は情報公開法第五条第一号ただし書に該当すると判断し、この異議申立書について、同月三十日、行服法第四十七条第三項の規定に基づき、原処分を変更し開示する決定をしたところである。

平成十四年一月二十一日提出
質問第四号

RI・研究所等廃棄物処理処分に関する質問主意書

提出者　北川れん子

RI・研究所等廃棄物処理処分に関する質問主意書

平成十三年四月十七日付内閣衆質一五一第四一号「RI・研究所等廃棄物処理処分に関する質問に対する答弁書」に係わり国民全体に被ばくの危険性があるにもかかわらず、国民の意見が反映されることがなく、国民の放射線被ばくの安全上多くの疑問点があるので改めて質問する。

一　質問一の回答で「一方、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の一部については、既に放射能濃度に応じた処分が実施されていることから、・・・」とあるが、具体的にはどこでどのように行われているのか。その根拠法令を示して答えてほしい。またそこではどこの機関でどのように公衆安全のための監視が行われているのか。また原子炉規制法の基準を放射線障害防止法施設にあてはめる根拠について明確に答えていないがこの点について再度質問する。

二　質問二に関して、IAEAが開催した国際放射性廃棄物管理諮問委員会(INWAC)に日本代表として出席した委員名と出身母体名を明らかにされたい。質問二の回答で「・・・人体に対する影響を無視し得る程度の年間被ばく線量である十マイクロシーベルトを基準として、それに相当する放射能濃度を算出したものと承知している。」とあるが、この十マイクロシーベルトという値はどこの機関でいつどのようにして認められたものか、また国際的にはどのように評価されているのか。またこの値は人体全体への被ばく量か、人体の単位質量あたりのものか、各臓器ごとの被ばく量から計算して決めるものなのか。加えてアルファ核種やベータ核種など多種多様な放射性核種が存在する場合簡単に調べられるものなのか。具体的かつ明確に説明されよ。

また「・・・『再利用』とは、例えば、放射性同位元素の使用施設を解体した際に発生する金属、コンクリート等を資源として再利用することを想定しており、・・・」とあるが研究用原子炉などの付帯設備など周辺部は放射化されていると思われるがこのような金属、コンクリートも再利用されるのか。

三　質問三の回答で「・・・クリアランスレベルについて、各国からのコメントは出されていない。」とのことだが、そのことは国際的に認知されていないことになるのではないか。これに関する日本のコメントはどうなのか、それはいつどの機関で決められたのか。またその委員名、その判断した根拠は何か明らかにされよ。

四　質問四、五の回答にある「極低レベル放射性廃棄物」の定義は何か、「低レベル廃棄物」「高レベル廃棄物」などの区分の定義はどうなっているのか明らかにされよ。クリアランスレベル以下のものはどのような処分がなされようとしているのか。どのような方向で話し合いがなされているのか。現在検討している委員会名、構成する委員名とその出身母体を明らかにされよ。

五　質問六の回答で、平成十一年度は三五四の事業所を立入検査している。そのうち違反事実があった事業所は二八〇であり七九%の違反率になる。内容は帳簿の不備、測定の不備である。これに対して「・・・速やかに改善のための措置が施されていると承知している。」とはその違反率の多さから納得できない見解であるが、この判断の根拠を示されよ。このように違反が多い現場にクリアランスレベル等による廃棄物を分類したり厳密な取り扱いが期待できるのか。できるのであれば、その根拠も示されよ。また回答における「・・・帳簿記載の不備、放射線

量測定の不備・・・」の具体的内容を述べられよ。また、平成十年以前の立入検査の記録簿が残っていないというが記録簿は何年間の保管になっているのか。また、統計にも残っていないのかを明らかにされよ。回答で「原子炉等規制法に基づき試験研究炉を設置した事業所等から発生する放射性廃棄物を発生させ得る事業所を対象とする原子炉等規制法に基づく立入検査は、平成九年度において一事業所、平成十一年度において二十一事業所に対して実施されている。」とのことだが、平成九年度に検査官が三名いるにもかかわらず、原子炉規制法対象事業所のうちわずか一事業所のみの立入検査であったのはなぜか。また平成十一年度に検査官が二一名に増員され、立ち入りが二十一事業所に増えた理由はなにか明らかにされよ。

六　質問七について、放射性廃棄物を焼却処理している処理工場について「・・・法令に基づき放射性物質の濃度等を記録していると聞いている。」また「・・・焼却後の固体廃棄物については、廃棄施設内で保管廃棄されていると聞いている。」との回答だが、放射性廃棄物の処理工場の立入検査は行われていないのか、その理由は何か。またもし行われているのならば、その検査内容において周辺住民の安全のために放射能の環境測定などは実施されているのか。加えて年度毎の立入検査回数を明らかにされよ。

七　質問八の回答で、「原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会及び同部会のＲＩ・研究所等廃棄物分科会の審議においては、高度の専門性を必要とするため、それらの構成員を公募することは考えなかった。」とあるが公衆の安全の観点に立つ委員がかなりの割合で任命されるべきと思われるがそのような委員はいたのか。また、原子力の推進機関や関連業界の代表者が半数を占めるような片寄がある委員の構成では公衆の安全の観点がおざなりになってしまうのではないか。クリアランスレベルに関する問題は国民全体の安全に関わる問題であり、再度委員を選び直して（業界代表者を入れない形で）時間をかけて検討しなおすことはできないか答えられよ。

八　質問九の回答に関して、原子力安全委員会のクリアランスの在り方について現在までの検討状況議事録の内容を明らかにされよ。

九　質問一〇の回答で、「国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）の昭和五十二年勧告においては、放射線防護の基本的な考え方として『全ての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く押さえるべきである』ことが示されており・・・」とあるが数百種もある性質の異なる放射性物質（核種）を分別せず放射能と見做さずリサイクルしたり、産廃などのゴミ扱いにすることが「合理的に達成可能な限り低く押さえるべき」やりかたなのか答えられよ。また回答には質問した「ＩＣＲＰの放射線防護の基本的考えとして『放射線防護上は、どんな微量の放射線でも人体にとって有害なものであるとの考え方をとることにしている。すなわち、放射線による確率的影響（がんおよび遺伝的影響）は、影響発生のしきい線量がなく、発生線量は受けた線量に比例して増加するという仮定にたって考えることにしており、放射線利用に伴う影響の発生を厳密にゼロにすることは不可能である。』という立場をとっている。・・・」に答えていない。国民の健康を損なうことがないとはこの基本的考えを尊重することに尽きると思われるが、「ＲＩ・研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について」報告書のどこで「・・・国民の健康を損なう事がないよう配慮して報告書をまとめている。」のか、文面上で指摘してほしい。

十　質問一一の回答に関して、ＲＩ廃棄物及び研究所等廃棄物の処理又は処分については、現在、原子力安全委員会において行われているクリアランスレベルの在り方についての検討結果を踏まえ、新法を起こすのか、現在ある法令もしくは政令、省令の改正を行うのか、関連法の改正などを行うのか、現時点における方向を明らかにするとともに、その場合の手続、日程等についても、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第四号

平成十四年三月一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員北川れん子君提出ＲＩ・研究所等廃棄物処理処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員北川れん子君提出ＲＩ・研究所等廃棄物処理処分に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「放射能濃度に応じた処分」については、日本原燃株式会社及び日本原子力研究所が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第五十一条の二第一項の廃棄物埋設の事業の許可を受けて、これを行っている。すなわち、日本原燃株式会社は、実用発電用原子炉施設から発生する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物及び同社の廃棄物埋設施設の操業に伴って付随的に発生する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「原子炉等規制法施行令」という。）第十三条の九第一項の表第一号イに該当するものを、青森県上北郡六ヶ所村所在の濃縮・埋設事業所において埋設処分しており、日本原子力研究所は、その東海研究所ＪＰＤＲ（動力試験炉）の解体に伴って発生した核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物のうち、同表第三号及び第四号に該

当するものを、茨城県那珂郡東海村所在の東海研究所において埋設処分している。

日本原燃株式会社及び日本原子力研究所は、原子炉等規制法第五十一条の十八第一項の規定に基づき、保安規定を定めて経済産業大臣の認可を受けた上で、当該保安規定に従い右に述べた廃棄物埋設施設の巡視・点検等の措置をそれぞれ講じている。また、経済産業大臣は、同条第六項の規定に基づき、これらの措置を含む保安規定の遵守の状況について毎年四回検査を行っている。

原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会が平成十年五月に公表した「ＲＩ・研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について」と題する報告書（以下「報告書」という。）においては、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物であって廃棄しようとするもの（以下「ＲＩ廃棄物」という。）の廃棄体数量を推定するに当たり、原子炉等規制法施行令の放射能濃度上限値を飽くまで参考にしただけのことであり、お尋ねのように「原子炉規制法の基準を放射線障害防止法施設にあてはめる」ことをしたものではない。

二について

科学技術庁（当時）原子力安全局原子力安全課放射性廃棄物規制室長が、国際放射性廃棄物管理諮問委員会（以下「ＩＮＷＡＣ」という。）の委員となっているが、ＩＮＷＡＣには、通常、科学技術庁及び日本原子力研究所の専門家が出席していた。

昭和六十年の国際放射線防護委員会（以下「ＩＣＲＰ」という。）勧告においては、放射線防護を考慮しないで処分できる線量として年当たり十マイクロシーベルトという値が示されており、平成八年に国際原子力機関（以下「ＩＡＥＡ」という。）により出版された「ＩＡＥＡ　ＴＥＣＤＯＣ―八五五」においては、御指摘の答弁書で述べたクリアランスレベルを評価するための根拠として年当たり十マイクロシーベルトが示されている。

このクリアランスレベルの値は、クリアランスされた物質に起因する一年間の外部被ばくによる実効線量と当該物質の吸入摂取及び経口摂取による預託実効線量の合計（自然界から受ける線量を除く。）を示している。

放射性物質として扱う必要がない物を区別する際の判断方法については、平成十三年に原子力安全委員会が取りまとめた「原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方について」において、放射性核種濃度を求めて判断するための代表的な方法が示されている。

原子炉等規制法に基づく試験研究の用に供する原子炉（以下「試験研究炉」という。）の附帯施設の解体により発生する金属、コンクリート等のうち、クリアランスレベル以下のものについては、再利用又は産業廃棄物と同様の処分を行うことを想定している。

三について

お尋ねの「国際的に認知されていない」ということの意味が必ずしも明らかではないが、「ＩＡＥＡ　ＴＥＣＤＯＣ―八五五」は国際的な安全基準として策定されたものではなく、情報交換等を目的として、クリアランスレベルの考え方、導出方法等について各国の専門家による検討結果を取りまとめた技術文書であることなどから、政府としてはコメントを提出しなかった。

四について

我が国においては、一般に、「高レベル放射性廃棄物」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存するものを指す用語として用いられ、「低レベル放射性廃棄物」とは、高レベル放射性廃棄物以外の放射性廃棄物を指す用語として用いられており、報告書において、「極低レベル放射性廃棄物」とは、原子炉等規制法施行令第十三条の九第一項の表第三号及び第四号に掲げる放射能濃度以下の放射性廃棄物を指し、低レベル放射性廃棄物のうち極めて放射能レベルの低いものをいう。

御指摘の「クリアランスレベル以下のもの」の処分をどのような処分場で行うか等については、御指摘の答弁書で述べたとおりであり、これらの再利用又は処分の具体的な内容については、原子力安全委員会において現在も行われているクリアランスレベルの在り方についての検討を踏まえて、今後関係府省において検討していくこととしている。

五について

お尋ねの放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「放射線障害防止法」という。）第四十三条の二に基づく立入検査において指摘した「帳簿記載の不備」、「放射線量測定の不備」の具体的内容は、放射性同位元素の使用、保管等に係る帳簿の必要的記載事項（目的、方法、場所、従事者名等）の記載漏れ、放射線の量の測定に必要な測定箇所の不足等、その多くは立入検査の際の指導によって速やかに改善され得る軽微な違反である。これらも含め、違反事実の認められた事業所において改善措置が実施されたことを立入検査の後に確認しており、各事業者においては法令に基づいた放射性同位元素等の適切な取扱いが期待できるものと考えている。

立入検査における指摘事項の多くは、右に述べたとおり、速やかに改善措置が講じられ得る軽微な違反であることから、立入検査における指摘事項をすべて記録に記載した上で記録簿等として保存しているわけではなく、また、違反件数についての統計も作成していない。

原子炉等規制法第六十八条に基づく立入検査を行う職員は、その都度、事業者の区分に応じて主務大臣によって選任されるところ、平成九年度においては、試験研究炉を設置した事業所等のうち、一事業所において核燃料物質の使用

に係る施設の保安管理状況が適切でない事実が明らかとなったため、三人の職員が当該事業所に対し立入検査を実施したものであり、平成十一年度においては、平成十一年九月に発生した株式会社ジェー・シー・オー東海事業所における臨界事故を受け、同年十月四日付け東海村ウラン加工施設事故政府対策本部の決定に基づき、核燃料物質の使用に係る施設に対し緊急総点検を行うため二十一人の職員が立入検査を実施したものである。

六について

放射線障害防止法に基づき廃棄の業の許可を受けた者（平成十四年二月現在で十二事業所）は、放射線障害防止法第二十条に基づき排気設備の排気口及び排水設備の排水口における放射性同位元素の濃度の測定、事業所境界における放射線の量の測定等を実施しなければならない。これらの事業所に対する立入検査の回数は、平成八年度に一回、平成九年度に八回、平成十年度に一回、平成十一年度に一回であり、立入検査の際に前記の測定の記録、測定方法等について検査を行っている。

試験研究炉を設置した事業所等においては、事業所の一部の施設で放射性廃棄物を焼却処理している場合がある。これらの事業所に対する立入検査の回数は、平成九年に一回、平成十一年に九回あり、立入検査の際に必要な場合には当該施設周辺の河川水、土壌等の環境放射能分析を行っている。

七について

原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会及び同部会ＲＩ・研究所等廃棄物分科会（以下「部会等」という。）では、ＲＩ廃棄物及び試験研究炉を設置した事業所等から発生する放射性廃棄物（以下「研究所等廃棄物」という。）の処理処分に関して、安全確保のための諸制度の整備等について検討して報告書を取りまとめたものであり、部会等の委員の選定については、御指摘の答弁書で述べたとおりであり、安全確保を考慮しない委員はいないものと考えていることから、再度委員を選び直して検討を行うことは考えていない。

八について

クリアランスレベルの在り方に関する原子力安全委員会の検討状況については、平成十二年三月から同年九月までは放射性廃棄物安全基準専門部会において、同年十二月からは原子力安全基準専門部会に設置されたクリアランス分科会において、それぞれ審議を行ってきているところである。これらの審議は公開で行われ、その速記録及び資料は財団法人原子力安全技術センターの原子力公開資料センターにおいて公開されており、詳細はこれら速記録等により承知されたいが、審議の概要は、原子炉施設におけるクリアランスレベル及びその検認の在り方等についてである。

九について

ＩＣＲＰの放射線防護の考え方においては、少ない放射線量でも何らかの健康に対する悪影響を起こすことがあると仮定し、また、すべての被ばくは経済的及び社会的要因を考慮に加えた上、合理的に達成できる限り低く抑えるべきであるとされているものと承知している。

原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会においても、報告書の「さいごに　―国民の理解を得つつ処分事業の着実な実施を図るために―」の中で、「処分事業の実施が地域住民の健康や周辺の自然環境に対する影響を与えないよう必要な安全対策を講ずることはもちろん」とあるように、右に述べたＩＣＲＰの考えを踏まえ、安全確保を考慮しつつ、報告書をまとめたところである。

十について

ＲＩ廃棄物及び研究所等廃棄物の処理又は処分については、現時点においても、関連法令の整備についての考え方、手続、日程等も含めて決定する段階には至っていない。

平成十四年二月十五日提出
質問第二一一号

平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における報償費に関する質問主意書

提出者　岡田　克也

平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における報償費に関する質問主意書

去る平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における基本的質疑のなかで、報償費に関する私の質問に対する政府の答弁には、曖昧なものが多々見受けられた。しかし、今後の国政に重大な影響を及ぼす論点であり、かかる問題については政府の姿勢をより明確に質す必要があると考える。

従って、次の事項について質問する。

一　外務省報償費の内閣官房への上納問題について、外務大臣自身が改めて調査する意思はないのか。また、「歴代外務大臣、官房長官等が『ない』と言ってるから上納はない」という外務大臣の答弁は、過去の調査結果について外務大臣自身が責任を持つという意味か。

二　外務省報償費と同様、官房報償費についても大臣決裁を求めるべきだと考えるが、外務大臣に決裁できて、官房長官に決裁できない理由は何か。

右質問する。

内閣衆質一五四第二一号
平成十四年三月一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における報償費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における報償費に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「上納」については、国会において歴代の外務大臣等が、そうしたことはない旨責任をもって説明を行ってきている。したがって、この問題について改めて調査する必要はないものと考えている。

二について

内閣官房の報償費は、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、取扱責任者である内閣官房長官自らが、その都度の判断で最も適当と認められる方法により使用することとされている経費であり、その執行については、従来から、内閣官房長官自らが、内閣官房報償費の目的にかなうものであるかどうかを一つ一つ吟味しながら厳正かつ効率的に行っているところである。

平成十四年二月二十一日提出

質問第三一〇号

外国人技能実習生にかかる厚生年金保険制度に関する質問主意書

提出者　山田　敏雅

外国人技能実習生にかかる厚生年金保険制度に関する質問主意書

我が国の厚生年金制度では、外国人技能実習生は外国人労働者として加入を義務付けられているが、問題点があり、改正が必要と考えられる。よって以下のとおり政府としての見解を質問する。

一　外国人技能実習制度により入国した外国人研修生は、一定の研修の後二年の技能実習生(在留資格特定活動)に移行し、最大三年間の滞在が許可され(出入国管理及び難民認定法第二条の二)、その後母国に帰りそれぞれの国の経済発展に寄与している。

その間、我が国の「厚生年金保険」加入が義務付けられており、規定の保険料を払い、帰国時には一時金を受け取っている。

(例)　技能実習生

月額手当　一六〇、〇〇〇円の場合

●一ケ月　厚生年金保険料

二七、七六〇円(個人一三、八八〇円＋事業主一三、八八〇円)

●帰国まで(二四ケ月)の厚生年金保険料

六六六、二四〇円(二七、七六〇×二四)

●脱退(帰国時)一時金

三二〇、〇〇〇円(月額手当の二倍)

個人にのみ給付

この例からも明らかになるように、短期残留である外国人実習生については、脱退一時金が支払われるとは言え、その返金が不十分かつ、事業主においては、上記制度は、直接に年金とは結びつかず、不当に思われる。

以上の理由から外国人技能実習生については厚生年金への加入について免除措置をとる必要があるのではないかと考えられるが如何か。

右質問する。

内閣衆質一五四第三〇号

平成十四年三月一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員山田敏雅君提出外国人技能実習生にかかる厚生年金保険制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山田敏雅君提出外国人技能実習生にかかる厚生年金保険制度に関する質問に対する答弁書

厚生年金保険制度は、被用者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、被用者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものであり、事業主との間に一定の使用関係が認められれば、被用者の日本国籍の有無にかかわらず、強制的に適用することとしている。

お尋ねの外国人技能実習生については、厚生年金保険の適用事業所に使用される者となった場合は厚生年金保険の被保険者となり、被保険者期間中に障害又は死亡という保険事故が発生したときは保険給付が行われ、保険事故が発生せず、帰国したときは脱退一時金が支給されることとなっていることから、現行の取扱いは適切なものであると考えている。

平成十四年二月二十二日提出

質問第三一一号

大手流通企業への金融支援に関する第三回質問主意書

提出者　長妻　昭

大手流通企業への金融支援に関する第三回質問主意書

一　マスコミ報道などによると平成十四年一月七日、金融庁は、ＵＦＪ銀行(当時は、三和銀行と東海銀行。以下同じ。)あるいは三井住友銀行あるいは富士銀行の幹部と合同または個別にダイエー再建策などについて会談したとあるが、それは事実か。

二　事実だとすればその内容と、双方の出席者の氏名役職は。

三　一で尋ねた内容での面談がないとすれば、同日、金融庁は、ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、富士銀行の幹部いずれかと面談したことはあるか。あるとすれば、その内容と双方の出席者の氏名役職をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第三一号

平成十四年三月一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出大手流通企業への金融支援に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出大手流通企業への金融支援に関する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて

金融庁は、銀行に対する監督を適切に行うため、必要に応じ、口頭又は文書により、銀行から報告等を聴取したり、金融行政について説明を行ったりしているが、個々の会談等について、その事実の有無、内容、双方の出席者等を明らかにすることは、金融庁の円滑な業務遂行に支障を来すおそれがあること等から、答弁を差し控えたい。

平成十四年二月二十二日提出
質問第三三号

鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した経緯等に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した経緯等に関する質問主意書

一　小泉内閣において、二度、鈴木宗男議員を総理特使として小泉総理大臣の親書を持たせて、海外に派遣している。

それぞれの訪問国、期間、内容の詳細についてお示し願いたい。

二　二回の総理特使派遣にかかった費用は、それぞれ、総額いくらか。

三　それぞれの費用の詳細な明細もお示し願いたい。

四　それぞれの費用は、どのような会計上の費目から支出されているのか。

使用明細ごとに費目をお示し願いたい。

五　それぞれの費用における報償費は、いくらあったか。

六　報償費分の支出の使途の明細をお示し願いたい。

七　十万円以上の報償費の支出は、副大臣決裁となるルールがあるが、今回のケースでは、それぞれ十万円以上の支出があったのか。そして、副大臣決裁となったのか。

八　どのような経緯で鈴木議員が総理特使に選定されたのか。

九　誰が、どのような理由で鈴木議員に依頼をしたのか。

一〇　あるいは、鈴木議員から総理特使の申し出があったとすれば、誰に対して申し出があったのか。

一一　今回のケースにおける鈴木議員の選考基準を明確にお示し願いたい。

一二　今回のケースにおける選考過程の内部文書があれば、その内容を明らかにされたい。

一三　一般論として、総理特使を派遣すること自体の決定基準、及び、誰を総理特使とするかの選定基準をお示し願いたい。

一四　一三に関する内部文書があれば、その内容を明らかにされたい。

一五　なぜ、当時の田中眞紀子外務大臣の派遣でなく、総理特使として鈴木宗男議員を派遣したのか、理由をお示し願いたい。

一六　当時の田中眞紀子外務大臣の派遣でなく、総理特使として鈴木宗男議員を派遣する、という最終判断は、小泉総理大臣自身がされたものか。

一七　小泉総理の判断でなければ、誰が最終判断したのか。

右質問する。

内閣衆質一五四第三三号
平成十四年三月一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した経緯等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した経緯等に関する質問に対する答弁書

一について

小泉内閣における総理特使としての鈴木宗男衆議院議員（以下「鈴木議員」という。）の第一回目の派遣は、平成十三年十月七日及び八日（本邦発は六日、本邦着は九日）、訪問国は、タジキスタン共和国（以下「タジキスタン」という。）である。その目的は、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）における同時多発テロ事件に関し、我が国の立場の説明、国際的連携の確認及び難民対策に関する意見交換を行うことにあり、鈴木議員は、タジキスタンにおいて、アフガニスタンとの国境地帯を視察するとともに、ラフモノフ・タジキスタン大統領（以下「ラフモノフ大統領」という。）、ナザロフ・タジキスタン外務大臣（以下「ナザロフ外務大臣」という。）、ジヤエフ・タジキスタン非常事態大臣（以下「ジヤエフ非常事態大臣」という。）等と会談を行った。

第二回目の派遣は、平成十四年一月十五日及び十六日（本邦発は十四日、本邦着は十九日）、訪問国は、タジキスタンである。その目的は、アフガニスタン復興支援国際会議への協力を要請し、我が国とタジキスタンとの外交関係樹立十周年を記念するとともに、在タジキスタン日本国大使館（兼勤駐在官事務所）の開設レセプションへ出席することにあり、鈴木議員は、タジキスタンにおいて、アフガニスタンとの国境地帯を再度視察するとともに、ラフモノフ大統領、ナザロフ外務大臣、ジヤエフ非常事態大

臣、ボボムロエフ・タジキスタン歴史考古学博物館館長等との会談等を行った。

二から四までについて

お尋ねの費用の費目、明細及び金額でお示しできるものは別表のとおりであるが、別表に記載したもののほかに、未処理の請求書等に係るもの等があるので、総額をお答えすることは困難である。

五から七までについて

報償費の具体的な使途等については、行政の円滑かつ効果的な遂行に重大な支障を生ずるおそれがあるため、公にしないこととしているので、明らかにすることは差し控えたい。

八から一一までについて

第一回目の派遣の経緯については、平成十三年九月十一日に発生した米国における同時多発テロ事件を受け、同事件に関する国際的な連帯強化の一環として、先進各国がアフガニスタン周辺の主要各国と接触を重ねたが、我が国としても総理特使を関係各国に派遣することとし、外務省としては、アフガニスタンと国境を接するタジキスタンの地政学的重要性等にかんがみ、特にタジキスタンへの総理特使の派遣が必要であると考えていたところ、鈴木議員から、外務省欧州局に対し、総理特使としてタジキスタンを訪問したい旨の申出があったことを受け、鈴木議員が、タジキスタンを訪問した経験があること、ラフモノフ大統領からも再度の訪問を要請されていたことなどから、総理特使としての訪問は適切と判断し、小泉内閣総理大臣の了承を得た上、派遣決定に係る手続を行ったものである。

第二回目の派遣の経緯については、アフガニスタン復興支援国際会議の開催を控えていたこと、本年がタジキスタンとの外交関係樹立十周年に当たること、在タジキスタン日本国大使館（兼勤駐在官事務所）の開設を予定していたこと等を踏まえて、鈴木議員から、外務省欧州局に対し、タジキスタン訪問の申出があったものである。外務省としては、鈴木議員が既に総理特使としてタジキスタンを訪問している経緯も踏まえ、再度総理特使として派遣することが適切であると判断し、小泉内閣総理大臣の了承を得た上、派遣決定に係る手続を行ったものである。

一二について

お尋ねの内部文書に関しては、派遣手続に関する外務省内部の決裁文書があり、派遣の必要性及び意義、派遣者、派遣対象国、派遣の目的、派遣時期等が記載されている。

一三及び一四について

いわゆる総理特使とは、一般に、内閣総理大臣から特別の公の任務をゆだねられて外国へ派遣される者をいい、重要な外交問題に関し、内閣総理大臣のメッセージを親書や口頭で伝える必要がある場合等に派遣されている。総理特使を派遣することの要否及び総理特使の選任についての基準を定めた内部文書はなく、派遣に際しては、当該外交問題の性質等を踏まえて判断している。

一五から一七までについて

タジキスタンへの総理特使には鈴木議員が適任であると判断した理由及び経緯は、八から一一までについて述べたとおりであり、田中元外務大臣と比較して鈴木議員を選任したものではない。

別表

一　第一回目の派遣

費目	明細	金額
旅費	鈴木議員	五〇〇、九五六円
	夏井重雄外務省欧州局新独立国家室長	三六五、八五〇円
	佐藤優外務省国際情報局分析第一課主任分析官	七四二、四一六円
	中野由紀子外務省欧州局新独立国家室事務官	三〇一、五五〇円
チャーター機代		九、一八〇ドル

（注）佐藤優外務省国際情報局分析第一課主任分析官の本邦着は、平成十三年十月十一日である。

二　第二回目の派遣

費目	明細	金額
旅費	鈴木議員	一、〇九〇、四七〇円
	夏井重雄外務省欧州局新独立国家室長	四三四、二七〇円
	佐藤優外務省国際情報局分析第一課主任分析官	七二七、九七〇円
	中野由紀子外務省欧州局新独立国家室事務官	五三一、四二〇円

（注）夏井重雄外務省欧州局新独立国家室長の本邦着は、本年一月十八日である。

平成十四年二月二十二日提出
質問第三四号

平成十四年一月二四日夜の外務省職員、国会議員等参加の二つの会合に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

平成十四年一月二四日夜の外務省職員、国会議員等参加の二つの会合に関する質問主意書

平成十四年一月二四日夜の外務省職員と国会議員等が参加した二つの会合について、川口順子外務大臣は、平成十四年二月二〇日衆議院予算委員会において私の質問に「一月二四日に、外務省の職員のうち何名かが食事をし、その際に特定の議員の方々と接触する機会があって、それが、現在言われている答弁の打合せがあったんではないかという観点から不要な疑惑を招く結果になったということについて申し上げているわけです」と疑惑を招いたことを認めている。

川口外務大臣は外務省改革について、骨太の方針として、透明性を打ち出している。そうであれば、疑惑を招く行動については、その内容を公開すること、そして再発を防止することが肝要と考える。

そこでお尋ねする。

一　この二つの会議の出席者すべての氏名、役職、職業をお示し願いたい。

二　この二つの会議の正式名称をそれぞれお示し願いたい。

三　この二つの会議の開催場所と開催時間と終了時間をそれぞれお示し願いたい。

四　この二つの会議の代金は、それぞれ誰が、どのような費目で支払ったのかお示し願いたい。

五　この二つの会議の内容をそれぞれ詳細にお示し願いたい。

六　この二つの会議に出席した外務省職員は、公務の一環なのか、プライベートなのかお示し願いたい。

七　公務の一環とすれば、どのような公務なのか、公務の内容をお示し願いたい。

八　疑惑を招く行動をした外務省職員に対してはどのような処分をするのか。

それぞれ、出席した職員ごとに処分の内容をお示し願いたい。

九　平成十四年二月二〇日の衆議院予算委員会において川口外務大臣は「一五日付けで、文書をもって小町官房長と重家局長には注意をいたしました」と答弁されている。この文書の内容を詳細に明らかにされたい。

一〇　小町官房長と重家局長以外の出席者に関しては、どのような対応をとったのか、お示し願いたい。

一一　お答えできない項目がある場合、その理由をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第三四号
平成十四年三月一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出平成十四年一月二四日夜の外務省職員、国会議員等参加の二つの会合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出平成十四年一月二四日夜の外務省職員、国会議員等参加の二つの会合に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「二つの会議」とは、平成十四年一月二十四日夜に松岡利勝衆議院議員（以下「松岡議員」という。）と吉田六左エ門衆議院議員（以下「吉田議員」という。）が主催した会合（以下「大使館問題に関する会合」という。）と鈴木宗男衆議院議員（以下「鈴木議員」という。）がアフガニスタン復興支援国際会議の関係者を慰労するために主催した会合（以下「国際会議関係者慰労会」という。）を指すものと考えられる。

大使館問題に関する会合には、松岡議員及び吉田議員のほか、駐日シリア・アラブ共和国臨時代理大使、その通訳及び同国側の関係者の民間人二名、小町恭士外務省大臣官房長（以下「小町官房長」という。）並びに重家俊範外務省中東アフリカ局長（以下「重家局長」という。）が出席していたと承知している。ただし、吉田議員については、小町官房長、重家局長がそれぞれ到着したときには既に退席しており、また、午後十一時半過ぎに、鈴木議員等があいさつに訪れたと承知している。国際会議関係者慰労会には、鈴木議員、上村司外務省総合外交政策局総務課企画官（当時）、沼田幹男外務省大臣官房総務課企画官兼経済協力局技術協力課首席事務官（当時）、ブラヒミ・アフガニスタン問題担当国際連合事務総長特別代表の秘書役を務めていた在ウズベキスタン大使館一等書記官高橋博史（以下「高橋書記官」という。）及び鈴木議員の私設秘書が出席し、散会間際の午後十一時半ごろに、粗信仁外務省大臣官房参事官（国会担当）と谷崎泰明外務省大臣官房総務課長が高橋書記官に会うために合流したと承知している。

二について

いずれも国会議員が主催した会合であり、名称があったとは承知していない。

三について

大使館問題に関する会合の開催場所は、東京都港区赤坂五丁目所在の日本料理店であり、開始時刻は承知していないが、小町官房長が同店に到着したのが午後九時半ごろ、重家局長が同店に到着したのが午後十時半ごろであり、終了時刻が午後十一時五十分ごろであったと承知している。国際会議関係者慰労会の開催場所は、同区赤坂五丁目所在のステーキ店であり、開始時刻が午後八時ごろ、終了時刻が午後十一時半

ごろであったと承知している。

四について

大使館問題に関する会合については、松岡議員が支払ったと承知している。また、国際会議関係者慰労会については、鈴木議員が支払ったと承知している。

五について

大使館問題に関する会合では、在本邦シリア・アラブ共和国大使館が賃借権を有すると主張していた建物を競落した民間会社が、東京地方裁判所の引渡命令に基づき、平成十三年十二月十九日、同建物の引渡しを受けた件について、小町官房長及び重家局長が、その経緯及び事実関係を説明したと承知している。また、国際会議関係者慰労会においては、鈴木議員が、ブラヒミ・アフガニスタン問題担当国際連合事務総長特別代表の秘書役を務めた高橋書記官等の労をねぎらったと承知している。

六及び七について

大使館問題に関する会合への外務省職員の出席は、国会議員の求めに応じて外務省の所掌する事務に属する事柄について国会議員等に対し説明をしたものであり、公務と考えているが、国際会議関係者慰労会への出席は公務とは言い難いと考えている。

八から一〇までについて

大使館問題に関する会合又は国際会議関係者慰労会に出席した外務省職員のうち、小町官房長及び重家局長については、その立場にかんがみ、外務大臣において、本年二月十五日、文書をもって今後十分に注意するよう申し渡したところである。

同文書は、両名それぞれに対し、大使館問題に関する会合に出席したことについて、国民の外務省に対する信頼を回復することが非常に重要な時期にあるにもかかわらず、結果として国民の誤解を招くことになったことは極めて遺憾であり、今後このようなことが起こらないよう十分注意するよう求めたものである。

そのほかの外務省職員の出席者については、それぞれの上司等から口頭で注意したところである。

一一について

一についてで述べた「民間人二名」の氏名等については、これを公にすることにつきシリア・アラブ共和国側の了解が得られず、同国との信頼関係を損なうおそれがあることから、答弁することは差し控えたい。

平成十四年二月二十二日提出
質問第三五号

外務省の人事異動三年ルールに関する質問主意書

提出者　長妻　昭

外務省の人事異動三年ルールに関する質問主意書

平成十四年二月二〇日、衆議院予算委員会において、川口順子外務大臣は私の佐藤優・外務省国際情報局主席分析官（任期六年以上）を異動させるのかとの質問に対して「（略）外務省の人事制度改革、これは昨年十二月に発表されたものでございますけれども、ここに書いてございますのは、任期については最長三年を原則としていくというふうに書いてございますので、私としては、この原則に沿って、円滑な人事のローテーションに務めていきたいというふうに考えております。（略）ただ、ご指摘の職員の件につきましては、国会でさまざまなご指摘がありましたので、私としては、みずから事情についてはきちんと聞いてみたいと考えております」と答弁した。

そこでお尋ねする。

一　外務省の職員で、任期が三年以上の職員の役職名及び氏名を明らかにされたい。

ただし、プライバシーの観点から家庭の事情、身体の事情に関連して任期が三年以上の方は除外する。

二　川口外務大臣は「みずから事情についてはきちんと聞いてみたいと考えております」と答弁されているが、いつ、誰に、どんなことを聞くのか。

三　その結果の公表は、誰がいつまでにされるのか。

四　三年の原則に沿って、佐藤優・主席分析官を異動させるおつもりか。

五　異動させるとすれば、いつまでに異動させるのか。

六　異動させる期限が示せない場合、理由はなぜか。

七　異動させる場合は、鈴木宗男議員に事前に話しをされるのか否か、お示し願いたい。

八　異動させる場合は、鈴木宗男議員に事後報告をするのか否か、お示し願いたい。

九　これまで佐藤優・主席分析官が異動しなかった理由の一つには、鈴木宗男議員の意向もあったのか正直にお示し願いたい。

一〇　佐藤優・主席分析官以外の三年以上任期の職員に関しては、いつまでに異動をさせるのか。それぞれお答え願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第三五号
平成十四年三月一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出外務省の人事異動三年ルールに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出外務省の人事異動三年ルールに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「外務省の職員で、任期が三年以上

の職員の役職名及び氏名」については、個人に関する情報であり、人事情報の管理の観点からも問題があるので、答弁を差し控えたい。

二から六までについて

川口外務大臣は、佐藤優外務省国際情報局分析第一課主任分析官（以下「佐藤主任分析官」という。）について、本年二月二十一日、人事に関する事務の責任者から佐藤主任分析官がそれまで同課に配置されてきた事情につき聴取の上、同月二十二日付けで佐藤主任分析官を大臣官房総務課外交史料館に配置換えするとともに、同日の記者会見においてその旨発表した。

右に述べた異動は、平成十三年十二月に発表した外務省の人事制度改革における「任期については、本省・在外とも最長三年を原則」とするとの方針を踏まえて行ったものである。

七及び八について

本年二月二十二日付けの佐藤主任分析官の異動について、外務省として、鈴木宗男衆議院議員に対し、事前に情報を提供し、又は事後に連絡をしたことはない。

九について

特定の職員の人事について、その理由を明らかにすることは、これが個人に関する情報であり、人事情報の管理の観点からも問題があるので、答弁を差し控えたい。

一〇について

外務省においては、在任期間が三年を超えている職員については、健康上の理由で異動が困難な者等を除き、遅くとも本年八月ごろまでに異動させることとしている。

（答弁通知書受領）

一、去る二月二十二日、内閣から、衆議院議員東門美津子君提出米軍キャンプ瑞慶覧射爆場跡の土壌汚染問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年三月十一日までに答弁するため、平成十四年三月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十二日、内閣から、衆議院議員末松義規君提出東京都国立市大学通りに位置する高層マンション建設問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年二月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十二日、内閣から、衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会におけるNGO問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年二月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十二日、内閣から、衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における報償費に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年三月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十二日、内閣から、衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における医療制度改革に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年二月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十二日、内閣から、衆議院議員岡田克也君提出平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における道路公団改革に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年二月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十六日、内閣から、衆議院議員大島令子君提出デジタルテレビ放送地上波送信塔などにおける電磁波に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年三月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一日、内閣から、衆議院議員山田敏雅君提出広島大学附属福山中学校の入試における第二次試験（抽選）の制度の廃止に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年四月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一日、内閣から、衆議院議員山内惠子君提出原子力・エネルギー教育支援事業交付金の創設が憲法及び教育基本法に違反する疑いがあることに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年四月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

衆議院会議録第六号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三三	四	末四	原因、解明等	原因解明等

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

平成十四年三月六日

○第百五十四回国会　衆議院会議録　第十一号（二）

〔本号（一）参照〕

予算委員長津島雄二君解任決議案

右の議案を提出する。

平成十四年三月六日

提出者　熊谷　弘　山岡　賢次　穀田　恵二　中西　績介　枝野　幸男

賛成者　安住　淳　外百八十名

予算委員長津島雄二君解任決議

本院は、予算委員長津島雄二君を解任する。

右決議する。

理由

予算委員長津島雄二君は、委員長就任に際して、円満且つ円滑な委員会運営に努めることを明確にしていた。

しかるに同君は、「外務省をめぐる一連の疑惑」について、その真相究明にかかせない、証人喚問実施について、一貫して明確な回答を示さない与党側にくみし、野党の反対を押し切って与党単独で分科会の開催を議決した。そして本日、自らの立場を忘れて平成十四年度予算案を単独で採決を強行しようとする与党の党利党略に加担している。これは、およそ委員長としての見識を欠く、言語道断の委員会運営であり、断じて容認できない。

重ねて言えば、同君は、平成十三年度第二次補正予算審議の際にも、野党委員の質疑を再三にわたり妨げ、野党側の公正な審議をとの要求を一顧だにせず、与党側に一方的に加担し、補正予算採決を強行するなどの暴挙を行った。この点について、同君は後に野党理事に陳謝している。

もとより、予算委員長は、自ら就任に際して宣言したように国民にとって内容のある充実した審議を進めていかなくてはならない立場にある。予算委員長津島雄二君の一連の対応は、その言動と明らかに矛盾するものであると言わざるを得ない。

よって、ここに解任を強く求める。

平成十四年度一般会計予算

右

国会に提出する。

平成十四年一月二十五日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成14年度一般会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　平成14年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ81,229,993,005千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

（継続費）

第2条　「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

（繰越明許費）

第3条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第4条　「財政法」第15条第1項の規定により平成14年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第5条　「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。

（公債発行の限度額）

第6条　「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成14年度において公債を発行することができる限度額は、6,790,000,000千円とする。

2　「平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（仮称）の規定により公債を発行することができる限度額は、23,210,000,000千円とする。

3　第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成13年5月1日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単

位(10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位)についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。)をいう。以下同じ。)により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

4　第1項及び第2項に規定する公債(外貨公債を除く。)の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額(第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(公共事業費の範囲)

第7条　「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府(地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金及び沖縄振興特別事業費補助金に限る。)、内閣本府施設費、総理大臣官邸施設費、沖縄教育振興事業費、沖縄文化施設整備費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費
	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費
	警察庁	船舶建造費、警察庁施設費、都道府県警察費補助(都道府県警察施設整備費補助金に限る。)
総務省	総務本省	総務本省(電気通信格差是正事業費補助金に限る。)、総務本省施設費、過疎地域振興対策費(地域間交流施設整備事業費補助金に限る。)、独立行政法人通信総合研究所施設整備費、電気通信監理施設費、情報通信格差是正事業費
	消防庁	消防防災施設等整備費(消防防災施設整備費補助金及び市町村消防施設整備費補助金に限る。)
法務省	法務本省	法務本省(更生保護施設整備費補助金に限る。)、法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費、国際協力事業団事業費(政府開発援助国際協力事業団施設整備費補助金に限る。)
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	税務官署施設費
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省施設費、独立行政法人国立女性教育会館施設整備費、学校教育振興費(放送大学学園施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費、独立行政法人教員研修センター施設整備費、公立文教施設整備費、公立文教施設災害復旧費、私立学校助成費(私立学校施設整備費補助金に限る。)、科学技術振興費(地域先導科学技術基盤施設整備費補助金、理化学研究所施設整備費補助金及び宇宙開発事業団施設整備費補助金に限る。)、原子力平和利用研究促進費(理化学研究所施設整備費補助金、日本原子力研究所施設整備費補助金及び核燃料サイクル開発機構施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費、独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費、独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費、海洋開発及地球科学技術調査研究促進費(海洋科学技術センター施設整備費補助金及び海洋科学技術センター船舶建造費補助金に限る。)、独立行政法人航空宇宙技術研究所施設整備費、スポーツ振興費(社

官報（号外）

		会体育施設整備費補助金及び日本体育・学校健康センター施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター施設整備費、独立行政法人国立青年の家施設整備費、独立行政法人国立少年自然の家施設整備費、国立学校施設費、国立学校船舶建造費
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	文化庁	文化庁（日本芸術文化振興会施設整備費補助金に限る。）、文化庁施設費、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立博物館施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、保健衛生施設整備費、原爆死没者追悼平和祈念館施設費、国立病院及療養所施設費、社会福祉施設整備費、水道施設整備費
	検疫所	検疫所施設費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護所施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省（民間能力活用特定施設緊急整備費補助金に限る。）、農林水産本省施設費、総合食料対策費（総合食料対策事業費補助金に限る。）、独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費、卸売市場施設整備費、農業生産振興費（生産振興総合対策事業費補助金及び生物系特定産業技術研究推進機構施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人種苗管理センター施設整備費、独立行政法人肥飼料検査所施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、農業経営対策費（農業経営対策事業費補助金に限る。）、独立行政法人農業者大学校施設整備費、農村振興費（農村振興対策事業費補助金、中山間地域等振興対策事業費補助金及び山村振興等対策事業費補助金に限る。）、海岸事業費、農業生産基盤整備事業費、農村整備事業費、農地等保全管理事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産業技術振興施設費、独立行政法人農業技術研究機構施設整備費、独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費、独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費、独立行政法人農業工学研究所施設整備費、独立行政法人食品総合研究所施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	林野庁施設費、林業振興費（林業生産流通総合対策施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人林木育種センター施設整備費、独立行政法人森林総合研究所施設整備費、治山事業費、森林環境保全整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費、緑資源公団事業費、森林居住環境整備事業費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費
	水産庁	水産庁施設費、船舶建造費、水産業振興費（水産業振興総合対策施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人水産大学校施設整備費、独立行政法人水産総合研究センター施設整備費、独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費、独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費、海岸事業費、水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省（民間能力活用特定施設緊急整備費補助金及び資源循環型地域振興施設整備費補助金に限る。）、経済産業本省施設費、産業技術振興施設費、地域経済活性化対策費（産業再配置促進施設整備費補助金及び新事業支援施設整備費補助金に限る。）、中心市街地商業等活性化対策費（商業・サービス業集積関連施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費、独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費、工業用水道事業費
	経済産業局	経済産業局施設費
	中小企業庁	中小企業対策費（中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金に限る。）

国土交通省	国土交通本省	国土交通本省(観光基盤施設整備費補助金、大都市広域防災街づくり推進事業費補助金及び地域間交流支援事業費補助金に限る。)、国土交通本省施設費、独立行政法人土木研究所施設整備費、独立行政法人建築研究所施設整備費、官庁営繕費、運輸施設整備事業団助成費(整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金に限る。)、小笠原諸島振興開発事業費(小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。)、離島振興特別事業費、河川管理施設整備費、独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費、独立行政法人海技大学校施設整備費、独立行政法人航海訓練所船舶建造費、独立行政法人海員学校施設整備費、独立行政法人航空大学校施設整備費、水資源開発事業費、治水事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、道路整備事業費、港湾事業費、空港整備事業費、都市鉄道・幹線鉄道整備事業費、鉄道防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、住宅建設等事業費、都市環境整備事業費(都市開発事業調査費、市街地再開発事業費補助、都市再開発関連公共施設整備促進事業費補助、田園居住区整備事業費補助、都市再生推進事業費補助、まちづくり総合支援事業費補助、都市水環境整備事業費補助、都市開発資金融通特別会計へ繰入、道路環境整備事業費道路整備特別会計へ繰入及び都市水環境整備事業費治水特別会計へ繰入に限る。)、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業等工事諸費、河川等災害関連事業費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市環境整備事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、国土総合開発事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定開発事業推進調査費
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	地方整備局施設費、都市公園事業工事諸費、道路災害復旧事業工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費
環境省	環境省	環境省(廃棄物再生利用施設整備費補助金及び環境拠点施設整備費補助金に限る。)、環境省施設費、独立行政法人国立環境研究所施設整備費、環境保全施設整備費、廃棄物処理施設整備費、自然公園等事業費、自然公園等事業工事諸費

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、24,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により平成14年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（損失補償契約、国際機関拠出金等の限度額）

第10条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成14年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区　分	限　度　額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　千円　1,322,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第４条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　7,344
「農業近代化資金助成法」の規定による金額の限度	平成14年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　210,013
「漁業近代化資金助成法」第４条第３項の規定による金額の限度	平成14年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　48,000

「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法」第４条の規定による金額の限度	平成14年度以降12箇年度間を通ずる利子補給金の総額	4,273,096

2　「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第２条の３の規定により平成14年度において国際復興開発銀行に設けられる地球環境の保全を支援するための基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、65,731,800千円とする。

3　「アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律」第２条第３項の規定により平成14年度においてアフリカ開発基金に出資することができる金額の限度は、外国貨幣換算率により換算した金額が37,154,187千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額を「アフリカ開発基金を設立する協定」第１条１に規定する計算単位に換算した金額とする。

4　「国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律」第２条の規定により平成14年度において国際農業開発基金に拠出することができる金額の限度は、3,212,100千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる法人が平成14年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債　務	根拠規定	金額の限度
1　国民生活金融公庫 国民生活債券に係る債務	「国民生活金融公庫法」	額面総額100,000,000千円及びその利息に相当する金額
2　住宅金融公庫 住宅金融公庫債券に係る債務	「住宅金融公庫法」	額面総額250,000,000千円及びその利息に相当する金額
3　農林漁業金融公庫 農林漁業金融公庫債券に係る債務	「農林漁業金融公庫法」	額面総額13,000,000千円及びその利息に相当する金額
4．中小企業金融公庫 イ　中小企業債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「中小企業金融公庫法」	額面総額367,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　中小企業債券のうち外貨をもって支払われるものに係る債務	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が56,000,000千円に相当する金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
5　公営企業金融公庫 イ　公営企業債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「公営企業金融公庫法」	額面総額1,392,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　公営企業債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が140,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「公営企業金融公庫法」	
6　日本政策投資銀行 イ　日本政策投資銀行債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「日本政策投資銀行法」	額面総額50,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　日本政策投資銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が183,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「日本政策投資銀行法」	

7　国際協力銀行 国際協力銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項 「国際協力銀行法」	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が244,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
8　日本道路公団 イ　道路債券(ロに掲げるものを除く。)に係る債務 ロ　道路債券のうち外貨をもって支払われるものに係る債務	「日本道路公団法」第28条 「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項	額面総額200,000,000千円及びその利息に相当する金額 外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が70,000,000千円に相当する金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
9　日本鉄道建設公団 鉄道建設債券のうち特例業務に関するもの及び借入金に係る債務	「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」第28条	額面総額及び元本金額の合計額173,200,000千円並びにその利息に相当する金額
10　新東京国際空港公団 新東京国際空港債券及び借入金に係る債務	「新東京国際空港公団法」第30条	額面総額及び元本金額の合計額24,500,000千円並びにその利息に相当する金額
11　石油公団 石油債券及び借入金に係る債務	「石油公団法」第26条	額面総額及び元本金額の合計額830,400,000千円並びにその利息に相当する金額
12　金属鉱業事業団 金属鉱業債券及び借入金に係る債務	「金属鉱業事業団法」第25条の2	額面総額及び元本金額の合計額13,900,000千円並びにその利息に相当する金額
13　環境事業団 借入金に係る債務	「環境事業団法」第28条	元本金額3,572,000千円及びその利息に相当する金額
14　運輸施設整備事業団 運輸施設整備債券及び借入金に係る債務	「運輸施設整備事業団法」第31条	額面総額及び元本金額の合計額37,000,000千円並びにその利息に相当する金額
15　日本下水道事業団 下水道債券及び借入金に係る債務	「日本下水道事業団法」第35条第1項	額面総額及び元本金額の合計額1,000,000千円並びにその利息に相当する金額
16　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる借入金に係る債務 (1)　老人保健関係業務に関するもの (2)　退職者医療関係業務に関するもの (3)　介護保険関係業務に関するもの	「老人保健法」 「国民健康保険法」 「介護保険法」第169条	(1)に掲げる借入金にあっては元本金額1,270,000,000千円、(2)に掲げる借入金にあっては元本金額200,000,000千円及び(3)に掲げる借入金にあっては元本金額110,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
17　農業者年金基金 借入金に係る債務	「農業者年金基金法の一部を改正する法律」附則第21条第3項	元本金額37,365,000千円及びその利息に相当する金額
18　農林漁業信用基金 借入金に係る債務	「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」第7条第3項	元本金額1,448,000千円及びその利息に相当する金額

19　核燃料サイクル開発機構 核燃料サイクル開発債券及び借入金に係る債務	「核燃料サイクル開発機構法」第35条	額面総額及び元本金額の合計額18,454,000千円並びにその利息に相当する金額
20　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債券及び借入金に係る債務		
(1)　「預金保険法」に係る業務((2)及び(3)に掲げるものを除く。)に関するもの	「預金保険法」第42条の２	(1)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額13,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額15,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額6,500,000,000千円、(4)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額12,000,000,000千円並びに(5)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額6,900,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　危機対応業務に関するもの	「預金保険法」第126条第２項	
(3)　特例業務に関するもの	「預金保険法」附則第20条第２項	
(4)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの	「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第５条第２項	
(5)　金融機能早期健全化業務に関するもの	「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」第17条	
21　空港周辺整備機構 空港周辺整備債券及び借入金に係る債務	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第53条	額面総額及び元本金額の合計額584,000千円並びにその利息に相当する金額
22　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債券及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額2,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
23　「保険業法」第265条の９第２項の規定により設立の認可を受けた法人のうち同法第262条第２項第１号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の２	元本金額960,000,000千円及びその利息に相当する金額
24　関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港株式会社法」第９条第１項	額面総額28,300,000千円及びその利息に相当する金額
25　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」	額面総額及び元本金額の合計額802,438,000千円並びにその利息に相当する金額
26　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第４条第１項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第８条第１項	額面総額64,800,000千円及びその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第１号から第11号までの各号、第13号、第15号、第17号、第21号若しくは第24号から第26号までの各号に掲げる法人の事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3　第１項第１号から第12号までの各号、第14号、第15号、第19号から第22号までの各号及び第24号から第26号までの各号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相

当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。)をこれらの各号に定める限度額(前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(予算の移替え等)

第12条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第13条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	民間資金活用等経済政策推進費、災害対策総合推進調整費、沖縄特別振興対策調整費、沖縄振興計画推進調査費、大規模駐留軍用地跡地利用推進費、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費、沖縄北部特別振興対策事業費、国民生活安定対策等生活政策推進費、沖縄教育振興事業費、沖縄文化施設整備費、沖縄保健衛生諸費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄農業振興費、沖縄特別振興対策事業費、沖縄開発事業費、牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄住宅対策諸費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費
	防衛施設庁	施設運営等関連諸費
財務省	財務本省	公務員宿舎施設費(国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。)
文部科学省	文部科学本省	科学技術振興調整費、放射能調査研究費、南極地域観測事業費、海洋開発及地球科学技術調査研究促進費、原子力試験研究費
国土交通省	国土交通本省	地域活性化施策推進費、新全国総合開発計画推進調査費、地域戦略プラン調整費、奄美群島園芸振興費、水資源開発事業費、離島振興事業費、牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、北海道海岸事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、国土総合開発事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定開発事業推進調査費
環境省	環境省	環境基本計画推進調査費、地球環境保全等試験研究費、環境研究総合推進費

(予算の移用)

第14条　「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第2表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織(括弧書は当該組織の経費を示す。)
1　内閣府	イ　内閣本府(揮発油税等財源沖縄道路整備事業費、沖縄開発事業費、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費、牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費)と沖縄総合事務局(沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費) ロ　防衛本庁(施設整備費)と防衛施設庁(施設運営等関連諸費)
2　農林水産省	農林水産本省(海岸事業費、農地等保全管理事業費)と地方農政局(海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費)

3 国土交通省	国土交通本省	イ 国土交通本省（都市計画事業費）と地方整備局（都市公園事業工事諸費） ロ 国土交通本省（北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、揮発油税等財源北海道道路整備事業費、北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費、航空機燃料税財源北海道空港整備事業費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市環境整備事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第2表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
1 内閣府	内閣本府	沖縄開発事業費、牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費及び農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費の各項の間
	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費の各項の間
2 厚生労働省	厚生労働本省	職業転換対策事業費と特定地域開発就労事業費
3 農林水産省	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費
	地方農政局	海岸事業工事諸費と地すべり対策事業工事諸費
	林野庁	山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業費
	水産庁	漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
4 国土交通省	国土交通本省	イ 海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ 河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費 ハ 離島振興事業費、牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費及び農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費の各項の間 ニ 北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道海岸事業費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費及び農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費の各項の間
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	海上保安庁	航路標識整備事業費と航路標識整備事業工事諸費
5 環境省	環境省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費

第3表　各組織の間又は各項の間の移用

1 予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2 予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

（俸給予算等の制限）

第15条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第16条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	防衛本庁	防衛本庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	防衛施設庁	防衛施設庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金に限る。）
	国税庁	税務官署（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校助成費（基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、老人医療・介護保険給付諸費（臨時老人薬剤費特別給付金、介護給付費負担金、財政安定化基金負担金、老人医療給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金に限る。）、国民健康保険助成費（老人保健医療費拠出金補助金、介護納付金補助金、老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金、老人保健医療費拠出金財政調整交付金及び介護納付金財政調整交付金に限る。）、社会保険国庫負担金（老人保健医療費拠出金厚生保険特別会計へ繰入及び介護納付金厚生保険特別会計へ繰入に限る。）、厚生年金保険国庫負担金（基礎年金厚生保険特別会計へ繰入に限る。）、国民年金国庫負担金（基礎年金国民年金特別会計へ繰入に限る。）
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、農業経営対策費（基礎年金農林漁業団体職員共済組合費補助金に限る。）
	林野庁	林野庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
環境省	環境省	環境省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)	
国会	雑収入			1,929,605	
		国有財産利用収入		995,017	
			国有財産貸付収入	953,018	
			国有財産使用収入	41,999	
		諸収入		934,588	
			国会議員互助年金法納金	924,356	
			弁償及返納金	1,639	
			物品売払収入	716	
			雑入	7,877	
裁判所	雑収入			9,710,471	
		国有財産利用収入		770,710	
			国有財産貸付収入	766,085	
			国有財産使用収入	4,625	
		諸収入		8,939,761	
			許可及手数料	1,073	
			懲罰及没収金	77,354	
			弁償及返納金	54,348	
			物品売払収入	2,219	
			雑入	8,804,767	
会計検査院	雑収入			25,296	
		国有財産利用収入		24,480	
			国有財産貸付収入	24,404	
			国有財産使用収入	76	
		諸収入		816	

官報（号外）

官報（号外）

内閣	雑収入		弁償及返納金	760
			物品売払収入	20
			雑入	36
				4,907
		国有財産利用収入		2,796
			国有財産貸付収入	1,410
			国有財産使用収入	1,386
		諸収入		2,111
			許可及手数料	101
			弁償及返納金	896
			雑入	1,114
内閣府	官業益金及官業収入			14,458,696
		官業収入		14,458,696
			病院収入	14,458,696
	政府資産整理収入			936,422
		国有財産処分収入		290,047
			国有財産売払収入	290,047
		回収金等収入		646,375
			貸付金等回収金収入	545,840
			事故補償費返還金	100,535
	雑収入			26,265,426
		国有財産利用収入		10,504,329
			国有財産貸付収入	10,490,382
			国有財産使用収入	7,735
			利子収入	6,212
		諸収入		15,761,097
			特別会計受入金	222,324
			授業料及入学検定料	5,033

			許可及手数料	1,095	
			受託調査試験及役務収入	54,319	
			弁償及返納金	12,296,244	
			物品売払収入	246,013	
			雑入	2,936,069	
			計	41,660,544	
総務省	租税及印紙収入			1,101,000,000	
		印紙収入		1,101,000,000	
			印紙収入	1,101,000,000	
	政府資産整理収入			338,263	
		回収金等収入		338,263	
			貸付金等回収金収入	338,263	
	雑収入			259,578,484	
		国有財産利用収入		235,173	
			国有財産貸付収入	228,041	
			国有財産使用収入	7,037	
			利子収入	95	
		納付金		6,005,693	
			雑納付金	6,005,693	
		諸収入		253,337,618	
			特別会計受入金	200,000,000	
			許可及手数料	844	
			弁償及返納金	2,963,989	
			電波利用料収入	50,361,254	
			雑入	11,531	
			計	1,360,916,747	
法務省	政府資産整理収入			1,331	
		国有財産処分収入		1,331	

官報（号外）

			国有財産売払収入	1,331
	雑収入			92,968,499
		国有財産利用収入		706,560
			国有財産貸付収入	703,981
			利子収入	2,579
		諸収入		92,261,939
			懲罰及没収金	78,622,819
			弁償及返納金	1,151,351
			矯正官署作業収入	9,358,600
			物品売払収入	32,565
			雑入	3,096,604
			計	92,969,830
外務省	雑収入			9,447,475
		国有財産利用収入		1,356,194
			国有財産貸付収入	1,312,973
			国有財産使用収入	532
			利子収入	42,689
		諸収入		8,091,281
			許可及手数料	5,819,008
			弁償及返納金	2,226,892
			物品売払収入	34,150
			雑入	11,231
財務省	租税及印紙収入			45,715,000,000
		租税		45,372,000,000
			所得税	15,831,000,000
			法人税	11,174,000,000
			相続税	1,530,000,000
			地価税	1,000,000

			消費税	9,825,000,000
			酒税	1,735,000,000
			たばこ税	848,000,000
			揮発油税	2,134,000,000
			石油ガス税	14,000,000
			航空機燃料税	91,000,000
			石油税	480,000,000
			自動車重量税	840,000,000
			関税	860,000,000
			とん税	9,000,000
		印紙収入		343,000,000
			印紙収入	343,000,000
	官業益金及官業収入			3,480,546
		官業益金		3,480,546
			印刷局特別会計受入金	3,480,546
	政府資産整理収入			329,246,086
		国有財産処分収入		329,245,706
			国有財産売払収入	329,245,706
		回収金等収入		380
			特別会計整理収入	360
			引継債権整理収入	20
	雑収入			3,136,877,521
		国有財産利用収入		54,882,096
			国有財産貸付収入	46,495,014
			国有財産使用収入	1,418
			配当金収入	2,750
			利子収入	8,382,914
		納付金		573,913,057
			日本銀行納付金	567,400,000

官報（号外）

		諸収入	雑納付金	6,513,057
				2,508,082,368
			文官恩給費特別会計等負担金	8,285,690
			特別会計受入金	2,389,685,731
			許可及手数料	3,196,826
			受託調査試験及役務収入	9,459,106
			懲罰及没収金	237,474
			弁償及返納金	1,546,348
			物品売払収入	8,397
			貨幣回収準備資金受入	67,790,760
			雑入	27,872,036
	公債金			30,000,000,000
		公債金		30,000,000,000
			公債金	6,790,000,000
			特例公債金	23,210,000,000
	前年度剰余金受入			1,040,881
		前年度剰余金受入		1,040,881
			前年度剰余金受入	1,040,881
			計	79,185,645,034
文部科学省	雑収入			7,783,143
		国有財産利用収入		221,772
			国有財産貸付収入	178,281
			国有財産使用収入	43,491
		納付金		3,966,467
			日本体育・学校健康センター納付金	3,966,467
		諸収入		3,594,904
			授業料及入学検定料	864
			許可及手数料	25,824
			弁償及返納金	2,637,539

			物品売払収入	3,020	
			雑入	927,657	
厚生労働省	官業益金及官業収入			2,015,804	
		官業収入		2,015,804	
			病院収入	1,984,001	
			診療所収入	31,803	
	政府資産整理収入			10,649,277	
		回収金等収入		10,649,277	
			貸付金等回収金収入	10,649,277	
	雑収入			52,246,356	
		国有財産利用収入		256,335	
			国有財産貸付収入	246,650	
			国有財産使用収入	1,582	
			利子収入	8,103	
		諸収入		51,990,021	
			授業料及入学検定料	70,311	
			許可及手数料	47,199	
			受託調査試験及役務収入	263,467	
			弁償及返納金	46,666,170	
			物品売払収入	3,126,644	
			雑入	1,816,230	
			計	64,911,437	
農林水産省	雑収入			406,559,131	
		国有財産利用収入		418,999	
			国有財産貸付収入	418,580	
			国有財産使用収入	419	
		納付金		346,366,000	
			日本中央競馬会納付金	346,366,000	
		諸収入		59,774,132	

			特別会計受入金	48,622,232	
			公共事業費負担金	7,195,422	
			許可及手数料	8,569	
			受託調査試験及役務収入	2,509	
			弁償及返納金	1,899,891	
			物品売払収入	17,514	
			雑入	2,027,995	
経済産業省	政府資産整理収入			1,566	
		回収金等収入		1,566	
			特別会計整理収入	1,566	
	雑収入			18,791,667	
		国有財産利用収入		115,485	
			国有財産貸付収入	96,502	
			国有財産使用収入	18,983	
		納付金		15,465,142	
			新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金	15,465,142	
		諸収入		3,211,040	
			許可及手数料	1,178	
			弁償及返納金	1,927,073	
			物品売払収入	33,902	
			雑入	1,248,887	
			計	18,793,233	
国土交通省	政府資産整理収入			222,217	
		国有財産処分収入		3,691	
			国有財産売払収入	3,691	
		回収金等収入		218,526	
			貸付金等回収金収入	218,526	
	雑収入			28,418,966	
		国有財産利用収入		3,300,529	

			国有財産貸付収入	918,436	
			国有財産使用収入	2,382,057	
			利子収入	36	
		諸収入		25,118,437	
			公共事業費負担金	20,387,863	
			受託調査試験及役務収入	245,187	
			懲罰及没収金	48,136	
			弁償及返納金	2,360,171	
			物品売払収入	76,682	
			雑入	2,000,398	
			計	28,641,183	
環境省	雑収入			994,969	
		国有財産利用収入		703,853	
			国有財産貸付収入	550,096	
			国有財産使用収入	153,757	
		諸収入		291,116	
			許可及手数料	92	
			弁償及返納金	282,207	
			物品売払収入	775	
			雑入	8,042	
歳入総計				81,229,993,005	

歳出

所管	組織	項	金額(千円)	
皇室費		内廷費	324,000	
		宮廷費	6,378,063	
		皇族費	310,795	
		計	7,012,858	

国会	衆議院	衆議院	66,113,399
		衆議院施設費	2,888,365
		衆議院予備経費	7,000
		計	69,008,764
	参議院	参議院	40,181,490
		参議院施設費	2,461,768
		参議院予備経費	5,000
		計	42,648,258
	国立国会図書館	国立国会図書館	22,017,919
		国立国会図書館施設費	4,250,000
		計	26,267,919
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	139,471
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	122,526
	国会所管合計		138,186,938
裁判所	裁判所	最高裁判所	79,000,819
		下級裁判所	200,256,339
		裁判費	21,007,501
		裁判所施設費	10,650,000
		裁判所予備経費	8,000
		計	310,922,659
	検察審査会	検察審査会	6,180,901
	裁判所所管合計		317,103,560
会計検査院	会計検査院	会計検査院	17,106,639
		会計検査院施設費	99,836
		計	17,206,475
内閣	内閣官房	内閣官房	15,790,360
		情報収集衛星業務費	67,677,729

		安全保障会議	306,348
		計	83,774,437
	内閣法制局	内閣法制局	1,091,043
	人事院	人事院	10,196,746
	内閣所管合計		95,062,226
内閣府	内閣本府	内閣本府	58,216,730
		内閣本府施設費	6,581,601
		総理大臣官邸施設費	8,785,906
		独立行政法人国立公文書館運営費	1,642,478
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	21,489,627
		民間資金活用等経済政策推進費	410,000
		災害対策総合推進調整費	274,860
		沖縄特別振興対策調整費	2,180,000
		沖縄振興計画推進調査費	100,000
		大規模駐留軍用地跡地利用推進費	200,000
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	8,804,599
		沖縄北部特別振興対策事業費	5,000,000
		国民生活安定対策等生活政策推進費	500,000
		沖縄教育振興事業費	13,252,453
		沖縄文化施設整備費	4,677,043
		沖縄保健衛生諸費	295,506
		沖縄保健衛生施設整備費	1,080,757
		沖縄農業振興費	3,072,388
		沖縄特別振興対策事業費	2,820,000
		沖縄開発事業指導監督費	57,491
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	91,974,000
		沖縄開発事業費	153,838,225
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費	2,257,000

		牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費	910,000
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費	306,000
		沖縄住宅対策諸費	3,276,000
		沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費	5,000,000
		沖縄特定開発事業推進調査費	57,000
		経済社会総合研究所	4,136,366
		計	401,196,030
	北方対策本部	北方対策本部	1,099,291
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	695,050
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,883,996
		沖縄治水事業工事諸費	1,561,556
		沖縄道路事業工事諸費	1,116,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	778,730
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	115,000
		沖縄都市公園事業工事諸費	149,384
		沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費	806,105
		計	10,410,771
	宮内庁	宮内庁	12,106,491
	警察庁	警察庁	178,443,612
		千葉県警察新東京国際空港警備隊費	11,037,305
		船舶建造費	216,269
		科学警察研究所	2,270,561
		皇宮警察本部	9,039,799
		警察庁施設費	8,107,032
		都道府県警察費補助	54,593,729
		計	263,708,307
	防衛本庁	防衛本庁	2,498,337,917
		武器車両等購入費	468,821,725

		航空機購入費	225,864,139
		艦船建造費	90,246,359
		平成10年度甲型警備艦建造費	40,652,950
		平成10年度潜水艦建造費	19,604,329
		平成11年度甲型警備艦建造費	29,257,685
		平成11年度潜水艦建造費	9,439,231
		平成12年度甲型警備艦建造費	13,647,763
		平成12年度潜水艦建造費	18,366,652
		平成13年度甲型警備艦建造費	2,151,463
		平成13年度潜水艦建造費	392,288
		平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費	2,139,119
		平成14年度潜水艦建造費	54,814
		施設整備費	157,027,556
		装備品等整備諸費	672,032,135
		施設整備等附帯事務費	4,667,556
		研究開発費	127,654,080
		計	4,380,357,761
	防衛施設庁	防衛施設庁	35,504,995
		調達労務管理費	146,111,349
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	4,852,985
		施設運営等関連諸費	382,014,482
		提供施設移設整備費	6,723,559
		相互防衛援助協定交付金	127,221
		計	575,334,591
	金融庁	金融庁	13,393,428
		経済協力費	133,052
		計	13,526,480
	内閣府所管合計		5,658,434,772

官報（号外）

総務省	総務本省	総務本省	126,987,185
		総務本省施設費	245,898
		老朽化化学兵器廃棄処理事業費	2,299,625
		恩給費	1,195,261,022
		恩給支給事務費	4,023,064
		過疎地域振興対策費	959,765
		政党助成費	31,892,953
		地方交付税交付金	16,107,987,000
		地方特例交付金	903,588,000
		地方公営企業助成費	2,367,143
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	23,950,000
		施設等所在市町村調整交付金	6,200,000
		独立行政法人通信総合研究所運営費	19,417,302
		独立行政法人通信総合研究所施設整備費	87,500
		電気通信監理費	2,578,166
		電気通信監理施設費	45,903
		電波利用料財源電波監視等実施費	46,797,917
		国連アジア統計研修協力費	418,867
		統計調査費	11,404,765
		国勢調査費	1,610,897
		情報通信格差是正事業費	5,850,000
		計	18,493,972,972
	日本学術会議	日本学術会議	1,355,878
	管区行政評価局	管区行政評価局	8,775,835
	総合通信局	総合通信局	10,065,045
		電波利用料財源電波監視等実施費	5,857,719
		計	15,922,764

	公正取引委員会	公正取引委員会	6,157,915
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	644,621
	消防庁	消防庁	4,152,366
		消防防災施設等整備費	18,089,754
		独立行政法人消防研究所運営費	1,226,059
		計	23,468,179
	総務省所管合計		18,550,298,164
法務省	法務本省	法務本省	110,211,616
		登記事務費	76,486,019
		訟務費	1,728,176
		外国人登録事務費	4,881,189
		法務省施設費	18,584,300
		計	211,891,300
	法務総合研究所	法務総合研究所	2,206,695
		国連犯罪防止アジア地域研修協力費	318,626
		計	2,525,321
	検察庁	検察官署	100,203,104
		検察費	5,441,587
		計	105,644,691
	矯正官署	矯正官署	164,586,952
		矯正収容費	39,043,922
		刑務所作業費	3,670,996
		計	207,301,870
	更生保護官署	更生保護官署	11,479,502
		補導援護費	7,425,194
		計	18,904,696
	法務局	法務局	17,858,510

官報(号外)

	地方入国管理官署	地方入国管理官署	27,426,048
		護送収容費	1,803,722
		計	29,229,770
	公安審査委員会	公安審査委員会	74,053
	公安調査庁	公安調査庁	16,557,922
	法務省所管合計		609,988,133
外務省	外務本省	外務本省	94,186,402
		外務本省施設費	292,053
		経済協力費	238,017,428
		国際分担金其他諸費	119,863,492
		国際協力事業団事業費	170,054,774
		計	622,414,149
	在外公館	在外公館	115,798,292
		在外公館施設費	8,376,764
		計	124,175,056
	外務省所管合計		746,589,205
財務省	財務本省	財務本省	82,617,855
		財務本省施設費	112,571
		国民生活金融公庫補給金	22,000,000
		国家公務員共済組合連合会等助成費	17,994,294
		日本鉄道共済組合等助成費	600,585
		産業投資特別会計へ繰入	145,524,000
		国債費	16,671,212,060
		公務員宿舎施設費	15,246,234
		政府出資	248,059,800
		特定国有財産整備費	2,006,043
		特定国有財産整備諸費	3,269,005

		経済協力費	41,624,765
		米州投資公社出資	269,468
		欧州復興開発銀行出資	1,267,891
		予備費	350,000,000
		計	17,601,804,571
	財務局	財務局	67,286,661
		財務局施設費	185,050
		計	67,471,711
	税関	税関	93,277,602
		税関施設費	188,810
		船舶建造費	493,758
		計	93,960,170
	国税庁	税務官署	722,048,261
		国税不服審判所	5,537,024
		税務官署施設費	3,973,577
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,279,518
		計	732,838,380
	財務省所管合計		18,496,074,832
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省	89,174,879
		文部科学本省施設費	1,564,795
		文化功労者年金	661,500
		教育統計調査費	224,671
		生涯学習振興費	9,557,947
		独立行政法人国立科学博物館運営費	2,885,451
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	700,298
		独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	58,707

		義務教育費国庫負担金	3,056,414,110	
		学校教育振興費	106,102,576	
		独立行政法人国立特殊教育総合研究所運営費	1,203,213	
		独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費	584,873	
		義務教育教科書費	41,866,222	
		独立行政法人教員研修センター運営費	2,448,426	
		独立行政法人教員研修センター施設整備費	175,839	
		公立文教施設整備費	140,245,000	
		公立文教施設災害復旧費	799,600	
		育英事業費	112,698,369	
		独立行政法人大学入試センター運営費	375,693	
		私立学校助成費	490,888,423	
		科学技術振興費	592,535,218	
		科学技術振興調整費	36,500,000	
		放射能調査研究費	1,230,400	
		原子力平和利用研究促進費	115,966,568	
		独立行政法人物質・材料研究機構運営費	16,660,481	
		独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費	291,400	
		独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	13,861,147	
		独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	323,000	
		独立行政法人防災科学技術研究所運営費	8,070,911	
		独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費	4,395,689	
		南極地域観測事業費	3,066,605	
		海洋開発及地球科学技術調査研究促進費	34,926,494	

		独立行政法人航空宇宙技術研究所運営費	22,777,691
		独立行政法人航空宇宙技術研究所施設整備費	84,459
		原子力試験研究費	2,159,528
		スポーツ振興費	7,735,330
		独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター運営費	4,300,743
		独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター施設整備費	256,673
		独立行政法人国立青年の家運営費	4,680,336
		独立行政法人国立青年の家施設整備費	721,365
		独立行政法人国立少年自然の家運営費	4,250,022
		独立行政法人国立少年自然の家施設整備費	663,516
		国立学校運営費	1,462,097,440
		国立学校施設費	79,553,959
		国立学校船舶建造費	809,252
		計	6,476,548,819
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所	4,150,055
		文部科学本省所轄研究所施設費	26,275
		日本学士院	613,166
		計	4,789,496
	文化庁	文化庁	16,257,312
		文化庁施設費	5,029,333
		文化振興費	24,627,028
		独立行政法人国立国語研究所運営費	1,194,977
		文化財保存事業費	19,843,016
		文化財保存施設整備費	18,532,660

		独立行政法人文化財研究所運営費	3,253,719
		独立行政法人国立美術館運営費	4,275,524
		独立行政法人国立博物館運営費	4,688,345
		独立行政法人国立博物館施設整備費	308,007
		日本芸術院	466,269
		計	98,476,190
	文部科学省所管合計		6,579,814,505
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省	146,690,068
		厚生労働本省施設費	291,352
		厚生労働統計調査費	7,086,383
		科学研究費	82,195,859
		独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	954,627
		保健衛生諸費	85,924,855
		保健衛生施設整備費	31,563,000
		原爆障害対策費	155,448,577
		原爆死没者追悼平和祈念館施設費	2,940,316
		結核医療費	8,365,005
		国立病院及療養所経営費	115,862,423
		国立病院及療養所施設費	6,299,895
		独立行政法人産業安全研究所運営費	545,512
		独立行政法人産業医学総合研究所運営費	440,111
		労働者災害補償保険費	1,307,000
		職業転換対策事業費	30,880,688
		政府職員等失業者退職手当	1,352,385
		雇用保険国庫負担金	449,773,000
		特定地域開発就労事業費	6,581,594

		社会福祉諸費	170,772,033
		社会福祉施設整備費	130,215,000
		児童保護費	822,638,120
		児童扶養手当給付諸費	263,743,889
		母子福祉費	4,970,000
		婦人保護費	2,501,950
		児童手当国庫負担金	191,656,431
		生活保護費	1,383,727,793
		災害救助等諸費	720,000
		遺族及留守家族等援護費	72,192,560
		身体障害者保護費	118,470,700
		特別児童扶養手当等給付諸費	115,836,647
		精神保健費	67,593,165
		老人福祉費	81,438,936
		介護保険推進費	46,881,681
		老人医療・介護保険給付諸費	3,253,877,675
		健康保険組合助成費	32,743,528
		国民健康保険助成費	3,831,099,781
		農業者年金実施費	736,971
		厚生年金基金連合会等助成費	525,393
		国民年金基金等助成費	1,503,999
		社会保険国庫負担金	1,066,202,483
		厚生年金保険国庫負担金	4,003,622,223
		国民年金国庫負担金	1,566,373,792
		水道施設整備費	113,449,000
		計	18,477,996,400
	検疫所	検疫所	8,014,640

		検疫所施設費	39,445
		計	8,054,085
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所運営費	37,213,588
		国立ハンセン病療養所施設費	4,426,380
		計	41,639,968
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所	14,570,285
		血清等製造及検定費	1,304,023
		厚生労働本省試験研究所施設費	2,499,815
		計	18,374,123
	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	10,156,899
		国立更生援護所施設費	1,010,729
		計	11,167,628
	地方厚生局	地方厚生局	6,633,920
	都道府県労働局	都道府県労働局	101,678,252
		都道府県労働局施設費	714,068
		厚生労働統計調査費	225,138
		計	102,617,458
	中央労働委員会	中央労働委員会	1,879,121
	厚生労働省所管合計		18,668,362,703
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省	77,843,863
		農林水産本省施設費	472,007
		農林漁業統計情報費	7,606,928
		総合食料対策費	19,332,065
		独立行政法人農林水産消費技術センター運営費	5,375,527
		独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費	75,912
		卸売市場施設整備費	5,961,635
		農業生産振興費	79,181,424

		水田農業経営確立対策費	83,506,941	
		国産大豆生産安定対策費	21,502,009	
		糖価調整等対策費	14,720,395	
		独立行政法人種苗管理センター運営費	3,198,368	
		独立行政法人種苗管理センター施設整備費	237,262	
		独立行政法人肥飼料検査所運営費	1,868,369	
		独立行政法人肥飼料検査所施設整備費	27,626	
		独立行政法人農薬検査所運営費	820,777	
		牛肉等関税財源畜産振興費	108,640,395	
		独立行政法人家畜改良センター運営費	8,930,087	
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	401,931	
		飼料需給安定費	1,400,000	
		家畜伝染病予防費	996,350	
		農業経営対策費	94,237,799	
		農業者年金等実施費	162,077,869	
		独立行政法人農業者大学校運営費	625,014	
		独立行政法人農業者大学校施設整備費	52,988	
		農林漁業金融費	74,093,942	
		農業保険費	130,918,514	
		農村振興費	93,137,414	
		農業生産基盤整備事業等指導監督費	268,547	
		海岸事業費	7,795,350	
		農業生産基盤整備事業費	316,251,313	
		牛肉等関税財源農業生産基盤整備事業費	3,908,000	
		農村整備事業費	262,787,114	
		農地等保全管理事業費	97,744,143	

官　報（号外）

	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費	27,779,000	
	農業施設災害復旧事業費	9,105,700	
	農業施設災害関連事業費	937,125	
	農林水産政策研究所	951,954	
	計	1,724,771,657	
農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	12,565,099	
	農林水産本省検査指導所施設費	328,515	
	計	12,893,614	
農林水産技術会議	農林水産技術会議	2,367,346	
	農林水産業技術振興費	26,920,295	
	農林水産業技術振興施設費	374,682	
	独立行政法人農業技術研究機構運営費	38,186,338	
	独立行政法人農業技術研究機構施設整備費	993,484	
	独立行政法人農業生物資源研究所運営費	7,757,995	
	独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	84,905	
	独立行政法人農業環境技術研究所運営費	3,485,273	
	独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	158,859	
	独立行政法人農業工学研究所運営費	2,292,504	
	独立行政法人農業工学研究所施設整備費	290,658	
	独立行政法人食品総合研究所運営費	2,441,012	
	独立行政法人食品総合研究所施設整備費	223,113	
	独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	3,530,066	
	計	89,106,530	
地方農政局	地方農政局	56,251,661	
	地方農政局施設費	259,026	

		海岸事業工事諸費	354,650
		地すべり対策事業工事諸費	645,430
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	3,377
		計	57,514,144
	北海道統計情報事務所	北海道統計情報事務所	2,884,052
	食糧庁	食糧庁	12,780,281
		主要食糧需給安定費	295,594,699
		計	308,374,980
	林野庁	林野庁	55,135,650
		林野庁施設費	44,550
		林業振興費	42,276,465
		独立行政法人林木育種センター運営費	2,189,614
		独立行政法人林木育種センター施設整備費	132,008
		独立行政法人森林総合研究所運営費	8,951,865
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費	167,597
		山林事業指導監督費	46,458
		治山事業費	139,698,000
		森林環境保全整備事業費	74,884,000
		農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	3,149,000
		緑資源公団事業費	20,508,000
		緑資源公団事業助成費	25,308,000
		森林居住環境整備事業費	39,590,000
		山林施設災害復旧事業費	4,729,000
		山林施設災害関連事業費	3,840,000
		計	420,650,207
	水産庁	水産庁	8,178,105
		水産庁施設費	918,412

官報（号外）

		船舶建造費	28,245
		漁業調査取締費	19,220,582
		水産業振興費	49,782,037
		独立行政法人水産大学校運営費	2,437,542
		独立行政法人水産大学校施設整備費	185,936
		独立行政法人水産総合研究センター運営費	11,054,840
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	321,762
		独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費	1,594,284
		独立行政法人さけ・ます資源管理センター運営費	1,867,081
		独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費	244,546
		水産基盤整備事業等指導監督費	21,076
		海岸事業費	10,416,000
		水産基盤整備費	98,430,000
		農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費	1,309,000
		漁港施設災害復旧事業費	602,498
		漁港施設災害関連事業費	2,000
		計	206,613,946
	農林水産省所管合計		2,822,809,130
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省	99,841,797
		経済産業本省施設費	1,050,970
		産業技術振興施設費	2,159,468
		独立行政法人経済産業研究所運営費	2,038,674
		地域経済活性化対策費	6,284,272
		中心市街地商業等活性化対策費	7,269,460
		商工鉱業統計調査費	1,083,419

		中小商工業等統計調査費	5,369,604
		経済協力費	26,497,562
		産業技術振興費	47,981,564
		中小企業新技術振興費	4,032,559
		独立行政法人産業技術総合研究所運営費	68,411,330
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	260,000
		エネルギー技術振興費	27,674
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,720,484
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	22,993
		製造産業対策費	11,039,141
		情報処理振興対策費	19,754,831
		工業用水道事業費	6,435,000
		計	317,280,802
	経済産業局	経済産業局	18,388,319
		経済産業局施設費	170,000
		商工鉱業統計調査費	303,616
		エネルギー対策費	131,584
		原子力安全等対策費	192,516
		計	19,186,035
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	2,553,296
		エネルギー対策費	586,014
		石油税財源石油及エネルギー需給構造高度化対策費	445,625,350
		地下資源対策費	4,803,256
		計	453,567,916
	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院	7,528,629
		原子力安全等対策費	832,195

		鉱山保安監督官署	1,942,521
		計	10,303,345
	中小企業庁	中小企業庁	1,781,658
		中小企業対策費	107,050,007
		計	108,831,665
	経済産業省所管合計		909,169,763
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省	167,536,133
		国土交通本省施設費	57,647
		地域活性化施策推進費	1,000,000
		独立行政法人土木研究所運営費	2,228,657
		独立行政法人土木研究所施設整備費	125,413
		独立行政法人建築研究所運営費	2,212,005
		独立行政法人建築研究所施設整備費	106,925
		官庁営繕費	25,000,122
		民間資金等活用官庁営繕費	119,000
		運輸施設整備事業団助成費	10,333,543
		観光事業費	2,521,825
		新全国総合開発計画推進調査費	225,000
		地域戦略プラン調整費	400,000
		国土調査費	15,140,811
		豪雪地帯対策特別事業費	144,273
		小笠原諸島振興開発事業費	1,841,675
		離島振興特別事業費	519,343
		奄美群島園芸振興費	105,519
		河川管理費	1,402,743
		河川管理施設整備費	152,935
		日本鉄道建設公団助成費	65,000,000

独立行政法人交通安全環境研究所運営費	928,073
海運助成費	3,943,408
船員雇用促進対策事業費	831,441
独立行政法人海上技術安全研究所運営費	3,536,790
独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費	296,287
独立行政法人海技大学校運営費	1,172,843
独立行政法人海技大学校施設整備費	136,788
独立行政法人航海訓練所運営費	7,306,994
独立行政法人航海訓練所船舶建造費	1,559,613
独立行政法人海員学校運営費	1,916,756
独立行政法人海員学校施設整備費	200,549
独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	1,598,357
独立行政法人航空大学校運営費	3,095,616
独立行政法人航空大学校施設整備費	133,604
独立行政法人電子航法研究所運営費	724,804
北海道開発計画費	540,365
独立行政法人北海道開発土木研究所運営費	1,928,082
国土交通事業指導監督費	1,133,669
水資源開発事業費	57,964,000
治水事業費	806,976,000
急傾斜地崩壊対策等事業費	41,093,000
海岸事業費	51,831,865
海岸事業工事諸費	2,064,135
揮発油税等財源道路整備事業費	1,753,807,085
道路整備事業費	46,177,915

港湾事業費	197,672,000
空港整備事業費	46,478,119
航空機燃料税財源空港整備事業費	78,687,881
都市鉄道・幹線鉄道整備事業費	56,317,000
鉄道防災事業費	610,000
新幹線鉄道整備事業費	70,000,000
住宅建設等事業費	334,663,000
住宅対策諸費	546,960,000
都市環境整備事業費	498,797,000
都市計画事業費	1,000,805,203
都市計画事業諸費	2,852,000
河川等災害復旧事業費	39,056,219
河川等災害復旧事業等工事諸費	1,806,244
河川等災害関連事業費	11,932,546
揮発油税等財源離島道路整備事業費	37,412,000
離島振興事業費	134,460,000
航空機燃料税財源離島空港整備事業費	4,765,000
牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費	741,000
農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費	2,156,000
北海道治水事業費	115,764,000
北海道急傾斜地崩壊対策事業費	1,393,000
北海道治山事業費	15,933,000
北海道海岸事業費	6,160,000
揮発油税等財源北海道道路整備事業費	261,157,000
北海道道路整備事業費	6,876,000
北海道港湾事業費	43,787,000
北海道空港整備事業費	3,318,000

		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費	6,331,000
		北海道住宅建設等事業費	28,283,000
		北海道住宅対策諸費	8,780,000
		北海道都市環境整備事業費	24,512,000
		北海道都市計画事業費	56,654,000
		北海道水道施設整備費	4,247,000
		北海道廃棄物処理施設整備費	11,212,000
		北海道農業生産基盤整備事業費	99,824,027
		牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費	3,894,000
		北海道農村整備事業費	19,025,000
		北海道農地等保全管理事業費	8,928,596
		北海道森林環境保全整備事業費	9,386,000
		北海道森林居住環境整備事業費	2,087,000
		北海道水産基盤整備費	43,147,000
		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費	4,889,000
		国土総合開発事業調整費	22,999,000
		都市再生プロジェクト事業推進費	15,000,000
		北海道特定特別総合開発事業推進費	1,400,000
		北海道特定開発事業推進調査費	130,000
		計	6,978,359,443
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所	3,956,328
		国土技術政策総合研究所施設費	98,032
		計	4,054,360
	国　土　地　理　院	国　土　地　理　院	11,404,342
		国土地理院施設費	157,298
		計	11,561,640

官　報（号外）

	地方整備局	地方整備局	29,636,824
		地方整備局施設費	38,280
		都市公園事業工事諸費	1,651,797
		道路災害復旧事業工事諸費	13,848
		計	31,340,749
	北海道開発局	北海道開発局	10,623,845
		北海道開発局施設費	35,006
		北海道治水海岸事業工事諸費	9,401,000
		北海道道路事業工事諸費	23,355,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	5,627,000
		北海道都市環境整備事業工事諸費	1,719,000
		北海道都市公園事業工事諸費	128,000
		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	10,056,377
		北海道水産基盤整備事業工事諸費	1,226,000
		北海道災害復旧事業等工事諸費	645,443
		計	62,816,671
	地方運輸局	地方運輸局	25,260,887
	地方航空局	地方航空局	1,871,978
	船員労働委員会	船員労働委員会	770,962
	気象庁	気象官署	53,612,893
		静止気象衛星業務費	6,004,887
		気象官署施設費	220,853
		気象研究所	2,900,996
		計	62,739,629
	海上保安庁	海上保安官署	154,578,540

		海上保安官署施設費	813,358
		船舶建造費	6,560,135
		航路標識整備事業費	5,559,816
		航路標識整備事業工事諸費	704,184
		計	168,216,033
	海難審判庁	海難審判庁	2,531,107
	国土交通省所管合計		7,349,523,459
環境省	環境省	環境省	62,243,025
		環境省施設費	68,992
		廃棄物処理等科学研究費	1,050,000
		廃棄物再生利用等推進費	2,679,008
		廃棄物処理事業災害対策費	90,000
		環境基本計画推進調査費	150,000
		地球環境保全等試験研究費	2,301,728
		環境研究総合推進費	3,660,000
		独立行政法人国立環境研究所運営費	9,515,867
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費	240,000
		公害防止等調査研究費	4,021,763
		自然公園等管理費	2,078,773
		環境保全施設整備費	641,008
		廃棄物処理施設整備費	160,273,000
		自然公園等事業費	13,979,489
		自然公園等事業工事諸費	707,511
		国立水俣病総合研究センター	656,118
		計	264,356,282
歳出総計			81,229,993,005

乙号　継　続　費

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成10年度（千円）	平成11年度（千円）	平成12年度（千円）	平成13年度（千円）	平成14年度（千円）	平成15年度（千円）	事由
内閣府	防衛本庁	平成10年度甲型警備艦建造費								
		既定	126,876,094	349,752	7,350,784	18,316,616	60,340,964	40,517,978	—	
		改定	127,011,066	349,752	7,350,784	18,316,616	60,340,964	40,652,950	—	平成10年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成10年度潜水艦建造費								
		既定	49,334,645	81,515	442,082	19,961,903	9,245,128	19,604,017	—	
		改定	49,334,957	81,515	442,082	19,961,903	9,245,128	19,604,329	—	平成10年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成11年度甲型警備艦建造費								
		既定	63,053,871	—	108,368	1,372,149	11,969,354	36,031,839	13,572,161	
		改定	63,532,456	—	108,368	1,372,149	11,969,354	29,257,685	20,824,900	平成11年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成11年度（千円）	平成12年度（千円）	平成13年度（千円）	平成14年度（千円）	平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	事由
		平成11年度潜水艦建造費								
		既定	47,440,963	68,085	417,633	18,755,638	16,506,073	11,693,534	—	
		改定	47,554,728	68,085	417,633	18,755,638	9,439,231	18,874,141	—	平成11年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成12年度甲型警備艦建造費								
		既定	64,216,899	—	98,508	707,340	18,615,218	31,310,772	13,485,061	

		改定	65,069,028	—	98,508	707,340	13,647,763	37,036,993	13,578,424	平成12年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成12年度潜水艦建造費								
		既定	46,431,270	—	67,081	403,530	23,854,580	10,726,251	11,379,828	
		改定	46,535,128	—	67,081	403,530	18,366,652	16,314,340	11,383,525	平成12年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額						事由
				平成13年度（千円）	平成14年度（千円）	平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	
		平成13年度甲型警備艦建造費								
		既定	64,299,161	98,135	5,124,229	14,335,498	31,686,939	13,054,360	—	
		改定	65,252,315	98,135	2,151,463	17,862,457	32,004,104	13,136,156	—	平成13年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成13年度潜水艦建造費								
		既定	47,027,987	55,336	2,692,895	22,330,219	10,300,386	11,649,151	—	
		改定	47,125,135	55,336	392,288	24,681,045	10,346,213	11,650,253	—	平成13年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費	147,470,798	—	2,139,119	14,565,590	41,476,994	70,534,828	18,754,267	甲Ⅳ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額					事由
				平成14年度（千円）	平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	
		平成14年度潜水艦建造費	45,839,567	54,814	2,764,828	21,492,850	9,950,995	11,576,080	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項
皇室費		（項）宮廷費のうち
		施設整備費
国会	衆議院	（項）衆議院施設費
	参議院	（項）参議院施設費
	国立国会図書館	（項）国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	（項）裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	（項）会計検査院施設費
内閣	内閣官房	（項）情報収集衛星業務費のうち
		情報収集衛星業務庁費（情報収集衛星搭載機器開発庁費に限る。）
		情報収集衛星システム開発等委託費
内閣府	内閣本府	（項）内閣本府のうち
		地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金
		沖縄新産業創出対策事業推進費補助金
		内閣本府施設費
		総理大臣官邸施設費
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち
		遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費（実処理技術調査研究庁費及び資機材調達庁費に限る。）
		遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費のうち
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業業務旅費（補助金附帯旅費に限る。）
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業業務庁費（補助金附帯庁費に限る。）
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金
		沖縄北部特別振興対策事業費
		沖縄教育振興事業費のうち
		公立学校施設整備費補助金
		公立学校施設整備費負担金
		沖縄文化施設整備費
		沖縄保健衛生施設整備費
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費
		沖縄開発事業費
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費
		牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費
		沖縄住宅対策諸費のうち
		公営住宅建設等指導監督交付金
沖縄総合事務局		（項）沖縄治水事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		沖縄道路事業工事諸費のうち

		超過勤務手当			施設整備費
		日額旅費			施設整備等附帯事務費
		工事雑費			研究開発費のうち
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち			試作品費
					研究用機械器具費
		超過勤務手当		防衛施設庁	（項）調達労務管理費のうち
		日額旅費			特別給付金
		工事雑費			施設運営等関連諸費
		沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち	総務省	総務本省	提供施設移設整備費
		超過勤務手当			（項）総務本省のうち
		日額旅費			平和条約国籍離脱者戦没者遺族弔慰金等給付金
		工事雑費			電気通信技術研究開発調査費（インターネット基盤技術の高度化調査費に限る。）
		沖縄都市公園事業工事諸費のうち			通信・放送機構研究開発等事業費補助金
		超過勤務手当			電気通信格差是正事業費補助金
		日額旅費			情報通信システム整備促進費補助金
		工事雑費			地域公共ネットワーク基盤整備事業費補助金
		沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費のうち			地域情報交流基盤整備モデル事業費補助金
		超過勤務手当			総務本省施設費
		日額旅費			老朽化化学兵器廃棄処理事業費のうち
		工事雑費			老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費（廃棄処理庁費に限る。）
	警察庁	（項）警察庁施設費			恩給費
		都道府県警察費補助のうち			過疎地域振興対策費のうち
		都道府県警察施設整備費補助金			過疎地域集落等整備事業費補助金
	防衛本庁	（項）武器車両等購入費			地域間交流施設整備事業費補助金
		航空機購入費			
		艦船建造費のうち			
		艦艇建造費			

官報（号外）

				電波利用料財源電波監視等実施費のうち	財務省	財務本省	（項）財務本省のうち
				施設施工旅費			歳入歳出関係事務機械化庁費（歳入金電子納付システム整備推進庁費に限る。）
				施設施工庁費			財務本省施設費
				施設整備費			公務員宿舎施設費
				電波遮へい対策事業費補助金		税関	（項）税関施設費
				特定周波数変更対策交付金			船舶建造費
				情報通信格差是正事業費		国税庁	（項）税務官署施設費のうち
		消防庁	（項）	消防防災施設等整備費のうち			施設整備費
				消防防災設備整備費補助金（救助消防ヘリコプター整備費及び救助消防ヘリコプターテレビ電送システム整備費に限る。）	文部科学省	文部科学本省	（項）文部科学本省施設費
				市町村消防設備整備費補助金（消防緊急通信指令システム整備費に限る。）			学校教育振興費のうち
				消防防災施設整備費補助金			放送大学学園施設整備費補助金
				市町村消防施設整備費補助金			学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費に限る。）
	法務省	法務本省	（項）	法務本省のうち			独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費
				更生保護施設整備費補助金			公立文教施設整備費
				法務省施設費のうち			公立文教施設災害復旧費
				施設施工旅費			私立学校助成費のうち
				施設施工庁費			私立学校施設整備費補助金
				施設整備費			科学技術振興費のうち
	外務省	外務本省	（項）	外務本省施設費			科学技術試験研究委託費
				経済協力費のうち			研究拠点形成費補助金（研究拠点形成費に限る。）
				政府開発援助経済開発等援助費			科学技術振興事業団事業費補助金
				政府開発援助食糧増産等援助費			地域先導科学技術基盤施設整備費補助金
				国際協力事業団事業費のうち			地域科学技術振興事業費補助金
				政府開発援助国際協力事業団施設整備費補助金			
		在外公館	（項）	在外公館施設費			

				独立行政法人航空宇宙技術研究所施設整備費
				原子力試験研究費のうち
				試験研究費
				原子力試験研究委託費
				スポーツ振興費のうち
				社会体育施設整備費補助金
				日本体育・学校健康センター施設整備費補助金
				独立行政法人国立青年の家施設整備費
				独立行政法人国立少年自然の家施設整備費
		文部科学本省所轄機関	（項）	文部科学本省所轄研究所施設費
		文化庁	（項）	文化庁のうち
				日本芸術文化振興会施設整備費補助金
				文化庁施設費のうち
				施設施工旅費
				施設施工庁費
				施設整備費
				文化財保存事業費のうち
				国有文化財保存整備費
				国宝重要文化財等保存整備費補助金
				文化財保存施設整備費
		厚生労働省	厚生労働本省	（項） 科学研究費のうち
				医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構基礎研究費補助金
				保健衛生施設整備費
				原爆死没者追悼平和祈念館施設費
				社会福祉施設整備費
				理化学研究所研究費補助金
				理化学研究所施設整備費補助金
				宇宙開発事業団研究費補助金
				宇宙開発事業団施設整備費補助金
				放射能調査研究費のうち
				放射能測定調査委託費
				放射能調査対策研究委託費
				原子力平和利用研究促進費のうち
				理化学研究所研究費補助金
				理化学研究所施設整備費補助金
				日本原子力研究所研究費補助金
				日本原子力研究所施設整備費補助金
				核燃料サイクル開発機構研究費補助金
				核燃料サイクル開発機構施設整備費補助金
				独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費
				独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費
				独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費
				海洋開発及地球科学技術調査研究促進費のうち
				試験研究費
				地球環境遠隔探査技術等調査研究委託費
				海洋科学技術センター研究費補助金
				海洋科学技術センター船舶建造費補助金

官報（号外）

			児童扶養手当給付諸費のうち
			児童扶養手当給付費
			遺族及留守家族等援護費のうち
			遺族等年金
			特別児童扶養手当等給付諸費のうち
			特別児童扶養手当給付費
			介護保険推進費のうち
			介護保険事業費補助金（介護報酬見直しに係るシステム改修経費及び介護保険広域化支援事業費のうちシステム経費に限る。）
			水道施設整備費
	国立ハンセン病療養所	（項）	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	（項）	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	（項）	国立更生援護所施設費
	都道府県労働局	（項）	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	（項）	農林水産本省のうち
			民間能力活用特定施設緊急整備費補助金
			農林水産本省施設費
			総合食料対策費のうち
			総合食料対策事業費補助金
			総合食料対策地方公共団体事業推進費補助金（フードシステム連携強化・循環推進対策事業費補助金のうちフードシステム連携強化・循環推進基盤整備事業費に限る。）
			総合食料対策民間団体事業推進費補助金（食品産業技術対策推進事業費補助金のうち産業基盤強化技術開発費に限る。）
			独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費
			卸売市場施設整備費
			農業生産振興費のうち
			生産振興総合対策事業費補助金
			生物系特定産業技術研究推進機構施設整備費補助金
			独立行政法人種苗管理センター施設整備費
			独立行政法人肥飼料検査所施設整備費
			牛肉等関税財源畜産振興費のうち
			牛肉等関税財源生産振興総合対策費補助金（生産振興総合対策事業費補助金に限る。）
			独立行政法人家畜改良センター施設整備費
			農業経営対策費のうち
			農業経営対策事業費補助金
			独立行政法人農業者大学校施設整備費
			農村振興費のうち
			農村振興対策事業費補助金
			中山間地域等振興対策事業費補助金
			山村振興等対策事業費補助金
			海岸事業費

					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					地すべり対策事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					農業施設災害復旧事業等工事諸費
				林野庁	（項）林野庁施設費
					林業振興費のうち
					林業生産流通総合対策施設整備費補助金
					独立行政法人林木育種センター施設整備費
					独立行政法人森林総合研究所施設整備費
					治山事業費
					森林環境保全整備事業費
					農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費
					緑資源公団事業費
					森林居住環境整備事業費
					山林施設災害復旧事業費
					山林施設災害関連事業費
				水産庁	（項）水産庁施設費
					船舶建造費
			農業生産基盤整備事業費		
			牛肉等関税財源農業生産基盤整備事業費		
			農村整備事業費		
			農地等保全管理事業費		
			農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費		
			農業施設災害復旧事業費		
			農業施設災害関連事業費		
		農林水産本省検査指導機関	（項）農林水産本省検査指導所施設費		
		農林水産技術会議	（項）農林水産業技術振興費のうち		
			農林水産試験研究費地方公共団体補助金（沖縄県農業関係試験研究機関施設備品整備費補助金に限る。）		
			生物系特定産業技術研究推進機構補助金（研究開発事業費補助金に限る。）		
			農林水産業技術振興施設費		
			独立行政法人農業技術研究機構施設整備費		
			独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費		
			独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費		
			独立行政法人農業工学研究所施設整備費		
			独立行政法人食品総合研究所施設整備費		
		地方農政局	（項）海岸事業工事諸費のうち		

官報（号外）

		水産業振興費のうち		日本貿易振興会事業費補助金（海外広報展示事業費補助金に限る。）
		水産業振興地方公共団体事業費補助金（栽培漁業地域展開事業費補助金のうち地域展開実証試験対策費に限る。）		資源循環型地域振興施設整備費補助金
		水産業振興総合対策施設整備費補助金		日本国際博覧会事業費補助金
		独立行政法人水産大学校施設整備費		経済産業本省施設費
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費		産業技術振興施設費
		独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費		地域経済活性化対策費のうち
		独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費		産業再配置促進環境整備費補助金
		海岸事業費		産業再配置促進事業環境整備費補助金
		水産基盤整備費		産業再配置促進施設整備費補助金
		農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費		新事業支援施設整備費補助金
		漁港施設災害復旧事業費		中心市街地商業等活性化対策費のうち
		漁港施設災害関連事業費		中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金
経済産業省	経済産業本省	（項）経済産業本省のうち		商業・サービス業集積関連施設整備費補助金
		日本国際博覧会出展事業委託費（実施設計費及び展示等企画設計費に限る。）		経済協力費のうち
		日本国際博覧会出展施設整備費		政府開発援助海外開発計画調査委託費
		民間能力活用特定施設緊急整備費補助金		政府開発援助研究協力事業費補助金
		政府開発援助日本貿易振興会事業費補助金		産業技術振興費のうち
				産業技術研究開発委託費
				重点分野研究開発委託費
				新規産業創造技術開発費補助金

		地域新規産業創造技術開発費補助金			地下資源探鉱費等補助金（精密地質構造調査費補助金及び海外鉱物資源基礎調査費補助金に限る。）
		産業技術実用化開発事業費補助金			
		新エネルギー・産業技術総合開発機構研究開発等事業費補助金		原子力安全・保安院	（項）原子力安全・保安院のうち
		基準認証研究開発事業費補助金			休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
		中小企業新技術振興費のうち		中小企業庁	（項）中小企業対策費のうち
		中小企業産業技術研究開発委託費（地域中小企業支援型研究開発委託費、中小企業関連情報流通円滑化研究開発委託費及び革新的部材産業創出プログラムに限る。）			中小企業海外展開等支援事業費補助金（中小企業国際化対策事業費補助金のうち日本貿易振興会事業費に限る。）
		新エネルギー・産業技術総合開発機構研究開発等事業費補助金			中小企業活性化補助金（中小商業活性化事業費補助金のうち施設整備事業費及び地域活性化創造技術研究開発費補助金のうち地域活性化創造技術研究開発事業費に限る。）
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費			中小企業経営支援対策費補助金（創造技術研究開発費補助金のうち創造技術研究開発事業費に限る。）
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費			小規模事業経営支援事業費補助金（商工会・商工会議所のうち指導施設建設費に限る。）
		製造産業対策費のうち			中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金
		新エネルギー・産業技術総合開発機構研究開発等事業費補助金			
		工業用水道事業費のうち	国土交通省	国土交通本省	（項）国土交通本省のうち
		工業用水道事業費補助			交通施設バリアフリー化設備整備費補助金
	経済産業局	（項）経済産業局施設費			観光基盤施設整備費補助金
	資源エネルギー庁	（項）地下資源対策費のうち			大都市広域防災街づくり推進事業費補助金
		広域地質構造調査委託費			地域間交流支援事業費補助金
		政府開発援助地下資源探鉱費等補助金			

							防災集団移転促進事業費補助金
							国土交通本省施設費
							独立行政法人土木研究所施設整備費
							独立行政法人建築研究所施設整備費
							官庁営繕費
							運輸施設整備事業団助成費　のうち
							基礎的研究費補助金
							新線調査費等補助金（新線等調査費に限る。）
							鉄道軌道整備費等補助金（鉄道軌道近代化設備整備費等補助金のうち災害復旧事業費に限る。）
							鉄道技術開発費補助金
							整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金
							豪雪地帯対策特別事業費
							小笠原諸島振興開発事業費　のうち
							小笠原諸島振興開発事業費補助
							離島振興特別事業費
							独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費
							独立行政法人海技大学校施設整備費
							独立行政法人航海訓練所船舶建造費
							独立行政法人海員学校施設整備費
							独立行政法人航空大学校施設整備費
							水資源開発事業費
							治水事業費
							急傾斜地崩壊対策等事業費
							海岸事業費
							海岸事業工事諸費
							揮発油税等財源道路整備事業費
							道路整備事業費
							港湾事業費
							空港整備事業費
							航空機燃料税財源空港整備事業費
							都市鉄道・幹線鉄道整備事業費
							鉄道防災事業費
							新幹線鉄道整備事業費
							住宅建設等事業費
							住宅対策諸費のうち
							公営住宅建設等指導監督交付金
							住宅地区改良指導監督交付金

		都市環境整備事業費のうち	農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費
		都市開発事業調査費	北海道治水事業費
		市街地再開発事業費補助	北海道急傾斜地崩壊対策事業費
		都市再開発関連公共施設整備促進事業費補助	北海道治山事業費
		田園居住区整備事業費補助	北海道海岸事業費
		都市再生推進事業費補助	揮発油税等財源北海道道路整備事業費
		まちづくり総合支援事業費補助	北海道道路整備事業費
		都市水環境整備事業費補助	北海道港湾事業費
		都市開発資金融通特別会計へ繰入	北海道空港整備事業費
		道路環境整備事業費道路整備特別会計へ繰入	航空機燃料税財源北海道空港整備事業費
		都市水環境整備事業費治水特別会計へ繰入	北海道住宅建設等事業費
		都市計画事業費	北海道住宅対策諸費のうち
		河川等災害復旧事業費	公営住宅建設等指導監督交付金
		河川等災害復旧事業等工事諸費	住宅地区改良指導監督交付金
		河川等災害関連事業費	北海道都市環境整備事業費
		揮発油税等財源離島道路整備事業費	北海道都市計画事業費
		離島振興事業費	北海道水道施設整備費
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費	北海道廃棄物処理施設整備費
		牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費	

官報（号外）

		北海道農業生産基盤整備事業費			日額旅費
					工事雑費
		牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費			北海道道路事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
		北海道農村整備事業費			日額旅費
					工事雑費
		北海道農地等保全管理事業費			北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
		北海道森林環境保全整備事業費			日額旅費
					工事雑費
		北海道森林居住環境整備事業費			北海道都市環境整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
		北海道水産基盤整備費			日額旅費
					工事雑費
		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費			北海道都市公園事業工事諸費のうち
	国土技術政策総合研究所	(項) 国土技術政策総合研究所施設費			超過勤務手当
	国土地理院	(項) 国土地理院施設費			日額旅費
	地方整備局	(項) 都市公園事業工事諸費のうち			工事雑費
		超過勤務手当			北海道都市公園事業工事諸費のうち
		日額旅費			超過勤務手当
		工事雑費			日額旅費
		道路災害復旧事業工事諸費			工事雑費
	北海道開発局	(項) 北海道開発局施設費			北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費のうち
		北海道治水海岸事業工事諸費のうち			超過勤務手当
		超過勤務手当			

		日額旅費			工事施行旅費
		工事雑費			工事雑費
		北海道水産基盤整備事業工事諸費のうち	環境省	環境省	（項）環境省のうち
		超過勤務手当			廃棄物再生利用施設整備費補助金
		日額旅費			環境保全調査等補助金（脱温暖化地域構造改革事業費補助金に限る。）
		工事雑費			環境拠点施設整備費補助金
		北海道災害復旧事業等工事諸費のうち			環境監視調査等補助金（土壌汚染対策事業費補助金に限る。）
		超過勤務手当			環境省施設費
		日額旅費			独立行政法人国立環境研究所施設整備費
		工事雑費			環境保全施設整備費
	気象庁	（項）気象官署施設費			廃棄物処理施設整備費
	海上保安庁	（項）海上保安官署施設費			自然公園等事業費
		船舶建造費			自然公園等事業工事諸費のうち
		航路標識整備事業費			超過勤務手当
		航路標識整備事業工事諸費のうち			工事施行旅費
		超過勤務手当			工事雑費

官報（号外）

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会	衆議院	民間資金等活用衆議院施設整備等事業	49,005,945	平成14年度	平成15年度以降29箇年度以内	民間資金等を活用した赤坂議員宿舎の整備等には、多くの日数を要するため
		衆議院施設整備	981,036	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	議事堂本館変電施設ほか2件の整備には、多くの日数を要するため
	参議院	参議院施設整備	2,923,697	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	傍聴参観テレビ中継施設及び議事堂本館変電施設の整備には、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	国立国会図書館施設整備	2,534,324	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	国立国会図書館本館の施設の整備には、多くの日数を要するため
裁判所	裁判所	裁判所施設整備	3,073,204	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	仙台高等・地方・簡易裁判所合同庁舎ほか2件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
内閣	内閣官房	情報収集衛星システム開発等	5,811,616	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	情報収集衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		情報収集衛星システム開発等に係る契約の一部変更	—	平成14年度	平成15年度まで1箇年度延長	平成11年度、平成12年度及び平成13年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為(事項)「情報収集衛星システム開発等」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成14年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成15年度までそれぞれ1箇年度延長する必要があるため
内閣府	内閣本府	総理大臣官邸施設整備	7,822,512	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	総理大臣官邸の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		遺棄化学兵器廃棄処理施設整備	8,236,302	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	遺棄化学兵器廃棄処理施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		公立学校施設整備費補助	2,625,242	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公立学校施設整備費負担	1,876,101	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公営住宅建設事業費補助	6,435,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	警察庁	警察庁施設整備	5,174,385	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	関東管区警察学校ほか4件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	防衛本庁	教育訓練用器材購入	34,500,869	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	教育訓練用器材のうち戦闘機F―2用飛行訓練装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

		前金の支払方法の変更に伴う教育訓練用器材購入に係る限度額の増額	625	平成14年度	平成15年度	平成13年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「教育訓練用器材購入」に基づいて実行した戦闘機Ｆ－２用飛行訓練装置等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		武器購入	127,370,018	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	武器のうち戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う武器購入（平成12年度）に係る限度額の増額	147,494	平成14年度	平成15年度	平成12年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「武器購入」に基づいて実行した戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う武器購入（平成13年度）に係る限度額の増額	20,346	平成14年度	平成15年度及び平成16年度	平成13年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「武器購入」に基づいて実行した戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		通信機器購入	78,539,690	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		車両購入	14,756,552	平成14年度	平成15年度	車両のうち大型トラック等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		弾薬購入	129,495,600	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		諸器材購入	65,385,315	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	諸器材のうち戦闘機Ｆ－２用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		航空機購入	228,853,603	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	戦闘機Ｆ－２等46機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入（平成12年度）に係る限度額の増額	48,767	平成14年度	平成15年度	平成12年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した戦闘機Ｆ－２等55機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入（平成13年度）に係る限度額の増額	61,064	平成14年度	平成15年度及び平成16年度	平成13年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した戦闘機Ｆ－２等43機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		艦船建造	13,230,812	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	掃海艇の建造には、多くの日数を要するため

官　報（号外）

		前金の支払方法の変更に伴う艦船建造(平成12年度)に係る限度額の増額	137,042	平成14年度	平成15年度	平成12年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「艦船建造」に基づいて実行した掃海艇等9隻の建造に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う艦船建造(平成13年度)に係る限度額の増額	102,859	平成14年度	平成15年度及び平成16年度	平成13年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「艦船建造」に基づいて実行した掃海艇等12隻の建造に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		施設整備	120,833,903	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	祝園弾薬庫ほか157箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		公務員宿舎建設及び改修	13,785,687	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	大潟南公務員宿舎ほか11箇所の公務員宿舎の建設及び青野原公務員宿舎ほか15箇所の公務員宿舎の改修には、多くの日数を要するものがあるため
		装備品等整備	510,223,272	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	装備品等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う装備品等整備に係る限度額の増額	53	平成14年度	平成15年度	平成13年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「装備品等整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		研究開発	125,974,815	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	研究開発のうち救難飛行艇等の試作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するものがあるため
	防衛施設庁	提供施設整備	72,701,742	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	三沢飛行場ほか35箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策施設整備	3,320,121	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	東富士演習場ほか11箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策事業費補助	10,318,886	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	障害防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	7,135,538	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	教育施設等騒音防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		施設周辺整備助成補助	8,266,844	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	施設周辺整備助成事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改修等事業費補助	5,402,395	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	道路改修等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		提供施設移設整備	21,090,099	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の住宅地区ほか5箇所の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため

総務省	総務本省	外国人恩給	年額	12,058	平成14年度	平成14年度以降	退職外国人教師７名に対し平成14年度以降年額11,670千円以内の年金を支給する契約及び退職した２名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和49年法律第93号）に準じて平成14年３月以降の年金につき年額388千円以内を増額して支給する契約をそれぞれ結ぶ必要があるため
法務省	法務本省	法務省施設整備		1,815,999	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	大阪少年鑑別所及び北九州矯正センターの建設には、多くの日数を要するものがあるため
外務省	外務本省	文化人等招へい		130,000	平成14年度	平成15年度	文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
		経済協力文化人等招へい		40,000	平成14年度	平成15年度	経済協力文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
		医療施設建設援助		4,329,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	グァテマラ、ボリヴィア及びフィジーにおける病院建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		教育施設建設援助		911,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	セネガルにおける教育諸施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		農業施設建設援助		1,921,000	平成14年度	平成14年度以降３箇年度以内	ボリヴィアにおける農業施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		電力供給施設整備援助		3,335,000	平成14年度	平成14年度以降３箇年度以内	カンボディア及びラオスにおける電力供給施設整備資金に充てるための国の援助については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめその整備費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		河川保全施設整備援助		2,774,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	インドネシア及びカンボディアにおける河川保全施設整備資金に充てるための国の援助については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめその整備費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		環境改善施設建設援助		1,253,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	モーリタニアにおける環境改善施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		橋梁建設援助		2,756,000	平成14年度	平成14年度以降３箇年度以内	フィリピン及びケニアにおける橋梁建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		道路改築援助		4,096,000	平成14年度	平成14年度以降３箇年度以内	エティオピア及びタンザニアにおける道路改築資金に充てるための国の援助については、その改築に多くの日数を要するので、あらかじめその改築費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		道路新設援助		3,092,000	平成14年度	平成14年度以降４箇年度以内	マダガスカルにおける道路新設資金に充てるための国の援助については、その新設に多くの日数を要するので、あらかじめその新設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため

官報（号外）

		漁港修築援助	1,663,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	ドミニカにおける漁港修築資金に充てるための国の援助については、その修築に多くの日数を要するので、あらかじめその修築費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		水産業振興施設建設援助	2,180,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	グレナダ及びモーリシャスにおける水産業振興施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
	在外公館	在外公館供用物品購入	350,000	平成14年度	平成15年度	在外公館において供用する物品の購入については、その事務を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
		在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 2,336,205	平成14年度	平成14年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため
財務省	財務本省	民間資金等活用公務員宿舎整備等事業	11,146,427	平成14年度	平成16年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の整備等には、多くの日数を要するため
		公務員宿舎建設	6,500,380	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	公務員宿舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
文部科学省	文部科学本省	義務教育教科書購入	31,443,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	平成15年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する平成15年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		公立学校施設整備費補助	13,764,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公立学校施設整備費負担	51,552,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		科学技術振興理化学研究所施設整備費補助	5,807,714	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	理化学研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		宇宙開発事業団研究費補助	113,860,710	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	宇宙開発事業団が行う研究事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		宇宙開発事業団施設整備費補助	2,953,591	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	宇宙開発事業団が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		原子力平和利用研究促進理化学研究所施設整備費補助	8,653,886	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	理化学研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		日本原子力研究所研究費補助	4,273,584	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	日本原子力研究所が行う研究事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		日本原子力研究所施設整備費補助	42,805,579	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	日本原子力研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		核燃料サイクル開発機構研究費補助	1,637,370	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	核燃料サイクル開発機構が行う研究事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		核燃料サイクル開発機構施設整備費補助	1,604,629	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	核燃料サイクル開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費補助	2,830,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	独立行政法人防災科学技術研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		海洋科学技術センター船舶建造費補助	23,192,151	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	海洋科学技術センターが行う地球深部探査船建造事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		社会体育施設整備費補助	344,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	社会体育施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	文化庁	新国立美術展示施設施設整備	3,300,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	新国立美術展示施設（ナショナル・ギャラリー）（仮称）の施設の整備には、多くの日数を要するため
		国立国際美術館施設整備	4,096,458	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	国立国際美術館の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
厚生労働省	国立更生援護機関	国立光明寮施設整備	1,974,996	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	国立福岡視力障害センターの施設の整備には、多くの日数を要するため
農林水産省	農林水産本省	指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	41,693,201	平成14年度	平成15年度	野菜供給安定基金が平成14年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の契約を結ぶ必要があるため
	水産庁	独立行政法人水産大学校施設整備費補助	745,328	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	独立行政法人水産大学校が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費補助	5,521,018	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	独立行政法人水産総合研究センターが行う漁業調査船代船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

経済産業省	経済産業本省	日本国際博覧会政府出展施設整備	4,998,940	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	平成17年に開催される2005年日本国際博覧会において政府が出展する施設の建設には、多くの日数を要するため
国土交通省	国土交通本省	官庁営繕	8,000,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	官庁施設の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄海岸保全施設整備事業	2,319,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	富士海岸ほか3海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		海岸保全施設整備事業費補助	1,560,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		海岸環境整備事業費補助	250,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	海岸環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公営住宅建設等事業費補助	183,361,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		住宅地区改良事業費補助	13,336,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国営公園整備	2,082,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	国営吉野ヶ里歴史公園及び国営アルプスあづみの公園の施設の整備並びに国営明石海峡公園の整備に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		都市公園事業費補助	9,000,000	平成14年度	平成15年度以降4箇年度以内	都市公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		古都及び緑地保全事業費補助	481,000	平成14年度	平成15年度以降4箇年度以内	古都及び緑地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道事業費補助	82,712,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道緊急整備事業費補助	82,940,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため

官報（号外）

		北海道海岸保全施設整備事業費補助	330,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道公営住宅建設等事業費補助	17,871,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道住宅地区改良事業費補助	1,104,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道下水道事業費補助	2,854,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道下水道緊急整備事業費補助	1,600,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
	気象庁	電子計算機借入れ	114,882	平成14年度	平成15年度	地震活動等総合監視システム用の電子計算機の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る借入契約を結ぶ必要があるため
		静止気象衛星打上げ	3,060,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	静止気象衛星の打上げには、多くの日数を要するため
		静止気象衛星打上げに係る契約の一部変更	—	平成14年度	平成15年度まで1箇年度延長	平成12年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「静止気象衛星打上げ」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成14年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成15年度まで1箇年度延長する必要があるため
		静止気象衛星追跡管制	1,800,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	静止気象衛星の静止軌道への追跡管制には、多くの日数を要するため
	海上保安庁	弾薬購入	37,229	平成14年度	平成15年度	弾薬のうち35ミリ砲弾の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		大型巡視船代船建造	5,040,764	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	1,000トン型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため
		中型巡視船代船建造	2,442,049	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	350トン型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため
		小型巡視船代船建造	1,924,018	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	180トン型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため

平成十四年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、財政構造改革の第一歩として、「国債発行額三十兆円以下」との目標の下、歳出構造を抜本的に見直す「改革断行予算」として編成されたもので、「五兆円を削減する一方で重点分野に二兆円を再配分する」という理念を踏まえつつ、予算配分を大胆にシフトすることにより経済構造の転換を促進することとしている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1　租税及印紙収入	四六、八一六、〇〇〇百万円
税制面においては、連絡納税制度を創設するとともに、中小企業関係税制及び金融・証券税制等につき所要の措置を講ずることとしている。	
2　官業益金及官業収入	一九、九五五百万円
3　政府資産整理収入	三四一、三九五百万円
4　雑収入	四、〇五一、六〇二百万円
5　公債金	三〇、〇〇〇、〇〇〇百万円
(1)　公債金	六、七九〇、〇〇〇百万円
(2)　特例公債金	二三、二一〇、〇〇〇百万円
6　前年度剰余金受入	一、〇四一百万円
計	八一、二一九、九九三百万円

歳出

1　社会保障関係費	一八、二七九、四八四百万円

平成十四年度においては、急速な少子・高齢化の進展に伴い、経済の伸びを上回って給付と負担が増大していくことが見込まれる中で、個人の自助・自立の精神を基本として、制度の合理化・効率化を行うことにより、経済・財政と調和し、将来にわたって持続可能な安定した制度を構築していくとの観点から、医療等の制度改革に取り組むとともに、歳出の一層の合理化・効率化を図ることとしている。この結果、平成十四年度の社会保障関係費は、平成十三年度当初予算額に対して六千六百三十八億円増となっている。

(1)　生活保護費	一、三八三、七二八百万円
(2)　社会福祉費	一、七二一、七五五百万円
(3)　社会保険費	一四、一五八、三七九百万円
(4)　保健衛生対策費	五二七、五五五百万円
(5)　失業対策費	四八八、〇六七百万円
2　文教及び科学振興費	六、六九九、七八八百万円

文教及び科学振興費については、高等教育、学術研究、科学技術、文化等の各分野に対し、資金の重点的配分を図るとともに、受益者負担の適正化、執行状況等を踏まえた事業の見直し、特殊法人等向け財政支出の節減等の観点から、各種経費の見直しを行うこととしている。

(1)　義務教育費国庫負担金	三、〇五六、四一四百万円
(2)　国立学校特別会計へ繰入	一、五四五、二八一百万円
(3)　科学技術振興費	一、一七七、三九二百万円
(4)　文教施設費	一五一、四七七百万円
(5)　教育振興助成費	六五六、五二六百万円
(6)　育英事業費	一一二、六九八百万円
3　国債費	一六、六七一、二一二百万円
4　恩給関係費	一、二七二、七〇七百万円
(1)　文官等恩給費	五二、〇四〇百万円
(2)　旧軍人遺族等恩給費	一、一四三、八九七百万円
(3)　恩給支給事務費	四、〇二三百万円
(4)　遺族及び留守家族等援護費	七二、七四七百万円
5　地方交付税交付金	一六、一〇七、九八七百万円

地方交付税交付金については、所得税及び酒税、法人税、消費税並びにたばこ税の各税の収入見込額の一定割合に相当する額十二兆七千三百十七億八千七百万円から、平成九年度及び平成十年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二百十一号）に基づき十四年度分の交付税の総額から減額することを定められている額八百七十億円を控除し、三兆四千六百三十二億円を加算した額を計上している。

6　地方特例交付金	九〇三、五八八百万円

地方特例交付金は、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法律第十七号）に基づき、恒久的な減税の影響による地方税収入の減少の一部を補てんするため、当分の間の措置として、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付す

るものである。

7　防衛関係費　四、九五五、九九九百万円

防衛関係費については、「中期防衛力整備計画（平成十三年度～平成十七年度）」等の下、効率的で節度ある防衛力の整備を行うため、装備品の調達価格の引下げ等経費の一層の効率化・合理化を図りつつ、情報通信技術（ＩＴ）を活用した高度ネットワーク環境整備等所要の経費を計上している。

8　公共事業関係費　八、四二三、九〇五百万円

公共事業関係費の配分に当たっては、循環型経済社会の構築など環境問題への対応、少子・高齢化への対応、都市の再生、科学技術の振興等の七分野に対し重点化を図っている。また、社会資本のより効率的な整備に向けて、各分野で従来以上に施策の融合化や事業間の連携を推進するとともに、国と地方の役割分担を踏まえ、より一層の補助金の効率的・効果的運用を図る観点から、統合補助金の拡充を行うほか、いわゆる道路特定財源を使途の限定なく一般財源として活用することとしている。

なお、公共事業関係費に国立学校施設費、保育所、特別養護法人ホーム等の施設の整備を行うために社会保障関係費、文教及び科学振興費等他の経費に計上した八千二百八十六億円をその他施設費として加えた公共投資関係費全体は、九兆二千五百二十五億円である。

(1)　治山治水対策事業費　一、二七一、〇八〇百万円
(2)　道路整備事業費　二、二二五、二八二百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　五八八、五〇九百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　一、四六一、四九九百万円
(5)　下水道水道廃棄物処理等施設整備費　一、四五七、四八七百万円
(6)　農業農村整備事業費　九二四、一七〇百万円
(7)　森林水産基盤整備事業費　三七八、六一八百万円
(8)　調整費等　四四、五八六百万円
(9)　災害復旧等事業費　七二、六七四百万円

9　経済協力費　八五六、五八三百万円

経済協力費については、全体の量的規模を縮減しつつ、アフガニスタン及び周辺国支援への対応や顔の見える援助の推進等、省庁の枠を超えて、援助対象分野等の重点化・効率化を図ることとしている。

10　中小企業対策費　一八六、〇八五百万円

中小企業対策費については、創業・経営革新の推進や中小企業に対する円滑な資金供給を確保するための基盤強化等への重点化を図ることとしている。

11　エネルギー対策費　五六九、四一二百万円

エネルギー対策費については、地球温暖化への対応等総合的なエネルギー対策を着実に進めることとしている。

12　食料安定供給関係費　七二九、六六三百万円
13　産業投資特別会計へ繰入　一四五、五二四百万円
14　その他の事項経費　五、〇七八、〇五五百万円
15　予備費　三五〇、〇〇〇百万円

計　八一、二二九、九九三百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合共同提案に係る枝野幸男君外六名提出の修正案は、否決された。

右報告する。

平成十四年三月六日

予算委員長　津島　雄二

衆議院議長　綿貫　民輔殿

平成十四年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成十四年一月二十五日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成14年度特別会計予算
予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　次に掲げる各特別会計の平成14年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
総務省所管	郵政事業
	郵便貯金
	簡易生命保険
法務省所管	登記
財務省所管	造幣局
	印刷局
	財政融資資金
	国債整理基金
	外国為替資金
	産業投資
	地震再保険
財務省、文部科学省及び経済産業省所管	電源開発促進対策
財務省及び経済産業省所管	石油及びエネルギー需給構造高度化対策
財務省及び国土交通省所管	特定国有財産整備
文部科学省所管	国立学校
厚生労働省所管	厚生保険
	船員保険
	国立病院
	国民年金
	労働保険
農林水産省所管	食糧管理
	農業共済再保険
	森林保険
	漁船再保険及漁業共済保険
	農業経営基盤強化措置
	国有林野事業
	国営土地改良事業
経済産業省所管	貿易再保険
国土交通省所管	特許
	自動車損害賠償保障事業
	道路整備
	治水
	港湾整備
	自動車検査登録
	都市開発資金融通
	空港整備

（繰越明許費）

第2条　各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第3条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成14年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第4条　「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第5条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成14年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第6条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第2項の規定により平成14年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
国立学校		4,000,000千円
国立病院	病院勘定	1,000,000
	療養所勘定	1,000,000
国有林野事業	国有林野事業勘定	2,000,000
	治山勘定	3,000,000
国営土地改良事業		2,000,000
道路整備		40,000,000
治水	治水勘定	16,000,000
	特定多目的ダム建設工事勘定	3,000,000

港湾整備	港湾整備勘定	5,000,000
	特定港湾施設工事勘定	1,000,000
空港整備		2,000,000

（財政融資資金特別会計における公債発行の限度額）

第７条　財政融資資金特別会計において、「財政融資資金特別会計法」第11条第２項の規定により平成14年度において公債を発行することができる限度額は、34,352,700,000千円とする。ただし、第20条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

２　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成13年５月１日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

３　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額）

第８条　国債整理基金特別会計において、「国債整理基金特別会計法」第５条ノ２の規定により平成14年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、9,000,000,000千円とする。

２　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（日本たばこ産業株式会社の株式の処分限度数）

第９条　「日本たばこ産業株式会社法」の規定により、国債整理基金特別会計において平成14年度に処分することができる日本たばこ産業株式会社の株式の限度数を333,334株とする。ただし、株式の分割又は併合があった場合は、分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって処分することができる株式の限度数とする。

（日本電信電話株式会社の株式の処分限度数）

第10条　「日本電信電話株式会社等に関する法律」第７条の規定により、国債整理基金特別会計において平成14年度に処分することができる日本電信電話株式会社の株式の限度数を1,000,000株とする。ただし、株式の分割又は併合があった場合は、分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって処分することができる株式の限度数とする。

（借入金の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定　46,123,590,987千円
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第16条第３項	641,800,000
国立学校	「国立学校特別会計法」第７条第２項	66,200,000
国立病院	「国立病院特別会計法」第８条の２第２項	病院勘定　50,100,000 療養所勘定　29,600,000
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第５条第２項並びに「国有林野事業の改革のための特別措置法」第18条第２項及び第19条第２項	国有林野事業勘定　146,800,000
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第２項	43,400,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第７条第２項	52,000,000

（一時借入金等の最高額）

第12条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金（「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」第１条の規定によるものを含む。）の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	最高額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定　46,123,590,987千円
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第17条第２項	642,000,000
登記	「登記特別会計法」第11条第２項	14,900,000
印刷局	「印刷局特別会計法」第６条第３項	500,000

財政融資資金	「財政融資資金法」第９条第２項	15,000,000,000千円
外国為替資金	「外国為替資金特別会計法」第４条第２項	69,000,000,000
電源開発促進対策	「電源開発促進対策特別会計法」第11条第２項	電源立地勘定 1,000,000 電源多様化勘定 8,000,000
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」附則第14項の規定により読み替えられた第12条第２項	石炭勘定 9,000,000
特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第13条第２項	30,000,000
国立学校	「国立学校特別会計法」第９条第３項	2,000,000
国立病院	「国立病院特別会計法」第９条第３項	病院勘定 4,500,000 療養所勘定 4,000,000
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第６条第４項	国有林野事業勘定 60,000,000
特許	「特許特別会計法」第12条第２項	15,100,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」	150,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第９条第２項	10,000,000

２　食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第４条ノ２の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、1,300,000,000千円とする。

（給与総額）

第13条　次に掲げる各特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して平成14年度において支給する給与（職員俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関等派遣職員給与その他各省各庁の長が財務大臣と協議して定める手当をいう。）の総額は、次のとおりとする。ただし、予算の基礎となった給与準則を実施するため必要を生じた場合、第15条第１項若しくは第２項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する中央労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、財務大臣の承認を受けて、経費の移用若しくは流用、予備費の使用又は第15条第１項若しくは第２項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

郵政事業	1,886,223,986千円
造幣局	9,014,989
印刷局	38,684,594
国有林野事業	39,719,061

（特別給与の支出）

第14条　前条に規定するもののほか、郵政事業、造幣局、印刷局及び国有林野事業の各特別会計において、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、財務大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を平成14年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

２　前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の移用又は流用によるもののほか、経費の増額については、「財政法」第35条第２項、第３項及び第４項（郵政事業特別会計にあっては、「郵政事業特別会計法」第26条）並びに第36条の規定の例による。

（歳入歳出予算の弾力条項）

第15条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費を増額することができる。

特別会計	要件	経費
1　交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定における地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税の収入の増加	交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費
	交通安全対策特別交付金勘定における交通反則者納金の収入の増加	交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金に必要な経費
2　郵政事業	業務外収入以外の収入の増加	当該収入に対応する業務に直接必要な経費
	業務外収入の増加	業務外支出に必要な経費
3　郵便貯金	郵便貯金の受入額の増加等に伴う収入の増加	郵便貯金の利子又は郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費
4　簡易生命保険	契約者の増加等による保険料収入の増加	保険金、年金又は郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費
5　登記	登記手数料収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
6　造幣局、印刷局	注文品の製造数量の増加又は原材料の値上がり等に伴う売渡価格の変更による収入の増加	製造及び売渡しのため直接必要な経費

7　財政融資資金	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加	預託金利子に必要な経費
8　国債整理基金	国債、借入金、一時借入金又は政府短期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加	債務償還費、利子、割引料等に必要な経費
	株式売払いによる収入の増加	株式売払いに必要な経費
9　地震再保険	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加	再保険金に必要な経費
10　特定国有財産整備	国有財産処分収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
11　国立学校	附属病院収入その他の収入の増加	当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費
12　厚生保険	業務勘定における児童手当拠出金収入の増加	業務勘定における児童手当勘定への繰入れに必要な経費
13　厚生保険、船員保険、国民年金	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加	保険給付に必要な経費
14　国立病院	病院勘定における病院収入その他の収入又は療養所勘定における療養所収入その他の収入の増加	それぞれの勘定における当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費
15　国民年金	業務勘定における印紙売捌収入の増加	業務勘定における国民年金勘定への繰入れに必要な経費
16　労働保険	労災勘定又は雇用勘定における徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付に必要な経費
	徴収勘定における保険料収入の増加	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費
17　農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険	再保険料収入又は保険料収入の増加	再保険金又は保険金に必要な経費
18　農業経営基盤強化措置	農業改良資金貸付金償還金収入の増加	農業改良資金貸付金に必要な経費
19　国有林野事業（国有林野事業勘定に限る。）	業務収入の増加	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加並びに分収育林事業の事業量の増加のため直接必要な経費
	林野等の売払いによる収入の増加	林野等の売払いのため直接必要な経費又は国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
20　特許	特許料等収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
21　自動車損害賠償保障事業	再保険料収入、保険料収入又は賦課金収入の増加	再保険金、保険金又は保障金に必要な経費
22　自動車検査登録	検査登録印紙収入の増加	検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費
23　都市開発資金融通	貸付金の繰上償還による運用金回収収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費

2　造幣局特別会計において、予算において予定した数量を超える貨幣の製造により又は原材料の値上がり等に伴う貨幣の製造費の増加によりその製造に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、貨幣回収準備資金からこの会計の歳入に組み入れることができる。

3　労働保険特別会計雇用勘定において、予見し難い経済事情の変動により雇用安定事業に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、雇用安定資金からこの勘定の歳入に組み入れることができる。

4　財政融資資金特別会計において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　第7条第1項ただし書の規定により公債の発行収入金が増加したとき。当該増加額に相当する金額の財政融資資金への繰入れに必要な経費の増額

（2）　第7条第1項ただし書、第2項後段及び第3項の規定により公債の発行が増加したため、公債の利子及び発行に関する諸費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

5　国債整理基金特別会計において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　前年度発行の償還期間1年以下の国債の償還が予定より増加したため、債務償還費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（2）　予見し難い国債の市場環境の変化に対応するため、国債の買入消却が予定より増加したことにより、債務償還費に不足を生ずるとき。20,000,000,000千円を限度とする当該経費の増額

6　食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　国内麦管理勘定において、国内麦の民間流通数量及び買入数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しく超えて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（2）　業務勘定において、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費（これらの経費の支出に伴い必要となる経費を含む。次項において同じ。）に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（3）　国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。ただし、当該不足が前号に規定する事由以外の事由により生ずる場合においては、当該不足する勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の増額分に相当する額を減額しなければならない。

（4）　調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（5）　国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（6）　調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額

7　国立学校、国立病院、国民年金（福祉年金勘定に限る。）、国有林野事業、国営土地改良事業、道路整備、治水、港湾整備及び空港整備の各特別会計において、一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又はその他の収入（借入金を除く。以下この項において同じ。）が予算額に比して増加する場合には、第1項の規定によるもののほか、当該増加額の範囲内で、事業のため直接必要な経費（その他の収入が増加する場合にあっては、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。）の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

8　道路整備、治水（治水勘定に限る。）、港湾整備（港湾整備勘定に限る。）及び都市開発資金融通の各特別会計において、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金及び「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第3条第2項の規定による無利子の貸付金の償還による収入が予算額に比して増加する場合には、当該増加額の範囲内で、産業投資特別会計への繰入れに必要な経費の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

9　前各項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項（郵政事業特別会計にあっては、「郵政事業特別会計法」第26条）並びに第36条の規定の例による。この場合において、第1項第2号に掲げる経費の増額については、財務大臣の承認を受けなければならない。

（予算の移用）

第16条　「財政法」第33条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表　特別会計（勘定区分のある特別会計にあっては、各勘定）の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険、登記、財政融資資金、外国為替資金、電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、船員保険、国民年金、自動車損害賠償保障事業	各項

第2表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
厚生保険	健康、年金、児童手当	各項
	業務	業務取扱費、施設整備費、保健事業費、福祉施設事業費、年金資金運用基金出資、児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入、諸支出金の各項
国立病院	病院	病院経営費、看護師等養成費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	療養所	療養所経営費、看護師等養成費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
労働保険	労災	保険給付費、業務取扱費、施設整備費、労働福祉事業費、労働福祉事業団出資、他勘定へ繰入の各項

	雇用、徴収	各　　項
食糧管理	国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項
農業共済再保険	農業、家畜、果樹、園芸施設	各　　項
国有林野事業	治山	各　　項
治水	治水	河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発公団交付金、砂防事業費、建設機械整備費、都市水環境整備事業費、治水事業工事諸費の各項
		北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道建設機械整備費、北海道都市水環境整備事業費の各項
		河川事業資金貸付金と河川総合開発事業資金貸付金
	特定多目的ダム建設工事	多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入
港湾整備	港湾整備	港湾事業費、埠頭整備等資金貸付金、港湾事業等工事諸費の各項
	特定港湾施設工事	各　　項

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
国立学校	国立学校、大学附属病院、研究所、施設整備費、特別施設整備費、船舶建造費、特別施設整備資金へ繰入、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
特許	事務取扱費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
道路整備	道路事業費、街路事業費、建設機械整備費、道路環境整備事業費、首都高速道路公団等事業助成費、有料道路整備等資金貸付金、道路事業工事諸費の各項
	北海道道路事業費、北海道街路事業費、北海道建設機械整備費、北海道道路環境整備事業費の各項
	離島道路事業費と離島道路環境整備事業費
	沖縄道路事業費と沖縄道路環境整備事業費
	道路事業資金貸付金と街路事業資金貸付金
自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
都市開発資金融通	都市開発資金貸付金、事務取扱費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
空港整備	空港整備事業費と航空機騒音対策事業資金貸付金
	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費

（再保険契約の限度額）

第17条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成14年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第３条第３項	１回の地震等により支払うべき再保険金の総額　3,752,670,000千円
貿易再保険	「貿易保険法」第58条	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額 普通輸出保険　15,440,000,000 輸出代金保険　16,340,000,000 為替変動保険　50,000,000 輸出手形保険　1,410,000,000 輸出保証保険　120,000,000 前払輸入保険　30,000,000 仲介貿易保険　560,000,000 海外投資保険　540,000,000 海外事業資金貸付保険　560,000,000

		独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額 200,000,000千円

（電源開発促進対策特別会計の電源開発促進税収入の各勘定への帰属）

第18条　「電源開発促進対策特別会計法」第３条の３の規定により平成14年度において電源立地勘定及び電源多様化勘定の歳入に組み入れる電源開発促進税収入の金額は、電源立地勘定にあっては電源開発促進税収入の445分の190に相当する金額とし、電源多様化勘定にあっては電源開発促進税収入の445分の255に相当する金額とする。

（外国為替資金特別会計の決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第19条　「外国為替資金特別会計法」第13条の規定により平成14年度において外国為替資金特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、1,970,000,000千円とする。

（財政融資資金等の長期運用予定額）

第20条　平成14年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
1 国立学校特別会計	66,200,000千円
2 国立病院特別会計	79,700,000
3 国営土地改良事業特別会計	43,400,000
4 空港整備特別会計	52,000,000
（政府関係機関）	
5 国民生活金融公庫	3,430,000,000
6 住宅金融公庫	4,716,900,000
7 農林漁業金融公庫	195,000,000
8 中小企業金融公庫	945,000,000
9 沖縄振興開発金融公庫	186,700,000
10 日本政策投資銀行	677,000,000
11 国際協力銀行	1,043,200,000
（公団、事業団等）	
12 日本道路公団	1,848,000,000
13 緑資源公団	12,200,000
14 首都高速道路公団	462,100,000千円
15 水資源開発公団	53,300,000
16 阪神高速道路公団	357,800,000
17 日本鉄道建設公団	78,000,000
18 石油公団	13,300,000
19 本州四国連絡橋公団	103,600,000
20 地域振興整備公団	35,900,000
21 都市基盤整備公団	894,800,000
22 金属鉱業事業団	1,100,000
23 環境事業団	15,200,000
24 社会福祉・医療事業団	359,000,000
25 運輸施設整備事業団	30,000,000
26 日本私立学校振興・共済事業団	24,000,000
27 日本下水道事業団	1,800,000
28 帝都高速度交通営団	15,000,000
29 日本育英会	221,900,000
30 商工組合中央金庫	10,000,000
（地方公共団体）	
31 地方公共団体	5,030,000,000

2　平成14年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第５条において準用する同法第２条第１項に規定する長期運用予定額は、郵便貯金特別会計の郵便貯金資金の地方公共団体に対する運用980,000,000千円及び簡易生命保険特別会計の積立金の地方公共団体に対する運用1,590,000,000千円とする。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第５号から第31号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額及び前項の長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号及び前項に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（俸給予算等の制限）

第21条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金					
	交付税及び譲与税配付金勘定	他会計より受入		17,011,575,000	地方交付税交付金	19,544,863,000
			一般会計より受入	17,011,575,000	地方特例交付金	903,588,000
		租税		626,100,000	地方譲与税譲与金	623,900,000
			地方道路税	304,300,000	事務費	402,557
			石油ガス税	14,000,000	諸支出金	500
			航空機燃料税	16,500,000	国債整理基金特別会計へ繰入	43,166,714,987
			自動車重量税	280,000,000	予備費	2,600,000
			特別とん税	11,300,000		
		借入金		46,123,590,987		
			借入金	46,123,590,987		
		前年度剰余金受入		634,701,257		
			前年度剰余金受入	634,701,257		
		雑収入		1,800		
			雑収入	1,800		
		合計		64,395,969,044	合計	64,242,069,044
	交通安全対策特別交付金勘定	交通反則者納金		85,092,616	交通安全対策特別交付金	81,606,037
			交通反則者納金	85,092,616	諸支出金	2,646,882
		前年度剰余金受入		6,358,112	予備費	200,000
			前年度剰余金受入	6,358,112		
		雑収入		1,812		
			雑収入	1,812		
		合計		91,452,540	合計	84,452,919

官報（号外）

総務省	郵政事業	業務収入		4,160,695,609	業務費	3,962,060,609
			業務収入	2,126,429,377	業務外支出	2,433,712,384
			受託業務収入	1,907,475,363	局舎其他施設費	150,393,000
			雑収入	126,790,869	借入金償還	670,042,000
		業務外収入		2,433,712,384	予備費	20,000,000
			業務外収入	2,433,712,384		
		資本収入		641,800,000		
			借入金	641,800,000		
		合計		7,236,207,993	合計	7,236,207,993
	郵便貯金	運用収入		6,595,126,818	支払利子	2,279,675,776
			運用収入	6,595,126,818	諸支出金	242,249,484
		郵便貯金資金より受入		5,400,000,000	一般会計へ繰入	200,000,000
			郵便貯金資金より受入	5,400,000,000	郵政事業特別会計へ繰入	1,156,746,472
		雑収入		650,258	国債整理基金特別会計へ繰入	7,039,687,898
			雑収入	650,258	予備費	14,000,000
		前年度剰余金受入		636,726,587		
			前年度剰余金受入	636,726,587		
		合計		12,632,503,663	合計	10,932,359,630
	簡易生命保険	保険料収入		14,421,967,251	保険費	17,909,570,049
			保険料	14,421,967,251	諸支出金	798,201,852
		運用収入		3,511,764,950	郵政事業特別会計へ繰入	714,846,558
			運用収入	3,511,764,950	簡易保険福祉事業団交付金	19,763,666
		積立金より受入		1,508,493,458	予備費	2,000,000
			積立金より受入	1,508,493,458		
		雑収入		2,156,466		

官報（号外）

			合計	雑収入	2,156,466		
					19,444,382,125	合計	19,444,382,125
法務省	登記	登記手数料収入			104,236,370	事務取扱費	177,111,195
				登記印紙収入	101,080,901	施設整備費	5,779,986
				登記情報提供手数料収入	3,155,469	国債整理基金特別会計へ繰入	78,000
		他会計より受入			76,486,019	予備費	700,000
				一般会計より受入	76,486,019		
		雑収入			150,832		
				雑収入	150,832		
		前年度剰余金受入			9,076,434		
				前年度剰余金受入	9,076,434		
		合計			189,949,655	合計	183,669,181
財務省	造幣局	貨幣回収準備資金より受入			20,446,577	事業費	32,080,261
				貨幣回収準備資金より受入	20,446,577	予備費	80,000
		事業収入			11,488,292		
				事業収入	11,488,292		
		雑収入			225,392		
				雑収入	225,392		
		合計			32,160,261	合計	32,160,261
	印刷局	事業収入			95,341,733	事業費	97,779,465
				事業収入	95,341,733	予備費	400,000
		雑収入			6,318,278		
				雑収入	6,318,278		
		合計			101,660,011	合計	98,179,465

官報(号外)

	財政融資資金	資金運用収入		13,085,454,905	事務費	5,723,393
			運用利殖金収入	13,085,454,905	諸支出金	9,877,857,660
		公債金		34,352,700,000	財政融資資金へ繰入	34,352,700,000
			公債金	34,352,700,000	国債整理基金特別会計へ繰入	941,888,186
		雑収入		77,050,305	予備費	80,000
			雑収入	77,050,305		
		合計		47,515,205,210	合計	45,178,249,239
	国債整理基金	他会計より受入		72,124,708,835	国債整理基金支出	142,891,179,584
			他会計より受入	72,124,708,835	一般会計へ繰入	145,524,000
		租税		255,800,000		
			たばこ特別税	255,800,000		
		公債金		71,615,550,534		
			公債金	71,615,550,534		
		資産処分収入		584,533,736		
			株式売払収入	584,533,736		
		配当金収入		4,506,670		
			配当金収入	4,506,670		
		運用収入		271,140,632		
			運用収入	271,140,632		
		前年度剰余金受入		7,145,524,000		
			前年度剰余金受入	7,145,524,000		
		雑収入		34,939,177		
			雑収入	34,939,177		
		合計		152,036,703,584	合計	143,036,703,584
	外国為替資金	外国為替等売買差益		150,000,000	一般会計へ繰入	150,000,000
			外国為替等売買差益	150,000,000	事務取扱費	1,324,244

		運用収入		1,576,069,104	諸支出金	27,361,020
			運用収入	1,576,069,104	国債整理基金特別会計へ繰入	227,718,506
		雑収入		2,110	予備費	450,000,000
			雑収入	2,110		
		合計		1,726,071,214	合計	856,403,770
	産業投資					
	産業投資勘定	運用収入		31,860,969	産業投資支出	36,700,000
			運用金回収	5,631,950	事務費	105,614
			利子収入	1,068,798	国債整理基金特別会計へ繰入	4,952
			納付金	4,858,721	予備費	600,000
			配当金収入	20,301,500		
		前年度剰余金受入		5,495,684		
			前年度剰余金受入	5,495,684		
		雑収入		53,913		
			雑収入	53,913		
		合計		37,410,566	合計	37,410,566
	社会資本整備勘定	他会計より受入		204,612,936	治水事業資金貸付金	925,000
			他会計より受入	204,612,936	道路整備事業資金貸付金	89,819,000
		償還金収入		57,464,233	港湾事業資金貸付金	800,000
			償還金収入	57,464,233	住宅建設等事業資金貸付金	1,800,000
		前年度剰余金受入		7,539,568	都市計画事業資金貸付金	155,000
			前年度剰余金受入	7,539,568	水産基盤整備事業資金貸付金	325,000
		雑収入		38,272	民間能力活用施設整備事業資金貸付金	51,700,000
			雑収入	38,272	一般会計へ繰入	124,092,737
					事務費	37,772

官報（号外）

					予備費	500
		合計		269,655,009	合計	269,655,009
	地震再保険	再保険料収入		35,230,780	再保険費	51,243,740
			再保険料収入	35,230,780	事務取扱費	112,816
		雑収入		16,126,276	予備費	500
			雑収入	16,126,276		
		合計		51,357,056	合計	51,357,056
財務省、文部科学省及び経済産業省	電源開発促進対策					
	電源立地勘定	租税		160,800,000	電源立地対策費	241,292,956
			電源開発促進税	160,800,000	事務取扱費	2,342,201
		前年度剰余金受入		83,779,665	諸支出金	100
			前年度剰余金受入	83,779,665	国債整理基金特別会計へ繰入	998
		雑収入		56,590	予備費	1,000,000
			雑収入	56,590		
		合計		244,636,255	合計	244,636,255
	電源多様化勘定	租税		215,900,000	電源多様化対策費	244,313,919
			電源開発促進税	215,900,000	事務取扱費	1,229,218
		前年度剰余金受入		31,728,299	諸支出金	100
			前年度剰余金受入	31,728,299	国債整理基金特別会計へ繰入	7,978
		雑収入		422,916	予備費	2,500,000
			雑収入	422,916		
		合計		248,051,215	合計	248,051,215

財務省及び経済産業省	石油及びエネルギー需給構造高度化対策					
	石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	他会計より受入		445,625,350	石油安定供給対策費	349,595,182
			一般会計より受入	445,625,350	石油生産流通合理化対策費	53,663,430
		償還金収入		43,749	エネルギー需給構造高度化対策費	209,414,113
			償還金収入	43,749	事務処理費	3,790,824
		前年度剰余金受入		173,530,482	諸支出金	100
			前年度剰余金受入	173,530,482	予備費	3,000,000
		雑収入		264,068		
			雑収入	264,068		
		合計		619,463,649	合計	619,463,649
	石炭勘定	租税		38,000,000	事務処理費	1,892
			関税	38,000,000	諸支出金	100
		前年度剰余金受入		10,112,139	国債整理基金特別会計へ繰入	8,355,630
			前年度剰余金受入	10,112,139		
		雑収入		368,794		
			雑収入	368,794		
		合計		48,480,933	合計	8,357,622
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	国有財産処分収入		92,036,310	特定国有財産整備費	67,694,126
			国有財産売払収入	92,036,310	事務取扱費	2,001,109
		他会計より受入		5,275,048	国債整理基金特別会計へ繰入	209,994,046
			一般会計より受入	5,275,048	予備費	40,000
		前年度剰余金受入		180,821,598		
			前年度剰余金受入	180,821,598		
		雑収入		1,596,325		
			雑収入	1,596,325		
		合計		279,729,281	合計	279,729,281

官報（号外）

文部科学省	国立学校	他会計より受入		1,545,280,651	国立学校	1,569,966,171
			一般会計より受入	1,545,280,651	大学附属病院	622,620,631
		借入金		66,200,000	研究所	190,087,893
			借入金	66,200,000	産学連携等研究費	103,648,042
		附属病院収入		586,202,645	施設整備費	175,971,753
			附属病院収入	586,202,645	沖縄国立高等専門学校施設整備費	2,820,000
		授業料及入学検定料		347,875,646	特別施設整備費	4,623,555
			授業料及入学検定料	347,875,646	船舶建造費	809,252
		学校財産処分収入		25,602,520	特別施設整備資金へ繰入	4,355,737
			学校財産処分収入	25,602,520	国債整理基金特別会計へ繰入	107,476,310
		特定学校財産処分収入		12,877,606	予備費	500,000
			特定学校財産処分収入	12,877,606		
		雑収入		174,671,044		
			産学連携等研究収入	108,270,250		
			雑収入	66,400,794		
		前年度剰余金受入		24,169,232		
			前年度剰余金受入	24,169,232		
		合計		2,782,879,344	合計	2,782,879,344
厚生労働省	厚生保険健康勘定	保険収入		7,239,649,782	保険給付費	4,173,142,294
			保険料収入	6,265,264,418	老人保健拠出金	2,467,007,250
			一般会計より受入	974,100,460	退職者給付拠出金	658,334,311
			日雇拠出金収入	284,904	介護納付金	400,376,998
		運用収入		32,514	保健事業費等業務勘定へ繰入	124,908,764
			運用収入	32,514	借入金償還金	1,479,228,213
		事業運営安定資金より受入		591,344,237	諸支出金	23,526,976

			事業運営安定資金より受入	591,344,237			
		借入金		1,479,228,213			
			借入金	1,479,228,213			
		雑収入		16,270,060			
			雑収入	16,270,060			
		合計		9,326,524,806	合計	9,326,524,806	
	年金勘定	保険収入		32,553,148,084	保険給付費	20,805,308,294	
			保険料収入	21,809,915,111	国民年金特別会計へ繰入	9,896,099,409	
			一般会計より受入	4,003,622,223	福祉施設費等業務勘定へ繰入	223,443,178	
			船員保険特別会計より受入	13,900,565	諸支出金	137,826,878	
			国民年金特別会計より受入	1,424,025,240	予備費	624,000,000	
			拠出金収入	27,292,228			
			存続組合等納付金	2,117,383,052			
			運用収入	3,157,009,665			
		年金資金運用基金納付金		94,023,782			
			年金資金運用基金納付金	94,023,782			
		雑収入		12,284,157			
			雑収入	12,284,157			
		合計		32,659,456,023	合計	31,686,677,759	
	児童手当勘定	拠出金収入		148,246,474	被用者児童手当交付金	245,464,518	
			事業主拠出金収入	148,246,474	非被用者児童手当交付金	69,501,560	
		他会計より受入		191,656,431	業務取扱費	11,556,763	
			一般会計より受入	191,656,431	諸支出金	15,702	
		積立金より受入		15,823,805	児童育成事業費	34,314,898	
			積立金より受入	15,823,805	予備費	4,000,000	

官報（号外）

		雑収入		6,338			
			雑収入	6,338			
		前年度剰余金受入		9,120,393			
			前年度剰余金受入	9,120,393			
		合計		364,853,441	合計		364,853,441
	業務勘定	他会計より受入		86,343,445	業務取扱費		148,141,664
			一般会計より受入	86,343,445	施設整備費		3,836,164
		他勘定より受入		348,351,942	保健事業費		84,884,699
			他勘定より受入	348,351,942	福祉施設事業費		207,868,836
		児童手当収入		147,829,498	特別保健福祉事業費		900,000
			児童手当収入	147,829,498	特別保健福祉事業費補助		7,868,972
		特別保健福祉事業資金より受入		9,000,000	年金資金運用基金出資		6,595,691
			特別保健福祉事業資金より受入	9,000,000	児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入		145,941,253
		雑収入		13,441,050	特別保健福祉事業費船員保険特別会計へ繰入		231,028
			雑収入	13,441,050	諸支出金		15,119
		前年度剰余金受入		1,917,491	予備費		600,000
			前年度剰余金受入	1,917,491			
		合計		606,883,426	合計		606,883,426
	船員保険	保険収入		77,116,138	保険給付費		42,417,875
			保険料収入	68,884,019	老人保健拠出金		15,268,589
			一般会計より受入	5,758,578	退職者給付拠出金		3,302,491
			運用収入	2,473,541	介護納付金		2,731,313
		児童手当収入		97	業務取扱費		2,326,198
			児童手当収入	97	諸支出金		14,041,921
		他会計より受入		231,028	福祉事業費		4,633,039

			厚生保険特別会計より受入	231,028	児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入	87
		積立金より受入		7,469,516	予備費	440,000
			積立金より受入	7,469,516		
		雑収入		344,734		
			雑収入	344,734		
		合計		85,161,513	合計	85,161,513
	国立病院					
	病院勘定	病院収入		446,522,609	病院経営費	458,168,979
			診療収入	446,522,609	医療技術開発等研究費	4,453,019
		他会計より受入		69,243,041	看護師等養成費	5,560,849
			一般会計より受入	69,243,041	施設整備費	56,611,358
		借入金		50,100,000	国債整理基金特別会計へ繰入	63,233,454
			借入金	50,100,000	予備費	100,000
		積立金より受入		10,717,000		
			積立金より受入	10,717,000		
		雑収入		11,545,009		
			医療技術開発等研究収入	5,572,926		
			雑収入	5,972,083		
		合計		588,127,659	合計	588,127,659
	療養所勘定	療養所収入		345,057,937	療養所経営費	369,408,985
			診療収入	345,057,937	医療技術開発等研究費	1,570,507
		他会計より受入		52,919,277	看護師等養成費	2,539,413
			一般会計より受入	52,919,277	施設整備費	32,088,537
		借入金		29,600,000	国債整理基金特別会計へ繰入	31,266,680
			借入金	29,600,000	予備費	100,000

		積立金より受入		5,632,000			
			積立金より受入	5,632,000			
		雑収入		3,764,908			
			医療技術開発等研究収入	1,897,658			
			雑収入	1,867,250			
		合計		436,974,122	合計		436,974,122
	国民年金						
	基礎年金勘定	拠出金等収入		14,815,082,209	基礎年金給付費		10,510,048,095
			拠出金等収入	14,797,587,162	基礎年金相当給付費繰入及交付金		4,349,884,806
			運用収入	17,495,047	諸支出金		216,957
		雑収入		6,771,407	予備費		519,900,000
			雑収入	6,771,407			
		前年度剰余金受入		558,196,242			
			前年度剰余金受入	558,196,242			
		合計		15,380,049,858	合計		15,380,049,858
	国民年金勘定	保険収入		6,083,637,112	国民年金給付費		2,455,707,401
			保険料収入	2,162,047,675	基礎年金勘定へ繰入		3,369,340,269
			一般会計より受入	1,456,538,388	諸支出金		36,064,407
			基礎年金勘定より受入	2,277,134,155	福祉施設費等業務勘定へ繰入		97,090,003
			運用収入	187,916,894	予備費		74,000,000
		年金資金運用基金納付金		15,413,534			
			年金資金運用基金納付金	15,413,534			
		雑収入		3,677,111			
			雑収入	3,677,111			
		合計		6,102,727,757	合計		6,032,202,080
	福祉年金勘定	他会計より受入		31,761,108	福祉年金給付費		31,967,441

			一般会計より受入	31,761,108	諸支出金	5,500
		雑収入		107,169	予備費	160,000
			雑収入	107,169		
		前年度剰余金受入		264,664		
			前年度剰余金受入	264,664		
		合計		32,132,941	合計	32,132,941
	業務勘定	他会計より受入		78,074,296	業務取扱費	158,059,479
			一般会計より受入	78,074,296	施設整備費	494,954
		印紙売捌収入		5,934,427	印紙収入国民年金勘定へ繰入	5,328,251
			印紙売捌収入	5,934,427	諸支出金	606,176
		他勘定より受入		97,090,003	福祉施設費	17,653,417
			国民年金勘定より受入	97,090,003	年金資金運用基金出資	66,623
		雑収入		145,101	予備費	500,000
			雑収入	145,101		
		前年度剰余金受入		1,465,073		
			前年度剰余金受入	1,465,073		
		合計		182,708,900	合計	182,708,900
	労働保険					
	労災勘定	保険収入		1,493,166,499	保険給付費	873,442,012
			他勘定より受入	1,246,937,152	業務取扱費	53,655,292
			一般会計より受入	1,307,000	施設整備費	4,717,291
			未経過保険料受入	32,192,601	労働福祉事業費	264,565,842
			支払備金受入	212,729,746	独立行政法人産業安全研究所運営費	719,869
		雑収入		173,852,692	独立行政法人産業安全研究所施設整備費	61,950
			雑収入	173,852,692	独立行政法人産業医学総合研究所運営費	1,003,648
					独立行政法人産業医学総合研究所施設整備費	140,659

官報（号外）

						労働福祉事業団出資	19,412,565
						他勘定へ繰入	92,200,803
						予備費	17,000,000
		合計		1,667,019,191		合計	1,326,919,931
	雇用勘定	保険収入		2,820,636,355		失業等給付費	2,393,449,657
			他勘定より受入	2,370,863,355		業務取扱費	95,438,170
			一般会計より受入	449,773,000		施設整備費	10,496,871
		運用収入		10,892,122		雇用安定等事業費	592,833,856
			運用収入	10,892,122		雇用・能力開発機構出資	15,260,859
		積立金より受入		354,995,714		他勘定へ繰入	26,286,969
			積立金より受入	354,995,714		予備費	161,000,000
		雇用安定資金より受入		90,693,664			
			雇用安定資金より受入	90,693,664			
		雑収入		17,548,527			
			雑収入	17,548,527			
		合計		3,294,766,382		合計	3,294,766,382
	徴収勘定	保険収入		3,616,614,038		保険料返還金	76,567,950
			保険料収入	3,615,662,337		業務取扱費	41,458,321
			印紙収入	951,701		他勘定へ繰入	3,617,800,507
		他勘定より受入		118,487,772		予備費	1,000,000
			他勘定より受入	118,487,772			
		雑収入		1,186,469			
			雑収入	1,186,469			
		前年度剰余金受入		538,499			
			前年度剰余金受入	538,499			
		合計		3,736,826,778		合計	3,736,826,778

農林水産省	食糧管理					
	国内米管理勘定	食糧管理収入		148,163,776	国内米買入費	92,537,977
			国内米売払代	148,163,776	国内米管理費	266,869,638
		他勘定より受入		1,089,021,933	返還金等他勘定へ繰入	830,476,774
			他勘定より受入	1,089,021,933	予備費	50,000,000
		雑収入		2,698,680		
			雑収入	2,698,680		
		合計		1,239,884,389	合計	1,239,884,389
	国内麦管理勘定	食糧管理収入		178,295	国内麦買入費	1,053,265
			国内麦売払代	178,295	国内麦管理費	95,699,382
		他勘定より受入		104,364,679	返還金等他勘定へ繰入	791,182
			調整勘定より受入	104,364,679	予備費	7,000,000
		雑収入		805		
			雑収入	805		
		合計		104,543,779	合計	104,543,779
	輸入食糧管理勘定	食糧管理収入		305,396,977	輸入食糧買入費	215,101,464
			輸入食糧売払代	305,396,977	輸入食糧管理費	27,253,625
		輸入食糧納付金収入		363,374	返還金等他勘定へ繰入	150,968,440
			輸入食糧納付金収入	363,374	予備費	150,000,000
		他勘定より受入		237,329,578		
			調整勘定より受入	237,329,578		
		雑収入		233,600		
			雑収入	233,600		
		合計		543,323,529	合計	543,323,529

官報（号外）

	農産物等安定勘定	他勘定より受入		2,276,599	農産物等買入費	256,495
			調整勘定より受入	2,276,599	農産物等管理費	9,509
		雑収入		20	返還金等他勘定へ繰入	10,615
			雑収入	20	予備費	2,000,000
		合計		2,276,619	合計	2,276,619
	輸入飼料勘定	輸入飼料売払代		63,375,860	輸入飼料買入費	50,502,100
			輸入飼料売払代	63,375,860	輸入飼料管理費	4,197,989
		輸入麦等納付金収入		658	返還金等他勘定へ繰入	14,463,887
			輸入麦等納付金収入	658	予備費	30,000,000
		他会計より受入		1,400,000		
			一般会計より受入	1,400,000		
		他勘定より受入		34,386,715		
			調整勘定より受入	34,386,715		
		雑収入		743		
			雑収入	743		
		合計		99,163,976	合計	99,163,976
	業務勘定	他勘定より受入		191,780,744	事務費	101,792,184
			他勘定より受入	191,780,744	サイロ及倉庫運営費	587,963
		検査印紙収入		3,149,170	返還金調整勘定へ繰入	91,262,461
			検査印紙収入	3,149,170	予備費	3,000,000
		雑収入		1,712,694		
			雑収入	1,712,694		
		合計		196,642,608	合計	196,642,608
	調整勘定	他会計より受入		295,594,699	国債整理基金特別会計へ繰入	995,629,490
			一般会計より受入	295,594,699	食糧買入費等財源他勘定へ繰入	1,556,447,455

		他勘定より受入		985,260,566		
			他勘定より受入	985,260,566		
		食糧証券及借入金収入		1,271,210,000		
			食糧証券及借入金収入	1,271,210,000		
		雑収入		11,680		
			雑収入	11,680		
		合計		2,552,076,945	合計	2,552,076,945
	農業共済再保険					
	再保険金支払基金勘定	農業共済再保険金支払基金収入		15,800,791	再保険金支払財源他勘定へ繰入	15,802,371
			前年度繰越資金受入	15,800,791		
		雑収入		1,580		
			雑収入	1,580		
		合計		15,802,371	合計	15,802,371
	農業勘定	農業再保険収入		42,070,158	農業再保険費	31,970,711
			再保険料	6,740,390	農業共済組合連合会等補助及交付金	9,967,674
			一般会計より受入	35,201,001	予備費	7,800,000
			前年度繰越資金受入	128,767		
		支払基金受入		7,791,560		
			再保険金支払基金勘定より受入	7,791,560		
		雑収入		8,440		
			雑収入	8,440		
		合計		49,870,158	合計	49,738,385
	家畜勘定	家畜再保険収入		44,682,730	家畜再保険費	22,611,128
			再保険料	564,620	農業共済組合連合会等交付金	9,841,878
			一般会計より受入	32,124,989	予備費	4,400,000

官　報（号外）

			前年度繰越資金受入	11,993,121		
		雑　収　入		5,830		
			雑　収　入	5,830		
		合　計		44,688,560	合　計	36,853,006
	果樹勘定	果樹再保険収入		7,614,691	果樹再保険費	3,628,920
			再保険料	63,299	農業共済組合連合会等交付金	709,603
			一般会計より受入	4,083,161	予備費	6,200,000
			前年度繰越資金受入	3,468,231		
		支払基金受入		6,199,893		
			再保険金支払基金勘定より受入	6,199,893		
		雑　収　入		107		
			雑　収　入	107		
		合　計		13,814,691	合　計	10,538,523
	園芸施設勘定	園芸施設再保険収入		4,492,568	園芸施設再保険費	1,120,648
			一般会計より受入	3,625,587	農業共済組合連合会等交付金	2,504,538
			前年度繰越資金受入	866,981	予備費	2,600,000
		支払基金受入		1,810,918		
			再保険金支払基金勘定より受入	1,810,918		
		雑　収　入		2,712		
			雑　収　入	2,712		
		合　計		6,306,198	合　計	6,225,186
	業務勘定	他会計より受入		1,305,874	農業共済再保険業務費	1,304,895
			一般会計より受入	1,305,874	予備費	1,000
		雑　収　入		20		
			雑　収　入	20		

		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合　　計		1,305,895	合　　計	1,305,895
	森　林　保　険	森林保険収入		17,118,252	森　林　保　険　費	2,818,808
			保　　険　　料	7,184,000	森林保険業務費	1,741,422
			前年度繰越資金受入	9,934,252	予　　備　　費	1,400,000
		雑　　収　　入		141,665		
			雑　　収　　入	141,665		
		合　　計		17,259,917	合　　計	5,960,230
	漁船再保険及漁業共済保険					
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入		13,650,229	漁　船　再　保　険　費	2,786,154
			再　保　険　料	924,863	漁船保険振興費	298,309
			一般会計より受入	7,469,480	漁船保険中央会交付金	6,890,082
			前年度繰越資金受入	5,255,886	予　　備　　費	4,000,000
		雑　　収　　入		557,509		
			雑　　収　　入	557,509		
		合　　計		14,207,738	合　　計	13,974,545
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入		204,850	漁船特殊再保険費	169,223
			特　殊　再　保　険　料	169,223	漁船保険振興費	49,058
			前年度繰越資金受入	35,627	予　　備　　費	70,000
		雑　　収　　入		85,673		
			雑　　収　　入	85,673		
		合　　計		290,523	合　　計	288,281
	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入		49,036	給　与　再　保　険　費	22,520

官報（号外）

			給与再保険料		22,520	予備費	30,000
			前年度繰越資金受入		26,516		
		雑収入		23,225			
			雑収入		23,225		
		合計		72,261		合計	52,520
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		12,813,785		漁業共済保険費	2,479,955
			保険料		10	漁業共済組合連合会交付金	5,019,346
			一般会計より受入		7,554,677	予備費	200,000
			前年度繰越資金受入		5,259,098		
		雑収入		1,339			
			雑収入		1,339		
		合計		12,815,124		合計	7,699,301
	業務勘定	他会計より受入		1,225,446		業務取扱費	1,224,477
			一般会計より受入		1,225,446	予備費	1,000
		雑収入		30			
			雑収入		30		
		前年度剰余金受入		1			
			前年度剰余金受入		1		
		合計		1,225,477		合計	1,225,477
	農業経営基盤強化措置	自作農創設特別措置収入		3,492,516		事務取扱費	2,584,119
			農地等売払収入		2,689,844	農地等買入諸費	496,031
			農地等貸付収入		802,672	元他会計所属農地売払収入等他会計へ繰入	77,570
		償還金収入		7,916,761		農地保有合理化促進対策費	46,427,988
			償還金収入		7,916,761	農業改良資金貸付金	29,515,656
		積立金より受入		7,054,814		就農支援資金貸付金	10,894,099

			積立金より受入	7,054,814	予備費	100,000
		雑収入		968,622		
			雑収入	968,622		
		前年度剰余金受入		70,662,750		
			前年度剰余金受入	70,662,750		
		合計		90,095,463	合計	90,095,463
	国有林野事業					
	国有林野事業勘定	国有林野事業収入		68,809,016	国有林野事業費	308,147,657
			業務収入	31,259,486	予備費	1,000,000
			林野等売払代	29,000,000		
			雑収入	8,549,530		
		他会計より受入		79,541,641		
			一般会計より受入	79,541,641		
		他勘定より受入		13,997,000		
			治山勘定より受入	13,997,000		
		借入金		146,800,000		
			借入金	146,800,000		
		合計		309,147,657	合計	309,147,657
	治山勘定	他会計より受入		158,905,677	治山事業費	130,969,709
			一般会計より受入	158,905,677	北海道治山事業費	13,952,231
		地方公共団体工事費負担金収入		3,546,159	離島治山事業費	2,405,990
			地方公共団体工事費負担金収入	3,546,159	沖縄治山事業費	829,850
		雑収入		14,567	治山事業工事諸費	14,353,722
			雑収入	14,567	予備費	100,000
		前年度剰余金受入		145,099		

		合計	前年度剰余金受入	145,099		
				162,611,502	合計	162,611,502
	国営土地改良事業	他会計より受入		244,989,497	土地改良事業費	171,768,217
			一般会計より受入	244,989,497	北海道土地改良事業費	84,601,933
		借入金		43,400,000	離島土地改良事業費	6,450,387
			借入金	43,400,000	沖縄土地改良事業費	7,606,003
		受託工事費受入		19,474,512	農業用施設災害復旧事業費	145,634
			受託工事費受入	19,474,512	受託工事費	18,936,857
		土地改良事業費負担金等収入		198,091,599	土地改良事業工事諸費	27,389,956
			土地改良事業費負担金収入	198,091,599	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	48,622,232
		雑収入		2,439,004	国債整理基金特別会計へ繰入	147,294,919
			雑収入	2,439,004	予備費	1,300,000
		前年度剰余金受入		5,721,526		
			前年度剰余金受入	5,721,526		
		合計		514,116,138	合計	514,116,138
	貿易再保険	再保険収入		28,296,167	再保険費	130,958,664
			再保険料収入	27,233,087	事務取扱費	915,824
			回収金	1,063,080	予備費	11,000,000
		雑収入		32,050,437		
			雑収入	32,050,437		
		他会計より受入		7,000,000		
			一般会計より受入	7,000,000		
		前年度剰余金受入		98,450,338		
			前年度剰余金受入	98,450,338		
		合計		165,796,942	合計	142,874,488

	特許	特許料等収入		104,418,481	事務取扱費	103,682,248
			特許印紙収入	103,655,717	施設整備費	1,051,382
			特許料等収入	762,764	独立行政法人工業所有権総合情報館運営費	5,501,714
		他会計より受入		17,144	国債整理基金特別会計へ繰入	25,200
			一般会計より受入	17,144	予備費	600,000
		雑収入		2,395,745		
			雑収入	2,395,745		
		前年度剰余金受入		83,150,453		
			前年度剰余金受入	83,150,453		
		合計		189,981,823	合計	110,860,544
国土交通省	自動車損害賠償保障事業					
	保障勘定	保障事業収入		2,805,606	保障費	5,124,234
			賦課金収入	2,805,606	業務取扱費	1,591,295
		他勘定より受入		1,113,105	保障業務委託費	912,614
			他勘定より受入	1,113,105	予備費	500,000
		雑収入		1,574,088		
			雑収入	1,574,088		
		前年度剰余金受入		68,244,752		
			前年度剰余金受入	68,244,752		
		合計		73,737,551	合計	8,128,143
	自動車事故対策勘定	償還金収入		11,000	自動車事故対策費	17,437,957
			償還金収入	11,000	保障勘定へ繰入	387,287
		積立金より受入		13,197,684		
			積立金より受入	13,197,684		

		雑収入		4,616,560		
			雑収入	4,616,560		
		合計		17,825,244	合計	17,825,244
	保険料等充当交付金勘定	再保険料及保険料収入		149,693,755	保険料等充当交付金	196,800,000
			再保険料及保険料収入	149,693,755	再保険及保険費	575,378,448
		積立金より受入		647,444,121	保障勘定へ繰入	725,818
			積立金より受入	647,444,121	予備費	50,000,000
		雑収入		25,766,390		
			雑収入	25,766,390		
		合計		822,904,266	合計	822,904,266
	道路整備	租税		710,200,000	道路事業費	1,773,172,258
			揮発油税	710,200,000	北海道道路事業費	294,756,000
		他会計より受入		2,655,322,000	街路事業費	149,657,000
			一般会計より受入	2,565,503,000	北海道街路事業費	26,423,000
			産業投資特別会計より受入	89,819,000	建設機械整備費	10,467,000
		地方公共団体工事費負担金収入		611,316,000	北海道建設機械整備費	5,468,000
			地方公共団体工事費負担金収入	611,316,000	離島道路事業費	38,397,000
		償還金収入		87,681,973	沖縄道路事業費	96,119,000
			償還金収入	87,681,973	道路環境整備事業費	429,050,000
		附帯工事費負担金収入		50,903,000	北海道道路環境整備事業費	29,048,000
			附帯工事費負担金収入	50,903,000	離島道路環境整備事業費	208,000
		受託工事納付金収入		83,741,000	沖縄道路環境整備事業費	8,611,000
			受託工事納付金収入	83,741,000	独立行政法人土木研究所運営費	1,308,742
		前年度剰余金受入		27,698,000	独立行政法人土木研究所施設整備費	192,000

			前年度剰余金受入	27,698,000	地方道路整備臨時交付金	710,200,000
		雑収入		24,590,000	首都高速道路公団等事業助成費	86,733,000
			雑収入	24,590,000	有料道路整備等資金貸付金	218,733,000
					道路事業資金貸付金	88,819,000
					街路事業資金貸付金	1,000,000
					附帯工事費	49,136,000
					受託工事費	82,060,000
					道路事業工事諸費	87,615,367
					事務費	495,633
					産業投資特別会計へ繰入	52,871,973
					国債整理基金特別会計へ繰入	7,411,000
					予備費	3,500,000
		合計		4,251,451,973	合計	4,251,451,973
	治水					
	治水勘定	他会計より受入		858,751,300	河川事業費	521,946,000
			一般会計より受入	857,826,300	北海道河川事業費	96,672,000
			産業投資特別会計より受入	925,000	河川総合開発事業費	121,079,073
		他勘定より受入		14,387,407	北海道河川総合開発事業費	13,336,575
			特定多目的ダム建設工事勘定より受入	14,387,407	水資源開発公団交付金	45,927,073
		地方公共団体工事費負担金収入		219,906,223	砂防事業費	177,496,297
			地方公共団体工事費負担金収入	219,906,223	北海道砂防事業費	11,557,987
		電気事業者等工事費負担金収入		19,461,402	建設機械整備費	1,276,857
					北海道建設機械整備費	221,000
			電気事業者等工事費負担金収入	19,461,402	離島治水事業費	7,164,000

官報（号外）

		償還金収入		939,945	沖縄治水事業費	8,699,908
			償還金収入	939,945	都市水環境整備事業費	24,929,000
		附帯工事費負担金収入		9,296,200	北海道都市水環境整備事業費	2,247,000
			附帯工事費負担金収入	9,296,200	独立行政法人土木研究所運営費	1,397,455
		受託工事納付金収入		25,819,453	独立行政法人土木研究所施設整備費	120,000
			受託工事納付金収入	25,819,453	河川事業資金貸付金	125,000
		前年度剰余金受入		1,367,000	河川総合開発事業資金貸付金	800,000
			前年度剰余金受入	1,367,000	附帯工事費	8,817,200
		雑収入		7,205,000	受託工事費	23,298,942
			雑収入	7,205,000	治水事業工事諸費	88,503,735
					事務費	278,883
					産業投資特別会計へ繰入	939,945
					予備費	300,000
		合計		1,157,133,930	合計	1,157,133,930
	特定多目的ダム建設工事勘定	他会計より受入		134,117,844	多目的ダム建設事業費	163,275,473
			一般会計より受入	134,117,844	北海道多目的ダム建設事業費	19,670,165
		地方公共団体工事費負担金収入		35,134,006	沖縄多目的ダム建設事業費	9,330,090
			地方公共団体工事費負担金収入	35,134,006	受託工事費	12,055,782
		電気事業者等工事費負担金収入		36,873,878	工事諸費等治水勘定へ繰入	14,387,407
			電気事業者等工事費負担金収入	36,873,878	電気事業者等工事費負担金還付金	550,000
		受託工事納付金収入		12,673,189	予備費	50,000
			受託工事納付金収入	12,673,189		
		前年度剰余金受入		438,000		
			前年度剰余金受入	438,000		
		雑収入		82,000		

			雑　収　入	82,000		
		合　計		219,318,917	合　計	219,318,917
	港湾整備					
	港湾整備勘定	他会計より受入		301,912,685	港湾事業費	232,635,023
			他会計より受入	301,912,685	北海道港湾事業費	55,050,670
		他勘定より受入		778,867	離島港湾事業費	31,591,100
			特定港湾施設工事勘定より受入	778,867	沖縄港湾事業費	31,036,537
		港湾管理者工事費負担金収入		69,736,480	埠頭整備等資金貸付金	4,026,700
			港湾管理者工事費負担金収入	69,736,480	港湾事業資金貸付金	800,000
		償還金収入		6,410,373	受託工事費	15,444,258
			償還金収入	6,410,373	港湾事業等工事諸費	23,791,214
		受託工事納付金収入		16,559,840	産業投資特別会計へ繰入	3,087,476
			受託工事納付金収入	16,559,840	予備費	1,000,000
		前年度剰余金受入		2,403,632		
			前年度剰余金受入	2,403,632		
		雑　収　入		661,101		
			雑　収　入	661,101		
		合　計		398,462,978	合　計	398,462,978
	特定港湾施設工事勘定	他会計より受入		3,542,997	エネルギー港湾施設工事費	10,830,133
			一般会計より受入	3,542,997	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	778,867
		港湾管理者工事費負担金収入		2,247,000	予備費	100,000
			港湾管理者工事費負担金収入	2,247,000		
		受益者工事費負担金収入		5,800,000		

			受益者工事費負担金収入	5,800,000		
		前年度剰余金受入		113,371		
			前年度剰余金受入	113,371		
		雑収入		5,632		
			雑収入	5,632		
		合計		11,709,000	合計	11,709,000
	自動車検査登録	検査登録印紙収入		46,239,400	業務取扱費	35,852,954
			検査登録印紙収入	46,239,400	施設整備費	3,517,000
		他会計より受入		1,992,365	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	1,029,148
			一般会計より受入	1,992,365	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	277,986
		雑収入		57,117	自動車検査独立行政法人運営費	8,264,196
			雑収入	57,117	自動車検査独立行政法人施設整備費	753,883
		前年度剰余金受入		14,061,192	予備費	400,000
			前年度剰余金受入	14,061,192		
		合計		62,350,074	合計	50,095,167
	都市開発資金融通	他会計より受入		6,655,000	都市開発資金貸付金	29,738,000
			一般会計より受入	6,500,000	都市開発資金特別貸付金	155,000
			産業投資特別会計より受入	155,000	事務取扱費	8,679
		運用収入		70,394,010	産業投資特別会計へ繰入	2,189,542
			運用金回収	64,098,561	国債整理基金特別会計へ繰入	73,288,757
			利子収入	6,295,449	予備費	10,000
		償還金収入		2,189,542		
			償還金収入	2,189,542		

		前年度剰余金受入		26,151,416		
			前年度剰余金受入	26,151,416		
		雑　収　入		10		
			雑　収　入	10		
		合　計		105,389,978	合　計	105,389,978
	空港整備	他会計より受入		145,888,833	空港整備事業費	82,894,902
			一般会計より受入	145,888,833	北海道空港整備事業費	10,366,822
		空港使用料収入		216,577,423	離島空港整備事業費	8,212,460
			空港使用料収入	216,577,423	沖縄空港整備事業費	7,627,091
		地方公共団体工事費負担金収入		4,922,043	航空路整備事業費	21,032,593
			地方公共団体工事費負担金収入	4,922,043	独立行政法人電子航法研究所運営費	1,066,770
		借　入　金		52,000,000	新東京国際空港公団等出資	36,512,000
			借　入　金	52,000,000	航空機騒音対策事業資金貸付金	198,053
		空港等財産処分収入		2,027,346	関西国際空港整備事業資金貸付金	14,400,000
			空港等財産処分収入	2,027,346	受託工事費	3,540,167
		償還金収入		64,787	空港等整備事業工事諸費	3,127,070
			償還金収入	64,787	空港等維持運営費	157,685,927
		受託工事納付金収入		3,742,000	独立行政法人航空大学校運営費	123,342
			受託工事納付金収入	3,742,000	離島航空事業助成費	2,098,890
		雑　収　入		18,684,395	国債整理基金特別会計へ繰入	106,299,636
			雑　収　入	18,684,395	予備費	2,000,000
		前年度剰余金受入		13,278,896		
			前年度剰余金受入	13,278,896		
		合　計		457,185,723	合　計	457,185,723

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
総務省	郵政事業	(項)局舎其他施設費のうち
		業務旅費(施設費に係るものに限る。)
		需品費(施設費に係るものに限る。)
		機械器具整備費(大型機械器具購入費に限る。)
		施設費
法務省	登記	(項)施設整備費
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	(項)特定国有財産整備費
文部科学省	国立学校	(項)産学連携等研究費のうち
		産学連携等研究費(受託研究経費及び共同研究経費に限る。)
		施設整備費
		沖縄国立高等専門学校施設整備費
		特別施設整備費
		船舶建造費
厚生労働省	厚生保険	
	児童手当勘定	(項)児童育成事業費のうち
		児童育成事業費補助金(児童厚生施設整備費に限る。)
	業務勘定	(項)施設整備費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
		不動産購入費
		福祉施設事業費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		健康保険医療施設等整備費
		厚生年金病院施設整備費
		厚生年金会館等施設整備費
		老人ホーム等施設整備費
		体育施設整備費
		不動産購入費
	船員保険	(項)福祉事業費のうち
		施設施工庁費
		福祉施設整備費
	国立病院	
	病院勘定	(項)医療技術開発等研究費のうち
		医療技術開発等研究費(受託研究経費に限る。)
		施設整備費
	療養所勘定	(項)医療技術開発等研究費のうち
		医療技術開発等研究費(受託研究経費に限る。)
		施設整備費
	国民年金	
	福祉年金勘定	(項)福祉年金給付費
	業務勘定	(項)施設整備費のうち
		施設施工庁費
		施設整備費

			福祉施設費のうち		林道施設等災害復旧事業費
			施設施工旅費		森林災害復旧造林事業費
			施設施工庁費	治山勘定	(項) 治山事業費
			福祉施設整備費		北海道治山事業費
			不動産購入費		離島治山事業費
		労働保険			沖縄治山事業費
		労災勘定	(項) 施設整備費		治山事業工事諸費のうち
			労働福祉事業費のうち		日額旅費
			施設施工旅費		工事雑費
			施設施工庁費	国営土地改良事業	(項) 土地改良事業費のうち
			施設費		国営かんがい排水事業費
			産業医学助成費補助金（産業医養成施設整備費に限る。）		国営総合農地防災事業費
					土地改良調査計画費
		雇用勘定	(項) 施設整備費		国営造成施設管理費
			雇用安定等事業費のうち		国営農用地再編開発事業費
			勤労者家庭支援施設等整備費補助金		北海道土地改良事業費のうち
	農林水産省	食糧管理			国営かんがい排水事業費
		輸入食糧管理勘定	(項) 輸入食糧買入費		畑地帯総合土地改良パイロット事業費
		輸入飼料勘定	(項) 輸入飼料買入費		国営総合農地防災事業費
		業務勘定	(項) 事務費のうち		土地改良調査計画費
			施設施工旅費		国営造成施設管理費
			施設施工庁費		国営農用地再編開発事業費
			施設整備費		離島土地改良事業費
		国有林野事業			沖縄土地改良事業費
		国有林野事業勘定	(項) 国有林野事業費のうち		農業用施設災害復旧事業費
			森林環境保全整備事業費		受託工事費のうち
			森林居住環境整備事業費		

			都市高速道路整備資金貸付金
			沿道整備資金貸付金
			道路開発資金貸付金
			都市再生事業資金貸付金
			道路事業資金貸付金
			街路事業資金貸付金
			附帯工事費のうち
			附帯工事費
			道路附属物等復旧費
			受託工事費のうち
			受託工事費
			道路事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
		治水	
		治水勘定	(項) 河川事業費
			北海道河川事業費
			河川総合開発事業費
			北海道河川総合開発事業費
			水資源開発公団交付金
			砂防事業費
			北海道砂防事業費
			離島治水事業費
			沖縄治水事業費
			都市水環境整備事業費
			受託工事費
			土地改良事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
経済産業省	特許		(項) 施設整備費
国土交通省	自動車損害賠償保障事業		
	自動車事故対策勘定		(項) 自動車事故対策費のうち
			自動車事故対策センター療護施設整備費補助金
	道路整備		(項) 道路事業費
			北海道道路事業費
			街路事業費
			北海道街路事業費
			離島道路事業費
			沖縄道路事業費
			道路環境整備事業費
			北海道道路環境整備事業費
			離島道路環境整備事業費
			沖縄道路環境整備事業費
			独立行政法人土木研究所施設整備費
			地方道路整備臨時交付金
			有料道路整備等資金貸付金のうち
			一般有料道路整備資金貸付金

官報(号外)

		北海道都市水環境整備事業費			
		独立行政法人土木研究所施設整備費			
		河川事業資金貸付金			
		河川総合開発事業資金貸付金			
		附帯工事費のうち			
		附帯工事費			
		受託工事費のうち			
		受託工事費			
		治水事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
	特定多目的ダム建設工事勘定	（項）多目的ダム建設事業費			
		北海道多目的ダム建設事業費			
		沖縄多目的ダム建設事業費			
		受託工事費のうち			
		受託工事費			
	港湾整備				
	港湾整備勘定	（項）港湾事業費			
		北海道港湾事業費			
		離島港湾事業費			
		沖縄港湾事業費			
		埠頭整備等資金貸付金			
		港湾事業資金貸付金			
		受託工事費			
		港湾事業等工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		港湾整備特別会計へ繰入			
			特定港湾施設工事勘定	（項）エネルギー港湾施設工事費	
			自動車検査登録	（項）施設整備費	
				独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	
				自動車検査独立行政法人施設整備費	
			都市開発資金融通	（項）都市開発資金貸付金	
				都市開発資金特別貸付金	
			空港整備	（項）空港整備事業費	
				北海道空港整備事業費	
				離島空港整備事業費	
				沖縄空港整備事業費	
				航空路整備事業費	
				航空機騒音対策事業資金貸付金	
				関西国際空港整備事業資金貸付金	
				受託工事費	
				空港等整備事業工事諸費のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
				港湾整備特別会計へ繰入	

官報（号外）

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
総務省	郵政事業	事業用品購入調製等	8,107,809	平成14年度	平成15年度	郵政事業に必要な事業用品の購入、調製等には、その生産等に多くの日数を要するものがあるため
		機械器具整備	30,234,280	平成14年度	平成15年度	機械器具のうち現金自動預払機Ⅳ型等の整備には、その製作に多くの日数を要するものがあるため
		局舎等施設整備	46,633,510	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	局舎その他施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		土地建物借入れ	年額 118,000	平成14年度	平成14年度以降所要の年限	郵政事業に必要な土地及び建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため
法務省	登記	施設整備	562,836	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	新潟地方法務局六日町支局庁舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
財務省、文部科学省及び経済産業省	電源開発促進対策					
	電源多様化勘定	核燃料サイクル開発機構研究費補助	14,426,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	核燃料サイクル開発機構が行う研究事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		核燃料サイクル開発機構施設整備費補助	34,089,316	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	核燃料サイクル開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	特定施設整備	8,585,459	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用特定施設整備	9,565,074	平成14年度	平成16年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による公務員宿舎の整備には、多くの日数を要するため
文部科学省	国立学校	科学衛星製作	10,000,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	宇宙科学研究所における科学衛星の製作には、多くの日数を要するため
		施設整備	76,216,022	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	国立学校、大学附属病院及び研究所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄国立高等専門学校施設整備	5,759,397	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	沖縄工業高等専門学校(仮称)の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

厚生労働省	国立病院					
	病院勘定	施設整備	4,305,443	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	国立成育医療センター（仮称）ほか2件の施設の整備には、多くの日数を要するため
		国立病院特別施設整備	49,186,959	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	国立病院の特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
	療養所勘定	施設整備	365,504	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	国立精神・神経センターの施設の整備には、多くの日数を要するため
		国立療養所特別施設整備	27,585,912	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	国立療養所の特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
	労働保険					
	労災勘定	庁舎等施設整備	6,818,327	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	厚生労働省上石神井庁舎ほか6件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		労働福祉事業団出資	8,142,651	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	労働福祉事業団における労災病院施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
	雇用勘定	庁舎等施設整備	6,590,686	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	厚生労働省上石神井庁舎ほか7件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
農林水産省	食糧管理					
	輸入食糧管理勘定	輸入食糧買入れ	57,000,000	平成14年度	平成15年度	外国からの食糧の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	輸入飼料勘定	輸入飼料買入れ	12,500,000	平成14年度	平成15年度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	国営土地改良事業	国営かんがい排水事業				
		会津宮川（二期）農業水利事業	695,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	会津宮川（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		迫川上流（二期）農業水利事業	1,920,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	迫川上流（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		馬淵川沿岸（一期）農業水利事業	1,510,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	馬淵川沿岸（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		大崎農業水利事業	16,000,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	大崎農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

白川農業水利事業	600,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	白川農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
利根中央農業水利事業	464,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	利根中央農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
両総農業水利事業	2,806,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	両総農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
大井川用水(一期)農業水利事業	5,150,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	大井川用水(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
日野川用水(一期)農業水利事業	2,969,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	日野川用水(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
日野川用水(二期)農業水利事業	62,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	日野川用水(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
新愛知川農業水利事業	800,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	新愛知川農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
新湖北(一期)農業水利事業	1,200,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	新湖北(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
児島湾周辺農業水利事業	1,495,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	児島湾周辺農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
道前道後平野(二期)農業水利事業	1,300,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	道前道後平野(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
筑後川下流農業水利事業	830,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	筑後川下流農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
川辺川農業水利事業	2,050,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	川辺川農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
曽於南部(二期)農業水利事業	1,000,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	曽於南部(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため	
国営総合農地防災事業					
邑知地溝帯農地防災事業	700,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	邑知地溝帯農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため	
常願寺川沿岸農地防災事業	2,859,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	常願寺川沿岸農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため	

		巨椋池農地防災事業	3,970,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	巨椋池農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		野洲川沿岸（一期）農地防災事業	1,800,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	野洲川沿岸（一期）農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		佐賀中部農地防災事業	6,580,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	佐賀中部農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道国営かんがい排水事業				
		雨竜川中央農業水利事業	3,350,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	雨竜川中央農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		道央農業水利事業	1,100,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	道央農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		樺戸（二期）農業水利事業	2,835,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	樺戸（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		利別川（二期）農業水利事業	4,000,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	利別川（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		空知川右岸（一期）農業水利事業	680,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	空知川右岸（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		雄信内農業水利事業	1,200,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	雄信内農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道国営総合農地防災事業				
		石狩川愛別農地防災事業	808,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	石狩川愛別農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		離島国営かんがい排水事業				
		佐渡（一期）農業水利事業	7,200,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	佐渡（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		徳之島用水（一期）農業水利事業	550,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	徳之島用水（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄国営かんがい排水事業				
		羽地大川農業水利事業	2,700,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	羽地大川農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

		受託工事				
		迫川上流(二期)農業水利事業	2,880,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	迫川上流(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		両総農業水利事業	199,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	両総農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		日野川用水(一期)農業水利事業	831,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	日野川用水(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		日野川用水(二期)農業水利事業	2,012,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	日野川用水(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		児島湾周辺農業水利事業	575,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	児島湾周辺農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		常願寺川沿岸農地防災事業	141,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	常願寺川沿岸農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		樺戸(二期)農業水利事業	2,165,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	樺戸(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
国土交通省	自動車損害賠償保障事業					
	自動車事故対策勘定	自動車事故対策センター療護施設整備費補助	1,573,572	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	自動車事故対策センターが行う療護施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	道路整備	直轄道路新設及び改築事業	329,018,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	一般国道熊本3号日奈久高架橋(その4)ほか102箇所の新設及び改築工事並びに一般国道静岡1号ほか61箇所の新設及び改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路共同溝事業	41,513,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	一般国道東京1号共同溝ほか17箇所の共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路修繕事業	5,390,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	一般国道福井27号三方修繕ほか19箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
		直轄道路交通連携推進道路事業	41,260,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号昭府高架橋(その2)ほか14箇所の交通連携推進道路工事及び一般国道兵庫2号ほか10箇所の交通連携推進道路事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		一般国道改修費補助	31,973,300	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		地方道改修費補助	3,485,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		交通連携推進道路事業費補助	4,352,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	交通連携推進道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄道路新設及び改築事業	25,930,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	一般国道233号石川の沢橋ほか12箇所及び道道静内中札内線二号橋ほか2箇所の新設及び改築工事並びに一般国道5号ほか4箇所の改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄道路修繕事業	1,230,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	一般国道5号讃岐修繕ほか8箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
		北海道地方道改修費補助	4,944,500	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		土地区画整理事業費補助	3,000,000	平成14年度	平成15年度以降4箇年度以内	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		街路事業費補助	6,027,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		交通連携推進街路事業費補助	160,000	平成14年度	平成15年度以降4箇年度以内	交通連携推進街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道街路事業費補助	320,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島道路事業費補助	5,200,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄直轄道路新設及び改築事業	1,990,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	一般国道58号恩納高架橋ほか2箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄直轄道路交通連携推進道路事業	3,950,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	一般国道331号与根高架橋（その3）及び58号那覇西道路の交通連携推進道路工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄一般国道改修費補助	1,710,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄地方道改修費補助	3,240,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官　報（号　外）

		直轄道路沿道環境改善事業	11,235,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	一般国道東京1号南馬込沿道環境改善ほか13箇所の沿道環境改善工事及び一般国道東京15号の沿道環境改善事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		沿道環境改善事業費補助	1,140,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	沿道環境改善事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路交通安全施設等整備事業	4,162,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	一般国道神奈川1号東神奈川横断歩道橋（その2）ほか5箇所の交通安全施設等整備工事及び一般国道三重1号ほか2箇所の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため
		交通安全施設等整備事業費補助	755,900	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	交通安全施設等整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路電線共同溝整備事業	20,433,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	一般国道東京1号電線共同溝ほか23箇所の電線共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄道路沿道環境改善事業	150,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	一般国道12号白石沿道環境改善工事には、多くの日数を要するため
		道路改築附帯工事	35,638,500	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道東京1号共同溝ほか37箇所の共同溝附帯工事等及び河川管理者等の負担に係る一般国道愛知1号大慶橋ほか15箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築受託工事	35,404,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	日本道路公団等からの委託に係る一般国道栃木4号磯岡橋ほか21箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
	治水					
	治水勘定	直轄河川改修事業	44,930,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	北上川ほか22河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに鳴瀬川ほか13河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄床上浸水対策特別緊急事業	7,712,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	仁淀川ほか4河川の床上浸水対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄河川災害復旧等関連緊急事業	200,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	庄内川の災害復旧等関連緊急工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	1,500,000	平成14年度	平成15年度及び平成16年度	庄内川の激甚災害対策特別緊急事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

			直轄河川維持修繕	532,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	信濃川の維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
			河川改修費補助	3,552,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			都市河川改修費補助	8,564,500	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			床上浸水対策特別緊急事業費補助	1,330,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	床上浸水対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	2,481,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	河川激甚災害対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			準用河川改修費補助	310,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			北海道直轄河川改修事業	3,042,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	石狩川及び十勝川の改修工事並びにこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			直轄堰堤維持	1,026,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	北上川御所ダムほか2ダムのダム管理用制御装置の製作には、多くの日数を要するため
			直轄河川総合開発事業	2,648,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	白川立野ダム及び鬼怒川上流ダム群連携事業の建設工事並びにこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			直轄流況調整河川事業	19,000,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	筑後川佐賀導水路及び利根川那珂川霞ケ浦導水路の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
			直轄ダム施設改良事業	4,164,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	利根川薗原ダム及び荒川二瀬ダムのダム施設改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
			河川総合開発事業費補助	5,892,402	平成14年度	平成15年度以降4箇年度以内	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			治水ダム建設事業費補助	1,636,000	平成14年度	平成15年度以降4箇年度以内	治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		北海道直轄河川総合開発事業	2,000,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	石狩川夕張シューパロダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道河川総合開発事業費補助	1,091,200	平成14年度	平成15年度以降4箇年度以内	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄砂防事業	10,674,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	赤川水系ほか12水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄地すべり対策事業	1,150,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	大和川亀の瀬地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業費補助	1,674,500	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄砂防事業	1,020,000	平成14年度	平成15年度以降3箇年度以内	石狩川水系の砂防事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助	1,375,000	平成14年度	平成15年度以降3箇年度以内	砂防激甚災害対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄河川環境整備事業	3,007,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	荒川ほか2河川の水環境整備事業及び荒川の河川利用推進事業には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修附帯工事	709,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	道路管理者等の負担に係る庄内川ほか3河川の改修附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修受託工事	5,221,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	埼玉県等からの委託に係る荒川吉見浄水場施設ほか12箇所の樋管等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業受託工事	698,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	山形県からの委託に係る大鳥川砂防施設群の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	特定多目的ダム建設工事勘定	多目的ダム建設事業				
		球磨川川辺川ダム建設工事	18,887,600	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	球磨川川辺川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		利根川八ッ場ダム建設工事	13,060,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		吉井川苫田ダム建設工事	1,873,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	吉井川苫田ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

		淀川猪名川総合開発建設工事	2,300,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	淀川猪名川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		阿武隈川摺上川ダム建設工事	10,109,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	阿武隈川摺上川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		利根川湯西川ダム建設工事	4,000,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	利根川湯西川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		木曽川新丸山ダム建設工事	3,200,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	木曽川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		神戸川志津見ダム建設工事	2,150,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	神戸川志津見ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		紀の川紀の川大堰建設工事	180,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	紀の川紀の川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北上川胆沢ダム建設工事	17,000,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		江の川灰塚ダム建設工事	2,260,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	江の川灰塚ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		嘉瀬川嘉瀬川ダム建設工事	2,936,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	嘉瀬川嘉瀬川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		淀川大戸川ダム建設工事	315,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	淀川大戸川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		淀川天ケ瀬ダム再開発建設工事	1,100,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	淀川天ケ瀬ダム再開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		荒川横川ダム建設工事	4,200,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	荒川横川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		木曽川横山ダム再開発建設工事	7,866,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	木曽川横山ダム再開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		岩木川津軽ダム建設工事	1,000,000	平成14年度	平成15年度以降4箇年度以内	岩木川津軽ダムの建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

		庄川利賀ダム建設工事	3,161,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道多目的ダム建設事業				
		石狩川忠別ダム建設工事	23,750,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	石狩川忠別ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		石狩川幾春別川総合開発建設工事	5,341,000	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄多目的ダム建設事業				
		沖縄北西部河川総合開発建設工事	29,321,000	平成14年度	平成14年度以降5箇年度以内	沖縄北西部河川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		ダム事業受託工事	204,400	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	熊本県からの委託に係る球磨川川辺川ダムの県道宮原五木線改良工事及び栃木県からの委託に係る利根川湯西川ダムの県道黒部川西川線改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
	港湾整備					
	港湾整備勘定	直轄港湾改修事業	17,810,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	新潟港ほか6港、中ノ瀬航路ほか2航路及び三河湾の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		作業船建造	980,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	清掃船の建造には、多くの日数を要するため
		港湾環境整備事業費補助	100,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	港湾環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		廃棄物処理施設整備事業費補助	2,326,700	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道港湾改修事業費補助	627,600	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄直轄港湾改修事業	11,710,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	那覇港及び平良港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため

		沖縄港湾改修事業費補助	360,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		港湾整備関係受託工事	5,300,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	下関市等からの委託に係る下関港等の廃棄物処理施設等の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	特定港湾施設工事勘定	エネルギー港湾施設工事				
		直江津港整備工事	3,190,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	直江津港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		日高港整備工事	1,000,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	日高港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	空港整備	空港整備	29,341,000	平成14年度	平成14年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか5空港及び小松飛行場の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道空港整備	982,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	函館空港及び奥尻空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		航空路整備	25,368,500	平成14年度	平成14年度以降4箇年度以内	東京管制部ほか3管制部の施設、常陸太田航空衛星センターほか2施設における航空衛星システム、常陸太田航空衛星センター及び神戸航空衛星センターにおける広域航法衛星ネットワーク施設並びに航空保安大学校の訓練施設の整備並びに航空管制衛星の打上げ及び静止軌道への追跡管制には、多くの日数を要するものがあるため
		空港整備事業関連施設受託工事	780,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	民間事業者等からの委託に係る東京国際空港関連施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		大型化学消防車購入	1,222,200	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	大型化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		高速化学消防車購入	273,000	平成14年度	平成14年度及び平成15年度	高速化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

平成十四年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等三十七特別会計に関するもので、一般会計に準じて、財源の重点的・効率的配分に努め、事業等の適切な運営を図ることとしている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定	六四、三九五、九六九	六四、二四二、〇六九
(2) 交通安全対策特別交付金勘定	九一、四五三	八四、四五三

交付税及び譲与税配付金勘定においては、主な歳入として、一般会計から十七兆百十五億七千五百万円を受け入れるほか、財政融資資金及び民間から四十六兆千二百三十五億九千百万円を借り入れ、主な歳出として、地方交付税交付金十九兆五千四百四十八億六千三百万円、国債整理基金特別会計への繰入金四十三兆千六百六十七億千五百万円を計上している。

2　国債整理基金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
	一五二、〇三六、七〇四	一四三、〇三六、七〇四

歳入として、一般会計から十六兆六千七百十二億千二百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から五十五兆四千五百三十四億九千七百万円をそれぞれ受け入れるほか、租税二千五百五十八億円、公債金七十一兆六千百五十五億五千万円、前年度剰余金七兆千四百五十五億二千四百万円、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入五千八百四十五億三千四百万円、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の配当金収入四十五億七百万円並びに運用収入等三千六十億八千万円をそれぞれ受け入れることとしている。

3　外国為替資金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
	一、七二六、〇七一	八五六、四〇四

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を六十九兆円としている。

また、「平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」に基づき、一般会計へ千五百億円を繰り入れることとしている。

なお、平成十三年度において生ずる決算上の剰余のうち一兆九千七百億円を平成十四年度の一般会計の歳入に繰り入れることとし、残額を積立金として整理することとしている。

4　産業投資特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 産業投資勘定	三七、四一一	三七、四一一
(2) 社会資本整備勘定	二六九、六五五	二六九、六五五

社会資本整備勘定においては、歳入として、一般会計が国債整理基金特別会計から受け入れた日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資本の一部に相当する千四百五十五億二千四百万円の財源を一般会計から受け入れることとしているほか、各特別会計より受入及び償還金収入等千二百四十一億三千百万円を見込んでおり、歳出として、収益回収型の公共事業資金貸付金として総額九百三十八億二千四百万円、民間能力活用施設整備事業資金貸付金五百十七億円、一般会計への繰入千二百四十億九千三百万円、事務費等三千八百万円を計上している。

5　厚生保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 健康勘定	九、三二六、五二五	九、三二六、五二五
(2) 年金勘定	三一、六五九、四五六	三一、六八六、六七八
(3) 児童手当勘定	三六四、八五三	三六四、八五三
(4) 業務勘定	六〇六、八八三	六〇六、八八三

健康勘定においては、歳出では、医療費の伸び等による所要の給付費等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫補助については、九千七百四十一億円を計上している。

年金勘定においては、歳出では、年金受給者の増等による給付費の増加等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、四兆三十六億二千二百万円を一般会計から受け入れることとしている。

6　労働保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 労災勘定	一、六六七、〇一九	一、三二六、九二〇
(2) 雇用勘定	三、二九四、七六六	三、二九四、七六六
(3) 徴収勘定	三、七三六、八二七	三、七三六、八二七

労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から十三億七百万円を受け入れることとしている。また、労働福祉事業団に対する出資金については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）及び公的病院に対する助成のあ

り方に関する議論を踏まえつつ、労災病院施設等の整備を図ることとし、百九十四億千三百万円を計上している。

雇用勘定においては、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用並びに雇用保険事業の業務の執行に要する費用に係る国庫負担金として、一般会計から四千四百九十七億七千三百万円を受け入れることとしている。また、雇用・能力開発機構に対する出資金については、「特殊法人等整理合理化計画」等を踏まえつつ、職業能力開発大学校、職業訓練施設等の整備を図ることとし、百五十二億六千百万円を計上している。

7　食糧管理特別会計

		歳　入(百万円)	歳　出(百万円)
(1)	国内米管理勘定	一、二三九、八八四	一、二三九、八八四
(2)	国内麦管理勘定	一〇四、五四四	一〇四、五四四
(3)	輸入食糧管理勘定	五四三、三二四	五四三、三二四
(4)	農産物等安定勘定	二、二七七	二、二七七
(5)	輸入飼料勘定	九九、一六四	九九、一六四
(6)	業務勘定	一九六、六四三	一九六、六四三
(7)	調整勘定	二、五五二、〇七七	二、五五二、〇七七

国内米管理勘定においては、自主流通米価格下落時にその影響を緩和する稲作経営安定対策等を講ずるほか、地域の水田農業の構造改革を推進する地域水田農業再編緊急対策等の創設を行うこととしている。

8　自動車損害賠償保障事業特別会計

		歳　入(百万円)	歳　出(百万円)
(1)	保障勘定	七三、七三八	八、一二八
(2)	自動車事故対策勘定	一七、八二五	一七、八二五
(3)	保険料等充当交付金勘定	八二二、九〇四	八二二、九〇四

この会計は、政府再保険の廃止等に伴い、従来の自動車損害賠償責任再保険特別会計から名称等を変更することとしているものである。

保険料等充当交付金勘定においては、平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に効力が生じた責任保険等の契約について、その保険料等の一部に充てさせるため、平成十四年度においては、千九百六十八億円の保険料等充当交付金を計上するとともに、平成十四年三月三十一日までに引き受けた再保険等に対する保険金等の支払いのため、五千六百八十四億七千百万円の再保険金等を計上している。

9　道路整備特別会計

歳　入(百万円)	歳　出(百万円)
四、二五一、四五二	四、二五一、四五二

この会計は、揮発油税等の特定財源、一般財源、産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入額及び直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることによって財源の調達を図ることとしている。

有料道路事業については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）における特殊法人等の事務事業の抜本的見直しの結果などを反映し、日本道路公団に対する出資金をゼロとするほか、首都高速道路公団に対し百九十九億円、阪神高速道路公団に対し百三十三億円、本州四国連絡橋公団に対し五百三十三億三千三百万円、合計八百六十五億三千三百万円の出資をすることとしている。

以上のほか、郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険、登記、造幣局、印刷局、財政融資資金、地震再保険、電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、特定国有財産整備、国立学校、船員保険、国立病院、国民年金、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、国営土地改良事業、貿易再保険、特許、治水、港湾整備、自動車検査登録、都市開発資金融通及び空港整備の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年三月六日

予算委員長　津島　雄二

衆議院議長　綿貫　民輔殿

平成十四年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成十四年一月二十五日

内閣総理大臣　小泉純一郎

官報（号外）

平成14年度政府関係機関予算
予　算　総　則

（収入支出予算）

第１条　次に掲げる各政府関係機関の平成14年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

国民生活金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
公営企業金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
中小企業総合事業団信用保険部門
日本政策投資銀行
国際協力銀行

２　前項に規定する中小企業総合事業団信用保険部門とは、中小企業総合事業団における「中小企業総合事業団法」第25条第１項に規定する特定保険等業務、「機械類信用保険法」第11条に規定する機械類信用保険業務及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第７条に規定する破綻金融機関等関連特別保険等業務に関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第２条　次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	限度	額
国民生活金融公庫	借入金	3,430,000,000千円
	国民生活債券	300,000,000
住宅金融公庫	政府からの借入金	4,716,900,000
	政府以外の者からの借入金	246,431,000
	住宅金融公庫債券	850,000,000
	住宅金融公庫財形住宅債券	
	イ　政府引受債	19,000,000
	ロ　イ以外のもの	251,975,000
	住宅金融公庫住宅宅地債券	179,008,000
農林漁業金融公庫	借入金	216,097,000
	農林漁業金融公庫債券	35,000,000
中小企業金融公庫	借入金	945,000,000
	中小企業債券	623,000,000
公営企業金融公庫	公営企業債券	2,122,000,000
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金	188,424,000
	政府以外の者からの借入金	2,800,000
	沖縄振興開発金融公庫債券	10,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	1,396,000

２　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる各公庫において事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金及び債券のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

３　第１項に規定する国民生活債券、住宅金融公庫債券、住宅金融公庫財形住宅債券、住宅金融公庫住宅宅地債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、公営企業債券、沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（収入支出予算の弾力条項）

第３条　次の表の左欄に掲げる各公庫又は各銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第１号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第１号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

公庫又は銀行	要件	経費
１　第１条に掲げる各公庫	第２条第２項及び第３項の規定による借入金の借入れ及び債券の発行の増額	借入金及び債券の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
２　日本政策投資銀行又は国際協力銀行	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

２　次の表の左欄に掲げる公庫又は事業団において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

公庫又は事業団	保険金	限度額
１　住宅金融公庫	「住宅融資保険法」に基づく保険金	「住宅金融公庫法」の規定による住宅融資保険基金の金額と住宅融資保険積立金の金額の合計額に相当する金額

2	中小企業総合事業団信用保険部門	「中小企業信用保険法」及び「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく保険金	「中小企業総合事業団法」第36条第１項の規定による中小企業信用保険準備基金の金額と同条第２項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
		「機械類信用保険法」及び「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく保険金	「機械類信用保険法」第13条第１項の規定による機械類信用保険運営基金の金額と第14条第２項の規定による積立金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
		「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第９条第１項の規定による破綻金融機関等関連特別保険等準備基金の金額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額

（保険契約等の限度額）

第４条　次の表の左欄に掲げる公庫又は事業団の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成14年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫又は事業団	根拠規定	限度額
住宅金融公庫	「住宅融資保険法」第６条	保険価額の総額　700,000,000千円
中小企業総合事業団信用保険部門	「中小企業総合事業団法」第21条第４項	保険価額の総額　27,241,000,000 貸付金の総額　592,200,000
	「機械類信用保険法」第７条	保険価額の総額　2,032,653,000
	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第６条	保険価額の総額　164,000,000

（流用の制限）

第５条　日本政策投資銀行又は国際協力銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本政策投資銀行法」又は「国際協力銀行法」の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（２）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第６条　第１条に掲げる政府関係機関は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

（補　　則）

第７条　第１条に掲げる政府関係機関が平成14年度において発行する債券で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成13年５月１日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
国民生活金融公庫	事業益金		198,611,268	事業損金	233,051,642
		事業益金	198,611,268	予備費	1,447,000
	雑収入		29,427,487		
		一般会計より受入	27,507,559		

		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	6,150		
		運用収入	10,000		
		雑収入	1,903,778		
	合計		228,038,755	合計	234,498,642
住宅金融公庫	事業益金		2,420,000,000	事業損金	2,872,573,611
		事業益金	2,420,000,000	保険金	8,233,723
	住宅融資保険料収入		12,348,575	予備費	900,000
		住宅融資保険料収入	12,348,575		
	雑収入		405,319,707		
		一般会計より受入	375,900,000		
		貸付手数料等収入	22,147,236		
		運用収入	2,295,210		
		雑収入	4,977,261		
	合計		2,837,668,282	合計	2,881,707,334
農林漁業金融公庫	事業益金		91,090,239	事業損金	161,811,579
		事業益金	91,090,239	予備費	550,000
	基金収入		84,500		
		基金収入	84,500		
	雑収入		66,479,005		
		一般会計より受入	66,281,000		
		運用収入	14,000		
		雑収入	184,005		
	合計		157,653,744	合計	162,361,579
中小企業金融公庫	事業益金		156,777,286	事業損金	179,630,949
		事業益金	156,777,286	予備費	640,000
	雑収入		20,078,575		

		一般会計より受入	19,700,000		
		電源開発促進対策特別会計より受入	60,736		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	75,858		
		運用収入	11,178		
		雑収入	230,803		
	合計		176,855,861	合計	180,270,949
公営企業金融公庫	事業益金		930,153,120	事業損金	665,930,913
		事業益金	930,153,120	予備費	51,000
	雑収入		461,670		
		運用収入	237,801		
		雑収入	223,869		
	合計		930,614,790	合計	665,981,913
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		45,516,949	事業損金	53,802,413
		事業益金	45,516,949	予備費	150,000
	雑収入		5,713,142		
		一般会計より受入	5,262,010		
		電源開発促進対策特別会計より受入	24,397		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	2,432		
		住宅資金貸付手数料等収入	188,653		
		運用収入	14,712		
		雑収入	220,938		
	合計		51,230,091	合計	53,952,413
中小企業総合事業団信用保険部門	事業益金		1,014,332	事業損金	9,973,713
		事業益金	1,014,332	保険金	1,066,640,737

	保険料収入		178,966,941	予備費	260,000
		保険料収入	178,966,941		
	回収金		344,727,499		
		回収金	344,727,499		
	基金収入		302,435		
		基金収入	302,435		
	雑収入		149,827		
		一般会計より受入	103,967		
		運用収入	100		
		雑収入	45,760		
	合計		525,161,034	合計	1,076,874,450
日本政策投資銀行	事業益金		534,983,057	事業損金	517,111,605
		事業益金	534,983,057	予備費	459,000
	雑収入		5,006,703		
		運用収入	1,477,561		
		雑収入	3,529,142		
	合計		539,989,760	合計	517,570,605
国際協力銀行	事業益金		729,921,795	事業損金	807,369,149
		事業益金	729,921,795	予備費	370,000
	雑収入		232,365,666		
		運用収入	13,577,584		
		雑収入	218,788,082		
	合計		962,287,461	合計	807,739,149

平成十四年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、国民生活金融公庫等九政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、財源の重点的・効率的配分に努め、事業の適切な運営を図ることとしている。

主な政府関係機関予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　国民生活金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
二二八、〇三九	二三四、四九九

国民大衆の事業資金等に対する融資の円滑化を図るため、小企業等経営改善資金貸付五千五百億円を含め総額三兆六千八百五億円の貸付けを行うこととし、その原資として、財政融資資金からの借入金三兆四千三百億円、国民生活債券の発行による収入三千億円等を予定している。

2　住宅金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
二、八三七、六六八	二、八八一、七〇七

四十八万戸の住宅を建設するための住宅等融資七兆七千九百十三億円、二万戸の住宅を建設するための財形住宅融資三千四百億円、関連公共施設等融資二十五億円及び宅地造成融資百四億円を行うこととし、総額八兆千四百四十二億円の貸付けを予定している。この貸付計画額のうち三兆六千九百五十五億円が平成十四年度中に貸し付けられる予定であり、これに平成十二年度及び十三年度の貸付計画額のうち、平成十四年度に資金交付が行われる予定となっている四兆六千三百四十九億円を加えると、平成十四年度の資金交付額は八兆三千三百四億円となる。その原資として、財政融資資金からの借入金四兆七千百六十九億円、住宅金融公庫債券の発行による収入八千五百億円、住宅金融公庫財形住宅債券等の発行による収入五千百七十四億円、住宅金融公庫住宅宅地債券の発行による収入千七百九十億円、貸付回収金等二兆六百七十一億円を予定している。

3　中小企業金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一七六、八五六	一八〇、二七一

中小企業金融の円滑化を図るため、総額一兆九千億円の貸付けを行うこととし、その原資として、産業投資特別会計からの出資金三十二億円、財政融資資金からの借入金九千四百五十億円、中小企業債券の発行による収入六千二百三十億円、回収金等三千二百八十八億円を予定している。

4　日本政策投資銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
五三九、九九〇	五一七、五七一

一兆二千億円の出融資を行うこととし、その原資として、財政融資資金からの借入金六千七百七十億円、産業投資特別会計からの借入金五百二億円、日本政策投資銀行債券の発行による収入四千三百三十億円等を予定している。

5　国際協力銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
九六二、二八七	八〇七、七三九

「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）を踏まえ、国際金融等業務（輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定を図るもの）は一兆一千五百億円、海外経済協力業務（政府開発援助の実施に係るもの）は七千六百億円の出融資を行うこととし、その原資として、一般会計からの出資金二千百九十一億円、財政融資資金からの借入金一兆四百三十二億円、国際協力銀行債券の発行による収入四千四百四十億円、貸付回収金等二千三十七億円を予定している。

以上のほか、農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、中小企業総合事業団信用保険部門についても、各金融機関の事業に応じて予算編成がなされている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年三月六日

予算委員長　津島　雄二

衆議院議長　綿貫　民輔殿

平成十四年度一般会計予算、平成十四年度特別会計予算及び平成十四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

平成十四年度一般会計予算、平成十四年度特別会計予算及び平成十四年度政府関係機関予算について、政府はこれを撤回し、左記の要領により速やかに組替えを行い、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

平成十四年三月六日

提出者

枝野　幸男　　原口　一博
城島　正光　　中井　洽
佐々木憲昭　　横光　克彦
松野　頼久

賛成者

安住　淳　外百七十八名

記

第一　編成替えを求める理由

予算の編成替えを求める第一の理由は、政府の提出した平成十四年度予算では、当面の景気回復と中長期の安定経済成長への道筋が全く見えないことである。小泉内閣が昨年四月に成立して以来、失業率は〇．九ポイント上昇し、失業者は五五万人増加し、株価は大きく下落する一方で、長期金利が上昇するなど各種経済指標は悪化の一途を辿っている。このように我が国経済が危機に直面しているにもかかわらず、小泉総理は「改革なくして成長なし」と声高に叫び、あたかも自ら構造改革を進め、その先に景気回復があるかのような幻想を国民に与えようとしている。しかし小泉総理が「改革断行予算」を標榜した予算は相変わらずの従来型事業の積み上げであり、「失われた十年」をもたらした「既得権益温存型予算」である。これでは景気の回復を望むことはできず、また国民の信頼も期待も得られないのは当然である。

現在の最も深刻な問題は、史上最悪の状況となっている雇用情勢であり、この不安な状況が将来にわたって継続するのではないかという国民の不安感である。この雇用や将来に対する国民の不安が払拭できない限り最大の需要項目である消費が盛り上がることはなく、新たな投資も望めない。本来、新年度予算は失業に対する不安の解消、新たな産業育成を通じた雇用の創出に全力を挙げるべきであるが、政府提出の予算はこの点への取り組みが全く不十分である。

そこで国民の安心を確保し、景気の速やかな回復を図るために求職者の能力開発を推進し、実際の雇用に結びつくような失業給付制度の改善を行った上での給付延長、雇用保険の財源安定化、就職支援体制の強化、中小企業の技術革新の支援策の拡充等が必要である。またより広く国民の安心を確保する観点からＢＳＥ対策の強化拡充、保育所整備促進、看護休暇制度導入促進等の仕事と子育て両立支援策の拡充、待機者解消のための特別養護老人ホーム整備促進等の社会保障・福祉施策の拡充、将来の日本社会を支える人材育成の観点からの三十人学級早期実現に向けた条件整備、日本育英事業の無利子貸付貸与枠の拡充、老朽校舎改修促進等の教育施策の拡充が必要である。

第二の理由は、政府提出の予算が国民の目を欺く「粉飾予算」であることである。小泉総理が構造改革のシンボルとして掲げてきた「国債三十兆円枠」は、実質的には破綻している。実現もしていない外為特会の剰余金を歳入に計上し、返すべき借金を先送りし、さらにはたった一年前に政府が決めた「地方交付税特別会計における借入金は行わない」という方針を朝令暮改的に覆してまで守ったものは「財政規律」ではなく、小泉総理の面子のみである。財政規律を重視するなら、まず現在の財政の状況を正直に国民に提示すべきであり、「隠れ借金」によって見かけのみを調えることは、一層の財政規律の喪失を招くものである。このような予算編成は、単に予算のあり方を越えて、内閣の姿勢として極めて問題があると言わざるを得ない。

第三の理由は、予算執行体制の適正性に疑念があることである。予算委員会の審議及び三月四日に外務省が発表した調査報告によって外務省の予算執行において個別国会議員の深い関与があり、適正な予算執行が歪められていることが明らかとなった。このような事態は言語道断であるが、これを一刻も早く改めるためには、一連の外務省問題の発端となった外務省報償費及び官房報償費の抜本的改革が不可欠である。政府提出の予算において、対前年度当初比で外務省報償費は四割削減、官房報償費は一割削減としているが、削減の一部は他費目への振替であり、また制度としての抜本改革には全く踏み込んでいない。これでは国民の期待に全く応えていないどころか、財政法・会計法の規定からもかけ離れており、容認することは到底できない。報償費に始まった一連の外務省関連不祥事に対する国民の批判を真摯に受け止め、報償費の一層の大幅削減を図ると共に、その使途の限定、内部監査や会計検査の適正化、国会によるチェック体制の確立等が、不可欠である。このような改革無くして、外務省に国民の貴重な血税を使用する資格は無いものと考える。

この他環境循環型農業、有機農業などの推進、信頼できる食品表示を担保するための検査・監視体制の強化等を通じた「食の安全」の確保、新エネルギーの研究開発・普及のための支援策拡充、公共交通機関への低公害車導入促進、森林整備拡充等を通じた「環境重視」、公共交通機関等のバリアフリー化等「高齢化社会への対応」等により我が国社会の新たな方向性を明確に本予算において示していくことが必要である。

同時に従来の需要追加型景気対策の効果が乏しくなっていること、危機的な財政状況を踏まえ、予算を伴わない或いは予算の執行上の工夫によって、景気・雇用対策を推進することも不可欠である。

一方前記国民の安心を高めるための様々な施策を行うにあたって、その財源は政府提出の予算に内包されている無駄を排除し、効率性を高めることによって見いだすべきである。外務省報償費及び官房報償費の大幅削減は当然のことであるが、同時に平成十三年度第二次補正予算や高止まりしているコストの見直しを踏まえた公共事業関係経費の見直し、一層の行政経費の効率化、真の特殊法人改革に向けた関係予算の見直しが必要である。

以上のように、来年度予算については、景気回復に資する真に必要な事業の拡充・追加、国

明治十九年三月二十一日　第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

民に対する真の財政状況を開示するための「粉飾予算」の是正、政治・行政に対する国民の信頼を回復するための第一歩としての一層の報償費改革等の実現のため、抜本的改革が必要である。野党四党は、以上のような見地から、二〇〇二年度政府予算を以下の重点事項に沿って組み替えるよう要求する。

第二　編成替えの重点事項

一　雇用対策の大幅拡充（追加額：五一〇〇億円）

○雇用保険失業給付制度の拡充

求職者の能力開発を推進し、実際の雇用に結びつくような失業給付制度の改善を行い、給付期間の延長を図るとともに、そのための財源の安定確保を図ること。

○就職支援体制の強化

学卒未就業者を含む若年層に対する就職援助措置の充実、求人開拓部門の強化、自営業者などに対する教育訓練施策の拡充等を推進すること。

○労働行政の充実

サービス残業の是正のための対策強化、年齢・性別差別解消の推進、急増する個別労使紛争等への対応強化を含む相談体制の整備等をすすめること。

二　社会保障施策の大幅拡充（追加額：三五〇〇億円）

○多様な子育て支援対策の拡充

保育体制整備促進による「待機児童」の速やかな解消、本年八月予定の児童扶養手当の縮減中止、仕事と子育て両立支援のための看護休暇制度導入促進などを図ること。

○介護サービスの基盤拡充

待機者解消のための特別養護老人ホーム整備促進、デイサービス・ショートステイなど介護サービスの確実な提供とマンパワーの確保などを推進すること。

○医療の質向上・医療提供体制の充実

カルテの電子化等による情報開示の徹底、院内感染対策の拡充等による患者の権利擁護と医療体制の充実をすすめること。

○障害者対策等の推進

無年金障害者の救済、ホームレスの自立支援、障害者等への情報サービス提供推進のための字幕付テレビ放送の普及推進などを図ること。

三　教育関係の大幅拡充（追加額：一四〇〇億円）

○三十人学級の早期実現に向けた条件整備等

三十人学級の早期実現に向けた教職員定数の改善、学校選択制の拡充、学校評価の推進、農業経営再建策の確立、信頼できる食品表示を担保するための検査・監視体制の拡充、スクールカウンセラーの配置校数の拡充、幅広い学習機会の提供、学校施設の耐震化の拡充を図ること。

○日本育英事業の無利子貸付貸与枠の拡充

無利子貸付貸与枠の増大を図るとともに、保護者の失業等の経済的理由による就学困難高校生に対する支援策の拡充、国立大学の授業料据え置き等を行うこと。

○老朽校舎の改修

老朽化の進む教育施設の速やかな改修、バリアフリー化、学校の安全対策、心のケアを含む健康対策などの環境整備の促進を図ること。

四　BSE対策の大幅拡充（追加額：二三〇〇億円）

○抜本的な安全対策と関連産業及び従事者の救済

野党四党が提唱している「BSE対策緊急措置法」を速やかに制定し、その執行経費を確保すること。

五　中小企業対策の大幅拡充（追加額：一二〇〇億円）

○中小企業・ベンチャー支援

連鎖倒産を回避する「セーフティネット保証制度」の拡充、中小企業の技術革新を支援する「中小企業技術革新制度」の拡充、金融対策の推進等をすすめること。

六　新たな方向性を展望した食料・農業対策の実施（追加額：三〇〇億円）

○食の安全と循環型農業の振興等

環境循環型農業、有機農業などの支援策の推進、農業経営再建策の確立、信頼できる食品表示を担保するための検査・監視体制の拡充を図ること。

○自然再生事業の拡充と山村定住対策の促進等を図ること。

七　環境対策の推進（追加額：三〇〇億円）

○温暖化対策・エネルギー・公害対策等

新エネルギーの研究開発・普及のための支援策拡充、公共交通機関への低公害車（LRTを含む）導入促進、温暖化防止国内対策関連予算の拡充等を図ること。

○住環境整備

住環境における有害物質対策の確立、健康配慮型住宅産業の育成、バリアフリー化促進などをすすめること。

八　交通対策の拡充（追加額：二〇〇億円）

○移動の自由、安全対策等

地方バス生活路線維持対策の拡充、公共交通機関・公共施設のバリアフリー化促進、駅転落事故対策の拡充等をすすめること。

九　その他必要な施策の実施（追加額：二〇〇億円）

沖縄に対する支援措置の拡充、自然災害の被災者に対する生活再建支援策拡充、消費生活センターへの支援等を促進すること。

十　公共事業関係経費の見直し（削減額：一兆三〇〇〇億円）

○公共事業関係経費については、既に平成十三年度第二次補正予算において相当額の積み増しを行っていること、政官業の癒着を原因としてコストが高止まりしていることなどから、政府案からさらに一層削減すること。

○特に道路整備事業、ダム事業、海岸事業、港湾整備事業、空港整備事業、整備新幹線、農業関係公共事業については大胆に見直し削減すること。

○道路特定財源については、一般財源化を図ること。

十一　内閣官房報償費及び外務省報償費等の見直し

○内閣官房報償費及び外務省報償費については、より大幅な削減を行うと同時にその仕組みを抜本的に改革すること。また外務省報償費の上納問題の真相究明を行うこと。

○予算の執行体制に疑義のある「支援委員会」関係の予算を削除すること。

国立国会図書館 14.4.10

十二　行政経費（庁費等）の削減（削減額：五〇〇億円）

○行政経費については、本省及び関係機関の庁費を中心に一層の節減を図ること。

十三　特殊法人向け歳出の見直し（削減額：一〇〇〇億円）

○特殊法人への一般会計負担の補助金等を、さらに一層削減すること。

十四　予算の粉飾を改め、国民に正しい情報を提供するための見直し

○債務償還の先送り、交付税特会借入の継続等の国民を惑わす約一・五兆円の「隠れ借金」は行わないこととし、そのために必要な財源は国債発行をもって賄うものとすること。

地方税法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十四年二月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

第二十四条第五項及び第五十二条第二項第三号中「団地管理組合法人」の下に「、マンション建替組合」を加える。

第五十三条第三項中「第四十二条の六第六項」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」に改める。

第七十二条の五第一項第九号中「団地管理組合法人」の下に「並びにマンション建替組合」を加える。

第七十二条の二十五第五項中「並びに貸借対照表」を「、貸借対照表」に改め、「準ずるもの」の下に「その他の書類のうち総務省令で定めるもの」を加える。

第七十二条の二十六第四項中「並びに当該期間」を「、当該期間」に改め、「準ずるもの」の下に「その他の書類のうち総務省令で定めるもの」を加える。

第七十二条の百四第三項中「過誤納金に」を「これらに」に改める。

第七十二条の百六第二項中「過誤納金」を「還付金又は過誤納金」に改める。

第七十三条の四第一項中第三十号を第三十三号とし、第二十九号を削り、第二十八号を第三十二号とし、第二十四号から第二十七号までを四号ずつ繰り下げ、第二十三号を削り、第二十二号を第二十七号とし、第二十一号を第二十六号とし、第二十号を第二十五号とし、第十九号の三を第二十四号とし、第十九号の二を第二十三号とし、第十九号を第二十二号とし、第十八号を削り、第十七号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、第十五号を第十九号とし、第十四号を削り、第十三号を第十八号とし、第十二号の二を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号の二を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号の二を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の三を第十号とし、第八号の二を第九号とし、第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の二を第六号とする。

第七十三条の十四に次の一項を加える。

14　土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条若しくは第九十六条の四又は緑資源公団法第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する土地改良法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条若しくは第九十六条の四又は緑資源公団法第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十三条の二十四第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「土地を取得した者が当該」を削り、「を新築した場合」を「が新築された場合（当該取得をした者（以下本号において「取得者」という。）が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）」に改める。

第七十三条の二十七の四第一項中「市街地再開発事業」を「都市再開発法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業（次項から第四項までにおいて「第一種市街地再開発事業」という。）」に改め、同条第三項中「市街地再開発組合が施設建築物に係る不動産を取得した場合又は住宅街区整備組合が」を「住宅街区整備組合が住宅街区整備事業の施行に伴い」に改め、「、市街地再開発組合に関しては敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、住宅街区整備組合に関しては」及び「、市街地再開発組合に関しては「当該市街地再開発組合」と、住宅街区整備組合に関しては」を削り、同項を同条第十項とし、同条第二項を同条第九項とし、同条第一項の次に次の七項を加える。

2　前条第二項から第五項までの規定は、市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該市街地再開発組合」と読み替えるものとする。

3　道府県は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下本項から第八項までにおいて「再開発会社」という。）が、第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得に

あつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4　前条第二項から第五項までの規定は、再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替えるものとする。

5　道府県は、再開発会社が、都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（次項から第八項までにおいて「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い施設建築物（同法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分を除く。以下本項及び次項において同じ。）の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第百十八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

6　前条第二項から第五項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替えるものとする。

7　道府県は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分（以下本項及び次項において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設（以下本項及び次項において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替えるものとする。

8　前条第二項から第五項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替えるものとする。

第七十三条の二十八第一項中「第七十三条の四第一項第九号」を「第七十三条の四第一項第十一号」に改める。

第百五十一条第三項中「道路運送車両法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を加える。

第二百九十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

第二百九十四条第七項及び第三百十二条第三項第三号中「団地管理組合法人」の下に「、マンション建替組合」を加える。

第三百二十一条の八第三項中「第四十二条の六第六項、」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項」を「第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」に改める。

第三百四十八条第二項第二十五号を次のように改める。

二十五　削除

第三百四十八条第二項第二十七号を次のように改める。

二十七　削除

第三百四十九条の三第一項中「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第二十三項中「附則第二十三条第八項」を「（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十三条第八項」に改め、同条第二十四項中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」の下に「（昭和五十五年法律第七十一号）」を加え、「又はエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十一条の二第一号」を「、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十一条の二第一号又は基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第四十七条の六第一号」に改め、同条第二十六項中「農業機械化促進法」の下に「（昭和二十八年法律第二百五十二号）」を加え、同条第三十項中「第二十五条の二十七第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、同条第三十六項中「高圧ガス保安法」の下に「（昭和二十六年法律第二百四号）」を加え、同条第三十七項中「又は送電施設」及び「当該償却資産のうち変電所の用に供するものにあつては」を削り、「五分の二の額」の下に「とし」を加え、「とし、当該償却資産のうち送電施設の用に供するものにあつては当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の六分の五の額」を削り、同条に次の二項を加える。

39　農業協同組合法による組合及び連合会、水産業協同組合法及び森林組合法による組合並びに政令で定める民法第三十四条の法人が所有し、かつ、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する

有線放送電話業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

40　通信・放送機構が所有し、かつ、直接基盤技術研究円滑化法第四十七条の二第一号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

第三百四十九条の四第六項中「第四百十条」を「第四百十条第一項」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百六十二条第二項中「第三百六十四条第八項」を「第三百六十四条第十項」に改める。

第三百六十四条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「又は第五項」を「若しくは第七項」に改め、「納税通知書」の下に「又は第三項の課税明細書」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「第三項」を「第五項」に改め、同項第二号中「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項の規定」を「第五項の規定」に、「かかわらず、第三項」を「かかわらず、第五項」に、「おいては、第三項」を「おいては、同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「基いて」を「基づいて」に、「既に」を「すでに」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「基いて」を「基づいて」に、「前項」を「第二項」に、「以下第六項第一号」を「第八項第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　市町村は、土地又は家屋に対して課する固定資産税を徴収しようとする場合においては、総務省令で定めるところによって、次の各号に掲げる固定資産税の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した文書（以下「課税明細書」という。）を当該納税者に交付しなければならない。

一　土地に対して課する固定資産税　当該土地について土地課税台帳等に登録された所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格

二　家屋に対して課する固定資産税　当該家屋について家屋課税台帳等に登録された所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産税に係る価格

4　市町村は、前項各号に定める事項のほか、第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地又は家屋については、当該土地の前項第一号の価格又は当該家屋の同項第二号の価格にそれぞれ第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定に定める率を乗じて得た金額を課税明細書に記載しなければならない。

第三百六十四条の二第一項中「前条第三項」を「前条第五項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第四項中「行ない」を「行い」に、「附けてその申立」を「付けてその申出」に、「前条第三項」を「前条第五項」に改める。

第三百七十三条第六項中「第三百六十四条第三項」を「第三百六十四条第五項」に改める。

第三百八十二条の次に次の二条を加える。

（固定資産課税台帳の閲覧）

第三百八十二条の二　市町村長は、納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載（当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもって行われている場合にあっては、記録。次項、次条及び第三百九十四条において同じ。）をされている部分又はその写し（当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもって行われている場合にあっては、当該固定資産課税台帳に記録をされている事項を記載した書類。次項及び第三百八十七条第三項において同じ。）をこれらの者の閲覧に供しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳又はその写しを閲覧に供する場合においては、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。

（固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付）

第三百八十二条の三　市町村長は、納税義務者その他の政令で定める者の請求があったときは、これらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関して固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものについての証明書を交付しなければならない。

第三百八十七条に次の二項を加える。

3　市町村長は、納税義務者から第三百八十二条の二第一項の規定による求めがあったときは、土地名寄帳又は家屋名寄帳に固定資産課税台帳の登録事項と同一の事項が記載（当該土地名寄帳又は家屋名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもって行われている場合にあっては、記録。次項において同じ。）をされている場合に限り、同条第一項の規定により当該納税義務者の閲覧に供するものとされる固定資産課税台帳又はその写しに代えて、土地名寄帳若しくはその写し（当該土地名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもって行われている場合にあっては、当該土地名寄帳に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。）又は家屋名寄帳若しくはその写し（当該家屋名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもって行われている場合にあっては、当該家屋名寄帳に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。）を当該納税義務者の閲覧に供することができる。

4　市町村長は、前項の規定により土地名寄帳若しくはその写し又は家屋名寄帳若しくはその写しを閲覧に供する場合においては、土地名寄帳又は家屋名寄帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。

第三百八十九条第一項中「二月末日」を「三月三十一日」に改める。

第三百九十四条中「（当該固定資産課税台帳の備

付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもって行われている場合にあっては、記録。第四百十五条第二項及び第四百十九条第四項において同じ。）」を削る。

第四百十条の見出しを「（固定資産の価格等の決定等）」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」に、「一月末日」を「三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2　市町村長は、前項の規定によって固定資産の価格等を決定した場合においては、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面を一般の閲覧に供しなければならない。

第四百十一条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村長は、前項の規定によって固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した場合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない。

第四百十五条及び第四百十六条を次のように改める。

（土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の作成）

第四百十五条　市町村長は、総務省令で定めるところによって、土地課税台帳等に登録された土地（この法律の規定により固定資産税を課することができるものに限る。）の所在、地番、地目、地積（第三百四十八条の規定の適用を受ける土地にあっては、同条の規定の適用を受ける部分の面積を除く。）及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載した帳簿（次項、次条第一項及び第二項並びに第四百十九条第四項から第七項までにおいて「土地価格等縦覧帳簿」という。）を、毎年三月三十一日までに作成しなければならない。

2　市町村長は、総務省令で定めるところにより、前項の土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成を電磁的記録の作成をもって行うことができる。

（土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧）

第四百十六条　市町村長は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるよう、毎年四月一日から、四月二十日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、その指定する場所において、土地価格等縦覧帳簿又はその写し（当該土地価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもって行われている場合にあっては、当該土地価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。）を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価格等縦覧帳簿又はその写し（当該家屋価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもって行われている場合にあっては、当該家屋価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。）を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月二日以後の日から、当該日から二十日を経過した日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間を縦覧期間とすることができる。

2　市町村長は、前項の規定により土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写しを当該市町村内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する場合においては、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿に記載（当該土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもって行われている場合にあっては、記録）をされている事項を映像面に表示して縦覧に供することができる。

3　市町村長は、第一項の縦覧の場所及び期間を、あらかじめ、公示しなければならない。

第四百十七条の見出しを「（固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定又は修正等）」に改め、同条第一項中「第四百十五条第一項の規定によって固定資産課税台帳又はその写しを縦覧に供した日」を「第四百十一条第二項の規定による公示の日」に改める。

第四百十八条中「第四百十条」を「第四百十条第一項」に改める。

第四百十九条第三項を次のように改める。

3　市町村長は、前項の規定によって、固定資産の価格等を修正して登録した場合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない。

第四百十九条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「固定資産課税台帳又はその写しを関係者」を「土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写しを当該市町村内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者」に、「固定資産課税台帳に記載」を「土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿に記載（当該土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成が第五項の規定により電磁的記録の作成をもって行われている場合にあっては、記録）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　市町村長は、第二項の規定によって、土地又は家屋の価格等を修正して登録した場合においては、直ちに、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を作成しなければならない。

5　市町村長は、総務省令で定めるところにより、前項の土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成を電磁的記録の作成をもって行うことができる。

6　市町村長は、第四項の規定によって、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を作成した場合においては、その作成の日から二十日以

上の期間、その指定する場所において、当該土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し（当該土地価格等縦覧帳簿の作成が前項の規定により電磁的記録の作成をもって行われている場合にあっては、当該土地価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。）を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写し（当該家屋価格等縦覧帳簿の作成が前項の規定により電磁的記録の作成をもって行われている場合にあっては、当該家屋価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。）を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。

第四百二十二条の三中「第四百十条」を「第四百十条第一項」に改める。

第四百三十二条第一項中「第四百十五条第一項の縦覧期間の初日」を「第四百十一条第二項の規定による公示の日」に、「三十日」を「六十日」に、「縦覧期間の初日からその末日後十日」を「規定による公示の日から同日後六十日」に、「第四百十一条第二項」を「第四百十一条第三項」に改める。

第五百八十六条第二項第一号の十を次のように改める。

一の十　削除

第五百八十六条第二項第一号の二十一及び第一号の二十二を次のように改める。

一の二十一及び一の二十二　削除

第五百八十六条第二項第一号の二十七の次に次の七号を加える。

一の二十八　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第　号）第三条第三号に規定する離島において、宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の二十九　沖縄振興特別措置法第八条に規定する同意観光振興計画において定められた同法第六条第三項第一号に規定する観光振興地域において、同法第十六条第一項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の三十　沖縄振興特別措置法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域において、同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業を営む者であって、当該事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、又は増設し、かつ、当該設備に係る建物（政令で定めるものに限る。）を新築し、又は増築したもので政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

一の三十一　沖縄振興特別措置法第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された地域において、同法第三条第九号に規定する製造業等のうち政令で定める事業又は同条第十号に規定する産業高度化事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物その他政令で定める建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

一の三十二　沖縄振興特別措置法第四十一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地域又は同法第四十二条第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地域のうち、政令で定める地域において、同法第三条第九号に規定する製造業等のうち政令で定める事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物その他政令で定める建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

一の三十三　沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により金融業務特別地区として指定された地区において、同法第三条第十二号に規定する金融業務に係る事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る建物（政令で定めるものに限る。）の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

一の三十四　沖縄振興特別措置法第六十八条第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施する同法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化事業又は当該経営基盤強化事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地で政令で定めるもの

第五百八十六条第二項第二号に次のように加える。

ヲ　土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法（平成十四年法律第　号）第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染を除去するための施設（同法第五条第一項に規定する指定区域以外の区域内に設置されるものにあっては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者が設置するもの に限る。）で総務省令で定めるもの

第五百八十六条第二項第十号を次のように改める。

十　削除

第五百八十六条第二項第十四号中「第五条第二項」の下に「（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「同法第二条第三項」を「中小企業経営革新支援法第二条第三項」に改め、同項第二十七号の四中「第二十五条の二十七第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十七の五　自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定において定められた同項第一号に規定する風景地保護協定区域内の土地

第五百八十六条第二項第二十八号中「及び第五号の六」を「、第五号の六及び前号」に改め、同項第二十九号中「、第二十七号の二」を削る。

第七百一条の三十二第三項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第　号）によるマンション建替事業の施行に伴う同法第二条第七号に規定する施行再建マンションの部分のうち同法第五十八条第一項第三号に規定する区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられるもの以外のもの（以下本項において「従前の区分所有権等に対応しない施行再建マンションの一部」という。）で事業所等の用に供するものの取得があった場合には、当該取得があった日において当該従前の区分所有権等に対応しない施行再建マンションの一部で事業所等の用に供するものの新築があったものとみなし、当該取得者を建築主とみなして、本節中新増設に係る事業所税に関する規定を適用する。

第七百一条の三十四第二項中「団地管理組合法人」の下に「、マンション建替組合」を加え、同条第三項第十九号の二を次のように改める。

十九の二　沖縄振興特別措置法第六十八条第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される同法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化事業の用に供する施設で政令で定めるもの

第七百一条の三十四第七項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　マンションの建替えの円滑化等に関する法律によるマンション建替事業によってされる同法第二条第七号に規定する施行再建マンションで事業所等の用に供するものの新築第七百四十三条第一項中「二月末日」を「三月三十一日」に改める。

第七百四十五条第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「第八項」を「第三項、第四項及び第十項」に改める。

第七百四十七条中「、指定日前に第七百四十三条第一項又は第二項の規定により当該償却資産の所有者に対してされた通知は第四百十五条第一項の規定による縦覧と」を削る。

附則第三条の三中「三十二万円」を「三十六万円」に改める。

附則第八条第一項中「第四十二条の四及び第六十八条の二」を「並びに租税特別措置法第四十二条の四の規定」に、「「第六十八条の二」を「の規定」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附則第八条の二第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

附則第九条の二第一項中「平成十四年五月十四日」を「平成十九年五月十四日」に改める。

附則第十条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項から第九項までを削り、第十項を第五項とし、第十一項を第六項とする。

附則第十条の二第二項中「土地を取得した者が」を「土地が取得され、かつ、」に、「を新築した」を「が新築された」に改める。

附則第十一条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、「乗じて得た額」の下に「（当該施設の取得が第七十三条の十四第六項の規定に該当する場合で当該補助を受けた額が同項に規定する貸付けを受けた額を超えないときは、価格に当該施設の取得価額に対する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額の五分の四に相当する額）」を加え、同条第五項を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する施設の取得が第七十三条の十四第六項の規定に該当する場合で前項に規定する貸付けを受けた額が同条第六項に規定する貸付けを受けた額を超えるときにおける同項の規定の適用については、同項中「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額の五分の四に相当する額」とする。

附則第十一条第六項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「五分の二」を「三分の一」に改め、同条第八項中「第七十三条の四第一項第十九号の三」を「第七十三条の四第一項第二十四号」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第九項中「民間都市開発の推進に関する特別措置法」の下に「（昭和六十二年法律第六十二号）」を加え、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十一項及び第十二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項から第二十四項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項から第二十九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十項中「、農業協同組合」を「農業協同組合」に改め、「譲渡」の下に「により不動産を取得した場合又は漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七条第一項第四号に規定する事業を行うものに限る。）が漁業協同組合から水産業協同組合法第五十四条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けて行う同条第一項の規定による信用事業（同法第十一条の四第二項に規定する信用事業をいう。）の全部の譲渡により不動産を取得した場合若しくは水産加工業協同組合から同法第九十六条第三項において準用する同法第五十四条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けて行う同法第九十六条第三項において準用する同法第五十四条の二第一項の規定による信用事業（同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業をいう。）の全部の譲渡」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「、農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」を「、農林中央金庫及び特

定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に、「第二条第二項に規定する特定農業協同組合（第一号において「特定農業協同組合」という。）又は同条第三項に規定する信用農業協同組合連合会（以下本項において「信用農業協同組合連合会」という。）」を「第二条第一項に規定する特定農水産業協同組合等（同項第六号に掲げるものを除く。第一号において「特定農水産業協同組合等」という。）」に、「第二条第五項」を「第二条第四項」に改め、「同項第一号」の下に「又は第四号」を加え、同項第一号中「特定農業協同組合又は信用農業協同組合連合会」を「特定農水産業協同組合等」に、「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第四項」を「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項」に、「次号において「信用事業」という。」を「同項第五号に掲げるものを除く。」に改め、同項第二号中「農林中央金庫が」の下に「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第一項第二号に規定する」を加え、「信用事業」を「同条第三項に規定する信用事業（同項第一号に掲げるものに限る。）」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条に次の三項を加える。

30　軽自動車検査協会が道路運送車両法第七十六条の二十七第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

31　高圧ガス保安協会が高圧ガス保安法第五十九条の二十八第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

32　マンションの建替えの円滑化等に関する法律第五十八条第一項第二号に掲げる者が同法第二条第四号に規定するマンション建替事業の施行に伴い同条第七号に規定する施行再建マンションの敷地の用に供する土地（住宅の用に供するものを除く。）を取得した場合又は同法第十五条第一項若しくは第六十四条第一項の規定による請求を受けて同法第二条第八号に規定する区分所有権及び同条第十三号に規定する敷地利用権を売り渡した者若しくはやむを得ない事情により同法第五十六条第一項の規定による申出をしたと認められる者として政令で定めるものが同法第二条第六号に規定する施行マンション内において行っていた事業（同法第十四条第一項又は第四十九条第一項の規定による公告があった時において行われていたものに限る。）を引き続き行うため当該事業の用に供する土地（住宅の用に供するものを除く。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の三第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　土地を取得した日から三年以内に当該土地の上に住宅が新築された場合（当該取得をした者（以下本号において「取得者」という。）が当該土地を当該住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限り、次号又は第三号に該当する場合を除く。）

附則第十一条の三第三項中「、第一項第一号」を「、第一項第一号又は第二号」に、「附則第十一条の三第一項第一号」を「附則第十一条の三第一項第一号又は第二号」に改め、「、「これら」とあるのは「同号」と」を削る。

附則第十一条の五第三項中「附則第十一条第二項」を「附則第十一条第三項」に改める。

附則第十一条の六中「附則第十一条第二項若しくは第五項」を「附則第十一条第三項」に改める。

附則第十五条第一項中「平成七年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の一」を「二分の一」に改め、同条第二項中「平成十三年度」を「平成十五年度」に改め、同条第三項中「平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「これらの者」を「同項に規定する倉庫業者」に改め、「特定港湾一般港湾運送事業者等（」の下に「これらの者のうち、」を、「限る」の下に「ものとし、これらの者に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む」を加え、同条第五項中「にあっては昭和六十二年四月一日以後において設置されたものを除くものとし、第六号に掲げる設備にあっては昭和五十二年六月十八日以後において新設されたもの、第五号に掲げる施設のうち一般廃棄物の最終処分場にあっては昭和五十五年一月二日以後において取得されたものに限る。）のうち、平成十四年三月三十一日まで」を「を除く。）のうち、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「第六号に掲げるもの」を「第五号に掲げるもの」に、「三分の一、第七号」を「二分の一、第六号に掲げるもの（総務省令で定めるものを除く。）又は第七号に掲げるものにあっては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、第八号」に改め、同項第五号中「並びに同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設」を削り、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの

附則第十五条第六項を次のように改める。

6　公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる償却資産のうち、それぞれ当該各号に定める日から平成十六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（第一号に掲げる償却資産にあっては、当該償却資産に係る固定資産税の課

標準となるべき価格の二分の一（当該償却資産のうち総務省令で定めるものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二）の額とする。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物のうち廃油、廃プラスチック類その他政令で定めるものを処理するための償却資産で政令で定めるもの　平成十四年四月一日

二　湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域内に設置される同法第十五条第一項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚水を処理するための償却資産で政令で定めるもの　平成十四年四月一日

三　水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場（以下本号において「特定事業場」という。）の設置者（同法第十四条の三第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。）又は特定事業場の設置者であつた者（同法第十四条の三第二項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。）が設置する同法第二条第二項第一号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための償却資産で政令で定めるもの　平成十四年四月一日

四　土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染を除去するための償却資産（同法第五条第一項に規定する指定区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するもの　土壌汚染対策法の施行の日

附則第十五条第七項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の一」を「二分の一」に改め、同条第八項中「第八号」を「第九号」に改め、「昭和六十二年四月一日以後において設置されたものに限り、」を削り、「除く。）」の下に「のうち平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得されたもの」を加え、「、平成十二年度分及び平成十三年度分の固定資産税に限り」を削り、「二分の一（第五項第七号」を「三分の二（第五項第九号」に、「三分の二」を「二分の一」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設（第三百四十九条の三第三項、第四項又は第十九項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（第二号に掲げる施設にあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五）の額とする。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の焼却施設で政令で定めるもの

二　大気汚染防止法第二条第五項に規定する一般粉じんを処理するための施設で政令で定めるもの

三　大気汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙を処理するための施設で政令で定めるもの

附則第十五条第十項中「平成十三年度」を「平成十五年度」に改め、同条第十三項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十五項を削り、同条第十六項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「四分の一」を「六分の五」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「定めるもの（」の下に「以下本項及び」を加え、「平成十年度から平成十三年度までの各年度分」を「平成十四年度分及び平成十五年度分」に改め、「二分の一」の下に「（当該固定資産のうち当該外貿埠頭公社が外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により承継したものにあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三）」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「三分の一」を「五分の一」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「平成十三年度」を「平成十八年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「昭和六十年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項から第三十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三十三項中「食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十六号）の施行の日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の四」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「平成十三年度」を「平成十八年度」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項を同条第三十八項とし、同条第四十項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「、第十九項又は第二十項」及び「、第十九項及び第二十項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項を同条第四十一項とし、同条第四十三項及び第四十四項を削り、同条第四

十五項中「平成十一年四月一日」を「平成十四年四月一日」に改め、「二分の一」の下に「（当該償却資産のうち緊急に整備する必要があるものとして総務省令で定めるものにあつては、四分の一）」を加え、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「同条第一項に規定する獣畜」を「牛」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十七項を同条第四十四項とし、同条第四十八項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十一項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「償却資産」を「家屋及び償却資産」に、「固定資産税」を「固定資産税又は都市計画税」に、「第三百四十九条の二」を「第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項」に改め、同項を同条第四十八項とする。

附則第十五条の二第一項中「から第二十項まで」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項中「次条」を「次条第一項」に、「平成十三年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第十五条の三第一項中「平成九年度から平成十三年度まで」を「平成十四年度から平成十八年度まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第二項中「北海道旅客会社等又は」及び「当該北海道旅客会社等若しくは」を削り、「平成十三年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第十五条の四中「前三条」を「附則第十五条から第十五条の三まで」に改め、同条を附則第十五条の五とし、附則第十五条の三の次に次の一条を加える。

（固定資産税の課税明細書の記載事項の特例）

第十五条の四　市町村は、第三百六十四条第四項の規定にかかわらず、前三条の規定の適用を受ける土地又は家屋については、第三百六十四条第三項各号に定める事項のほか、前三条の規定により固定資産税の課税標準とされる額を課税明細書に記載しなければならない。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同条に次の一項を加える。

8　市町村は、第三百六十四条第三項若しくは第四項又は附則第十五条の四に定めるもののほか、前各項の規定の適用を受ける土地又は家屋については、これらの規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならない。

附則第二十八条第三項中「附則第十五条の四」を「附則第十五条の五」に改める。

附則第二十九条中「第三百六十四条第七項」を「第三百六十四条第九項」に改める。

附則第三十一条の二第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項までの規定の」を「又は第二項の規定の」に、「附則第三十一条の二第一項若しくは第二項」を「附則第三十一条の二第一項又は第二項」に、「附則第三十一条の二第一項若しくは第二項」を「附則第三十一条の二第一項から第三項まで」に、「附則第三十一条の二第四項」を「附則第三十一条の二第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十一条の二の二第一項中「附則第十条第五項若しくは第七項から第十一項まで又は第十一条第十七項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項若しくは第三十一項第一号若しくは第二号」を「附則第十条第三項、第五項若しくは第六項又は第十一条第十五項、第二十三項、第二十五項、第二十六項、第二十八項、第二十九項第一号若しくは第二号若しくは第三十二項」に改める。

附則第三十一条の三第四項及び第五項中「平成十五年度」を「平成十七年度」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「幹線道路の沿道の整備に関する法律」の下に「（昭和五十五年法律第三十四号）」を加え、「平成十五年度」を「平成十七年度」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成十五年度」を「平成十七年度」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　運輸施設整備事業団が運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第十四条第二項第二号に規定する業務の用に供する土地に対して課する平成十四年度から平成二十年度までの各年度分の特別土地保有税については、第五百九十六条第一号（第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の三分の一に相当する額」とする。

附則第三十一条の三の二第一項中「、平成十三年四月一日において」を削り、「同日」を「平成十三年四月一日」に、「予定であること又は」を「予定であること、」に改め、「する予定であること」の下に「又は当該土地を第六百三条の二第一項の規定に該当する土地（以下本項において「免除土地」という。）として使用し、若しくは使用させること」を加え、「使用させ、又は」を「使用させたこと、」に改め、「したこと」の下に「又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたこと」を加え、同条第四項中「同項に規定する譲受者」を「附則第三十一条の三の二第一項に規定する譲受者」に、「使用させ、又は」を「使用させること、」に改め、「特例譲渡をすること」の下に「又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させること」を加える。

附則第三十一条の三の三第一項中「、平成十三年四月一日において」を削り、「同日」を「平成十三年四月一日」に、「予定であること又は」を「予定であること、」に改め、「する予定であること」の下に「又は当該土地を第六百三条の二第一項の規定に該当する土地（以下本項において「免除土地」という。）として使用し、若しくは使用させる予定であること」を加え、「使用させ、又は」を「使用させたこと、」に改め、「したこと」の下に「又は当該土地

を免除土地として使用し、若しくは使用させたこと」を加え、同条第三項中「同項に規定する非課税土地」を「附則第三十一条の三の三第一項に規定する非課税土地」に、「使用させ、又は」を「使用させること、」に改め、「特例譲渡をすること」の下に「又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させること」を加える。

附則第三十二条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第八項及び第九項中「取得で政令で定めるもの」を「取得」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とし、同条に次の一項を加える。

11　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第四項又は第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一　平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日まで　百分の一

二　平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日まで　百分の〇・一

附則第三十二条の三第一項を削り、同条第二項中「次条第六項」を「次条第四項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、「事業に係る事業所税」の下に「（同項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下本条、附則第三十二条の七及び第三十二条の八において同じ。）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「次条第十項」を「次条第八項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第三十二条の四第一項中「十四年」を「十六年」に改め、同条第二項中「（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第六条に規定する認定計画に従って整備されるものを除く。）」及び「（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六条に規定する認定計画に従って整備されるものを除く。）」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「九年」を「十一年」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項を同条第十項とし、同条第十五項を同条第十一項とし、同条に次の四項を加える。

12　指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興特別措置法第八条に規定する同意観光振興計画において定められた同法第六条第三項第一号に規定する観光振興地域において設置される同法第十六条第一項に規定する特定民間観光関連施設（政令で定めるものに限る。）に係るものの新築又は増築で当該特定民間観光関連施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

13　指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興特別措置法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

14　指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興特別措置法第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された地域において設置される同法第三条第九号に規定する製造業等又は同条第十号に規定する産業高度化事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

15　指定都市等は、事業所用家屋で民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第六条に規定する認定計画に従って整備される同法第二条第一項に規定する特定施設（同項第一号に掲げるもののうち政令で定めるもの、同項第二号に掲げるもの、同項第四号に掲げるもののうち同号イに掲げる施設と同号ハに掲げる施設が併せて設置されるもの、同項第五号イ及びロに掲げるもの、同項第六号イ、ロ及びトに掲げるもの、同項第七号に掲げるもののうち同号ロ又はハに掲げる施設と同号ニに掲げる施設が一体的に設置されるもの並びに同項第八号、第十一号、第十三号及び第十五号に掲げるものに限り、第二項に規定する中核的民間施設に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものに係るものの新築又は増築で当該特定施設に係る同法第六条に規定する認定事業者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当

該新築又は増築が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の五中「若しくは第二項」を削る。

附則第三十二条の七第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十二条の四第五項」を「附則第三十二条の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十二条の四第八項」を「附則第三十二条の四第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「附則第三十二条の四第十四項」を「附則第三十二条の四第十二項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の四項を加える。

8　附則第三十二条の四第十三項に規定する施設に係る事業所等のうち平成十九年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

10　中小企業支援法第二条第一項に規定する中小企業者（以下本項において「中小企業者」という。）が環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法第十八条第一項第一号に規定する建物で中小企業者の事業の用に供するもの（産業公害の防止に資するものとして政令で定めるものに限る。）に係る施設に係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

11　附則第三十二条の四第十五項に規定する特定施設に係る事業所等のうち平成十六年三月三十一日までの間に新設されたものにおいて当該特定施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六条に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該特定施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該特定施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該特定施設に係る事業所床面積の三分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二条の八第一項中「（次条第一項において「北海道旅客会社等」という。）」を削り、「平成十四年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の九第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十二条の七第四項」を「附則第三十二条の七第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第三十四条第一項中「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「の百分の二に相当する金額」に改め、各号を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「八十万円」とあるのは「百六十万円」と、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、同項第三号中「百六十万円」とあるのは「三百八十万円」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、第二項中「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第三項を「「百分の二に相当する金額」とあるのは「百分の四に相当する金額（課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合には、百六十万円と当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の五・五に相当する金額との合計額）」と、第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　平成十二年度から平成十六年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義

務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第二項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、前項において準用する第一項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する市町村民税の所得割の額は、前項において準用する第一項の規定にかかわらず、当該課税長期譲渡所得金額の百分の四に相当する額とする。

附則第三十四条の二第一項中「前条第一項各号及び同条第二項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「第三十一条の二第二項第七号から第十二号まで」を「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「前条第一項各号」を「前条第一項の」に、「同条第一項各号」と、「同条第二項」とあるのは「同条第五項において準用する同条第二項」を「同条第一項の規定及び同条第五項の」に改め、同条第五項中「第三十一条の二第二項第七号から第十号まで」を「第三十一条の二第二項第八号から第十一号まで」に、「同項第十一号若しくは第十二号」を「同項第十二号若しくは第十三号」に、「同条第二項第七号から第十二号まで」を「同条第二項第八号から第十三号まで」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第七号から第十二号まで」を「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」に改める。

附則第三十四条の三第一項中「（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「同条第一項各号及び同条第二項」を「同項」に改め、同条第三項中「附則第三十四条第五項において準用する同条第一項」と、「同条第二項の」とあるのは「同条第一項各号」と、「同条第一項各号」とあるのは「同条第五項において準用する同条第一項各号」と、「同条第一項各号」とあるのは「同条第五項において準用する同条第一項の」に、「同条第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第三十五条の二第一項中「及び次項」の下に「並びに附則第三十五条の二の三第一項及び第二項」を加え、「附則第三十五条の二の三第二項」を「附則第三十五条の二の六第二項」に改める。

附則第三十五条の二の二第一項中「並びに次条第二項」を「、次条第一項及び第二項、附則第三十五条の二の四第一項並びに第三十五条の二の六第二項並びに附則第三十五条の三第四項」を「次条第一項及び第二項、附則第三十五条の二の四第一項、第三十五条の二の六第二項並びに第三十五条の三第四項」に改める。

附則第三十五条の二の三第三項中「及び前条第一項」を「及び第三十五条の二の二第一項」に、「附則第三十五条の二の三第一項」及び「次条第一項」を「附則第三十五条の二の六第一項」に、「、前条第一項」を「、附則第三十五条の二の二第一項」に改め、同条第四項中「附則第三十五条の二の三第二項」を「附則第三十五条の二の六第二項」に、「次条第二項並びに附則第三十五条の二の六第二項」を「附則第三十五条の二の六第二項並びに次条第一項及び第二項、附則第三十五条の二の四第一項並びに第三十五条の二の六第二項」に改め、同条第五項中「附則第三十五条の二の三第四項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同条第七項中「前条第一項から」を「第三十五条の二の二第一項から」に、「前条第七項」を「附則第三十五条の二の二第七項」に、「附則第三十五条の二の三第七項」を「附則第三十五条の二の六第七項」に、「前条第一項及び」を「附則第三十五条の二の二第一項及び」に改め、「、「次条第一項」とあるのは「次条第七項において準用する同条第一項」と」を削り、「附則第三十五条の二の三第二項」を「附則第三十五条の二の六第二項」に、「附則第三十五条の二の三第四項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同条を附則第三十五条の二の六とし、附則第三十五条の二の二の次に次の三条を加える。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第三十五条の二の三　道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（以下本項及び次項並びに次条第一項において「特定口座」という。）（その者が二以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。次項において同じ。）に同法第三十七条の十一の三第三項第二号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされている上場株式等（以下本項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2　証券取引法第百六十一条の二第一項の規定による信用取引（以下本項において「信用取引」という。）を行う道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第三号に規定する上場株式等信用取引契約に基づき上場株式等の信用取引を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した同条第二項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡（以下本項において「信用取引に係る上場株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。

（上場株式等取引報告書の提出義務等）

第三十五条の二の四　前年分の所得税に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書（以下本項において「特定口座源泉徴収選択届出書」という。）が提出された特定口座が一月一日現在において開設されている同法第三十七条の十第二項に規定する証券業者は、当分の間、同月三十一日までに、総務省令の定め

るところによって、当該特定口座源泉徴収選択届出書を提出した特定口座を有する者の氏名及び住所、前年中に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額その他必要な事項を当該特定口座を有する者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された上場株式等取引報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第四十五条の二の規定の適用については、同条第一項中「第三百十七条の六第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の四第一項の規定によって上場株式等取引報告書を提出する義務がある証券業者（租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者をいう。）に前年分の所得税に係る同法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出した同法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（以下本項において「選択口座」という。）を一月一日現在において開設している者（以下本項から第三項までにおいて「選択口座開設者」という。）（第三百十七条の六第一項」と、「者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「者を除く。）で前年中において選択口座に係る所得（選択口座に係る附則第三十五条の二の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の附則第三十五条の二の二第一項に規定する譲渡による所得及び選択口座において処理された租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡による所得をいう。以下本項から第三項までにおいて同じ。）以外の所得を有しなかったもの（社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額若しくは扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、第三十二条第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。）、第三百十七条の六第一項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかったもの又は同条第三項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び」と、「（公的年金等」とあるのは「（選択口座に係る所得及び公的年金等」と、同条第二項中「第三百十七条の六第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の四第一項の上場株式等取引報告書、第三百十七条の六第一項」と、「これらの規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかったもの、同条第一項の規定によって給与支払報告書」と、「又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかったもの又は同条第三項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び」と、同条第三項中「第三百十七条の六第一項又は第三項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選択口座開設者で前年中において」と、「者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかったもの、第三百十七条の六第一項の規定によって給与支払報告書」と、「給与又は」とあるのは「給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかったもの又は同条第三項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び」と、同条第三項中「第三百十七条の六第一項又は第三項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選択口座開設者で前年中において」と、「者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかったもの、同条第一項の規定によって給与支払報告書」と、「又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「

よって給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかったもの又は同条第三項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び」と、「（公的年金等」とあるのは「（選択口座に係る所得及び公的年金等」と、同条第二項中「第三百十七条の六第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の四第一項の上場株式等取引報告書、第三百十七条の六第一項」と、「これらの規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかったもの、同条第一項の規定によって給与支払報告書」と、「又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかったもの又は同条第三項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び」と、同条第三項中「第三百十七条の六第一項又は第三項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかったもの、第三百十七条の六第一項の規定によって給与支払報告書」と、「給与又は」とあるのは「給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかったもの又は同条第三項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において」と、「者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び」と、同条第五項中「者のうち」とあるのは「者のうち前年において証券業者に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座を開設していたことにより同条第七項の規定により同項の報告書を交付されるもの又は」と、「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項」と、「給与所得又は」とあるのは「給与所得若しくは」と、「当該源泉徴収票又は」とあるのは「当該報告書若しくはその写し又は当該源泉徴収票若しくは」とする。

三　第三百二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「あるとき」とあるのは、「あるとき（同項ただし書の規定に基づき同項の申告書を提出しない給与所得者にあっては、当該給与所得者が、総務省令で定めるところにより、当該市町村に対して直接に又は当該給与所得者に係る附則第三十五条の二の四第一項の上場株式等取引報告書を提出する義務を有する証券業者を通じて、給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたとき）」とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（上場株式等取引報告書の提出義務違反に関する罪）

第三十五条の二の五　前条第一項の規定によって提出すべき上場株式等取引報告書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした上場株式等取引報告書を提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則第三十五条の三第一項中「を払込み」の下に「（これらの株式の発行に際してするものに限る。以下本条において同じ。）」を加える。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条　削除

附則第三十九条第五項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「附則第三十九条第四項」の下に「と、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは「附則第十五条から第十五条の三まで又は第三十九条第四項」」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三百六十二条第一項、第三百六十四条、第三百六十四条の二、第三百七十三条第六項及び第三百八十九条第一項の改正規定、第四百十条の改正規定（「二月末日」を「三月三十一日」に改める部分に限る。）、第四百十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第四百十五条から第四百十七条まで、第四百十九条、第四百三十二条第一項、第七百四十三条第一項、第七百四十五条第一項、第七百四十七条及び附則第十五条の四の改正規定、同条を附則第十五条の五とし、附則第十五条の三の次に一条を加える改正規定、附則第十六条に一項を加える改正規定、附則第二十八条第三項、第二十九条、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の二第一項及び第三十五条の二の三の改正規定、同条を附則第三十五条の二の六とし、附則第三十五条の二の二の次に三条を加える改正規定並びに附則第三十九条第五項の改正規定並びに次条第二項、附則第四条第二項並びに第五条第八項及び第九項の規定　平成十五年一月一日

二　第三百四十八条第二項第二十七号及び第三百四十九条の三第二十三項の改正規定、第三百八十二条の次に二条を加える改正規定、第三百八十七条に二項を加える改正規定並びに第三百九十四条の改正規定　平成十五年四月一日

三　第二十四条第五項、第五十二条第二項第三号、第七十二条の五第一項第九号、第二百九十四条第七項、第三百十二条第三項第三号及

び第七百一条の三十二の改正規定、第七百一条の三十四の改正規定(同条第三項に係る部分を除く。)、附則第十一条に三項を加える改正規定(同条第三十二項に係る部分に限る。)並びに附則第三十四条の二第二項、第五項及び第七項の改正規定　マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第　号)の施行の日

四　第七十三条の二十七の四の改正規定　都市再開発法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第　号)の施行の日

五　第五百八十六条第二項第一号の二十七の次に七号を加える改正規定、同項第十四号及び第七百一条の三十四第三項の改正規定、附則第三十二条の四に四項を加える改正規定(同条第十二項から第十四項までに係る部分に限る。)、附則第三十二条の七第九項の改正規定並びに同項を同条第七項とし、同条に四項を加える改正規定(同条第十項及び第十一項に係る部分を除く。)並びに附則第六条第六項から第十一項までの規定　沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第　号)の施行の日

六　第五百八十六条第二項第二号の改正規定及び附則第十五条第六項の改正規定(同項第四号に係る部分に限る。)並びに附則第六条第十二項の規定　土壌汚染対策法(平成十四年法律第　号)の施行の日

七　第五百八十六条第二項第二十七号の四の次に一号を加える改正規定及び同項第二十八号の改正規定　自然公園法の一部を改正する法律(平成十四年法律第　号)の施行の日

八　附則第十一条第九項の改正規定(「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める部分に限る。)　都市再開発法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第　号)第三条の規定の施行の日

九　附則第十一条第三十項の改正規定(同項を同条第二十八項とする部分を除く。)及び同条第三十一項の改正規定(同項を同条第二十九項とする部分を除く。)　水産業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第　号)の施行の日

十　附則第三十二条の四に四項を加える改正規定(同条第十五項に係る部分(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第二条第一項第六号トに掲げる施設に係る部分に限る。)に限る。)　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成十四年法律第　号)の施行の日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条　次項に定めるものを除き、改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法附則第三十五条の二の三から第三十五条の二の五までの規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

3　新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第十条第八項の規定は、同項に規定する決定が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該決定を受けて行う保険業法(平成七年法律第百五号)第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社(次項において「破綻保険会社」という。)の保険契約の移転に係る移転契約に基づく不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十条第八項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、新法附則第三十一条の二の二第一項中「第三十二項」とあるのは「第三十二項若しくは地方税法の一部を改正する法律(平成十四年法律第　号)附則第三条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十条第八項」とする。

3　旧法附則第十条第九項の規定は、同項に規定する委託の申出が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該委託を受けて行う破綻保険会社、保険業法第二百七十条の三の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第百七十四条第九項に規定する清算保険会社の資産の買取りによる不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十条第九項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、新法附則第三十一条の二の二第一項中「第三十二項」とあるのは「第三十二項若しくは地方税法の一部を改正する法律(平成十四年法律第　号)附則第三条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十条第九項」とする。

4　旧法附則第十一条第十三項の規定は、同項に規定する不動産の取得が施行日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは「平成十六年三月三十一日」とする。

(市町村民税に関する経過措置)

第四条　次項に定めるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法附則第三十五条の二の三から第三十五条の二の五までの規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

3　新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の

市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第三百八十二条の二、第三百八十二条の三、第三百八十七条、第三百八十九条、第四百十条第一項及び第七百四十三条の規定を除く。）中固定資産税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　施行日前に取得された旧法第三百四十八条第二項第二十五号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　新法第三百四十九条の三第一項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　新法第三百四十九条の三第二十四項の規定は、平成十四年一月二日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十四年一月一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第二十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　新法第三百四十九条の三第三十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　新法第三百四十九条の三第二十九項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7　新法第三百四十九条の三第四十項の規定は、平成十四年一月二日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8　新法第三百六十四条、第四百十一条第二項、第四百十五条から第四百十七条まで、第四百十九条、第四百三十二条、第七百四十七条、附則第十五条の四、附則第十六条第八項及び附則第三十九条の規定は、平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

9　平成十五年一月一日から同年三月三十一日までの間における旧法第三百九十四条の規定の適用については、同条中「記録。第四百十五条第二項及び第四百十九条第四項において同じ。」とあるのは、「記録」とする。

10　平成七年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に建設された旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11　平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する倉庫等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12　平成十四年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五条第五項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13　施行日前に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該償却資産に係る同項の規定の適用については、同項中「かかわらず、平成十二年度分及び平成十三年度分の固定資産税に限り」とあるのは、「かかわらず」とする。

14　平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15　施行日前に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該施設又は設備に係る同項の規定の適用については、同項中「かかわらず、平成十二年度分及び平成十三年度分の固定資産税に限り」とあるのは、「かかわらず」とする。

16　施行日前に取得された旧法附則第十五条第九項に規定する施設に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該施設に係る同項の規定の適用については、同項中「かかわらず、平成十年度から平成十三年度までの各年度分の固定資産税に限り」とあるのは、「かかわらず」とする。

17　平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18　平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19　昭和六十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十三項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20　平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21　平成十二年八月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22　平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十六項に規定する電気通信設備に対し

て課する固定資産税については、なお従前の例による。

23　平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十三項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

24　平成十一年七月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

25　平成十一年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

26　平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十六項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

27　平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第五十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

28　平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法附則第三十一条の三の二及び第三十一条の三の三の規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2　別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法附則第三十一条の三の二及び第三十一条の三の三の規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3　施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号の十に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地及び同日前に新築され、又は増築された同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4　施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号の二十一に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物であって施行日前に新築され、又は増築されたものの用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5　施行日前に新築され、又は増築された旧法第五百八十六条第二項第一号の二十二に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6　新法第五百八十六条第二項第一号の二十八の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

7　新法第五百八十六条第二項第一号の二十九の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

8　新法第五百八十六条第二項第一号の三十の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物であって同日以後に新築され、又は増築されるものの敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

9　新法第五百八十六条第二項第一号の三十一の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

10　新法第五百八十六条第二項第一号の三十二の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

11　新法第五百八十六条第二項第一号の三十三の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

12　新法第五百八十六条第二項第二号ヲの規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、土壌汚染対策法の施行の日以後に取得される同号に規定する施設の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

13　旧法第五百八十六条第二項第十号に規定する土地（施行日前に取得され、かつ、同号に規定する事業の用に供されたものに限る。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

14　旧法附則第三十一条の二第三項に規定する土地（平成十六年三月三十一日までに取得されるものに限る。）の取得に対して課すべき特別土地保有税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成

十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

15　施行日からマンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日の前日までの間における新法附則第三十一条の二の二第一項の規定の適用については、同項中「、第二十九項第一号若しくは第二号若しくは第三十二項」とあるのは、「若しくは第二十九項第一号若しくは第二号」とする。

16　施行日前にされた旧法附則第三十一条の三の二第一項に規定する非課税土地等予定地のための譲渡に係る土地に係る特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第七条　新法附則第三十二条第一項、第六項、第八項、第九項及び第十一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2　施行日前の旧法附則第三十二条第十項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項、第三項及び第四項並びに附則第十条第三項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十四年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十四年前の年分の個人の事業及び平成十四年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2　新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3　旧法附則第三十二条の三第一項に規定する事業のうち、平成十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十四年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

4　旧法附則第三十二条の七第八項に規定する事業のうち、同項に規定する施設に係る事業所等（新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この項において同じ。）が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（民間事業者の能力の活用により整備される特定施設に関する経過措置）

第十条　平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得され、又は建設されて事業の用に供された旧法附則第三十八条第二項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2　平成十四年三月三十一日までに取得され、又は建設されて事業の用に供された旧法附則第三十八条第四項に規定する家屋の敷地である土地（同項に規定する認定事業者が施行日前に取得したものに限る。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3　旧法附則第三十八条第八項に規定する事業のうち、同条第六項に規定する特定施設に係る事業所等（新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいい、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新設されたものに限る。）が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該特定施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六条に規定する認定事業者が行う事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第九条　次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する倉庫等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条　地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項の表以外の部分中「地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「平成十二年改正後の地方税法」という。）」を「地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）による改正後の地方税法（以下この項において「平成十四年改正

後の地方税法」という。）に、「平成十二年改正後の地方税法第七十三条の二十七の二第一項」を「平成十四年改正後の地方税法第七十三条の二十七の二第一項」に、「平成十二年改正後の地方税法附則第十一条第二項」を「平成十四年改正後の地方税法附則第十一条第三項」に、「同条第十二項に規定する道路一体建物に係る道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の六第一項に規定する協定が締結された場合、平成十二年改正後の地方税法附則第十一条の四第三項第一号」を「平成十四年改正後の地方税法附則第十一条の四第三項第一号」に、「平成十二年改正後の地方税法第七十三条の十四第八項」を「平成十四年改正後の地方税法第七十三条の十四第八項」に、「附則第十一条第二項若しくは第十二項」を「附則第十一条第二項」に、「平成十二年改正後の地方税法附則第十一条の五第一項」を「平成十四年改正後の地方税法附則第十一条の五第一項」に、「平成十二年改正後の地方税法の」を「平成十四年改正後の地方税法の」に改め、同項の表附則第十一条第二項の項中「附則第十一条第二項」を「附則第十一条第三項」に改め、同表附則第十一条第十二項の項を削る。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第五項の表以外の部分中「地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「平成十二年改正後の地方税法」という。）」を「地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号）による改正後の地方税法（以下この項において「平成十四年改正後の地方税法」という。）」に、「平成十二年改正後の地方税法附則第十一条第二項」を「平成十四年改正後の地方税法附則第十一条第三項」に、「同条第十二項に規定する道路一体建物に係る道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の六第一項に規定する協定が締結された場合、平成十二年改正後の地方税法附則第十一条の四第三項第一号」を「平成十四年改正後の地方税法附則第十一条の四第三項第一号」に、「平成十二年改正後の地方税法第七十三条の十四第八項」を「平成十四年改正後の地方税法第七十三条の十四第八項」に、「附則第十一条第二項若しくは第十二項」を「附則第十一条第三項」に、「平成十二年改正後の地方税法第三百八十八条第一項」を「平成十四年改正後の地方税法第三百八十八条第一項」に、「平成十二年改正後の地方税法附則第十一条の五第一項」を「平成十四年改正後の地方税法附則第十一条の五第一項」に、「平成十二年改正後の地方税法の」を「平成十四年改正後の地方税法の」に改め、同項の表附則第十一条第二項の項中「附則第十一条第二項」を「附則第十一条第三項」に改め、同表附則第十一条第十二項の項を削る。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第六項の表以外の部分中「、新法第七十三条の十四第八項」を「、地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号）による改正後の地方税法（以下この項及び次項において「平成十四年改正後の地方税法」という。）第七十三条の十四第八項」に、「新法附則第十一条第二項」を「附則第十一条第三項」に、「同条第十二項に規定する道路一体建物に係る道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の六第一項に規定する協定が締結された場合、新法附則第十一条の四第三項第一号」を「平成十四年改正後の地方税法附則第十一条の四第三項第一号」に、「に新法第七十三条の十四第八項」を「に平成十四年改正後の地方税法第七十三条の十四第八項」に、「附則第十一条第二項若しくは第十二項」を「附則第十一条第三項」に、「新法第三百八十八条第一項」を「平成十四年改正後の地方税法第三百八十八条第一項」に、「新法の」を「平成十四年改正後の地方税法の」に改め、同項の表附則第十一条の五第一項」に、「新法の」を「平成十四年改正後の地方税法の」に改め、同項の表附則第十一条第二項の項中「附則第十一条第二項」を「附則第十一条第三項」に改め、同表附則第十一条第十二項の項を削り、同条第七項中「新法第七十三条の十四第八項」を「平成十四年改正後の地方税法第七十三条の十四第八項」に、「附則第十一条第二項若しくは第十二項」を「附則第十一条第三項」に改める。

（森林開発公団法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中第十二項を第十三項とし、第四項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　施行日以後に新法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合における地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号）による改正後の地方税法第七十三条の十四第十四項の規定の適用については、同項中「第二十二条の四第二項」とあるのは、「第二十二条の四第二項若しくは同法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法第二十三条第二項」とする。

理　由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充及び住宅用地に係る不動産取得税の税額の減額措置の要件の緩和等を図るほか、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設及び固定資産税における縦覧制度の見直し等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充及び住宅用地に係る不動産取得税の税額の減額措置の要件の緩和等を図るほか、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設及び固定資産税における縦覧制度の見直し等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十五万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十六万円（現行三十二万円）を加算した金額）以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないものとすること。

(二)　平成十六年度までその適用が停止されている土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額八千万円超の部分の九％（道府県民税三％、市町村民税六％）の税率を廃止するとともに、当該部分の税率を七・五％（道府県民税二％、市町村民税五・五％）とすること。

(三)　一定の特定口座を一月一日現在において管理している証券業者は、一月三十一日までに当該特定口座を有する者の前年の当該特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得の金額等をその者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された上場株式等取引報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出することとするほか、前年中に当該特定口座に係る上場株式等の譲渡に係る所得以外の所得を有しなかった者、前年中に当該特定口座に係る上場株式等の譲渡に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかった者並びに前年中に当該特定口座に係る上場株式等の譲渡に係る所得及び公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者については、道府県民税及び市町村民税の申告書を提出することを要しないものとすること。

2　事業税

マンション建替組合が行う収益事業について、事業税を課税するものとすること。

3　地方消費税

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律等の規定により還付加算金を付して消費税額を還付する場合において、貨物割についても還付加算金を付して還付するため、所要の規定を整備すること。

4　不動産取得税

(一)　住宅用地に係る税額の減額措置について、適用対象となる要件の緩和を行うこと。

(二)　再開発会社が市街地再開発事業の施行に伴い取得する不動産について、次の措置を講ずること。

(1)　第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得する施設建築物に係る不動産を一定期間内に一定の者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除

(2)　第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得する施設建築物（対価の給付のために取得する建築施設の部分を除く。）に係る不動産を一定期間内に一定の者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除

(3)　第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得する対価の給付のための建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を工事完了の公告の日の翌日に一定の者又は国、地方公共団体等が取得した場合の当該不動産に係る納税義務の免除

(三)　マンション建替事業により一定の従前居住者が取得する施行再建マンションの敷地の用に供する土地（住宅の用に供するものを除く。）又は売渡し請求を受けて区分所有権及び敷地利用権を売り渡した者等が取得する施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地（住宅の用に供するものを除く。）について、当該取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。

5　固定資産税

(一)　固定資産課税台帳の閲覧制度を創設すること。

(1)　市町村長は、納税義務者その他の者の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産について記載されている部分を閲覧に供しなければならないこととすること。

(2)　納税義務者に対する固定資産課税台帳の閲覧は、土地名寄張又は家屋名寄張の閲覧の方法によることができるものとすること。

(二)　市町村長は、納税義務者その他の者の請求があったときは、これらの者に係る固定資産に関して固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付しなければならないこととすること。

(三)　固定資産の価格等の決定期限等を三月三十一日（現行二月末日）とすること。

(四)　市町村長は、固定資産の価格等を決定した場合においては、遅滞なく、地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面を一般の閲覧に供しなければならないこととすること。

(五)　市町村長は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した場合には、直ちに、その旨を公示しなければならないこととすること。

(六)　固定資産課税台帳の縦覧制度を次のとおり改めること。

(1)　市町村長は、毎年三月三十一日までに、固定資産税を課することができる土地及び家屋について、次に掲げる事項を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を作成しなければならないこととすること。

ア　土地価格等縦覧帳簿　所在、地番、

地目、地積、価格

イ　家屋価格等縦覧帳簿　所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

(2)　市町村長は、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成を電磁的記録によって行うことができることとすること。

(3)　市町村長は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるよう、毎年四月一日から、四月二十日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、土地価格等縦覧帳簿を土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に、家屋価格等縦覧帳簿を家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならないこととすること。

(4)　市町村長は、道府県知事の勧告を受けて土地又は家屋の価格等を修正する場合には、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を作成し、その作成の日から二十日以上の期間、土地価格等縦覧帳簿を土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に、家屋価格等縦覧帳簿を家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならないこととし、固定資産の価格等を修正して固定資産課税台帳に登録した場合には、直ちに、その旨を公示しなければならないこととすること。

(七)　市町村長は、固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日(現行固定資産課税台帳を縦覧に供した日)以後において登録された価格等に重大な錯誤があること等を発見した場合においては、直ちに価格等の修正等をして、これを固定資産課税台帳に登録しなければならないこととすること。

(八)　固定資産評価審査委員会に対する審査申出期間を、固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日から、納税通知書の交付を受けた日後六十日までの間(現行縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後三十日までの間)等とすること。

(九)　一般と蓄場の設置者が取得した獣畜の処理を衛生的に行うための一定の衛生設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象を牛の処理を衛生的に行うための一定の衛生設備に限定したうえ、その対象資産の取得期限を平成十六年三月三十一日まで延長すること。

(十)　新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成十六年三月三十一日まで延長すること。

6　特別土地保有税

(一)　土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、平成十三年四月一日において徴収猶予を受けている者に限り適用する要件を廃止するとともに、当該譲受者又は当該事業計画を変更した者が恒久的な建物、施設等の用に供する土地として使用し、又は使用される場合もその対象とすること。

(二)　沖縄振興特別措置法の制定に伴い、同法に規定する離島において宿泊施設等の敷地等の用に供する土地又はその取得に対しては、非課税とすること。

(三)　マンション建替事業により一定の従前居住者が取得する施行再建マンションの敷地の用に供する土地(住宅の用に供するものを除く。)又は売渡し請求を受けて区分所有権及び敷地利用権を売り渡した者等が取得する施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地(住宅の用に供するものを除く。)の取得に対しては、非課税とすること。

7　自動車取得税

一定の低燃費自動車の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成十五年三月三十一日まで延長すること。

8　事業所税

(一)　沖縄振興特別措置法に規定する同意観光振興計画において定められた観光振興地域において設置される特定民間観光関連施設等に対する新増設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準となるべき事業所床面積から二分の一に相当する面積を五年間控除する特例措置を五年間に限り講ずること。

(二)　マンション建替事業によって新築される施行再建マンションで事業所等の用に供するものに対する新増設に係る事業所税の非課税措置を講ずること。

9　非課税等特別措置の整理合理化等

生物系特定産業技術研究推進機構が業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止するなど、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこと。

10　その他

(一)　その他所要の規定の整備を行うこと。

(二)　この改正は平成十四年四月一日から施行すること。ただし、一部については関係法律の施行の日等から施行すること。

なお、以上の地方税制の改正により、平成十四年度において九十一億円の減収が見込まれる。

二　議案の可決理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充を図るほか、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設及び固定資産税における縦覧制度の見直し等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十四年三月六日

総務委員長　平林　鴻三

衆議院議長　綿貫　民輔殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年二月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表道府県の項第九号、第十三号及び第十四号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表道府県の項に次の一号を加える。

十六	臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

第十二条第一項の表市町村の項第九号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第十号、第十四号及び第十五号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表市町村の項に次の一号を加える。

十七	臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

第十二条第二項の表第十四号及び第十八号中「最近の学校基本調査の結果による」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した」に改め、同表第四十六号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表第四十七号及び第五十一号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表第五十二号中「平成十年度から平成十二年度まで」を「平成十年度から平成十三年度まで」に、「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表に次の一号を加える。

五十四	臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表道府県の項第九号、第十二号及び第十三号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表道府県の項に次の一号を加える。

十五	臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正

第十三条第五項の表市町村の項第八号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第九号、第十二号及び第十三号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表市町村の項に次の一号を加える。

十五	臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正

附則第四条の見出し中「平成十三年度分」を「平成十四年度分」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「千八百億円」を「四千八百億円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）」に、「平成十三年度分」を「平成十四年度分」に、「三千九百六十九億八千万円」を「千四百億円」に改め、同項第三号中「千七百二十五億円」を「千五百七十八億円」に改め、同項第四号中「二百八十八億円」を「三百二十八億円」に改め、同項第五号中「一兆四千七百五十九億円」を「三兆千三百二十六億円」に改め、同項第六号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「十一兆七千八百六十九億四千八百七万九千円」を「十二兆八千三百十一億九千八百七万九千円」に改め、同項第七号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「二兆二千八百五億四千九百万円」を「二兆九千九百四十億三千七百万円」に改め、同項第八号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「二十八兆五千三百三億千七百九十万八千円」を「三十兆二千九百八十三億五千五百九十万八千円」に改め、同項第九号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「平成十三年度から平成二十四年度まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に、「十兆三千百九億千七百五十万円」を「十一兆七千八百六十九億四千八百七万九千円」に改め、同項第十号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「平成十三年度から平成二十二年度まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に、「一兆五千五百七十六億二千万円」を「二兆二千八百五億四千九百万円」に改め、同項第十一号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「二十六兆二千六百三十二億五千八百三十二万九千円」を「二十八兆五千三百三億千七百九十万八千円」に改め、同項第十二号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「三千百十一億二千万円」を「三千六百五十九億二千万円」に、「九百二十八億円」を「千五百三十一億円」に、「千二十二億円」を「千六百八十五億円」に、「千百二十五億円」を「千八百五十四億円」に、「千二百三十七億円」を「二千三十九億円」に、「千三百五十九億円」を「二千二百四十一億円」に、「千四百九十六億二千九百万円」を「二千四百六十六億二千九百万円」に、「三百十五億円」を「千三百八十一億八千八百万円」に改め、二万九千円」を「二十八兆五千三百三億千七百九十万八千円」に改め、同項第十二号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「六千三百二十九億円」を「五千六百八十九億円」に改め、同条第二項中「平成十三年度分」を「平成十四年度分」に改める。

附則第四条の二の前の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同条第四項中「一兆二千七百三十三億円」を「一兆三千三百八十八億円」に、「一兆四千五百五十七億円」を「一兆五千二百七十八億円」に、「一兆六千十三億六千七百五十万円」を「一兆六千八百六億六千七百五十万円」に、「三千七百六十二億円」を「四千六百三十四億円」に、「三千九百億円」を「四千八百五十九億円」に、「四千三十二億円」を「五千八十七億円」に、「四千四百三十五億円」を「五千五百九十六億円」に、「四千八百八十億円」を「六千百五十七億円」に、「五千三百六十六億三千五十七万九千円」を「六千七百七十一億三千五十七万九千円」に、「二千三百四十七億円」を「三千八百九十一億五千万円」に改め、同条第五項中「二千四百七十一億円」を「二千三百九十一億円」に、「二千五百四億円」を「二千九百五十七億円」に、「二千八百二十九億円」を「三千三百二十七億円」に、「三千百十一億二千万円」を「三千六百五十九億二千万円」に、「九百二十八億円」を「千五百三十一億円」に、「千二十二億円」を「千六百八十五億円」に、「千百二十五億円」を「千八百五十四億円」に、「千二百三十七億円」を「二千三十九億円」に、「千三百五十九億円」を「二千二百四十一億円」に、「千四百九十六億二千九百万円」を「二千四百六十六億二千九百万円」に、「三百十五億円」を「千三百八十一億八千八百万円」に改め、

同条第六項を次のように改める。

6　平成十五年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額は、平成十五年度にあつては第一項の額に第二項及び第三項の規定により加算される額並びに次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成十六年度から平成二十九年度までの各年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項から前項までの規定により加算される額及び同表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成三十年度にあつては第一項の額に第二項から前項までの規定により加算される額を加算した額とする。

年度	金額
平成十五年度	千二百六十七億円
平成十六年度	二千六百六十七億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	六千七百三十五億円
平成二十二年度	六千二百九十八億円
平成二十三年度	五千五百四十七億円
平成二十四年度	四千七百四十二億円
平成二十五年度	三千九百四十六億円
平成二十六年度	三千百二十四億円
平成二十七年度	二千三百五十一億円
平成二十八年度	千五百十六億円
平成二十九年度	七百八十四億円

附則第四条の二第七項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に、「六千五十二億七千五百六十二万二千円」を「五千三百八十億七千五百六十二万二千円」に、「千七百八十三億百八十九万七千円」を「千五百八十五億百八十九万七千円」に改める。

附則第四条の三第一項中「平成十四年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に改め、同条第二項中「当該各年度において」を「平成十五年度において」に、「当該各年度における」を「同年度における」に改め、「（平成十四年度については、当該額から次に掲げる額の合算額を控除した額）」を削り、各号を削る。

附則第四条の四第一項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。

附則第五条第一項の表第三号及び同条第二項の表第三号中「発行を許可された」を「発行について同意又は許可を得た」に改める。

附則第九条中「平成十三年度」を「平成二十三年度」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　一〇、七四四、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費		
	(1)　経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき　二二七、〇〇〇
	(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき　五、五四九、〇〇〇
	2　河川費		
	(1)　経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき　一四四、〇〇〇
	(2)　投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき　八九六、〇〇〇
	3　港湾費		
	(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　三五、五〇〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一五、〇〇〇
	(2)　投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　九、三一〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、八八〇
	4　その他の土木費		
	(1)　経常経費	人口	一人につき　一、四五〇
	(2)　投資的経費	人口	一人につき　八八二
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　五、四一五、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　五、三〇六、〇〇〇
	3　高等学校費		
	(1)　経常経費	教職員数	一人につき　八、〇八三、〇〇〇
		生徒数	一人につき　七〇、六〇〇
	(2)　投資的経費	生徒数	一人につき　五四、六〇〇
	4　特殊教育諸学校費		
	(1)　経常経費	教職員数	一人につき　五、五二七、〇〇〇
		児童及び生徒の数	一人につき　二八四、〇〇〇
	(2)　投資的経費	学級数	一学級につき　一、四三三、〇〇〇
		学級数	一学級につき　一、七四八、〇〇〇

5 その他の教育費	人口	一人につき	二、三〇〇
	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	三八二、〇〇〇
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二二八、七〇〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	五、五五八〇
2 社会福祉費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	六、八五〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四四七
3 衛生費	人口	一人につき	五、八四〇
4 高齢者保健福祉費			
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	三八、〇〇〇
(2) 投資的経費	七十歳以上人口	一人につき	三五、三〇〇
	六十五歳以上人口	一人につき	二、九七〇
5 労働費	人口	一人につき	七六二
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一〇九、〇〇〇
(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	七九、九〇〇
(2) 投資的経費			
2 林野行政費			
(1) 経常経費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、五六〇
	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一一、四〇〇
(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	八、〇一〇
3 水産行政費			
(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	二四八、〇〇〇
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	六三、二〇〇
4 商工行政費	人口	一人につき	二、七〇〇
六 その他の行政費			
1 企画振興費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	五四四
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二二〇
2 徴税費	世帯数	一世帯につき	八、三〇〇

3 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、三六一、〇〇〇
4 その他の諸費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	八二七
	人口	一人につき	二、一三〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	三八九、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 補正予算債償還費	昭和五十年度から平成十年度までの各年度における補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十六年度から平成十三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二五
十 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	六五
十一 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十二年度から平成十二年度まで	千円につき	八七

市町村				
一　消防費				
二　土木費				
1　道路橋りょう費				
(1)　経常経費	道路の面積	人口	一〇、九〇〇円	千平方メートルにつき　一一四、〇〇〇
(2)　投資的経費	道路の延長	人口	五七一、〇〇〇	一キロメートルにつき
2　港湾費				
(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	人口	三五、一〇〇	一メートルにつき
	漁港における係留施設の延長	人口	一四、七〇〇	一メートルにつき
(2)　投資的経費	港湾における外郭施設の延長	人口	九、三一〇	一メートルにつき
	漁港における外郭施設の延長	人口	六、八八〇	一メートルにつき
3　都市計画費				
(1)　経常経費	都市計画区域における人口	人口	一、三七〇	一人につき
(2)　投資的経費	都市計画区域における人口	人口	一、二〇〇	一人につき
4　公園費				
(1)　経常経費	人口	人口	六八一	一人につき
(2)　投資的経費	都市公園の面積	人口	四四、二〇〇	千平方メートルにつき
			二五八	一人につき
5　下水道費				
(1)　経常経費	人口	人口	一五〇	一人につき
(2)　投資的経費	人口	人口	一〇五	一人につき
6　その他の土木費				
(1)　経常経費	人口	人口	一、六三〇	一人につき
(2)　投資的経費	人口	人口	三三六	一人につき
三　教育費				
1　小学校費				
(1)　経常経費	児童数	児童数	四七、三〇〇	一人につき
	学級数	学級数	九五〇、〇〇〇	一学級につき
	学校数	学校数	一〇、八二五、〇〇〇	一校につき
(2)　投資的経費	学級数	学級数	八二六、〇〇〇	一学級につき
2　中学校費				
(1)　経常経費	生徒数	生徒数	四〇、〇〇〇	一人につき
	学級数	学級数	一、一五〇、〇〇〇	一学級につき
	学校数	学校数	一三、三四七、〇〇〇	一校につき
(2)　投資的経費	学級数	学級数	八二六、〇〇〇	一学級につき
3　高等学校費				

十二　公共事業等臨時特例債還費	公共事業等臨時特例対策のため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一四九	
十三　財源対策債償還費	平成六年度から平成十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	九二	
十四　減税補てん債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十年度から平成十三年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	四一	
十五　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一三七	
十六　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一四	

(1) 経常経費	教職員数	一人につき	八、一二五、〇〇〇	
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	六九、九〇〇	
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	三六、九〇〇	
(1) 経常経費	人口	一人につき	六、四四〇	
(2) 投資的経費	幼稚園の幼児数	一人につき	四〇三、〇〇〇	
四 厚生費	人口	一人につき	三二七	
1 生活保護費	市部人口	一人につき	五、四一〇	
2 社会福祉費	人口	一人につき	七、八〇〇	
(1) 経常経費	人口	一人につき	五六二	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四、一三〇	
3 保健衛生費	六十五歳以上人口	一人につき	六五、〇〇〇	
4 高齢者保健福祉費	七十歳以上人口	一人につき	三五、三〇〇	
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	二、二八〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	六、九四〇	
5 清掃費	人口	一人につき	八〇一	
(1) 経常経費	人口	一人につき	六五、五〇〇	
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	四二、六〇〇	
五 産業経済費	農家数	一戸につき	一、二五〇	
1 農業行政費	人口	一人につき	三、三五〇	
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一三二、〇〇〇	
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一三五、〇〇〇	
2 商工行政費	人口	一人につき	一、二五〇	
3 その他の産業経済費				
(1) 経常経費				
(2) 投資的経費				
六 その他の行政費				
1 企画振興費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	三、三五〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇一〇	
2 徴税費	世帯数	一世帯につき	八、九五〇	
3 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、七八〇	
	世帯数	一世帯につき	三、一二〇	
4 その他の諸費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	八、一九〇	
	面積	一平方キロメートルにつき	二、五七三、〇〇〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二四〇	
	面積	一平方キロメートルにつき	五五、六〇〇	
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
九 補正予算債償還費	昭和五十年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
十 地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十六年度から平成十三年度までの各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	二五	

十一　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	六五
十二　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八七
十三　公共事業等臨時特例債償還費	公共事業等臨時特例対策のため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一四九
十四　財源対策債償還費	平成六年度から平成十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	九二
十五　減税補てん債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十三年度から平成三十七年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	四一
十六　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	九二
十七　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一五

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第二条　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十三年度から平成三十七年度まで」を「平成十四年度から平成三十七年度まで」に改め、「、平成十三年度にあつては四十二兆五千九百七十八億千四百九十八万七千円（以下「平成十三年度分の借入金限度額」という。）」を削り、「平成十三年度分の借入金限度額から三百九十一億円を控除した額」を「四十六兆千二百三十五億九千九十八万七千円」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額		その他のもの
	地方交付税法附則第四条第一項第六号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの	
平成十六年度	九千六百五十九億円	千二百七十九億円	九千八百六十九億円
平成十七年度	一兆六百三十二億円	千四百八億円	一兆三千九百八十九億円
平成十八年度	一兆千六百八十三億五千万円	千五百四十八億円	一兆八千三百九十八億円
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円	二兆二千三百五十三億円
平成二十年度	一兆三千三百八十八億円	二千九百五十七億円	二兆五千九百八十二億円
平成二十一年度	一兆五千二百七十八億円	三千三百二十七億円	二兆九千十九億六千万円
平成二十二年度	一兆六千八百六億六千七百五十万円	三千六百五十九億二千万円	二兆七千八百七十五億四千万円

平成二十三年度	四千六百三十四億円	千五百三十一億円	二兆五千七十億五千万円
平成二十四年度	四千八百五十九億円	千六百八十五億円	二兆三千八百十一億円
平成二十五年度	五千八十七億円	千八百五十四億円	二兆四千十億六千五百万円
平成二十六年度	五千五百九十六億円	二千三十九億円	二兆二千八百三十六億二百五十万円
平成二十七年度	六千百五十七億円	二千二百四十一億円	一兆六千九百二億三千八百万円
平成二十八年度	六千七百七十一億三千五十七万九千円	二千四百六十六億二千九百万円	一兆六百六十億四千二百四十万八千円
平成二十九年度	三千八百九十一億五千万円	千三百八十一億八千八百万円	六千三百四十億三千八百万円
平成三十一年度	千三百億円	百七十三億円	三千七億円
平成三十二年度			二千三十七億円
平成三十三年度			二千百二十七億円
平成三十四年度			二千二百二十二億円
平成三十五年度			二千三百二十三億円
平成三十六年度			二千四百二十八億円
平成三十七年度			三千七百三十七億円
			三千九百五億円

附則第六条中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改める。

附則第六条の二第一項及び第六条の三第一項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。

附則第七条各号列記以外の部分中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、「平成十四年度及び」を削り、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、「平成二十九年度及び」を削り、同条第二号中「一兆二千七百三十三億円」を「一兆三千三百八十八億円」に、「一兆四千五百五十七億円」を「一兆五千二百七十八億円」に、「一兆六千十三億六千七百五十万円」を「一兆六千八百六億六千七百五十万円」に、「三千七百六十二億円」を「四千六百三十四億円」に、「三千九百億円」を「四千八百五十九億円」に、「四千三十二億円」を「五千八十七億円」に、「四千四百三十五億円」を「五千五百九十六億円」に、「四千八百八十億円」を「六千百五十七億円」に、「五千三百六十六億三千五十七万九千円」を「六千七百七十一億三千五十七万九千円」に、「二千三百四十七億円」を「二千三百九十一億五千万円」に改め、同条第三号中「二千四百七十一億円」を「二千三百九十一億円」に、「二千五百四億円」を「二千九百五十七億円」に、「二千八百二十九億円」を「三千三百二十七億円」に、「三千百十一億二千万円」を「三千六百五十九億二千万円」に、「九百二十八億円」を「千五百三十一億円」に、「千二十二億円」を「千六百八十五億円」に、「千百二十五億円」を「千八百五十四億円」に、「千二百三十七億円」を「二千三十九億円」に、「千三百五十九億円」を「二千二百四十一億円」に、「千四百九十六億二千九百万円」を「二千四百六十六億二千九百万円」に、「三百十五億円」を「千三百八十一億八千八百万円」に改め、同条第四号の表を次のように改める。

年度	金額
平成十五年度	千二百六十七億円
平成十六年度	二千六百六十七億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	六千七百三十五億円
平成二十二年度	六千二百九十八億円
平成二十三年度	五千五百四十七億円
平成二十四年度	四千七百四十二億円
平成二十五年度	三千九百四十六億円
平成二十六年度	三千百二十四億円
平成二十七年度	二千三百五十一億円
平成二十八年度	千五百十六億円
平成二十九年度	七百八十四億円

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十四年度分の地方交付税から適用する。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十四年度分の予算から適用する。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十六年度から平成三十年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十六年度から平成三十年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　地方交付税の総額の特例

(一)　平成十四年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、平成十四年度における法定加算額三千三百六億円、臨時財政対策のための特例加算額三兆千三百二十六億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金三兆五千六百四十八億七千六百万円及び同特別会計における剰余金四千八百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額五千六百八十九億円及び同特別会計借入金償還額三百九十一億円を控除した額とすること。

(二)　平成十四年度の交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち、一兆四百四十二億五千万円については、その償還金に相当する額を、平成二十年度から平成二十九年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れること。

(三)　平成十四年度の交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち、七千二百十四億八千八百万円については、その償還金に相当する額を、平成二十年度から平成二十九年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れること。

(四)　平成十五年度から平成二十九年度までの地方交付税の総額について、四千五百七十八億円を加算すること。

2　基準財政需要額の算定方法の改正

(一)　住民が主体となって行う地域づくりの推進等個性ある地方の活性化に要する経費の財源を措置すること。

(二)　少子・高齢社会に向けた地域福祉施策の充実、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置等に要する経費の財源を措置すること。

(三)　教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、教育情報化対策等教育施策に要する経費の財源を措置すること。

(四)　地方団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。

(五)　環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費の財源を措置すること。

(六)　道路、街路、公園、下水道、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費の財源を措置すること。

(七)　国土保全対策、農山漁村対策、森林・山村対策に要する経費の財源を措置すること。

(八)　中心市街地再活性化対策に要する経費の財源を措置すること。

(九)　消防救急業務の充実、災害に強い安全なまちづくり、震災対策の推進等に要する経費の財源を措置すること。

(十)　臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、「臨時財政対策債償還費」を設けること。

(十一)　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費並びに経常経費及び投資的経費に係る地方債振替措置後の所要の経費の財源を措置すること。

3　その他所要の改正を行うこと。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成十四年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

平成十四年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出において、十九兆五千四百四十八億六千三百万円が計上されている。

右報告する。

平成十四年三月六日

総務委員長　平林　鴻三

衆議院議長　綿貫　民輔殿

平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年一月二十五日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、最近における国の財政収支の状況にかんがみ、平成十四年度における公債の発行の特例に関する措置、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置及び日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例に関する措置を定めるとともに、地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第三十七号）附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金に係る国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）の適用の特例に関する

措置を定めることにより、当面の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十四年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成十五年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十四年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

（外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ）

第三条　政府は、平成十四年度において、外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）第十三条の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、千五百億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

（日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例）

第四条　日本中央競馬会は、平成十四事業年度については、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十七条の規定による国庫への納付をするほか、同法第二十九条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による特別積立金のうち五十億円（次項において「特別国庫納付金額」という。）を平成十五年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　特別国庫納付金額は、日本中央競馬会法第二十九条第一項の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。

（国債整理基金特別会計法の適用の特例等）

第五条　地方交付税法等の一部を改正する法律附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律（平成四年法律第百二号）第二条、平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律（平成五年法律第九号）第一条、平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）第六条及び平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）第五条の規定によりその償還を延期した借入金であって、平成十三年度の末日においてまだ償還されていないものについては、国債整理基金特別会計法第二条第四項の規定は、適用しない。

2　政府は、前項の借入金の償還を確実に行うため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れを適切に行うものとする。

附　則

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

理　由

最近における国の財政収支の状況にかんがみ、当面の適切な財政運営に資するため、平成十四年度における公債の発行の特例に関する措置、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置及び日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例に関する措置を定めるとともに、地方交付税法等の一部を改正する法律附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金に係る国債整理基金特別会計法の適用の特例に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、当面の財政運営を適切に行うため、平成十四年度における公債の発行の特例に関する措置等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成十四年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること等とする。

2　平成十四年度において、外国為替資金特別会計から、外国為替資金特別会計法第十三条の規定による一般会計への繰入れをするほか、千五百億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとする。

3　日本中央競馬会は、平成十四事業年度について、既定の国庫納付金のほか、特別積立金のうち五十億円を平成十五年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこととする。

4　地方交付税法等の一部を改正する法律附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち、平成十三年度の末日においてまだ償還されていないものについて、国債整理基金特別会計法第二条第四項の規定は適用しないこととし、これを定率繰入れの対象とすることとする。

二　議案の可決理由

最近における国の財政収支の状況にかんがみ、当面の適切な財政運営に資するため、平成十四年度における公債の発行の特例に関する措置、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置及び日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例に関する措置を定めるとともに、地方交付税法等の一部を改正する法律附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金に係る国債整理基金特別会計法の適用の特例に関する措置を定める必要があると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に伴う予算措置

平成十四年度一般会計予算の歳入において、特例公債の発行収入として二十三兆三千百億円、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置による受入金千五百億円及び日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例措置による納付金五十億円を計上している。

なお、地方交付税法等の一部を改正する法律附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金を定率繰入れの対象とすることに伴う国債費の減額は、二千九百七十億円である。

右報告する。

平成十四年三月六日

財務金融委員長　坂本　剛二

衆議院議長　綿貫　民輔殿

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年二月一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

租税特別措置法等の一部を改正する法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の六」を「第二十条の七」に、「特別自由貿易地域における」を「沖縄の認定法人の」に、「第八十七条の五」を「第八十七条の六」に、「・第九十条の九」を「―第九十条の九」に改める。

第三条の四の見出し中「老人等」を「障害者等」に、「限度額」を「限度額等」に改め、同条第一項中「老人等」を「障害者等」に、「及び次条」を「並びに次条第一項及び第三項」に改め、同条第二項中「老人等」を「障害者等」に改め、同条に次の四項を加える。

3　国内に住所を有する個人で年齢六十五歳以上であるもの（平成十五年一月一日において同日前に預入をした所得税法第九条の二第一項に規定する郵便貯金で同条に規定する要件を満たすものを有する者を除く。）が、同日から平成十七年十二月三十一日までの期間（以下この条及び次条において「特定期間」という。）内に預入をする同項に規定する郵便貯金（当該個人のうち身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者その他政令で定める者（以下この条並びに次条第四項及び第五項において「障害者等」という。）に該当するものが、所得税法第九条の二第一項に規定する非課税郵便貯金申込書の提出の際に、同条第二項に規定する書類のうちその者の身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳その他政令で定めるもの（以下この条及び次条において「障害者等確認書類」という。）に該当するものを提示して預入をするものを除く。）については、所得税法第九条の二の規定は、適用しない。

4　国内に住所を有する個人で年齢六十五歳以上であるものは、特定期間内は、所得税法第十条第三項に規定する非課税貯蓄申告書又は同条第四項の申告書（当該個人のうち障害者等に該当するものが、その提出の際に同条第五項に規定する金融機関の営業所等の長に同項に規定する書類（障害者等確認書類に該当するものに限る。）を提示して同項の告知をし、及び証印を受けたもの（次項において「障害者等確認申告書」という。）を除く。）については、これを提出することができないものとし、当該非課税貯蓄申告書又は同条第四項の申告書を提出する際に経由すべきこととされる同条第三項又は第四項に規定する金融機関の営業所等の長は、これを受理することができない。

5　前項の障害者等に該当する個人が、特定期間内に障害者等確認申告書を提出した場合には、その提出後特定期間内にその提出の際に経由した所得税法第十条第一項に規定する金融機関の営業所等に対し当該障害者等確認申告書に係る同項に規定する非課税貯蓄申込書を提出する場合における同条第二項の規定の適用については、同項の規定により当該金融機関の営業所等の長に提示する同条第五項に規定する書類は、障害者等確認書類に該当するものに限るものとする。

6　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四条の見出しを「（障害者等の少額公債の利子の非課税）」に改め、同条第一項及び第三項中「老人等」を「障害者等」に改め、同条に次の三項を加える。

4　国内に住所を有する個人で年齢六十五歳以上であるものは、特定期間内は、第二項において準用する所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書又は同条第四項の申告書（当該個人のうち障害者等に該当するものが、その提出の際に第一項に規定する販売機関の営業所等の長に第二項において準用する同条第五項に規定する書類（障害者等確認書類に該当するものに限る。）を提示して同項の告知をし、及び証印を受けたもの（次項において「障害者等確認特別申告書」という。）を除く。）については、これを提出することができないものとし、当該特別非課税貯蓄申告書又は同条第四項の申告書を提出する際に経由すべきこととされる第一項に規定する販売機関の営業所等の長は、これを受理することができない。

5　前項の障害者等に該当する個人が、特定期間内に障害者等確認特別申告書を提出した場合には、その提出後特定期間内にその提出の際に経由した第一項に規定する販売機関の営業所等に対し当該障害者等確認特別申告書に係る同項に規定する特別非課税貯蓄申込書を提出する場合における第二項において準用する所得税法第十条第二項の規定の適用については、同項の規定により当該販売機関の営業所等の長に提示する同条第五項に規定する書類は、障害者等確認書類に該当するものに限るものとする。

6　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条の二第一項第二号中「第七項及び第十四項」を「第八項及び第十五項」に改め、同条第十四項中「第三項」を「第四項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「住所」の下に「（第二項の規定の適用がある場合にあつては、氏名又は名称及び住所並びに適格外国証券投資信託の名称）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第三号中「第十一項」を「第十二項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「第五条の二第二項後段」を「第五条の二第三項後段」に、「又は第二項後段」を「又は第三項後段」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける一括登録国債の利子については、当該外国投資信託が次に掲げる要件を満たすもの（第九項において「適格外国証券投資信託」という。）である場合に限り、適用する。

一　当該外国投資信託が証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当すること。

二　当該外国投資信託の設定に係る受益証券の募集が、国外において、証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものに相当するものにより行われたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われていること。

三　当該外国投資信託の設定に係る受益証券の募集が国内で行われていないこと。

第六条及び第七条中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第八条第一項中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削り、同項第一号中「第五条の二第四項第六号」を「第五条の二第五項第六号」に改める。

第八条の三第六項中「国外投資信託等の配当等が内国法人から」を「国外投資信託等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この項において「特定株式投資信託の配当等」という。）を除く。）が内国法人から」に、「国外投資信託等の配当等が内国法人以外」を「国外投資信託等の配当等（特定株式投資信託の配当等を除く。）が内国法人以外」に、「次の各号」を「同号及び第二号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等（特定株式投資信託の配当等に限る。）が内国法人から支払を受けるものであるときは第三号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等（特定株式投資信託の配当等に限る。）が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第四号」に改め、同項に次の二号を加える。

三　当該国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の六第一項第二号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

四　当該国外投資信託等の配当等については、これを国内において第八条の六第一項第二号に規定する内国法人から支払を受ける特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等とみなす。

第八条の六第一項第二号中「特定株式投資信託」を「内国法人から支払を受けるべき特定株式投資信託」に改め、「配当等」の下に「（国外において支払われるものを除く。）」を加える。

第九条第一項第七号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定株式投資信託のうちその信託財産を外国株価指数（外国法人の株式についての株価指数として政令で定めるものをいう。）に採用されている銘柄の外国法人の株式に投資を行うもの（第三項において「外国株価指数連動型特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る配当等

第九条第三項中「特定株式投資信託の」を「特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の」に改め、同条第四項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

第九条の四第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第十条第二項中「平成十四年」を「平成十五年」に改める。

第十条の二第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「、第三号又は第五号」を「又は第三号」に改め、「（同号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該減価償却資産の取得価額が当該一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」を削り、同項第五号を削る。

第十条の三を削る。

第十条の四第四項中「第十条の七第四項」を「第十条の五第四項又は第十条の六第四項」に改め、同条第十項中「第十条の四第三項から第五項まで」を「第十条の三第三項から第五項まで」に改め、同条第十四項第二号中「第十条の四第十一項」を「（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の三第十一項」に改め、同条を第十条の三とする。

第十条の五第四項中「第十条の七第四項」を「次条第四項又は第十条の六第四項」に改め、同条第十項中「第十条の五第三項から第五項まで」を「第十条の四第三項から第五項まで」に改め、同条第十四項第二号中「第十条の五第十一項」を「第十条の四第十一項」に改め、同条を第十条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五　青色申告書を提出する個人で沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第　号）第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する経営革新のための事業を行う同条に規定する特定中小企業者であるものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「指定期間」という。）内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該承認経営革新計画に定める機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備（以下この条において「経営革新設備等」という。）で政令で定める規模のもの（以下この項から第四項まで及び第七項において「特定経営革新設備等」という。）を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項及び第四項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定経営革新設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定経営革新設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十四（建物及びその附属設備については、百分の二十）に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定経営革新設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該特定経営革新設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定経営革新設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定経営革新設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定経営革新設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない特定経営革新設備等を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該個人の営む事業の用に供した場合において、当該特定経営革新設備等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項及び第五

項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない経営革新設備（経営革新設備等のうち建物及びその附属設備以外のものをいう。以下この項において同じ。）を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを沖縄県の地域内において当該個人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条第四項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した経営革新設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十五に相当する金額（以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した特定経営革新設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、当該金額を控除する。

5　青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した経営革新設備等につき第三項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第三項又は第四項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額（その年の前年以前四年内の年において第四項の規定の適用を受けた同項に規定する経営革新設備をその年において当該個人の営む事業の用に供しなくなった場合（当該経営革新設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該合計額から当該経営革新設備を当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）をいう。

7　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定経営革新設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9　第五項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10　その年分の所得税について第三項から第五項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五第三項から第五項まで（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

11　第四項に規定する経営革新設備につき同項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年において、当該経営革新設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該経営革新設備を当該個人の営む事業の用に供しなくなった場合（事業の廃止、当該経営革新設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該経営革新設備につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額のうち当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額については、これらの規定の適用がなかったものとし、当該個人は、当該事業の用に供しなくなった日から四月以内に、第四項又は第五項の規定による控除を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期間内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

12　前項の規定を適用する場合における同項の事業の用に供しなくなった第四項に規定する経営革新設備に係る同項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第十一項の規定に該当することとなった場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであった所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

14　第十一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第十一項に規定する提

出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第十条の五第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十条の六を削る。

第十条の七第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「以下第四項まで」を「以下この項から第四項まで」に改め、同条第十項中「第十条の七第三項から第五項まで」を「第十条の六第三項から第五項まで」に改め、同条第十四項第二号中「第十条の七第十一項」を「第十条の六第十一項」に改め、同条を第十条の六とする。

第十一条第一項中「第四号」を「第三号」に改め、同項の表の第一号中「百分の十六」の下に「（当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十二）」を加え、同表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号中「とする」を「とし、当該機械その他の設備については百分の十とする」に改め、同号を同表の第三号とする。

第十一条の二第一項中「百分の十」を「百分の九」に改める。

第十一条の三第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年六月三十日」に、「百分の十四」を「百分の十二」に、「百分の七」を「百分の六」に改める。

第十一条の四第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第十一条の五第一項の表の第一号中「当該設備であつて」の下に「、電気信号の伝送を超高速かつ広帯域で行うものとして政令で定めるものについては百分の六とし、」を加え、「又は変換」を「若しくは変換」に改め、「著しいもの」の下に「又は電気信号の伝送の経路を制御するための機能を有するもの」を加え、「、百分の十二」を「百分の十二とする。」に改め、同表の第三号中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改める。

第十一条の六第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第十一条の七第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の二十三」に改め、同項に次の一号を加える。

三　再生資源の分別回収を行うための機械その他の減価償却資産で建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第六項に規定する特定建設資材廃棄物の同条第四項に規定する再資源化に資するものとして政令で定めるもの　百分の十四

第十一条の八第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「百分の二十二」を「百分の二十」に改める。

第十二条の見出しを「（特定地域における工業用機械等の特別償却）」に改め、同条第一項の表の第一号を削り、同表の第二号中「百分の十」を「百分の九」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号中「沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第十一条第一項」を「沖縄振興特別措置法第三十五条第一項」に、「工業等開発地区」を「産業高度化地域」に改め、「機械及び装置」の下に「、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同表の第五号とし、同表の第七号中「沖縄振興開発特別措置法第二十三条第一項」を「沖縄振興特別措置法第四十一条第一項」に、「第二十三条の二第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号中「沖縄振興開発特別措置法第二条第二項」を「沖縄振興特別措置法第三条第三号」に改め、同号を同表の第七号とする。

第十三条第三項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第十三条の二の見出しを「（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項中「（当該機械設備等が第一号に定める漁船である場合には、百分の十六）」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二　当該個人が、適用年の十二月三十一日において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者に該当し、かつ、当該適用年において同項に規定する指定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合　機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

第十三条の二第二項中「又は認定」を削る。

第十三条の三第一項中「第三号」の下に「又は第四号」を加え、「とし、第四号に定める資産である場合には百分の十四」を削り、同項第三号及び第四号中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

（漁業経営改善計画を実施する個人の漁船の割増償却）

第十三条の四　青色申告書を提出する個人で、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第四条第一項の認定を受けた漁業者であるものが、供用期間内の日の属する各年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において当該認定に係る同条第一項に規定する改善計画（以下この項において「認定改善計画」という。）に従つて漁業経営の改善のための措置を実施している場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）には、その年の十二月三十一日において当該個人の有する漁船のうちその年又はその年の前年以前四年内の各年において当該認定改善計画に従つて取得し、又は建造して当該個人の漁業の用に供されたもの（取得してその用に供されたものにあつては、その取得の時において建造の後事業の用に供されたことのないものに限る。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該漁船について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の十四に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該漁船の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項に規定する供用期間とは、同項に規定する漁船を漁業の用に供した日から同日以後五年を経過する日までの期間でその用に供し

ている期間をいう。

3　第十二条の三第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける漁船の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十三条の四第一項の」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「前項、第十三条第一項、第十三条の二第一項又は第十三条の三第一項」とあるのは「第十三条の四第一項」と、「これらの」とあるのは「同項の」と読み替えるものとする。

4　第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十二条の三第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十四条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「百分の百三十二」を「百分の百三十」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十」に改め、同項第二号ロ(1)中「第八条第一項第三号の高度利用地区」を「第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域」に改める。

第十四条の二第一項中「百分の百十一」を「百分の百十」に改め、同条第二項第四号中「認定建築物（政令」を「計画に係る同法第二条に規定する特定建築物のうち政令で定める要件を満たすもの（当該計画が政令で定める計画である場合には、政令」に改める。

第十五条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「百分の百十六」を「百分の百十二」に改める。

第十八条第一項第二号中「第四条第一項」の下に「（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「同法第二条第三項」を「中小企業経営革新支援法第二条第三項」に改め、「第四条第三項」の下に「（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「同法第二条第二項」を「中小企業経営革新支援法第二条第二項」に、「又は同法」を「若しくは沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等又は中小企業経営革新支援法」に、「同法第十三条第二項」を「沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合及び中小企業経営革新支援法第十三条第二項」に改め、同項第六号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第十九条第一号中「から第十条の五まで又は第十条の七」を削る。

第二十条の二第一項の表の第一号中「百分の十三」を「百分の十」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に、「百分の十五」を「百分の十」に、「百分の九」を「百分の七」に改め、同表の第二号中「相当する金額」の下に「（当該計算した金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額の百分の八に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の六に相当する金額との合計額）」を加える。

第二十条の三第一項中「平成十四年」を「平成十六年」に改める。

第二十条の五第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第二章第二節第二款中第二十条の六の次に次の一条を加える。

（日本国際博覧会出展準備金）

第二十条の七　国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、平成十四年から平成十七年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失（以下この項及び次項において「出展費用等」という。）に充てるため、当該出展費用等の額として政令で定めるところにより計算した金額に、その年において事業を営んでいた期間（当該出展参加契約を締結した日（その日が平成十四年七月一日前である場合には、同日）前の期間及び平成十七年三月二十五日以後の期間を除く。）の月数を乗じてこれを二十三で除して計算した金額以下の金額を日本国際博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2　前項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、出展費用等の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における日本国際博覧会出展準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3　第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一　第一項の出展をしないこととなった場合　その出展をしないこととなった日における日本国際博覧会出展準備金の金額

二　平成十八年三月二十四日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合　その日における日本国際博覧会出展準備金の金額

三　事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合　その譲渡し、又は廃止した日における日本国際博覧会出展準備金の金額

四　前項、前三号及び次項の場合以外の場合において日本国際博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における日本国際博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における日本国際博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該日本国際博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5　第一項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第二十条の二第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　第二十条の二第六項から第八項までの規定は、第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の日本国際博覧会出展準備金に係る事業を承継した場合について準用する。この場合において、同条第六項中「、青色申告書」とあるのは「青色申告書」と、「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき又はその年十二月三十一日までに第二十条の七第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約

を締結した者でないとき」と、同条第七項中「相続人が」とあるのは「相続人が、」と、「、青色申告書」とあるのは「青色申告書」と、「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに第二十条の七第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替えるものとする。

第二十六条第二項第一号中「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を削る。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「平成十四年十二月三十一日」を「平成十六年十二月三十一日」に改める。

第二十九条の二の見出しを「（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）」に改め、同条第一項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）」を「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十一第一項若しくは商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）第一条の規定による改正前の商法（以下この項において「旧商法」という。）」に、「旧商法」を「平成十三年旧商法」に、「第二百八十条ノ二十一第二項に規定する」を「第二百八十条ノ二十一第一項に規定する新株予約権（政令で定めるものに限る。以下この項において「新株予約権」という。）若しくは旧商法第二百八十条ノ十九第二項に規定する」に改め、「及び第五項」を削り、「又は旧商法」を「又は平成十三年旧商法」に改め、「あつた株式会社」の下に「又は当該株式会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資の総数の百分の五十を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める関係にある法人」を加え、「。以下この項及び次項」を「。以下この項、次項及び第五項」に、「新株引受権又は株式譲渡請求権（当該新株引受権又は株式譲渡請求権」を「新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権（当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」に、「特定新株引受権等」を「特定新株予約権等」に、「千万円を超える」を「千二百万円を超える」に改め、同項第一号中「新株引受権」を「新株予約権若しくは新株引受権」に、「から二年以内はできない」を「後二年を経過した日から当該付与決議の日後十年を経過する日までの間に行わなければならない」に改め、同項第二号中「新株引受権」を「新株予約権若しくは新株引受権」に、「千万円」を「千二百万円」に改め、同項第三号中「新株引受権」を「新株予約権若しくは新株引受権」に改め、同項第五号中「新株引受権」を「新株予約権若しくは新株引受権」に、「発行」を「発行若しくは移転」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「新株引受権」を「新株予約権若しくは新株引受権」に、「株式の」を「株式の移転若しくは」に、「第二百八十条ノ十九第二項又は旧商法」を「第二百八十条ノ二十一第一項若しくは旧商法第二百八十条ノ十九第二項又は平成十三年旧商法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該新株予約権については、譲渡をしてはならないこととされていること。

第二十九条の二第二項中「特定新株引受権等」を「特定新株予約権等」に改め、同条第四項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改め、同条第五項中「取締役若しくは使用人である個人又は当該個人の相続人」を「取締役等又は権利承継相続人」に、「新株引受権又は株式譲渡請求権」を「特定新株予約権等」に改め、同条第六項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改め、同条第七項中「規定の特例」の下に「、特定株式の取得に係る同法第二百二十八条の二の規定の特例」を加える。

第三十条の二第一項中「第十一条第五項の規定、同法第十八条の二第三項の規定その他の政令で定める規定」を「第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、「又は第十八条第一項」を削り、「同法第十八条の二第一項又は第十八条の四第一項に規定する特定森林施業計画（政令で定めるものを除く。）及び同法第十八条の三第一項又は第十八条の四第三項に規定する一般森林施業計画を含むものとし、同法第十六条（同法第十八条第二項の規定により適用される場合又は同法第十八条の三第三項若しくは第十八条の四第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第五項において同じ。）又は第十八条の三第四項の規定その他政令で定める規定」を「同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定」に改め、同条第五項中「第十八条の三第四項の規定その他政令で定める規定」を「木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定」に改め、同条第八項中「第五項に規定する森林施業計画の同項の」を「森林施業計画につき第五項に規定する」に改める。

第三十一条第一項第二号中「四千万円を超え八千万円以下である」を「四千万円を超える」に改め、同項第三号を削る。

第三十一条の二第二項第三号及び第四号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同項第十二号中「第七号」を「第五号、第八号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第七号」を「第五号、第八号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「前号」を「前二号」に、「第九号から第十二号まで」を「第十号から第十三号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第七号又は第九号から第十二号まで」を「前号、第八号又は第十号から第十三号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第　号）第十五条第一項若しくは第六十四条第一項の請求又は同法第五十六条第一項の申出に基づく同法第二条第四号に規定するマンション建替事業の同条第五号に規定する施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの

第三十一条の二第三項中「前項第七号から第十二号まで」を「前項第八号から第十三号まで」に改め、同条第五項中「第二項第七号から第十号まで」を「第二項第八号から第十一号まで」に、「同項第十一号若しくは第十二号」を「同項第十二号若しくは第十三号」に、「第二項第七号から第十二号まで」を「第二項第八号から第十三号まで」に改め、同条第七項中「第二項第七号から第十二号まで」を「第二項第八号から第十三号まで」に改める。

第三十三条第一項第一号中「場合」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を加え、同項第二号、第三号の二及び第六号中「取得するとき」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を加え、同項第六号の二中「場合」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を加え、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「見込」を「見込み」に改め、同条第三項第一号中「該当するとき」の下に「（政令で定

める場合に該当する場合を除く。」を加え、同項第二号中「取りこわし」を「取壊し」に改め、「取得するとき」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を加える。

第三十三条の三に次の三項を加える。

4　個人が、その有する資産（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につきマンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第四号に規定するマンション建替事業が施行された場合において、当該資産に係る同法の権利変換により同条第七号に規定する施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権（同条第十三号に規定する敷地利用権をいう。）を取得したときは、第二十八条の四、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該権利変換により譲渡した資産（次項において「変換前資産」という。）の譲渡がなかつたものとみなす。

5　前項の規定の適用を受けた場合において、同項の施行再建マンションに関する権利を取得する権利につき譲渡、相続、遺贈又は贈与があつたときは、政令で定めるところにより、当該譲渡、相続、遺贈又は贈与のあつた日において変換前資産の譲渡、相続、遺贈又は贈与があつたものとみなして第二十八条の四、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条、第三十五条、第四十条若しくは第五十九条の規定を適用し、当該施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は同項の施行再建マンションに係る敷地利用権につきマンションの建替えの円滑化等に関する法律第八十五条の規定により同条に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなつたときは、そのなつた日において変換前資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分につき譲渡があつたものとみなして第二十八条の四、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定を適用する。

6　前項の規定の適用がある場合における第三十一条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定の特例については、政令で定める。

第三十三条の四第三項中「掲げる資産」を「定める資産」に改め、同項第一号中「取りこわし」を「取壊し」に、「土地収用法」を「、土地収用法第十五条の七第一項の規定による仲裁の申請（同日以前にされたものに限る。）に基づき同法第十五条の十一第一項に規定する仲裁判断があつた場合、同法」に改める。

第三十三条の六第一項中「権利又は」を「権利」に、「権利の取得」を「権利又はマンションの建替えの円滑化等に関する法律第七十一条第二項の規定による施行再建マンションの区分所有権（政令で定めるものに限る。）の取得」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第二項中「第三十三条の三第二項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第三十四条の二第二項第二号中「又は第三十三条の二第一項第一号に掲げる場合」を「若しくは第三十三条の二第一項第一号に掲げる場合又は政令で定める場合」に改め、同項第十三号中「場合（」の下に「第三十三条第一項第二号若しくは第三十三条の二第一項第一号に掲げる場合又は」を加え、同項第二十五号を同項第二十六号とし、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　土地等につきマンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第四号に規定するマンション建替事業が施行された場合において、当該土地等に係る同法の権利変換により同法第七十五条の規定による補償金（当該個人（同条第一号に掲げる者に限る。）がやむを得ない事情により同法第五十六条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき又は当該土地等が同法第十五条第一項若しくは第六十四条第一項の請求（当該個人にやむを得ない事情があつたと認められる場合として政令で定める場合にされたものに限る。）により買い取られたとき。

第三十四条の二第三項中「又は第十七号から第二十号まで」を「、第十七号から第二十号まで又は第二十三号」に改める。

第三十四条の三第二項第一号及び第二号中「前条第二項第二十五号」を「前条第二項第二十六号」に改め、同項第三号中「第二十五号」を「第二十六号」に改め、同項第四号中「第七号において同じ。」を削り、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十七条第一項の表の第九号中「低開発地域工業開発促進法」の下に「（昭和三十六年法律第二百十六号）」を加える。

第三十七条の九の二第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十第二項中「この項、第六項及び次条」の下に「から第三十七条の十一の四まで」を加え、同条第三項第一号中「及び新株引受権」を「、新株の引受権及び新株予約権」に改め、同項第三号中「転換社債」を「新株予約権付社債」に、「を含む。）及び新株引受権付社債（」を「及び」に改める。

第三十七条の十一第一項中「限る。以下この条、次条」を「限る。以下この条から第三十七条の十一の四まで」に、「含む。以下この条から第三十七条の十一の五まで」に改める。

第三十七条の十一の二の次に次の三条を加える。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第三十七条の十一の三　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、特定口座（その者が二以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。次項において同じ。）に上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされている上場株式等（以下この条から第三十七条の十一の五までにおいて「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等（第三十七条の十第三項に規定する株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2　証券取引法第百六十一条の二第一項の規定による信用取引（以下この条及び次条において「信用取引」という。）を行う居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等信用取引契約に基づき上場株式等の信用取引を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買い付けた取引の決済のために行う場合に限る。以下この項及び次項において「信用取引に係る上場株式等の譲渡」という。）による事業所得

の金額又は雑所得の金額と当該信用取引に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定口座　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、第一項又は前項の規定の適用を受けるため、証券業者の営業所（国内にあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に、政令で定めるところにより、その口座の名称、当該証券業者の営業所の名称及び所在地、その口座に設ける勘定の種類、その口座に保管の委託がされている上場株式等及びその口座において処理された信用取引に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算につき第一項又は前項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「特定口座開設届出書」という。）を提出して、当該証券業者との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引契約に基づき設定された上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引に係る口座（当該口座においてこれらの契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）をいう。

二　上場株式等保管委託契約　第一項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が証券業者と締結した上場株式等の保管の委託に係る契約（信用取引に係るものを除く。）で、その契約書において、上場株式等の保管の委託は当該保管の委託に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該契約に基づき当該口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において行うこと、当該特定保管勘定においては当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等（政令で定めるものを除く。）のみを受け入れること、当該特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該証券業者への売委託による方法、当該証券業者に対してする方法その他政令で定める方法によりすることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ　特定口座開設届出書の提出後に、当該証券業者への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）により取得をした上場株式等又は当該証券業者から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れるもの

ロ　当該証券業者以外の証券業者に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座（ロにおいて「他の特定口座」という。）から、政令で定めるところにより、当該他の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部の移管がされる場合（当該特定口座内保管上場株式等の一部の移管がされる場合にあつては、当該移管がされる特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等はすべて当該移管がされる特定口座内保管上場株式等に含まれる場合に限る。）の当該移管がされる上場株式等

ハ　イ及びロに掲げるもののほか政令で定める上場株式等

三　上場株式等信用取引契約　前項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が証券業者と締結した上場株式等の信用取引に係る契約で、その契約書において、上場株式等の信用取引は当該信用取引に係る口座に設けられた特定信用取引勘定（当該契約に基づき当該口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において処理すること、当該特定信用取引勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引に関する事項のみを処理することその他の政令で定める事項が定められているものをいう。

4　特定口座開設届出書の提出をしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、前項第一号の証券業者の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所）を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

5　証券業者の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている特定口座開設届出書及び当該証券業者に既に特定口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出された特定口座開設届出書については、これを受理することができない。

6　前項に定めるもののほか、証券業者が特定口座につき備え付けるべき帳簿に関する事項、特定口座開設届出書を提出した個人がその提出後当該届出書に記載した事項を変更した若しくは変更する場合又は第一項若しくは第二項の規定の適用をやめようとする場合における届出に関する事項その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　証券業者は、その年において当該証券業者に開設されていた特定口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年中に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書二通を作成し、その年の翌年一月三十一日（その年の中途で上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引契約の解約による特定口座の廃止その他政令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日）までに、一通を当該証券業者の当該特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の一通を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

8　特定口座を開設する証券業者は、政令で定めるところにより前項の税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により同項の報告書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて前項の税務署長に提出すべき報告書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第十項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、前項の税務署長に提出すべき報告書とみなす。

9　前項に定めるもののほか、特定口座において処理された上場株式等の譲渡に係る所得税法第二百二十四条の三及び第二百二十五条の規定の特例その他第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、

明治二十五年二月二十一日　第三種郵便物認可

第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定口座及び当該特定口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四十一条の十二第二十三項、第四十一条の十四第七項及び第四十二条の三第一項第五号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

11　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

12　第十項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）

第三十七条の十一の四　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内においてその営業所に開設されている特定口座（前条第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引の決済（当該信用取引に係る株式等（第三十七条の十第三項に規定する株式等をいう。）の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条及び次条において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払をする証券業者は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から、政令で定めるところにより、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時までに、当該証券業者の当該特定口座を開設する営業所にこの項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類（第三項及び次条において「特定口座源泉徴収選択届出書」という。）の提出があった場合において、その年中に行われた当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引に係る差金決済により特定口座内調整所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、当該特定口座内調整所得金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2　前項に規定する特定口座内調整所得金額とは、証券業者の営業所に開設されている居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引に係る差金決済（以下この項において「対象譲渡等」という。）が行われた場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該特定口座に係る第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときにおける当該超える部分の金額をいう。

一　イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

イ　その年において当該対象譲渡等の時の以前にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額（特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る収入金額として政令で定める金額をいう。次号イ及び次項第二号において同じ。）の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額（その譲渡をした特定口座内保管上場株式等の取得に要した金額及びその譲渡に要した費用の金額として政令で定める金額をいう。次号イ及び同項第二号において同じ。）の総額を控除した金額

ロ　その年において当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引に係る差金決済により生じた差益の金額として政令で定める金額（次号ロ及び次項第二号において「差益金額」という。）の総額から当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引に係る差金決済により生じた差損の金額として政令で定める金額（次号ロ及び同項第二号において「差損金額」という。）の総額を控除した金額

二　イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

イ　その年において当該対象譲渡等の時の前にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額の総額を控除した金額

ロ　その年において当該対象譲渡等の時の前に行われた上場株式等の信用取引に係る差金決済により生じた差益金額の総額から当該対象譲渡等の時の前に行われた上場株式等の信用取引に係る差金決済により生じた差損金額の総額を控除した金額

3　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされた特定口座を開設している証券業者は、第一項の規定によりその月において当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引の差金決済に係る差益に相当する金額から徴収した所得税がある場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のその月の末日における当該特定口座に係る第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該超える部分の金額に百分の十五を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならない。

一　その月において生じた前項に規定する特定口座内調整所得金額の合計額

二　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額

イ　(1)に掲げる金額と(2)に掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

(1)　その月の属する年の一月一日からその月の末日までの間にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額の総額を控除した金額

(2)　その月の属する年の一月一日からその月の末日までの間に行われた上場株式等の信用取引に係る差金決済により生じた差益金額の総額から当該差金決済により生じた差損金額の総額を控除した金額

ロ　(1)に掲げる金額と(2)に掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

(1)　その月の属する年の一月一日からそ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

国立国会図書館　14.4.10

の月の前月の末日までの間にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額の総額を控除した金額

(2)　その月の属する年の一月一日からその月の前月の末日までの間に行われた上場株式等の信用取引に係る差金決済により生じた差益金額の総額から当該差金決済により生じた差損金額の総額を控除した金額

4　第一項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

5　前項に定めるもののほか、第一項の規定により徴収された所得税の額がある場合における所得税に関する法令の適用に関する特例その他同項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（確定申告を要しない上場株式等の譲渡に係る所得）

第三十七条の十一の五　その年分の所得税に係る前条第一項の規定の適用につき特定口座源泉徴収選択届出書を提出した特定口座（以下この項において「選択口座」という。）を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者で、当該選択口座につき次の各号に掲げる金額を有するものは、その年分の所得税については、第三十七条の十第一項（第三十七条の十一第一項又は第二項の規定により適用される場合を含む。）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第百二十一条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額の計算上当該各号に掲げる金額（当該各号に掲げる金額が同一の選択口座に係るものである場合には、当該選択口座については、第一号に掲げる金額及び第二号に掲げる金額）を除外したところにより、同法第百二十条から第百二十七条まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）及び第三十七条の十二の二第五項（第三十七条の十三第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

一　その年中にした選択口座（その者が選択口座を二以上有する場合には、それぞれの選択口座。次号において同じ。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき第三十七条の十一の三第一項の規定に基づいて計算される当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びにこれらの所得の金額の計算上生じた損失の金額

二　その年中に選択口座において処理された差金決済に係る第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額並びにこれらの所得の金額の計算上生じた損失の金額

2　前項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のその年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十四の二第一項中「政令で定めるものをいう」を「政令で定めるものをいうものとし、その譲渡が、第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされている同項に規定する特定口座（以下この項において「選択口座」という。）に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡に該当するもの及び選択口座において同項に規定する差金決済の処理が行われた同項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡に該当するものを除く」に改める。

第三十七条の十五第一項第一号中「転換社債及び新株引受権付社債」を「新株予約権付社債」に改め、同項第三号中「この項及び次項」を「この条」に、「次号及び次項」を「以下この条」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第三十七条の十六第一項に次の一号を加える。

四　国内において割引の方法により発行される社債（これに類するもので政令で定めるものを含む。）で第四十一条の十二第三項の規定の適用を受けないものを譲渡したことによる所得として政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

第三十七条の十六第二項中「前項各号」を「前項第一号から第三号まで」に改め、「公社債」の下に「又は同項第四号に規定する社債」を加える。

第四十条の二中「平成十四年十二月三十一日」を「平成十九年十二月三十一日」に改める。

第四十条の四第四項中「その他」を「その他の」に改める。

第四十一条の八の見出しを「（オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品等の非課税）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国立ハンセン病療養所等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定する国立ハンセン病療養所等をいう。）を退所した者に対して同法第十一条に規定する福祉の増進の措置として国から支給されるもので財務省令で定めるものについては、所得税を課さない。

第四十一条の十二第一項中「割引債のうち第七項第四号に掲げるもの」を「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者が同法第十条第一項の認可を受けて発行する社債及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が同法第八条第三項の認可を受けて発行する債券のうち、割引債に該当するもの（次項及び第三項において「特定割引債」という。）」に改め、同条第二項中「割引債のうち第七項第四号に掲げるもの」を「特定割引債」に改め、同条第三項中「発行者」の下に「（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。第五項及び第六項において同じ。）」を加え、「割引債のうち第七項第四号に掲げるもの」を「特定割引債」に改め、同条第七項中「で次に掲げるもの（これらに類するものとして政令で定めるものに限る。）で次に掲げるもの以外のもの」に改め、同項各号を次のように改める。

一　外貨公債の発行に関する法律第一条第一項又は第三項（同法第四条において準用する場合を含む。）の規定により発行される同法第一条第一項に規定する外貨債（同法第四条に規定する外貨債を含む。）

二　特別の法令により設立された法人が当該法令の規定により発行する債券のうち政令で定めるもの

三　短期社債等の振替に関する法律（平成十

三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する短期社債等で、当該短期社債等の発行の日から償還の日までの期間を通じて同法第四十六条第一項の加入者（個人以外のものに限る。）が同法の振替口座簿の記録により所有することとされているもの

第四十一条の十二第九項中「第五条の二第四項第五号」を「第五条の二第五項第五号」に改め、同条第十二項中「第五条の二第四項第八号」を「第五条の二第五項第八号」に、「第五条の二第四項第五号」を「第五条の二第五項第五号」に改め、同条第十八項中「第五条の二第八項」を「第五条の二第九項」に改め、同条第二十三項中「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四十一条の十四第七項及び第四十二条の三第一項第四号において同じ。）」を削る。

第四十一条の十三中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二中「第四十二条の二」を「第四十二条の二の二」に改め、同条を第四十二条の二の二とし、第四十二条の次に次の一条を加える。

（外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例）

第四十二条の二　外国金融機関等が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間において開始した所得税法第百六十一条第六号に掲げる国内源泉所得の基因となる次に掲げる債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるもの（政令で定める要件を満たすものに限る。第十項において「債券現先取引」という。）につき、特定金融機関等から同号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（以下この条において「特定利子」という。）については、所得税を課さない。

一　第五条の二第五項第六号に規定する一括登録がされている国債

二　外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券

三　外国法人が発行し、又は保証する債券で政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

2　前項の規定は、特定利子の支払を受ける外国金融機関等（第四項第一号イに掲げる外国法人に限る。）が次の各号に掲げる外国法人のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一　当該特定利子を支払う特定金融機関等の第六十六条の五第一項に規定する国外支配株主等に該当する外国法人（所得税法第百六十二条に規定する条約の我が国以外の締約国の法人を除く。）

二　居住者又は内国法人に係る第四十条の四第一項又は第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等に該当する外国法人（前号に掲げる外国法人を除く。）

三　外国法人のその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この号において「本店所在地国」という。）において当該特定利子について外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この号において同じ。）が課されないこととされている場合（当該特定利子が本店所在地国以外の国又は地域に所在する営業所又は事務所（第四項及び第七項において「営業所等」という。）において行う事業に帰せられる場合であつて、当該国又は地域において当該特定利子について外国法人税が課される場合を除く。）における当該外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

3　第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける特定利子で、その者の国内において行う事業に帰せられるものについては、適用しない。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　外国金融機関等　次に掲げる外国法人をいう。

イ　外国の法令に準拠して当該国において銀行業、証券業又は保険業を営む外国法人

ロ　外国の中央銀行

ハ　国際間の取極に基づき設立された国際機関

二　特定金融機関等　次に掲げる法人をいう。

イ　第八条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する証券業者等で金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第二項に規定する金融機関等に該当する法人（国内に営業所等を有するものに限る。）

ロ　日本銀行

5　第一項の規定の適用を受けようとする外国金融機関等は、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき特定利子につき同項の規定の適用を受けようとする旨、その者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、最初にその支払を受けるべき日の前日までに、その特定利子の支払をする者を経由してその支払をする者の当該特定利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出しなければならない。

6　前項の場合において、非課税適用申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、同項の特定利子の支払をする者においてその受理がされた時にその提出があつたものとみなす。

7　非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等は、その提出をする際、その経由する特定金融機関等の営業所等の長に当該提出をする者の法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該特定金融機関等の営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地を当該書類により確認しなければならないものとする。

8　非課税適用申告書を提出した外国金融機関等が、当該非課税適用申告書を提出した後、その名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該非課税適用申告書の提出をする際に経由した特定金融機関等から特定利子の支払を受けるべき日の前日までに、その変更をした後のその者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を当該特定金融機関等を経由して第五項に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に当該特定金融機関等から支払を受ける特定利子については、第一項の規定は、適用しない。

9　第七項の規定は、前項の規定により同項に規定する申告書を提出する外国金融機関等が当該申告書を提出する場合について準用す

る。この場合において、第七項中「非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等」とあるのは「次項に規定する申告書の提出をする外国金融機関等」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「名称」とあるのは「変更後の名称」と読み替えるものとする。

10　特定金融機関等は、非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等との間の債券現先取引につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの債券現先取引に係る契約が締結された日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

11　非課税適用申告書の提出期限その他第一項から第三項まで及び第五項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の三の見出しを「（特定短期国債等の譲渡の対価等の支払調書等の提出等に係る罰則）」に改め、同条第一項第二号中「第四十一条の十二第十九項」を「第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第十九項」に改め、「これらの調書」の下に「若しくは報告書」を加え、同項第四号中「第四十一条の十二第二十三項」を「第三十七条の十一の三第十項、第四十一条の十二第二十三項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第四十一条の十二第二十三項」を「第三十七条の十一の三第十項、第四十一条の十二第二十三項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書をその交付の期限までに同項に規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者に交付せず、又は当該報告書に偽りの記載をして当該居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者に交付した者

第四十二条の三第三項中「第四十一条の十二第十九項」を「第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二条第十九項」に改める。

第四十二条の三の二第一項中「第十条の六、第十条の七第三項から第五項まで」を「第十条の六第三項から第五項まで」に改める。

第四十二条の四第一項中「、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項」を削り、「第四十二条の九から第四十二条の十一まで、第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」を「第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで及び第六項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項」に改め、同条第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第四十二条の五第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「、第三号又は第五号」を「又は第三号」に改め、「（同号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該減価償却資産の取得価額が当該一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」を削り、同項第五号を削り、同条第二項中「、次条第二項から第四項まで及び第六項」を削り、「第四十二条の九から第四十二条の十一まで、第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」を「第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」を「第四十二条の九から第四項まで及び第六項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項」に改める。

第四十二条の六　削除

第四十二条の七第二項中「、前条第二項から第四項まで及び第六項」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一、第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」を「第四十二条の十第二項から第四項まで及び第六項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項」に改め、同条第三項中「第四十二条の十二第三項」を「第四十二条の十第三項又は第四十二条の十一第三項」に改め、同条第六項中「前条第六項、」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項」を「第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」に改める。

第四十二条の八第二項中「、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項」を削り、「次条から第四十二条の十一まで、第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」を「次条、第四十二条の十第二項から第四項まで及び第六項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項」に改め、同条第三項中「第四十二条の十第二項又は第四十二条の十二第三項」を「第四十二条の十第三項又は第四十二条の十一第三項」に改め、同条第六項中「第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」を「第四十二条の九第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」に、「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一、第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」を「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一、第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」に改める。

第四十二条の九の見出しを「（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十年法律第二十一号）の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間」を「平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内」に改め、「減価償却資産（」の下に「同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、「を取得し、又は」を「でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を」に改め、「、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項」を削り、「次条、第四十二条の十一、第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」を「次条第二項から第四項まで及び第六項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項」に改め、同項の表を次のように改める。

地区	事業	資産	割合
一　沖縄振興特別措置法第八条に規定する同意観光振興計画において同法第六条第三項第一号に規定する観光振興地域として定められている地区	同法第十六条第一項に規定する特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	当該特定民間観光関連施設に含まれる機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの	百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）
二　沖縄振興特別措置法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において同法第二十八条第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域として定められている地区	電気通信業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）、政令で定める建物及びその附属設備並びに政令で定める構築物	百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

第四十二条の六　削除

第四十二条の七第二項中「、前条第二項から第四項まで及び第六項」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一、第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」を「第四十二条の十第二項から第四項まで及び第六項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項」に改め、同条第三項中「第四十二条の十二第三項」を「第四十二条の十第三項又は第四十二条の十一第三項」に改め、同条第六項中「前条第六項、」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項」を「第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」に改める。

第四十二条の八第二項中「、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項」を削り、「次条から第四十二条の十一まで、第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」を「次条、第四十二条の十第二項から第四項まで及び第六項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項」に改め、同条第三項中「第四十二条の十第二項又は第四十二条の十二第三項」を「第四十二条の十第三項又は第四十二条の十一第三項」に改め、同条第六項中「前条第六項、」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項」を「第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」に改める。

第四十二条の九の見出しを「（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十年法律第二十一号）の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間」を「平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内」に改め、「減価償却資産（」の下に「同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、「を取得し、又は」を「でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を」に改め、「、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項」を削り、「次条、第四十二条の十一、第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」を「次条第二項から第四項まで及び第六項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項」に改め、同項の表を次のように改める。

地区	事業	資産	割合
一　沖縄振興特別措置法第八条に規定する同意観光振興計画において同法第六条第三項第一号に規定する観光振興地域として定められている地区	同法第十六条第一項に規定する特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	当該特定民間観光関連施設に含まれる機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの	百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）
二　沖縄振興特別措置法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において同法第二十八条第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域として定められている地区	電気通信業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）、政令で定める建物及びその附属設備並びに政令で定める構築物	百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

三　沖縄振興特別措置法第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）
四　沖縄振興特別措置法第四十一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区及び同法第四十二条第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）
五　沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により金融業務特別地区として指定された地区	同法第三条第十二号に規定する金融業務に係る事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに政令で定める建物及びその附属設備	百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）

第四十二条の九第六項中「自由貿易地域等」を「沖縄の特定地域」に改める。

第四十二条の十の見出しを「（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する経営革新のための事業を行う同条に規定する特定中小企業者（中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号に掲げる者を除く。）に該当するもの（以下この条において「特定中小企業者」という。）が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該承認経営革新計画に定める機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備（以下この条において「経営革新設備等」という。）で政令で定める規模のもの（第三項までにおいて「特定経営革新設備等」という。）を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小企業者の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定経営革新設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定経営革新設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の三十四（建物及びその附属設備については、百分の二十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十二条の十第十項中「第五項の」を「第六項の」に、「第四十二条の十第六項」を「第四十二条の十第五項」に、「事業化設備等」を「経営革新設備」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第一項から第三項まで」を「第二項から第四項まで」に、「第四十二条の十」を「第四十二条の十第二項から第四項まで」に、「特別中小企業者等が事業化設備等」を「特定中小企業者が経営革新設備等」に、「同条」を「同条第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第一項及び第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「事業化設備等」を「第三項に規定する経営革新設備」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二条の十第五項中「第二項に」を「第三項に」に、「事業化設備等」を「経営革新設備」に、「特定事業」を「事業」に改め、「第四十二条の六第六項、」を削り、「第四十二条の十二第六項」を「次条第六項」に、「第二項又は第三項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四十二条の七第一項若しくは同項に係る第五十二条の三第一項の規定又は第四十二条の七第二項から第四項までの規定の適用を受ける事業年度、」を削り、「特定事業」を「事業」に、「事業化設備等」を「経営革新設備等」に、「第一項又は」を「第二項又は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特別中小企業者等」を「特定中小企業者」に改め、「又は建設」を削り、「事業化設備等を」を「経営革新設備（経営革新設備等のうち建物及びその附属設備以外のものをいう。以下この項において同じ。）を」に、「地域内にある」を「地域内において」に、「特定事業の」を「事業の」に、「第四十二条の十二第三項」を「次条第三項」に、「事業化設備等（」を「経営革新設備（」に、「百分の十五（当該事業化設備等が建物及びその附属設備である場合には、百分の八）に相当する金額の合計額」を「合計額の百分の十五に相当する金額」に、「第四項」を「第五項」に、「特定事業化設備等」を「特定経営革新設備等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定中小企業者が、指定期間内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない特定経営革新設備等を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小企業者の営む事業の用に供した場合において、当該特定経営革新設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第四項まで及び第六項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六項、第四十二条の八第二項から第四項まで及び第六項、前条並びに次条第二項から第四項まで及び第六項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額

を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第四十二条の十一を削る。

第四十二条の十二第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項」を削り、「第四十二条の九から前条まで並びに第六十八条の二」を「第四十二条の九並びに前条第二項から第四項まで及び第六項」に改め、同条第六項中「第四十二条の六第六項」を削り、「第四十二条の十第五項」を「前条第六項」に改め、同条第十一項中「第四十二条の十二第二項から第四項まで」を「第四十二条の十一第二項から第四項まで」に改め、同条第十二項中「第四十二条の十二第六項」を「第四十二条の十一第六項」に改め、同条を第四十二条の十一とする。

第四十三条第一項中「第四号」を「第三号」に改め、同項の表の第一号中「百分の十六」の下に「（当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十二）」を加え、同表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号中「とする」を「とし、当該機械その他の設備については百分の十とする」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とする。

第四十四条第一項中「百分の十」を「百分の九」に改める。

第四十四条の三を次のように改める。

第四十四条の三　削除

第四十四条の四第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年六月三十日」に、「百分の十四」を「百分の十二」に、「百分の七」を「百分の六」に改める。

第四十四条の五第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第四十四条の六第一項の表の第二号中「当該設備であつて」の下に「、電気信号の伝送を超高速かつ広帯域で行うものとして政令で定めるもののについては百分の六とし、」を加え、「又は変換」を「若しくは変換」に改め、「著しいもの」の下に「又は電気信号の伝送の経路を制御するための機能を有するもの」を加え、「、百分の十二」を「百分の十二とする。」に改め、同表の第四号中「百分の六」を「百分の五」に改め、同表の第六号中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改める。

第四十四条の七第一項中「第八号から第十一号まで」を「第六号から第九号まで」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「第八号の」を「第六号の」に改め、同項の表の第一号中「第五号において同じ。」を削り、同表の第五号及び第六号を削り、同表の第七号を同表の第五号とし、同表の第八号中「以下第十二号まで」を「第十号まで」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第九号中「以下第十二号まで」を「第十号まで」に改め、同号を同表の第七号とし、同表の第十号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第四十四条の八を次のように改める。

第四十四条の八　削除

第四十四条の九第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の二十三」に改め、同項に次の一号を加える。

三　再生資源の分別回収を行うための機械その他の減価償却資産で建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二条第六項に規定する特定建設資材廃棄物の同条第四項に規定する再資源化に資するものとして政令で定めるもの　百分の十四

第四十四条の十第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「百分の二十二」を「百分の二十」に改める。

第四十五条の見出しを「（特定地域における工業用機械等の特別償却）」に改め、同条第一項の表の第一号を削り、同表の第二号中「百分の十」を「百分の九」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号中「沖縄振興開発特別措置法第十一条第一項」を「沖縄振興特別措置法第三十五条第一項」に、「工業等開発地区」を「産業高度化地域」に改め、「機械及び装置」の下に「、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同表の第五号とし、同表の第七号中「沖縄振興開発特別措置法第二十三条第一項」を「沖縄振興特別措置法第四十一条第一項」に、「第二十三条の二第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号中「沖縄振興開発特別措置法第二条第二項」を「沖縄振興特別措置法第三条第三号」に改め、同号を同表の第七号とする。

第四十六条の見出しを「（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項中「（当該資産が第一号に定める漁船である場合には、百分の十六）」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二　当該法人が、適用事業年度終了の日において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者（中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号に掲げる者を除く。）に該当し、かつ、当該適用事業年度において沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する指定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合　機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

第四十六条第二項中「同項第一号に規定する認定又は同項第二号」を「同項各号」に改める。

第四十六条の二第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第四十六条の三第一項中「、第二号に定める資産である場合には百分の十二とし、第三号に定める資産である場合には百分の十四とする。」を「第二号又は第三号に定める資産である場合には、百分の十二」に改め、同項第二号及び第三号中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第四十六条の三の次に次の一条を加える。

（漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却）

第四十六条の四　青色申告書を提出する法人で、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第四条第一項の認定を受けた漁業者であるもの（当該認定が政令で定める認定である場合には、政令で定める法人を含む。）が、供用期間内の日を含む各事業年度終了の日において当該認定に係る同項に規定する改善計画（以下この項において「認定改善計画」という。）に従って漁業経営の改善のための措置を実施している場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する漁船のうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度において当該認定改善計画に従って取得し、又は建造して当該法人の漁業の用に供されたもの（取得してその用に供されたものにあっては、その

取得の時において建造の後事業の用に供されたことのないものに限る。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十四に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額を加算した金額）とする。

2　前項に規定する供用期間とは、同項に規定する漁船を漁業の用に供した日から同日以後五年を経過する日までの期間でその用に供している期間をいう。

3　第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十七条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「百分の三十二」を「百分の三十」に、「百分の四十四」を「百分の四十」に改め、同項第二号ロ(1)中「第八条第一項第三号の高度利用地区」を「第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域」に改める。

第四十七条の二第一項中「百分の十二」を「百分の十」に改め、同条第三項第四号中「認定建築物（政令」を「計画に係る同法第二条に規定する特定建築物のうち政令で定める要件を満たすもの（当該計画が政令で定める計画である場合には、政令」に改める。

第四十八条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「百分の十六」を「百分の十二」に改める。

第五十条第一項中「第十一条第五項の規定、同法第十八条の二第三項の規定その他の政令で定める規定」を「第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、「又は第十八条第一項」を削り、「同法第十八条の二第一項又は第十八条の四第一項に規定する特定森林施業計画（政令で定めるものを除く。）及び同法第十八条の三第一項又は第十八条の四第三項に規定する一般森林施業計画を含むものとし、同法第十六条（同法第十八条第二項の規定により適用される場合又は同法第十八条の三第三項若しくは第十八条の四第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第十八条の三第四項の規定その他政令で定める規定」を「同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定」に改める。

第五十二条第一項第二号中「第四条第一項」の下に「（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「同法第二条第三項」を「中小企業経営革新支援法第二条第三項」に改め、「第四条第三項」の下に「（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「同法第二条第二項」を「中小企業経営革新支援法第二条第二項」に、「又は同法」を「若しくは沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等又は中小企業経営革新支援法」に、「同法第十三条第二項」を「沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合及び中小企業経営革新支援法第十三条第二項」に改め、同項第六号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第五十二条の二第一項中「、第四十二条の六第一項」を削り、「第四十二条の十二第一項又は第四十三条」を「第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十三条から第四十四条の二まで、第四十四条の四から第四十四条の七まで又は第四十四条の九」に改める。

第五十三条第一項第一号中「又は第四十二条の十」を削り、同項第二号中「から第四十二条の八まで又は第四十二条の十二」を「、第四十二条の七、第四十二条の八、第四十二条の十から第四十四条の二まで、第四十四条の四から第四十四条の七まで又は第四十四条の九」に改める。

第五十五条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第二十五項中「次条第一項若しくは第五項又は」を削り、「第二項若しくは」を「第二項又は」に改める。

第五十五条の二から第五十五条の四までを次のように改める。

第五十五条の二から第五十五条の四まで　削除

第五十五条の五第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第五十五条の六第七項中「第五十五条の四第五項」を「前条第五項」に改める。

第五十五条の七第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第五十五条の四第五項」を「第五十五条の五第五項」に改める。

第五十六条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五十五条の四第五項」を「第五十五条の五第五項」に改め、同条第九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第五十六条の三を削る。

第五十六条の二第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五十五条の四第五項」を「第五十五条の五第五項」に改め、同条第九項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一項」に改め、同条を第五十六条の三とする。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（新幹線鉄道大規模改修準備金）

第五十六条の二　青色申告書を提出する法人で全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十六条第一項に規定する指定所有営業主体（以下この条において「指定所有営業主体」という。）であるものが、適用事業年度において、同項の規定による承認を受けた同項に規定する引当金積立計画（同項の規定による変更の承認を受けたときは、その変更後のもの。以下この条において「承認積立計画」という。）に係る同法第十五条第二項に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設（第九項において「新幹線鉄道に係る鉄道施設」という。）の大規模改修（同条第二項に規定する大規模改修をいう。以下この条において同じ。）の実施に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により新幹線鉄道大規模改修準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該承認積立計画に従つて全国新幹線鉄道整備法第十七条第一項の規定により積み立てるべき金額の総額として政令で定める金額（次号及び第三項において「累積限度額」という。）に当該承認積立計画に記載さ

れた同法第十六条第一項第二号の積立期間（以下この条において「積立期間」という。）に含まれる当該事業年度の月数を乗じてこれを当該積立期間の月数で除して計算した金額

二　当該事業年度終了の日における当該承認積立計画に係る累積限度額から前事業年度から繰り越された当該承認積立計画に係る新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（その日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又は前事業年度終了の日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項に規定する適用事業年度とは、承認積立計画に記載された積立期間内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により全国新幹線鉄道整備法第十五条第一項の指定に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道に係る鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業（以下この条において「新幹線鉄道に係る鉄道事業」という。）の全部を移転する場合の当該合併又は当該分割型分割の日の前日を含む事業年度を除く。）をいう。

3　第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における当該承認積立計画に係る新幹線鉄道大規模改修準備金の金額が当該承認積立計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人の当該承認積立計画に記載された積立期間の末日を含む事業年度（以下この項において「最後の適用事業年度」という。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された新幹線鉄道大規模改修準備金の金額がある場合には、当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額については、当該最後の適用事業年度の翌事業年度開始の日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十（当該承認積立計画に係る工事予定期間（全国新幹線鉄道整備法第十六条第一項の規定により大規模改修に係る期間として当該承認積立計画に記載された期間をいう。次項第五号において同じ。）の月数が百二十に満たない場合には、当該工事予定期間の月数）で除して計算した金額（当該計算した金額が前事業年度から繰り越された新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転する場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第三号イに掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　新幹線鉄道に係る鉄道事業を廃止した場合　その廃止の日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

二　当該承認積立計画に係る大規模改修を完了した場合　その完了した日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

三　全国新幹線鉄道整備法第二十三条の譲渡、合併又は分割により新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合　その合併又は分割型分割の直前における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

四　全国新幹線鉄道整備法第二十二条の規定により同条に規定する大規模改修実施計画の認定を取り消された場合　その取り消された日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

五　工事予定期間の初日から一年を経過する日までに当該承認積立計画に係る大規模改修に着手しない場合　同日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

六　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

七　前二項、前各号及び次項の場合以外の場合において新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額については、前三項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十六項の規定は、適用しない。

7　第一項及び第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8　第五十五条の五第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9　青色申告書を提出する法人で指定所有営業主体であるものが、承認積立計画に記載された積立期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転する場合において、当該承認積立計画に係る新幹線鉄道に係る鉄道施設の大規模改修の実施に要する費用の支出に備えるため、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第一項各号の規定により計算される金額のうちいずれか低い金額以下の金額を新幹線鉄道大規模改修準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額その他の財務省令で定める

事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

11　第五十五条第十項から第十二項までの規定は、第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格合併により合併法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第三項の」とあるのは「第五十六条の二第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条の二第四項中」と読み替えるものとする。

12　第一項又は第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額とみなす。

13　第五十五条第十四項から第十六項までの規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十四項中「第三項」とあるのは「第五十六条の二第一項、第三項及び第四項」と、同条第十六項中「第三項の」とあるのは「第五十六条の二第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条の二第四項中」と読み替えるものとする。

14　第一項又は第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額とみなす。

15　第五十五条第十八項から第二十項までの規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十八項中「第三項」とあるのは「第五十六条の二第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十項中「第三項の」とあるのは「第五十六条の二第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条の二第四項中」と読み替えるものとする。

16　第一項又は第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額とみなす。

17　第五十五条第二十二項から第二十四項までの規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第三項」とあるのは「第五十六条の二第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十四項中「第三項の」とあるのは「第五十六条の二第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条の二第四項中」と読み替えるものとする。

18　全国新幹線鉄道整備法第二十三条の規定により指定所有営業主体とみなされた法人の新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部の移転を受けた日を含む事業年度における第一項第一号に掲げる金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十六条の四第八項中「第五十五条の四第五項」を「第五十五条の五第五項」に改める。

第五十七条第一項の表の第一号中「百分の十三」を「百分の十」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に、「百分の十五」を「百分の十」に、「百分の九」を「百分の七」に改め、同表の第二号中「相当する金額」の下に「（当該計算した金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額の百分の八に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の六に相当する金額との合計額）」を加え、同条第六項中「第五十五条の四第五項」を「第五十五条の五第五項」に改める。

第五十七条の二を次のように改める。

（日本国際博覧会出展準備金）

第五十七条の二　国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、平成十四年七月一日から平成十七年三月二十四日までの期間内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失（以下この項及び次項において「出展費用等」という。）の支出又は補てんに充てるため、当該出展費用等の額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により当該博覧会への出展をしないこととなつた場合における当該出展費用等の額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度（当該出展参加契約を締結した日（その日が平成十四年七月一日前である場合には、同日）前の期間及び平成十七年三月二十五日以後の期間を除く。）の月数を乗じてこれを二十三で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により日本国際博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、出展費用等の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における日本国際博覧会出展準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により同項の出展をしないこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することと

なつた日を含む事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　第一項の出展をしないこととなつた場合(次号に該当する場合を除く。)　その出展をしないこととなつた日における日本国際博覧会出展準備金の金額

二　合併又は分割型分割により第一項の出展をしないこととなつた場合　その合併又は分割型分割の直前の日本国際博覧会出展準備金の金額

三　平成十八年三月二十四日を含む事業年度終了の日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合　その終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額

四　解散した場合(合併により解散した場合を除く。)　その解散の日における日本国際博覧会出展準備金の金額

五　前項、前各号及び次項の場合以外の場合において日本国際博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における日本国際博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における日本国際博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該日本国際博覧会出展準備金の金額については、前二項、第七項及び第八項の規定は、適用しない。

5　第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第五十五条の五第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　第五十五条第十項及び第十一項の規定は、第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十七条の二第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

8　第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている法人が適格分割型分割により同項の出展をしないこととなつた場合(当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該日本国際博覧会出展準備金を積み立てている法人がしないこととなつた当該出展をすることとなつた場合に限る。)には、その適格分割型分割直前における当該日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の日において有する同項の日本国際博覧会出展準備金の金額とみなす。

9　第五十五条第十五項の規定は、前項の分割承継法人がその適格分割型分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。この場合において、同条第十五項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十七条の二第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

10　第七項の適格合併に係る合併法人又は第八項の適格分割型分割に係る分割承継法人の当該適格合併又は当該適格分割型分割の日を含む事業年度における第一項に規定する適用年度の月数その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の三第六項及び第五十七条の四第七項中「第五十五条の四第五項」を「第五十五条の五第五項」に改める。

第五十七条の五第十一項中「第五十五条の四第五項」を「第五十五条の五第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

18　第十一項に定めるもののほか、第一項から第十項まで及び第十二項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の六第四項中「のうち政令で定める金額」を削り、同条第七項中「第五十五条の四第五項」を「第五十五条の五第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

17　第七項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の七第十項、第五十七条の八第八項及び第五十八条の二第七項中「第五十五条の四第五項」を「第五十五条の五第五項」に改める。

第三章第三節の三の節名を次のように改める。

第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例

第五十九条の見出しを「(沖縄の認定法人の所得の特別控除)」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる法人に該当するもの(当該各号の上欄に規定する同意又は指定の日(同表の第二号の上欄に規定する指定のうち政令で定める指定にあつては、政令で定める日)以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。)が、当該各事業年度(当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間(当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間)内に終了する事業年度に限るものとし、第四十二条の九の規定又は第四十五条若しくは同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。)において、当該地区内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の三十五に相当する金額(同表の第三号の上欄に掲げる法人にあつては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の二十に相当する金額を限度とする。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	地区	事業
一　沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十八条第七項の同意の日から平成十九年三月三十一日までの間に受けた法人	同法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において同法第二十八条第三項第二号に規定する情報通信産業特別地区として定められている地区	同法第三十条第一項に規定する特別情報通信事業

二　沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十二条第一項の規定による指定の日から平成十九年三月三十一日までの間に受けた法人	同項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があったときは、その変更後の地区）	同法第四十四条第一項に規定する製造業、倉庫業又はこん包業
三　沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成十九年三月三十一日までの間に受けた法人	同項の規定により金融業務特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があったときは、その変更後の地区）	同法第五十六条第一項に規定する金融業務に係る事業

第五十九条に次の一項を加える。

5　第一項の表の各号の中欄に掲げる地区に変更があった場合における同項に規定する同意又は指定の日その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の二第五項中「第五十五条の四第五項」を「第五十五条の五第五項」に改める。

第六十一条の四第一項中「当該法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には」を「当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあっては、政令で定める金額）が五千万円以下である法人については」に、「当該各号に定める金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該交際費等の額のうち四百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）に達するまでの金額の百分の二十に相当する金額

二　当該交際費等の額が定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

第六十二条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、「第四十二条の六第六項、」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項」を「第四十二条の十一第六項」に改め、同条第四項第三号及び第四号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同項第十二号中「第七号」を「第五号、第八号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第七号」を「第五号、第八号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第六号中「前号」を「前二号」に、「第九号から第十二号まで」を「第十号から第十三号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第七号又は第九号から第十二号まで」を「前号、第八号又は第十号から第十三号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　マンションの建替えの円滑化等に関する法律第十五条第一項若しくは第六十四条第一項の請求又は同法第五十六条第一項の申出に基づく同法第二条第四号に規定するマンション建替事業の同条第五号に規定する施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの

第六十二条の三第五項中「前項第七号から第十二号まで」を「前項第八号から第十三号まで」に改め、同条第七項中「第四項第七号から第十号まで」を「第四項第八号から第十一号まで」に、「同項第十一号若しくは第十二号」を「同項第十二号若しくは第十三号」に、「同項第七号から第十二号まで」を「同項第八号から第十三号まで」に改め、同条第八項中「第四項第七号から第十二号まで」を「第四項第八号から第十三号まで」に改め、「第四十二条の六第六項、」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項」を「第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」に改め、同条第十一項第二号中「から第四十二条の十二まで」を「、第四十二条の五及び第四十二条の七から第四十二条の十一まで」に改め、「、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六十八条の二」を「及び第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは、「、次条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに前条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは、「、前条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十二条第一項」とする」に改める。

第六十二条の三第一項中「第四十二条の六第六項、」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項」を「第四十二条の十第六項」に改め、同条第四項第三号及び第四号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同項第十二号中「第七号」を「第五号、第八号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第七号」を「第五号、第八号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第六号中「前号」を「前二号」に、「第九号から第十二号まで」を「第十号から第十三号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第七号又は第九号から第十二号まで」を「前号、第八号又は第十号から第十三号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　マンションの建替えの円滑化等に関する法律第十五条第一項若しくは第六十四条第一項の請求又は同法第五十六条第一項の申出に基づく同法第二条第四号に規定するマンション建替事業の同条第五号に規定する施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの

第六十二条の三第五項中「前項第七号から第十二号まで」を「前項第八号から第十三号まで」に改め、同条第七項中「第四項第七号から第十号まで」を「第四項第八号から第十一号まで」に、「同項第十一号若しくは第十二号」を「同項第十二号若しくは第十三号」に、「同項第七号から第十二号まで」を「同項第八号から第十三号まで」に改め、同条第八項中「第四項第七号から第十二号まで」を「第四項第八号から第十三号まで」に改め、「第四十二条の六第六項、」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項」を「第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」に改め、同条第十一項第二号中「から第四十二条の十二まで」を「、第四十二条の五及び第四十二条の七から第四十二条の十一まで」に改め、「、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二第二項中「並びに

規定する施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権（同条第十三号に規定する敷地利用権をいう。）を取得するとき。

第六十五条第九項中「前二項」を「第四項、第六項及び前項」に、「第一項」を「第一項第六号に規定する権利変換の時において当該権利変換により譲渡した資産（同号に規定する敷地利用権に係る部分に限る。）の価額と同号に規定する施行再建マンションに係る敷地利用権の価額との差額がある場合における当該譲渡した資産の同項に規定する譲渡直前の帳簿価額の計算その他同項」に、「又は第六項」を「、第五項、第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「又は第六項」を「又は第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第五項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第一項第六号の規定の適用を受けた場合において、同号の施行再建マンションに関する権利を取得する権利に基づき同号の施行再建マンションに関する権利を取得したときは、その取得した日において、当該権利を取得する権利につき換地処分等による譲渡があったものとみなして同項、第二項及び第四項から第六項までの規定を適用する。

第六十五条第四項の次に次の二項を加える。

5　法人（その法人の有する資産で第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなった場合における当該法人に限る。）が換地処分等のあった日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び次項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該法人が当該換地処分等により当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得をした交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第六十五条の二第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改め、同条第二項中「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「掲げる資産」を「定める資産」に改め、同項第一号中「取りこわし」を「取壊し」に、「土地収用法」を「、土地収用法第十五条の七第一項の規定による仲裁の申請（同日以前にされたものに限る。）に基づき同法第十五条の十一第一項に規定する仲裁判断があった場合、同法」に改め、同条第七項中「第六項」を「第五項」に改める。

第六十五条の四第一項第二号中「又は第六十五条第一項第一号に掲げる場合」を「若しくは第六十五条第一項第一号に掲げる場合又は政令で定める場合」に改め、同項第十三号中「場合（」の下に「第六十四条第一項第二号若しくは第六十五条第一項第一号に掲げる場合又は」を加え、同項第二十五号を同項第二十六号とし、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　土地等につきマンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第四号に規定するマンション建替事業が施行された場合において、当該土地等に係る同法の権利変換により同法第七十五条の規定による補償金（当該法人（同条第一号に掲げる者に限る。）がやむを得ない事情により同法第五十六条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき又は当該土地等が同法第十五条第一項若しくは第六十四条第一項の請求（当該法人にやむを得ない事情があったと認められる場合として政令で定める場合にされたものに限る。）により買い取られたとき。

第六十五条の四第二項及び第三項中「又は第十七号から第二十号まで」を「、第十七号から第二十号まで又は第二十三号」に改める。

第六十五条の五第一項第一号及び第二号中「前条第一項第二十五号」を「前条第一項第二十六号」に改め、同項第三号中「第二十五号」を「第二十六号」に改める。

第六十五条の七第一項の表の第十二号中「取得をされるもの」の下に「（政令で定めるものを除く。）」を加え、同条第十五項第一号イ中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第六号まで」に、「第六十五条第五項」を「第六十五条第七項若しくは第八項」に改める。

第六十五条の九中「第五号」を「第六号」に改める。

第六十五条の十三第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十六条の四第十六項第二号中「掲げる更正決定」を「規定する事実に基づいてする法人税に係る更正決定若しくは国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出又は当該更正決定若しくは当該納税申告書の提出に伴い前号に規定する異動を生ずべき法人税に係る更正決定若しくは納税申告書の提出」に、「当該法人税」を「これらの法人税」に、「国税通則法」を「同法」に改める。

第六十六条の六第四項中「その他」を「その他の」に改める。

第六十六条の十第一項第二号中「組合等又は同法」を「組合等若しくは沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等又は中小企業経営革新支援法」に、「第四条第三項の承認に係る同条第一項」を「第四条第三項（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の承認に係る中小企業経営革新支援法第四条第一項（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「同法第二条第三項」を「中小企業経営革新支援法第二条第三項」に改める。

第六十六条の十三第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十四第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、「第五条第二項」の下に「（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「同法第二条第三項」を「中小企業経営革新支援法第二条第三項」に、「で同法第九条第五項」を「又は沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定中小企業者（中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号に掲げる者を除く。）で中小企業経営革新支援法第九条第五項（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「同法の」を「中小企業経営革新支援法の」に改める。

第六十七条の五を次のように改める。

第六十七条の五　削除

第六十七条の六第一項中「第三号において「特定株式投資信託」という」を「同法第九条第一項第三号（配当控除の特例）に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く」に、「（特定

株式投資信託」を「（租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託」に改める。

第六十七条の十三第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十四第一項第一号ロ(1)中「特定社債券を」を「特定社債券（同条第八項に規定する特定短期社債につき発行をした債券を除く。）を」に改め、同条第三項の表第六十一条の四第一項の項中「当該法人」を「である法人」に改める。

第六十七条の十五第四項の表第六十一条の四第一項の項中「当該法人」を「である法人」に改める。

第六十八条第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人で第四十二条の二第一項に規定する外国金融機関等に該当するものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間において開始した同項に規定する債券現先取引につき、同項に規定する特定金融機関等から支払を受ける同項に規定する特定利子（同項の規定により所得税が課されないものに限る。）については、法人税を課さない。ただし、当該特定利子のうち、当該外国法人の同号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるものについては、この限りでない。

第六十八条の二を次のように改める。

第六十八条の二　削除

第六十八条の三の二の見出しを「（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等）」に改め、同条第一項中「以下この項」の下に「及び次項」を加え、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する同族会社で当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額及び開発費の額の合計額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの　当該事業年度（平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限る。）

第六十八条の三の二第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する同族会社（当該事業年度終了の時における資本又は出資の金額が一億円以下のものに限る。）の平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「合計額を加算した金額」とあるのは、「合計額の百分の九十五に相当する金額を加算した金額」とする。

第六十八条の三の三第四項中「当該法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には」を「当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が五千万円以下である法人については」に、「当該各号に定める金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同条第九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第四項中「当該法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には」を「当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が五千万円以下である法人については」に、「当該各号に定める金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同条第九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の五第十五項第二号中「掲げる更正決定」を「規定する事実に基づいてする法人税に係る更正決定若しくは国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出又は当該更正決定若しくは当該納税申告書の提出に伴い前号に規定する異動を生ずべき法人税に係る更正決定若しくは納税申告書の提出」に、「当該法人税」を「これらの法人税」に、「国税通則法」を「同法」に改める。

第六十九条の四第一項中「この条」を「この項及び第三項」に、「定めるもの（以下この項及び次項」を「定めるもの（以下この条」に改め、同条第四項中「宅地等には」を「特例対象宅地等については」に、「分割されていない宅地等が」を「分割されていない特例対象宅地等が」に、「当該宅地等」を「当該特例対象宅地等」に改め、「分割された場合」の下に「（当該相続又は遺贈により財産を取得した者が次条第一項の規定の適用を受けている場合を除く。）」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　相続税法第三十二条の規定は、前項ただし書の場合その他既に分割された当該特例対象宅地等について第一項の規定の適用を受けていなかつた場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十九条の四第七項中「並びに」を「及び」に改め、「明細書及び」を削り、同条に次の一項を加える。

8　第四項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の四の次に次の一条を加える。

（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の五　特定事業用資産相続人等が、相続又は遺贈により取得した特定事業用資産でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項において「選択特定事業用資産」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定事業用資産相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特定事業用資産のすべてを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該選択特定事業用資産の価額に次の各号に掲げる選択特定事業用資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一　特定同族会社株式等である選択特定事業用資産　百分の九十

二　特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産　百分の九十五

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定株式　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ　当該相続開始の時において、当該株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

ロ　当該相続開始の時において、当該株式

が証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

二　特定出資　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定株式又は特定出資（政令で定めるものに限る。ロにおいて同じ。）のうち当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の一に達するまでの部分をいう。

イ　当該相続開始の直前に、被相続人及び当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族が有していた特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上であること。

ロ　次に掲げる金額の合計額が十億円未満であること。

(1)　当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定株式に係る法人の発行済株式の総数に当該相続開始の時における当該特定株式の一株当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

(2)　当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定出資に係る法人の出資の総口数に当該相続開始の時における当該特定出資の一口当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

四　特定森林施業計画対象山林　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定（次号及び第六号において「市町村長等の認定」という。）を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。次号及び第六号において「森林施業計画」という。）が定められていた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）をいう。

五　特定事業用資産相続人等　相続又は遺贈により特定事業用資産を取得した個人でイ及びロに掲げる要件又はハ及びニに掲げる要件を満たすものをいう。

イ　当該個人が当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定同族会社株式等を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

ロ　当該個人が申告期限を経過する時において特定同族会社株式等に係る法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

ハ　当該個人が当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施業計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

ニ　当該個人が当該相続開始の時から申告期限まで引き続き特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行つていること。

六　特定事業用資産　次のイ又はロに掲げるものをいう。

イ　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた特定同族会社株式等のうちその価額が三億円以下の部分

ロ　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定（特定森林施業計画対象山林のうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。）に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

3　第一項の規定は、同項の相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までに共同相続人又は包括受遺者によつて分割されていない特定事業用資産については、適用しない。ただし、その分割されていない特定事業用資産が申告期限から三年以内（当該期間が経過するまでの間に当該特定事業用資産が分割されなかつたことにつき、当該相続又は遺贈に関し訴えの提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該特定事業用資産の分割ができることとなつた日として政令で定める日の翌日から四月以内）に分割された場合（当該相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けた場合において当該相続又は遺贈に係る特定同族会社株式等が分割されたときを除く。）には、その分割された当該特定事業用資産については、この限りでない。

4　第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等について同項の規定の適用を受ける場合には、当該相続又は遺贈に係る特定森林施業計画対象山林については、同項の規定は適用しない。

5　第一項の規定は、同項の相続又は遺贈により財産を取得した者が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、適用しない。

6　相続税法第三十二条の規定は、第三項ただし書の場合その他既に分割された当該特定事業用資産について第一項の規定の適用を受けていなかつた場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。次項及び第九項において「相続税の申告書」という。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8　第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の規定にかかわらず、特定森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を

受けようとする者の相続税の申告書の提出期限から二月以内に第二項第五号ニに規定する森林施業計画に基づき施業が行われていた旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の提出がない場合には、適用しない。

9　税務署長は、相続税の申告書若しくは前項の財務省令で定める書類の提出がなかつた場合又は第七項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び前二項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

10　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の三第二項第二号中「(これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。)」を「その他の政令で定める場合」に、「又は」を「及び」に改め、「となる金額」の下に「その他の政令で定める場合にあつては、同項の規定に準じて計算した金額として政令で定める金額を控除した金額)」を削り、同項第四号ロ中「翌年三月十五日」を「十二月三十一日」に改め、同条第七項中「第三項及び第五項」を「第一項から第五項まで」に改める。

第七十条の四第五項中「適用を受ける受贈者が」の下に「農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の規定に基づく特例付加年金(」を、「経営移譲年金」の下に「を含む。)」を加える。

第七十条の六第一項中「農地等を除く」を「ものを除く」に改める。

第七十条の八第一項中「第三十条の二第一項に規定する森林施業計画」を「第六十九条の五第二項第四号に規定する森林施業計画」に、「同項に」を「同号に」に、「十分の三」を「十分の二」に、「第三十条の二第一項に規定する特定森林施業計画が定められている」を「森林法第五条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施業森林の区域のうち財務省令で定める」に改め、「に係る森林計画立木部分の税額」の下に「(以下この項において「特定森林計画立木部分の税額」という。)」を加え、「において、同法」を「において、相続税法」に、「当該特定森林施業計画に係るもの」を「当該特定森林計画立木部分の税額」に改め、同条第二項中「十分の三」を「十分の二」に改め、同条第三項中「十分の三」を「十分の二」に、「年三パーセント」を「年一・二パーセント」に改め、同条第八項中「十分の三」を「十分の二」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十五条を次のように改める。

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税)

第七十五条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第五号に規定する施行者、同法第五十八条第一項第二号の施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるもの又は同項第五号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、同法の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に、同法第二条第四号に規定するマンション建替事業に伴い受ける次の各号に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。ただし、第三号又は第四号に掲げる登記に係る登録免許税にあつては、当該施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるものが取得する第三号の土地に関する権利の価額若しくは第四号の施行再建マンションに関する権利の価額のうち同法第八十五条に、「第三十条の二第一項に規定する特定森林施業計画が定められている」を「森林法第五条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施業森林の区域のうち財務省令で定める」に改め、「に係る森林計画立木部分の税額」の下に「(以下この項において「特定森林計画立木部分の税額」という。)」を加え、「において、同法」を「において、相続税法」に、「当該特定森林施業計画に係るもの」を「当該特定森林計画立木部分の税額」に改め、同条第二項中「十分の三」を「十分の二」に改め、同条第三項中「十分の三」を「十分の二」に、「年三パーセント」を「年一・二パーセント」に改め、同条第八項中「十分の三」を「十分の二」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十五条を次のように改める。

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税)

第七十五条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第五号に規定する施行者、同法第五十八条第一項第二号の施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるもの又は同項第五号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、同法の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に、同法第二条第四号に規定するマンション建替事業に伴い受ける次の各号に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。ただし、第三号又は第四号に掲げる登記に係る登録免許税にあつては、当該施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるものが取得する第三号の土地に関する権利の価額若しくは第四号の施行再建マンションに関する権利の価額のうち同法第八十五条の差額又は同法第四十五条第二項に規定する隣接施行敷地の価額に相当する金額に対応する部分として政令で定めるものについては、この限りでない。

一　マンションの建替えの円滑化等に関する法律第五十五条第一項に規定する権利変換手続開始の登記

二　マンションの建替えの円滑化等に関する法律第五条第一項に規定する組合が同法第十五条第一項又は第六十四条第一項の規定により取得する同法第二条第六号に規定する施行マンションの同条第八号に規定する区分所有権又は同条第十三号に規定する敷地利用権の取得の登記

三　マンションの建替えの円滑化等に関する法律第七十四条第一項に規定する権利変換後の土地に関する権利(同法第十七条に規定する参加組合員が取得するものを除く。)について必要な登記

四　マンションの建替えの円滑化等に関する法律第八十二条第一項に規定する施行再建マンションに関する権利(同法第十七条に規定する参加組合員が取得するものを除く。)について必要な登記

第七十六条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「国から次の表の各号の上欄に掲げる」を「農地法第三十六条の規定により国から」に、「に関する当該各号の中欄に掲げる事項について」を「の所有権の移転の」に、「これらの」を「その」に、「当該各号の下欄に掲げる割合」を「千分の二十五」に改め、同項の表を削り、同条第二項及び第三項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第七十七条の二中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四を削る。

第七十八条中「千分の一」を「千分の一・五」に改める。

第七十八条の二第一項中「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(以下この項」を「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(以下この項及び第三項」に、「第二条第三項」を「第二条第一項第二号」に、「第二条第五項第一号」を「第二条第四項第一号」に、「同条第二項に」を「同条第一項第一号に」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　農林中央金庫が、水産業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第　号)の施行の日から平成十七年十二月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に、再編強化法第二条第四項第四号に規定する特定漁業協同組合等から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡により不動産若しくは船舶に関する権利を取得した場合又は再編強化法第二条第一項第四号に規定する信用漁業協同組合連合会若しくは同項第六号に規定する信用水産加工業協同組合連合会が、適用期間内に同項第三号に規定する特定漁業協同組合若しくは同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合から水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けて同条第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産若しくは船舶に関する権利を取得した場合には、これらの不動産又は船舶に関する権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に

掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　不動産の所有権の移転の登記　千分の六

二　不動産の地上権又は賃借権の移転の登記　千分の三

三　不動産の質権又は抵当権の移転の登記　千分の一

四　船舶の抵当権の移転の登記　千分の一

第七十八条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　漁業協同組合が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、水産業協同組合法第九十一条の三第一項の規定により当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　不動産の所有権の移転の登記　千分の六

二　不動産の地上権又は賃借権の移転の登記　千分の三

三　不動産の質権又は抵当権の移転の登記　千分の一

四　船舶の所有権の移転の登記　千分の四

五　船舶の抵当権の移転の登記　千分の一

第七十八条の三第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第七十九条第一項中「主として遠洋区域で」を削り、「昭和五十五年四月一日」を「漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条とする。

第八十三条を次のように改める。

（特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記の税率の軽減）

第八十三条　港湾法附則第二十七項の規定による貸付けに係る事業のうち補助相当事業（国が事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている事業に相当する事業をいう。）に該当するもので政令で定めるもの（以下この条において「特定の公共的建設事業」という。）を行う法人で政令で定めるものが、平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、当該特定の公共的建設事業の用に供する土地（当該土地に当該特定の公共的建設事業により整備される施設が国又は地方公共団体（同法の規定による港務局を含む。）に寄附されることを条件として、当該土地に係る埋立てについて公有水面埋立法第二条第一項の免許がされたものに限る。）の所有権の取得をした場合には、当該特定の公共的建設事業の用に供する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の四とする。

第八十三条の二の見出しを「（民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記の税率の軽減）」に改め、同条中「平成六年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」に、「については」を「に係る登録免許税の税率は」に、「登録免許税を課さない」を「登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする」に改める。

第八十三条の三第一項を削り、同条第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条とする。

第八十三条の四を次のように改める。

（中高層耐火建築物等の所有権等の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の四　個人又は法人が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、次に掲げるすべての要件を満たす耐火建築物で政令で定めるもの（以下この条において「中高層耐火建築物」という。）及び当該中高層耐火建築物の敷地の用に供されている土地の権利（当該中高層耐火建築物と一体として取得をされるものに限る。）の取得をした場合には、当該中高層耐火建築物の所有権及び当該中高層耐火建築物の敷地の用に供されている土地の所有権、地上権又は賃借権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の二十五とし、地上権又は賃借権の移転の登記にあつては千分の十二・五とする。

一　当該中高層耐火建築物の主たる用途が事務所、店舗その他の政令で定める用途であること。

二　当該中高層耐火建築物の地上階数として政令で定めるものが五以上であること。

三　当該中高層耐火建築物の延べ面積として政令で定めるものが二千平方メートル以上であること。

四　当該中高層耐火建築物の構造が鉄骨鉄筋コンクリート造その他の政令で定める構造であること。

五　当該中高層耐火建築物が昭和五十六年六月一日以後に当該中高層耐火建築物の建築に係る建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付（同法第十八条第三項の規定による確認済

証の交付を含む。）を受けていること又はこれに準ずる要件として政令で定めるものを満たすものであること。

六　当該中高層耐火建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合として政令で定めるものが当該中高層耐火建築物の建築基準法の規定による容積率の最高限度の十分の六以上であること。

第八十三条の五の見出しを「（防災街区整備権利移転等促進計画等に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第八十三条の六第一項中「この項」を「この条」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項を削る。

第八十四条中「規定する承継法人」の下に「（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第十三条の規定により当該承継法人とみなされる同法附則第二条第一項に規定する新会社を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同法第十三条第一項第三号」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二第一号中「（昭和四十五年法律第七十一号）」を削る。

第八十四条の三を次のように改める。

第八十四条の三　削除

第八十五条第一項中「第八十七条の五」を「第八十七条の六」に改める。

第八十六条の三の見出しを「（入国者が輸入するウイスキー等又は紙巻たばこの非課税）に改め、同条中「製造たばこのうち、」を「酒類又は製造たばこのうち、第八十七条の五第一項又は」に改める。

第八十七条中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第六章第二節第八十七条の五を第八十七条の六とし、第八十七条の四の次に次の一条を加える。

（入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例）

第八十七条の五　保税地域から引き取られる酒類のうち、平成十五年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類（以下この条において「ウイスキー等」という。）に係る酒税の税率は、酒税法第三章並びに第八十七条の二及び前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

一　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二二〇三・〇〇号に該当する酒類（関税についての条約に規定する税率が無税とされているものに限る。）又は同表第二二〇六・〇〇号の二の(二)のBの(a)に該当する酒類　二十万円

二　関税定率法別表第二二〇八・二〇号の二若しくは第二二〇八・九〇号の一の(二)のBに該当する酒類又は同表第二二〇八・三〇号に該当する酒類（同表第二二類の注2に規定するアルコール分が五十パーセント以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）　五十万円

三　関税定率法別表第二二〇八・四〇号、第二二〇八・五〇号又は第二二〇八・六〇号に該当する酒類　四十万円

四　関税定率法別表第二二〇八・七〇号に該当する酒類　三十万円

2　前項の規定は、商業量に達する数量のウイスキー等その他政令で定めるものには適用しない。

第八十八条の二第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項、第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第九十条の八第一項中「この項」を「この項及び第九十条の九第一項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「次条第一項」を「第九十条の九第一項」に改め、同条第三項及び第四項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「次条第七項」を「第九十条の九第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の八の二　前条の規定は、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、沖縄特定離島（宮古島、石垣島及び久米島をいう。次条第一項において同じ。）と東京国際空港との間の路線（那覇空港を経由するものを除く。）を航行する航空機（次条第三項及び第五項において「沖縄特定離島路線航空機」という。）に積み込まれる航空機燃料について準用する。この場合において、前条中「平成十九年三月三十一日」とあるのは、「平成十五年三月三十一日」と読み替えるものとする。

第九十条の九第一項中「沖縄振興開発特別措置法第二条第二項」を「沖縄振興特別措置法第三条第三号」に改め、「間の路線」の下に「（沖縄特定離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）」を加え、同条第三項及び第五項中「沖縄路線航空機」の下に「又は沖縄特定離島路線航空機」を加え、「前条第一項」を「第九十条の八第一項（前条において準用する場合を含む。）」に改める。

第九十一条の二第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第九十七条の表の都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十号ハ及び第十一号ニ」を「第三十一条の二第二項第十一号ハ及び第十二号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十一号ハ及び第十二号ニ」を「第六十二条の三第四項第十二号ハ及び第十三号ニ」に改め、同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十一号ニ、第六十二条の三第四項第十一号ニ」を「第三十一条の二第二項第十二号ニ、第六十二条の三第四項第十二号ニ」に改める。

（所得税法の一部改正）

第二条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「老人等」を「障害者等」に改める。

第九条の二の見出しを「（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）」に改め、同条第一項中「年齢六十五歳以上である者」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者」に改め、「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者」を削り、「老人等」を「障害者等」

に改め、同条第二項中「住民票の写し」を「前項の身体障害者手帳」に、「老人等」を「障害者等」に改める。

第十条の見出しを「（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）」に改め、同条第一項及び第二項第一号中「老人等」を「障害者等」に改め、同条第五項中「住民票の写し」を「身体障害者福祉法第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により交付を受けた身体障害者手帳」に、「老人等」を「障害者等」に改める。

第百六十一条第二号、第六号、第七号及び第九号中「行なう」を「行う」に改め、同条第十二号中「を含む。）で政令で定めるもの」を「として政令で定めるものを含む。）」に改める。

第二百二十四条の三第一項第二号中「又は銀行」を「、銀行又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項（登録金融機関）に規定する登録金融機関をいい、銀行を除く。）」に改める。

第二百二十八条の次に次の二条を加える。

（新株予約権の行使に関する調書）

第二百二十八条の二　個人又は法人に対し商法第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議により同項に規定する新株予約権の発行（無償によるものその他これに類するもので政令で定めるものに限る。）をした株式会社は、当該発行をした当該新株予約権の行使があった場合には、財務省令で定めるところにより、その行使をした個人又は法人の当該新株予約権の行使に関する調書を、当該行使をした日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八条の三　第二百二十五条第一項（支払調書）、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）、第二百二十七条（信託に関する計算書）、第二百二十八条第一項若しくは第二項（名義人受領の配当所得等の調書）又は前条の規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」という。）は、当該調書等を提出すべき者が、政令で定めるところによりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「磁気テープ等」という。）の提出をもって当該調書等の提出に代えることができる。この場合における第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで、第二百二十七条、第二百二十八条第一項及び第二項並びに前条の規定並びに第二百三十四条第一項（当該職員の質問検査権）及び第二百四十二条（罰則）の規定の適用については、当該磁気テープ等は、当該調書等とみなす。

第二百三十四条第一項第二号中「第二百二十八条」を「第二百二十八条の二」に改める。

第二百四十二条第五号中「第二百二十八条」を「第二百二十八条の二」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（法人税法の一部改正）

第三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号の八中「第十七号ホ」を「第十七号ヘ」に改め、同条第十七号中「イからルまで」を「イからヲまで」に、「ヲからナまで」を「ワからラまで」に改め、同号ナを同号ラとし、同号ネ中「ネにおいて」を「ナにおいて」に改め、同号ネを同号ナとし、同号ツを同号ネとし、同号ソ中「ソにおいて」を「ツにおいて」に改め、同号ソを同号ツとし、同号レ中「レにおいて」を「ソにおいて」に改め、同号レを同号ソとし、同号タを同号レとし、同号ヨ中「ヨにおいて」を「タにおいて」に改め、同号ヨを同号タとし、同号カ中「カにおいて」を「ヨにおいて」に改め、同号カを同号ヨとし、同号ワを同号カとし、同号ヲを同号ワとし、同号ルを同号ヲとし、同号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「ホにおいて」を「へにおいて」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「ニにおいて」を「ホにおいて」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「ハにおいて」を「ニにおいて」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　自己の株式を譲渡した場合（合併、分割又は株式交換により新株を発行することに代えて自己が有していた自己の株式を交付した場合を除く。）における譲渡対価の額（新株予約権の行使により新株を発行することに代えて自己が有していた自己の株式を交付した場合には、当該新株予約権の発行価額に相当する金額を含む。）から当該自己の株式の当該譲渡の直前の帳簿価額を減算した金額

第二条第十八号リ中「前号カ」を「前号ヨ」に改め、同号ヌ中「前号レ」を「前号ソ」に、「に規定する合計額が同号レ」を「が同号ソ」に改め、同号ル中「前号ソ」を「前号ツ」に、「同号ソ」を「同号ツ」に改め、同号ワ中「前号ネ」を「前号ナ」に、「同号ネ」を「同号ナ」に改める。

第六十一条の二中第十項を第十一項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　内国法人が自己の株式を譲渡した場合（次項の規定の適用がある場合を除く。）における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該自己の株式の当該譲渡の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

第六十一条の四第一項及び第六十一条の六第二項第二号中「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の二第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第六十二条の二第一項中「第二条第十七号ハ」を「第二条第十七号ニ」に、「同号ニ」を「同号ホ」に改める。

第七十二条第二項中「その他」を「その他の」に改める。

第七十四条第二項中「その他」を「その他の」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第八十二条の十第二項及び第百二条第三項中「その他」を「その他の」に改める。

第百三条第二項及び第百四条第二項中「その他」を「その他の」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第百三十八条第二号及び第六号から第八号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同条第十一号中「を含む。）で政令で定めるもの」を「として政令で定めるものを含む。）」に改める。

第百四十八条中「その他」を「その他の」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第百四十九条中「その他」を「その他の」に、「添附し」を「添付し」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百五十条中「その他」を「その他の」に、「添附し」を「添付し」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四条　阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「又は第十条の七から」及び「若しくは第十条の七から」を削る。

第十条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第十条の七から」及び「若しくは第十条の七から」を削る。

第十四条第一項、第三項、第四項及び第七項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第十六条第一項中「平成十三年十二月三十一日」を「平成十六年十二月三十一日」に改める。

第十七条第三項中「第四十三条」を「第四十四条の九」に改め、同条第六項中「第四十二条の十二」を「第四十四条の九」に改める。

第十八条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十六条の三」を「第四十四条の九」に改め、同条第五項中「第四十二条の十二」を「第四十四条の九」に改める。

第二十条第一項中「平成十四年三月三十一日までの間」を「平成十七年三月三十一日までの期間」に、「という。）に、」を「という。）内に、」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第二十一条第一項中「平成十四年三月三十一日までの間」を「平成十七年三月三十一日までの期間」に、「という。）に」を「という。）内に」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「の百分の八十に相当する金額」を「に相当する金額（当該各号の買換資産が同表の第四号の買換資産である場合には、当該計算した金額の百分の八十に相当する金額）」に改める。

第二十二条中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第五号」を「第六号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十三条第三項から第九項まで及び第十八条第三項の規定　平成十四年九月一日

二　第一条中租税特別措置法第三十七条の十第二項の改正規定、同法第三十七条の十一第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の二の次に三条を加える改正規定、同法第三十七条の十四の二第一項の改正規定、同法第三十七条の十二第二十三項の改正規定及び同法第四十一条の三の改正規定並びに附則第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条並びに第十八条第二項の規定　平成十五年一月一日

三　次に掲げる規定　平成十八年一月一日

イ　第一条中租税特別措置法第三条の四の見出しの改正規定（「老人等」を「障害者等」に改める部分に限る。）、同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第四条の見出しの改正規定並びに同条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第三条第一項及び第二項の規定

ロ　第二条中所得税法第三条第一項の改正規定、同法第九条の二の見出しの改正規定、同条の改正規定、同法第十条の見出しの改正規定及び同条の改正規定並びに附則第三十五条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項及び第二項の規定

四　第一条中租税特別措置法第十三条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第七十九条第一項の改正規定（「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定並びに附則第七条第九項後段、第二十三条第十三項後段及び第三十三条第七項の規定　漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日

五　第一条中租税特別措置法第三十一条の二第二項第三号及び第四号の改正規定、同法第三十三条の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二号の改正規定、同法第六十四条の改正規定、同法第六十五条の四第一項第二号の改正規定並びに同法第六十五条の七第一項の表の第十二号の改正規定　都市再開発法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日

六　次に掲げる規定　マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日

イ　第一条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定（同条第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。）、同法第三十三条の三に三項を加える改正規定、同法第三十四条の二の六の改正規定、同法第三十四条の二の改正規定（同条第二項第二号に係る部分及び同項第十三号に係る部分を除く。）、同法第三十四条の三第二項第一号及び第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同法第六十五条の四の改正規定（同条第一項第二号に係る部分及び同項第十三号に係る部分を除く。）、同法第六十五条の七第十五項第一号イの改正規定、同法第六十五条の九の改正規定、同法第七十五条の改正規定並びに同法第九十七条の改正規定並びに附則第二十六条第一項及び第四項並びに第四十九条の規定

ロ　第四条中阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十二条の改正規定（「第五号」を「第六号」に改める部分に限る。）

七　第一条中租税特別措置法第三十三条の四の改正規定、同法第三十四条の二第二項第十三号の改正規定、同法第六十五条の二第三項の改正規定及び同法第六十五条の四第一項第十三号の改正規定並びに附則第二十六条第二項及び第三項の規定　土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三号）の施行の日

八　第一条中租税特別措置法第五十六条の三を削る改正規定、同法第五十六条の二の改正規定（同条第二項に係る部分及び同条第八項に係る部分を除く。）、同法第五十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十四条の二第一号の改正規定　全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日

九　第一条中租税特別措置法第七十八条の二第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定　水産業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十四年分以後の所得税について適用し、平成十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（障害者等の少額公債の利子の非課税に関する経過措置）

第三条　新租税特別措置法第四条第一項から第三項までの規定は、国内に住所を有する個人で第二条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第九条の二第一項に規定する障害者等（以下この条において「障害者等」という。）であるものが平成十八年一月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第四条第一項に規定する公債の利子について適用し、国内に住所を有する個人で第二条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第九条の二第一項に規定する老人等であるものが同日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四条第一項に規定する公債（次項において「公債」という。）の利子については、なお従前の例による。

2　国内に住所を有する個人で年齢六十五歳以上であるものが、平成十八年一月一日前に購入をした公債で同日において附則第一条第三号イに掲げる規定による改正前の租税特別措置法（次

項において「改正前措置法」という。）第四条に規定する要件を満たすもの（同条第二項において準用する旧所得税法第十条第二項の規定により同項に規定する特別非課税貯蓄申込書の提出の際に提示した同条第五項に規定する書類及び同項の規定により提示した同項に規定する書類がその者の新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第五項に規定する書類（次項において「障害者等確認書類」という。）に該当しているものを除く。以下この項及び次項において「障害者等未確認公債」という。）を有する場合において、同日以後に支払を受けるべき当該障害者等未確認公債の利子で同日を含む利子の計算期間に対応するもののうち、その利子の計算期間の初日から平成十七年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分については、なお従前の例による。

3　前項の場合において、同項に規定する個人で障害者等に該当するものが、平成十八年一月一日前に、政令で定めるところにより、障害者等未確認公債に係る改正前措置法第四条第一項に規定する販売機関の営業所等の長に対し同条第二項において準用する旧所得税法第十条第五項に規定する書類（障害者等確認書類に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を提示して障害者等に該当することにつき確認を受けた場合には、当該障害者等未確認公債は、同条第二項に規定する特別非課税貯蓄申込書及び同条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書又は同条第四項の申告書の提出の際に同条第五項に規定する書類を提示して当該販売機関の営業所等において購入をしたものとみなして、新租税特別措置法第四条第一項から第三項まで及び前項の規定を適用する。

4　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（一括登録国債の利子の課税の特例に関する経過措置）

第四条　新租税特別措置法第五条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する一括登録国債の利子について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する一括登録国債の利子については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除等に関する経過措置）

第五条　個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の三第一項に規定する電子機器利用設備については、次項及び第四項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

3　旧租税特別措置法第十条の三第一項に規定する個人が、施行日前に、同項に規定する電子機器利用設備を取得若しくは製作又は賃借をして、これを当該個人の営む同項に規定する指定事業の用に供した場合において、当該指定事業の用に供した日の属する年が平成十四年であるときは、当該個人が取得又は製作をした同項に規定する特定電子機器利用設備を新租税特別措置法第十条の六第一項に規定する個人が取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等に該当する同項第一号に掲げる減価償却資産と、旧租税特別措置法第十条の三第四項に規定する個人が賃借をした同項に規定する電子機器利用設備を新租税特別措置法第十条の六第四項に規定する個人が賃借をした同条第一項第一号に掲げる減価償却資産と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

4　個人が、平成十四年において旧租税特別措置法第十条の三第六項に規定する繰越税額控除限度超過額を有する場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、同条第六項中「又はリース税額控除限度額」とあるのは「若しくはリース税額控除限度額又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第九項において「平成十四年旧法」という。）第十条の三第三項に規定する税額控除限度額若しくは同条第四項に規定するリース税額控除限度額」と、「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項又は同条第三項若しくは第四項」と、「同項の」とあるのは「第四項又は同条第四項の」と、同条第九項中「供用年」とあるのは「供用年（平成十四年旧法第十条の三第三項に規定する税額控除限度額又は同条第四項に規定するリース税額控除限度額に係る第五項に規定する繰越税額控除限度超過額がある場合には、同条第三項又は第四項に規定する供用年）」と、「同項に」とあるのは「第五項に」とする。

（製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六条　個人の旧租税特別措置法第十条の六第一項に規定する適用年に係る同項に規定する製品輸入増加額については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第七条　新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第十一条の三第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第十一条の七第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の七第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第十一条の八第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する輸入関連事業用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の八第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

7　個人が旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる低開発地域工業開発地区として指定された地区（昭和四十一年十二月十五日までに指定されたものに限る。）内において当該指定の日から四十年以内の期間内に取得等をする同項に規定する工業用機械等については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

8　新租税特別措置法第十二条第一項（同項の表の第一号及び第五号から第七号までに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等

をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等（同項の表の第二号及び第六号から第八号までの第三欄に掲げる資産に限る。）については、なお従前の例による。

9　施行日前に旧租税特別措置法第十三条の二第一項第一号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号の漁業協同組合等の構成員である個人の有する同号に定める漁船については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日以後における同条（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第二条第一項」とあるのは「漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）第一条の規定による改正前の漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号。以下この号において「旧漁業再建整備法」という。）第二条第一項」と、「同法」とあるのは「旧漁業再建整備法」と、「漁業再建整備特別措置法第五条第一項」とあるのは「旧漁業再建整備法第五条第一項」とする。

10　新租税特別措置法第十三条の三第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する共同改善計画につき同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。

11　施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第一項第四号に規定する共同改善計画につき同号に規定する認定を受けた同号の個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

12　新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する優良賃貸住宅について適用する。

13　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

14　新租税特別措置法第十四条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

15　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

16　新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用する。

17　個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

18　新租税特別措置法第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

（個人のプログラム等準備金に関する経過措置）

第八条　新租税特別措置法第二十条の二の規定は、平成十五年分以後の所得税について適用し、平成十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

第九条　施行日前に締結された新租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する契約で旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件が定められているもの（施行日から平成十四年九月三十日までの間に行われた当該契約の変更により、当該契約に定められていた同項第二号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号に掲げる要件が定められた場合には、当該要件及び旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件（同項第二号に掲げるものを除く。）が定められているものを含む。）は、新租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件が定められている同項の契約とみなして、同条の規定を適用する。

2　施行日前に行われた旧租税特別措置法第二十九条の二第五項に規定する付与決議に基づく契約により、同項に規定する新株引受権又は株式譲渡請求権の付与があった場合における同項に規定する調書の提出については、なお従前の例による。

（山林所得に係る森林計画特別控除に関する経過措置）

第十条　新租税特別措置法第三十条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する伐採又は譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する伐採又は譲渡については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第十一条　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第七号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第十二条　新租税特別措置法第三十七条の十第三項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する株式等の同条第一項の譲渡による所得について適用する。

2　商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号。以下この項及び附則第十六条第二項において「商法等改正法」という。）附則第六条第一項又は第七条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十七条の十第三項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第一号に規定する株式には、商法等改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権又は商法等改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に付された新株の引受権を含むものとし、新租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号に規定する新株予約権付社債には、商法等改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債を含むものとする。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第十三条　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項の規定は、平成十五年一月一日以後に設定される同条第三項第一号に規定する特定口座（以下この条において「特定口座」という。）に係る同日以後の新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。

2　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項の規定は、平成十五年一月一日以後に設定される特定口座において同日以後に処理される同項の決済に係る同項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡について適用する。

3　特定口座を設定しようとする新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び当該特定口座の設定を受けようとする同号に規定する証券業者（以下この条において「証券業者」という。）は、平成十五年一月一日前においても、同号の規定の例により、同号に規定する特定口座開設届出書を提出しようとする同号に規定する上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引に係る口座の設定及び当該特定口座開設届出書の提出その他必要な行為（上場株式等（新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。以下この条において同じ。）の受入れ（次項の規定によるものを除く。）及び上場株式等の信用取引（同号に規定する信用取引をいう。以下この条において同じ。）の移管（第六項の規定によるものを除く。）をすることができる。この場合において、その提出がされた当該特定口座開設届出書は同日に提出がされたものと、その設定がされた当該特定口座開設届出書に係る当該上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引に係る口座（以下この条において「準備口座」という。）は同日に設定がされたものとそれぞれみなして、新租税特別措置法第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五までの規定を適用する。

4　前項後段の規定の適用を受ける準備口座においては、当該準備口座を設定する証券業者の平成十四年の最終営業日後の同年中のいずれか一の日において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日において有する上場株式等のうち次に掲げるものを受け入れることができるものとする。

一　当該準備口座を設定する証券業者に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該準備口座以外の有価証券の保管の委託に係る口座（以下この項において「他の保管口座」という。）にその取得（平成五年一月一日以後の取得で、当該証券業者への買付けの委託（買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）による取得又は当該証券業者からの取得に該当するものに限る。）後直ちに保管の委託がされた上場株式等（その取得後引き続き当該他の保管口座において保管がされていることその他政令で定める要件を満たすものに限る。次号において「特定上場株式等」という。）で当該他の保管口座から政令で定めるところにより移管がされるもの

二　当該準備口座を設定する証券業者に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の他の保管口座に平成十三年九月三十日以前から引き続き保管の委託がされている上場株式等（特定上場株式等を除く。）で当該他の保管口座から政令で定めるところにより移管がされるもの

5　前項の規定により準備口座に受け入れた上場株式等は、新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号の規定に該当して、平成十五年一月一日に第三項後段の規定により同日に設定がされたものとみなされた準備口座に係る特定口座において受け入れた上場株式等とみなして、同条第一項の規定を適用する。

6　第三項後段の規定の適用を受ける準備口座においては、当該準備口座を設定する証券業者の平成十四年の最終営業日後の同年中のいずれか一の日において、当該準備口座を設定する証券業者に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該準備口座以外の有価証券の信用取引の契約に係る口座（以下この項において「他の信用取引口座」という。）において処理されている上場株式等の信用取引（平成十五年一月一日以後に当該信用取引に係る決済が行われ、かつ、当該決済を第三項後段の規定により同日にその設定がされたものとみなされた当該準備口座に係る特定口座において行うこととされているものに限る。）を当該他の信用取引口座から政令で定めるところにより移管できるものとする。

7　前項の規定により準備口座に移管された同項に規定する上場株式等の信用取引は、新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号の規定に該当して、平成十五年一月一日に第三項後段の規定により同日に設定がされたものとみなされた準備口座に係る特定口座において開始した信用取引とみなして、同条第二項の規定を適用する。

8　第五項及び前項に定めるもののほか、第四項の規定により受け入れた上場株式等の取得価額及び取得の時期の判定に関する特例、第六項の規定により移管された上場株式等の信用取引に係る必要経費の特例その他第三項、第四項及び第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項及び第五項の規定は、平成十五年一月一日以後に同条第三項第一号に規定する特定口座開設届出書の提出をする場合（第三項の規定により同日前に当該特定口座開設届出書の提出をする場合を含む。）について適用する。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第十四条　新租税特別措置法第三十七条の十一の四の規定は、平成十五年一月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価及び同項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる同項に規定する差金決済により生じた差損について適用する。

（確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得に関する経過措置）

第十五条　新租税特別措置法第三十七条の十一の五の規定は、平成十五年分以後の各年分の同条第一項各号に掲げる金額について適用する。

（公社債等の譲渡等による所得の課税の特例に関する経過措置）

第十六条　新租税特別措置法第三十七条の十五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行う同号に規定する公社債の譲渡による所得について適用する。

2　商法等改正法附則第七条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十七条の十五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号に規定する公社債には、商法等改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債を含むものとする。

3　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十五第三項に規定する交換による同項に規定する特定株式投資信託の受益証券の譲渡については、なお従前の例による。

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）

第十七条　施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）

第十八条　附則第五条、第六条、第十一条又は第十二条の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十

一年法律第八号。以下「所得税等負担軽減措置法」という。）第六条の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第五条、第六条、第十一条及び第十二条の規定並びに」とする。

2　附則第十三条第一項若しくは第二項、第十四条又は第十五条の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第六条の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第十三条第一項及び第十四条並びに第十五条の規定並びに」とする。

3　附則第十三条第三項から第九項までの規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第六条の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第十三条第三項から第九項までの規定並びに」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十九条　新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十条　法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第五号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十一条　旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等（以下この条において「中小企業者等」という。）又は旧租税特別措置法第四十二条の六第二項に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する電子機器利用設備については、次項及び第三項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

2　中小企業者等又は特定中小企業者等が、施行日前に、旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する電子機器利用設備を取得若しくは製作又は賃借をして、これを当該中小企業者等又は特定中小企業者等の営む同項に規定する指定事業の用に供した場合において、当該指定事業の用に供した日を含む事業年度が施行日以後最初に終了する事業年度であるときは、中小企業者等が取得又は製作をした同項に規定する特定電子機器利用設備を新租税特別措置法第四十二条の十一第二項に規定する特定中小企業者等が取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等に該当する同条第一項第一号に掲げる減価償却資産と、特定中小企業者等が取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の六第二項に規定する特定電子機器利用設備を新租税特別措置法第四十二条の十一第二項に規定する特定中小企業者等が取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等に該当する同条第一項第一号に掲げる減価償却資産と、中小企業者等が賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の六第三項に規定する電子機器利用設備を新租税特別措置法第四十二条の十一第三項に規定する中小企業者等が賃借をした同条第一項第一号に掲げる減価償却資産と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

3　法人が、施行日以後に終了する各事業年度において旧租税特別措置法第四十二条の六第四項に規定する繰越税額控除限度超過額を有する場合における新租税特別措置法第四十二条の十一の規定の適用については、同条第五項中「又はリース税額控除限度額」とあるのは「若しくはリース税額控除限度額又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第十項において「平成十四年旧法」という。）第四十二条の六第二項に規定する税額控除限額若しくは同条第三項に規定するリース税額控除限度額」と、「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項又は同条第二項若しくは第三項」と、「前項の」とあるのは「前項又は同条第四項の」と、同条第十項中「供用年度」とあるのは「供用年度（平成十四年旧法第四十二条の六第二項に規定する税額控除限度額又は同条第三項に規定するリース税額控除限度額に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額がある場合には、供用年度又は同条第二項若しくは第三項に規定する供用年度）」と、「同項に」とあるのは「第四項に」とする。

（自由貿易地域等において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十二条　法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設（次項において「取得等」という。）をした旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、次項及び第三項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

2　法人が、施行日前に、旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する地区内において同項に規定する工業用機械等を取得等をして、これを同項に規定する地区内において当該法人の事業の用に供した場合において、その事業の用に供した日を含む事業年度が施行日以後最初に終了する事業年度であるときは、次の表の上欄に掲げる資産を同表の下欄に掲げる資産と、それぞれみなして、新租税特別措置法第四十二条の九の規定を適用する。

旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第一号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産	新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表する期間内に同項の表の第四号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産
旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産	新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表する期間内に同項の表の第三号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産
旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産	新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表する期間内に同項の表の第二号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産
旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産	新租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する期間内に同項の表の第一号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産

3　法人が、施行日以後に終了する各事業年度において旧租税特別措置法第四十二条の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額を有する場合における新租税特別措置法第四十二条の九の規定の適用については、同条第三項中「税額控除限度額」とあるのは「税額控除限度額又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第五項において「平成十四年旧法」という。）第四十二条の九第一項に規定する税額控除限度額」と、「第一項」とあるのは「第一項又は同条第一項」と、「前項の」とあるのは「前項又は同条第二項の」と、同条第五項中「供用年度」とあるのは「供用年度（平成十四年旧法第四十二条の九第一項に規定する税額控除限度額に係る第二項に規定する繰越税額控除限度超過額がある場合には、同条第一項に規定する供用年度）」と、「同項に」とあるのは「第二項に」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第二十三条　新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の三第一項に規定する特定事業用資産については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十四条の四第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の四第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

6　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第五号の中欄又は同表の第六号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7　法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十四条の八第一項に規定する産業業務施設については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第四十四条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第四十四条の十第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する輸入関連事業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の十第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

10　法人が旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる低開発地域工業開発地区として指定された地区（昭和四十一年十二月十五日までに指定されたものに限る。）内において当該指定の日から四十年以内の期間内に取得等をする同項に規定する工業用機械等については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

11　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の九から第四十八条まで」とあるのは、「若しくは第四十四条の九から第四十八条まで又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号）附則第二十三条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）」とする。

12　新租税特別措置法第四十五条第一項（同項の表の第一号及び第五号から第七号までに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等（同項の表の第二号及び第六号から第八号までの第三欄に掲げる資産に限る。）については、なお従前の例による。

13　施行日前に旧租税特別措置法第四十六条第一項第一号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号の漁業協同組合等の構成員である法人の有する同号に定める漁船については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号）の施行の日以後における同条（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「漁業再建整備特別措置法第二条第一項」とあるのは「漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号）第一条の規定による改正前の漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号。以下この号において「旧漁業再建整備法」という。）第二条第一項」と、「同法」とあるのは「旧漁業再建整備法」と、「漁業再建整備特別措置法第五条第一項」とあるのは「旧漁業再建整備法第五条第一項」とする。

14　新租税特別措置法第四十六条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する共同改善計画につき同号に規定する認定を受ける同号の法人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。

15　施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の三第一項第三号に規定する共同改善計画につき同号に規定する認定を受けた同号の法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

16　新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する優良賃貸住宅について適用する。

17　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

18　新租税特別措置法第四十七条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする

同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

19　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

20　新租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用する。

21　法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

22　第十三項、第十五項、第十七項、第十九項及び前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の九から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十四条の九から第四十八条まで又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第二十三条第十三項、第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び次条において「平成十四年旧法」という。）第四十六条（第一項第一号に係る部分に限る。）、第四十六条の三（第一項第三号に係る部分に限る。）、第四十七条（第一項に係る部分に限る。）、第四十七条の二若しくは第四十八条」とあるのは「若しくは第四十四条の九から第四十八条まで又は平成十四年旧法第四十六条（第一項第一号に係る部分に限る。）、第四十六条の三（第一項第三号に係る部分に限る。）、第四十七条（第一項に係る部分に限る。）、第四十七条の二若しくは第四十八条」とする。

23　新租税特別措置法第五十条第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第五十条第一項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例による。

24　新租税特別措置法第五十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

（法人の準備金に関する経過措置）

第二十四条　旧租税特別措置法第五十五条の二第一項に規定する法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度において所得の金額の計算上損金の額に算入された海外投資等損失準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。

2　旧租税特別措置法第五十五条の四第一項に規定する投資育成会社の施行日前に開始した各事業年度において同項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入された創業中小企業投資損失準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第五十五条の四第三項」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第二十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の四第三項」とする。

3　新租税特別措置法第五十七条の二の規定は、法人の平成十四年七月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置）

第二十五条　新租税特別措置法第五十九条第一項及び第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十六条　新租税特別措置法第六十五条第一項第六号及び第八項の規定は、法人がマンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日以後に同条第一項に規定する換地処分等により取得する資産について適用する。

2　新租税特別措置法第六十五条の二第三項第一号の規定は、法人が土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三号。次項において「土地収用法改正法」という。）の施行の日以後に行う同条第一項に規定する収用換地等による資産の譲渡に係る法人税について適用する。

3　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号の規定は、法人が土地収用法改正法の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十三号の規定は、法人がマンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第二十七条　新租税特別措置法第六十六条の四第一項第二号の規定は、施行日以後に同号に定める日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第十六項第二号に定める日が到来した法人税に係る同項に規定する賦課決定をすることができる期間については、なお従前の例による。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第二十八条　新租税特別措置法第六十六条の十第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用する。

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第二十九条　新租税特別措置法第六十六条の十四第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた同項に規定する欠損金額について適用する。

（特定株式投資信託の受益証券を交換した場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十条　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十七条の五第一項に規定する交換による同項に規定する特定株式投資信託の受益証券の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第六十八条の三の五第十五項第二号の規定は、施行日以後に同号に定める日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の三の五第十五項第二号に定める日が到来した法人税に係る同項に規定する賦課決定をすることができる期間については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第三十二条　新租税特別措置法第六十九条の四及び第六十九条の五の規定は、平成十四年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得した新租税特別措置法第六十九条の四第一項に規定する特例対象宅地等及び新租税特別措置法第六十九条の五第二項第六号に規定する特定事業用資産に係る相続税について適用する。

2　前項の場合において、平成十四年一月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新租税特別措置法第六十九条の五第二項第六号に規定する特定事業用資産を相続又は遺贈により取得したときにおける新租税特別措置法第六十九条の四及び第六十九条の五の規定の適用については、同条第二項第四号中「森林法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する市町村の長の認定」と、「同法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあったものを除く。」とあるのは「同項に規定する森林施業計画（」とする。

3　新租税特別措置法第七十条の三（新租税特別措置法第六十九条第四項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。）により取得した新租税特別措置法第七十条の三第一項に規定する住宅取得資金又は同条第五項に規定する住宅増改築資金に係る贈与税について適用し、施行日前に贈与により取得した旧租税特別措置法第七十条の三第一項に規定する住宅取得資金又は同条第五項に規定する住宅増改築資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第七十条の四の規定は、施行日以後に同条第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等につき同条第五項に規定する使用貸借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る贈与税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等につき同条第五項に規定する使用貸借による権利の設定がされた場合における当該農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。

5　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第五項及び第六項の規定その他の規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号。第十項において「平成三年改正法」という。）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号。第十項において「平成十二年改正法」という。）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六　旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

6　新租税特別措置法第七十条の八（第一項に規定する割合に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にする相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、施行日前にしたこれらの規定による延納の許可に係る相続税については、第八項及び第九項に定めるものを除き、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第七十条の八第三項の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該相続税額に係る利子税のうち施行日前の期間に対応するもの及び施行日前に当該納期限が到来した相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

8　施行日前にした延納の許可に係る相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となった財産の価額の合計額のうちに旧租税特別措置法第七十条の八第一項に規定する森林施業計画が定められている区域内に存する立木の価額の占める割合が十分の二以上で十分の三未満であるものがある場合において、当該延納の許可を受けた者から施行日以後に納期限が到来する延納に係る分納税額について、施行日以後最初に到来する納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日。次項において同じ。）までに政令で定めるところにより当該許可を受けた者の申請があったときは、税務署長は、新租税特別措置法第七十条の八第一項から第三項まで及び第九項の規定に準じて当該分納税額を変更することができる。

9　前項に規定する場合において、施行日前に延納の許可を受けた者が施行日以後最初に到来する延納に係る分納税額の納期限までに新租税特別措置法第七十条の八第五項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、施行

日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、同条第三項及び新租税特別措置法第九十三条第二項の規定に準じて計算するものとする。

10　税務署長は、施行日前に相続税法第三十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可をした相続税額（平成十二年改正法附則第十九条第五項の規定の適用を受けているもののうち平成三年改正法附則第十九条第十八項の規定に係るものに限る。）に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、平成三年改正法附則第十九条第十八項及び平成十二年改正法附則第十九条第五項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第七十条の八第三項及び第九十三条第二項の規定に準じて計算するものとする。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第三十三条　施行日前に国から旧租税特別措置法第七十六条第一項に規定する売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第七十七条の四に規定する農業を営む者が、平成十六年三月三十一日までに同条に規定する交換分合により同条に規定する土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

3　新租税特別措置法第七十八条の規定は、施行日以後にされる同条に規定する農林漁業者に対する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第七十八条に規定する農林漁業者に対する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　森林組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第三項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第七十八条の三に規定する土地又は建物が、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号）の施行の日から平成六年三月三十一日までの間に同条に規定する事業協同組合等により取得されたものである場合には、同条に規定する組合員又は所属員たる中小企業者が施行日から平成十五年三月三十一日までの間に取得する当該土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同条中「千分の三十」とあるのは、「千分の二十五」と読み替えて同条の規定を適用する。

6　旧租税特別措置法第七十八条の三第二項に規定する組合員又は所属員たる中小企業者が、平成十九年三月三十一日までに同項に規定する事業協同組合等から同項に規定する土地を取得する場合における所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十九年三月三十一日」とする。

7　新租税特別措置法第七十九条第一項及び第二項の規定は、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日以後に同条第一項に規定する改善計画に基づいて建造され、又は取得される同項に規定する漁船の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に建造された旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する漁船の所有権の保存の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第七十九条第三項及び第四項の規定は、施行日以後に建造され、又は取得される同条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に建造され、又は取得された旧租税特別措置法第七十九条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9　施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十三条第一項の規定によるものを除く。）又は承認に係る旧租税特別措置法第八十条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第八十一条の規定は、同条に規定する者が施行日以後に同条に規定する無償又は減額した価額で取得する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十一条に規定する者が同条に規定する無償又は減額した価額で取得した土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11　旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する法人が、施行日前に同項の貸付けを受けて同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権を取得した場合における当該所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12　旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する法人が、施行日前に同項の貸付けを受けて同項に規定する特定の公共的建設事業の用に供する土地の所有権を取得した場合における当該所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

13　新租税特別措置法第八十三条の二の規定は、同条に規定する民間都市開発推進機構が施行日以後に同条に規定する事業見込地である土地の所有権を取得する場合における当該所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、旧租税特別措置法第八十三条の二に規定する民間都市開発推進機構が施行日前に同条に規定する事業見込地である土地の所有権を取得した場合における当該所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

14　旧租税特別措置法第八十三条の三第一項に規定する業務の執行の委任を受けた者が、施行日前に受けた不動産（同項の不動産特定共同事業契約に係る出資により同項に規定する事業参加者から取得したものに限る。）の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

15　旧租税特別措置法第八十三条の五第一項に規定する沿道整備権利移転等促進計画に基づき、平成十六年三月三十一日までに同項に規定する

遮音上有効な機能を有する建築物等若しくは工作物又は沿道地区施設の用に供することとされている土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

16　旧租税特別措置法第八十三条の六第一項第二号に掲げる者が、施行日前に同号の認定特定事業計画に基づき取得した同号の施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

17　旧租税特別措置法第八十三条の六第二項に掲げる認定中核的支援機関が、施行日前に同項の基本構想に基づき同項の新事業支援機関から取得した不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

18　旧租税特別措置法第八十四条の三に規定する鉄道事業者が、平成十六年三月三十一日までに同条の鉄道施設に係る土地又は建物を取得する場合における当該土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十五年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

（沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例に関する経過措置）

第三十四条　施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2　施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の八の二に規定する沖縄特定離島路線航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の八の二において準用する同法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に対する航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第二項に規定する一般国内航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に対する航空機燃料税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に対する航空機燃料税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5　施行日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる航空機燃料税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税に関する経過措置）

第三十五条　新所得税法第九条の二の規定は、国内に住所を有する個人で同条第一項に規定する障害者等（以下この条及び次条において「障害者等」という。）であるものが平成十八年一月一日（郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金（次項において「通常郵便貯金」という。）の利子にあっては、政令で定める日。以下この項において同じ。）以後に支払を受けるべき郵便貯金の利子について適用し、国内に住所を有する個人で旧所得税法第九条の二第一項に規定する老人等（次条第一項において「老人等」という。）であるものが平成十八年一月一日前に支払を受けるべき郵便貯金の利子については、なお従前の例による。

2　国内に住所を有する個人で年齢六十五歳以上であるもの（障害者等に該当し、かつ、平成十八年一月一日前に旧所得税法第九条の二第二項に規定する書類のうちその者の新所得税法第九条の二第二項に規定する書類（次項において「障害者等確認書類」という。）に該当するものを提示して旧所得税法第九条の二第二項の告知をし、及び証印を受けて預入をした郵便貯金を同日において有する者（次項において「確認障害者等」という。）を除く。）が、同日以後に支払を受けるべき当該郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）の利子で同日を含む利子の計算期間に対応するもののうち、その利子の計算期間の初日から平成十七年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分については、なお従前の例による。

3　平成十八年一月一日前に預入をした郵便貯金で旧所得税法第九条の二に規定する要件を満たすものを同日において有する国内に住所を有する個人で障害者等に該当するもの（確認障害者等を除く。）が、政令で定めるところにより、同日前に当該郵便貯金に係る同条第一項に規定する取扱郵便局に対し同条第二項に規定する書類（障害者等確認書類に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を提示して障害者等に該当することにつき確認を受けた場合には、当該郵便貯金は、同条第一項に規定する非課税郵便貯金申込書の提出の際に同条第二項に規定する書類を提示して同項の告知をし、及び証印を受けて預入をしたものとみなして、新所得税法第九条の二及び前項の規定を適用する。

4　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第三十六条　新所得税法第十条の規定は、国内に住所を有する個人で障害者等であるものが平成

十八年一月一日(普通預金その他これに類するものとして政令で定めるもの(次項において「普通預金等」という。)の利子又は収益の分配にあっては、政令で定める日。以下この項において同じ。)以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券の利子又は収益の分配について適用し、国内に住所を有する個人で老人等であるものが同年一月一日前に支払を受けるべき旧所得税法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券(次項において「預貯金等」という。)の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

2　国内に住所を有する個人で年齢六十五歳以上であるものが、平成十八年一月一日前に預入、信託又は購入(以下この条において「預入等」という。)をした預貯金等(普通預金等を除く。)で同日において旧所得税法第十条に規定する要件を満たすもの(同条第二項の規定により同項に規定する非課税貯蓄申込書の提出の際に提示した同条第五項に規定する書類及び同項の規定により提示した同項に規定する書類がその者の新所得税法第十条第五項に規定する書類(次項において「障害者等確認書類」という。)に該当しているものを除く。以下この項及び次項において「障害者等未確認預貯金等」という。)を有する場合において、同日以後に支払を受けるべき当該障害者等未確認預貯金等の利子又は収益の分配で同日を含む利子又は収益の分配の計算期間に対応するもののうち、その利子又は収益の分配の計算期間の初日から平成十七年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分については、なお従前の例による。

3　前項の場合において、同項に規定する個人で障害者等に該当するものが、平成十八年一月一日前に、政令で定めるところにより、障害者等未確認預貯金等に係る旧所得税法第十条第五項に規定する金融機関の営業所等の長に対し同項に規定する書類(障害者等確認書類に該当するものに限る。以下この項において同じ。)を提示して障害者等に該当することにつき確認を受けた場合には、当該障害者等未確認預貯金等は、同条第二項に規定する非課税貯蓄申込書及び同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書又は同条第四項の申告書の提出の際に同条第五項に規定する書類を提示して当該金融機関の営業所等において預入等をしたものとみなして、新所得税法第十条及び前項の規定を適用する。

4　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(匿名組合契約等に基づく利益の分配に対する所得税に関する経過措置)

第三十七条　新所得税法第百六十一条第十二号の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同号に掲げる利益の分配について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第百六十一条第十二号に掲げる利益の分配については、なお従前の例による。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第三十八条　施行日前に、新所得税法第二百二十八条の三に規定する調書等を提出すべき者が、所得税に関する法令の規定により、当該調書等に記載すべき事項を記録した磁気テープ又は磁気ディスク(以下この条において「磁気テープ等」という。)を調製し、当該調書等の提出に代えてその調製をした磁気テープ等の提出をすることにつき税務署長の承認を受けた場合における当該税務署長の承認は、新所得税法第二百二十八条の三の規定により受けた同条の税務署長の承認とみなす。

(自己の株式の譲渡に関する経過措置)

第三十九条　第三条の規定による改正後の法人税法(次条において「新法人税法」という。)第二条及び第六十一条の二第五項の規定は、内国法人が施行日以後に行う自己の株式の譲渡について適用する。

(匿名組合契約等に基づく利益の分配に対する法人税に関する経過措置)

第四十条　新法人税法第百三十八条第十一号の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同号に掲げる利益の分配について適用し、施行日前に支払を受けるべき第三条の規定による改正前の法人税法第百三十八条第十一号に掲げる利益の分配については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条　租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「平成十四年分」を「平成十七年分」に改める。

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条　租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第六項中「第十条第二項から第四項まで、」とあるのは「平成十一年新法」と、「規定は」とあるのは「規定(平成十一年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「平成十一年旧法」という。)における同条の規定を含む。)並びに平成十一年旧法第十条第二項から第四項までの規定は」を「第十条第二項から第四項まで、第十条の二から第十条の五まで、第十条の七から第十六条までの規定」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第　号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法第十九条各号に掲げる規定(同法第十三条第一項及び第十三条の二の規定を除く。)」に改める。

附則第十五条第二項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)第六条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「平成十二年新法」という。)」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第　号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「平成十四年新法」という。)」に、「平成十二年新法第三十七条の十の」を「平成十四年新法第三十七条の十の」に、「「転換社債」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債」」を「「転換社債又は新株引受権付社債」とあるのは「平成十四年新法第三十七条の十第三項第三号に規定する新株予約権付社債又は商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百二十八号)附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債若しくは新株引受権付社債」」に改め、同条第三項を削る。

附則第二十六条第十五項中「又は前項」を削り、「第四十三条」を「第四十四条の九」に改め、「又は第十四項」を削る。

附則第二十九条第四項中「「第四十二条の四第二項から第四項まで、第四十二条の九」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の

被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号。以下「平成十一年改正法」という。）第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成十一年新法」という。）第四十二条の九」と、「第五十二条の三第一項の規定」とあるのは「平成十一年新法第五十二条の三第一項の規定（平成十一年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成十一年旧法」という。）におけるこれらの規定を含む。）並びに平成十一年旧法第四十二条の四第二項から第四項までの規定」と、「第四十二条の四第二項から第四項まで、第四十二条の九及び第四十二条の十の規定並びに第四十二条の五から第四十二条の八まで、第四十二条の十二から第四十五条の二まで及び第四十六条の三から第五十条まで並びにこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第五十三条第一項各号に掲げる規定（同法第四十六条及び第四十六条の二第一項並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。）」に改める。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　前条の規定による改正後の租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「平成十一年改正法」という。）附則第十四条第六項の規定は、個人が施行日以後に取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法第一条の規定による改正前の平成十一年改正法附則第十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第三十七条の三第三項に規定する買換資産については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の平成十一年改正法附則第二十九条第四項の規定は、法人が施行日以後に取得をする同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五条の七第七項に規定する資産について適用し、法人が施行日前に取得をした前条の規定による改正前の平成十一年改正法附則第二十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五条の七第七項に規定する資産については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十五条　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「とする」を「と、旧法第三十七条の三第三項中「第十条の二から第十条の五まで、第十条の七から第十二条の四まで及び第十三条の三から第十六条までの規定」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第十九条各号に掲げる規定（同法第十三条第一項及び第十三条の二の規定を除く。）」とする」に改める。

附則第四条第二項中「第四十三条」を「第四十四条の九」に改める。

附則第五条第二項中「並びに旧法」を「中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第七項中「第四十二条の九及び第四十二条の十の規定並びに第四十二条の五から第四十二条の八まで、第四十二条の十二から第四十五条の三まで及び第四十六条の三から第五十条まで並びにこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第五十三条第一項各号に掲げる規定（同法第四十六条及び第四十六条の二第一項並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。）」と、旧法」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（以下この条において「平成十一年改正法」という。）附則第三条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成十一年旧法」という。）第三十七条の三第三項に規定する買換資産について適用し、法人が施行日前に取得をした前条の規定による改正前の平成十一年改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第三十七条の三第三項に規定する買換資産については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の平成十一年改正法附則第五条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得をする同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五条の七第七項に規定する資産について適用し、法人が施行日前に取得をした前条の規定による改正前の平成十一年改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五条の七第七項に規定する資産については、なお従前の例による。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十七条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の九第一項の規定の適用を受けていた者に係る旧租税特別措置法第七十条の八第一項に規定する課税相続財産の価額のうちに旧租税特別措置法第七十条の十第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が十分の五以上であるときの新租税特別措置法第七十条の十一の規定の適用については、同条中「、第七十条の九第一項又は」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第四十八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十号ハ及び第十一号ニ」を「第三十一条の二第二項第十一号ハ及び第十二号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十号ハ及び第十一号ニ」を「第六十二条の三第四項第十一号ハ及び第十二号

二」に改め、同表租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第二号中「第三十一条の二第二項第十一号ニ、第六十二条の三第四項第十一号ニ」を「第三十一条の二第二項第十二号ニ、第六十二条の三第四項第十二号ニ」に改める。

（農地法施行法の一部改正）

第五十条　農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「平成十四年十二月三十一日」を「平成十九年十二月三十一日」に改める。

（低開発地域工業開発促進法の一部改正）

第五十一条　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第五十二条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「交換分合、」を削る。

（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の一部改正）

第五十三条　生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

（食品流通構造改善促進法の一部改正）

第五十四条　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正）

第五十五条　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）

第五十六条　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

理　由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、同族会社の留保金課税の特例の拡充、交際費の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ、取引相場のない株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例の創設等の中小企業関係税制の改正並びに老人等の少額貯蓄非課税制度の障害者等を対象とした少額貯蓄非課税制度への改組、特定口座内の上場株式等の譲渡等に係る所得計算及び申告不要の特例制度の創設等の金融・証券税制の改正を行うとともに、金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除制度の創設等の沖縄の経済振興のための措置を講ずるほか、製品輸入額が増加した場合の特別税額控除制度の廃止、プログラム等準備金制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税、農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、構造改革に資する等の観点から、中小企業関係税制及び金融・証券税制等につき所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　中小企業関係税制

(一)　同族会社の留保金課税の特例を拡充することとする。

(二)　交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額を引き上げることとする。

2　金融・証券税制

(一)　老人等の少額貯蓄非課税制度を障害者等を対象とする制度に改組することとする。

(二)　特定口座内の上場株式等の譲渡に係る申告不要の特例制度を創設することとする。

3　社会経済情勢の変化への対応

(一)　中高層耐火建築物等の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率を軽減することとする。

(二)　金融業務特別地区における認定法人に係る所得の特別控除制度の創設等沖縄の経済振興のための措置を講ずることとする。

4　その他

製品輸入額が増加した場合の特別税額控除制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長する等の措置を講ずることとする。

5　施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十四年四月一日から施行することとする。

二　議案の可決理由

本案は、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、構造改革に資する等の観点から、中小企業関係税制及び金融・証券税制等につき所要の措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に伴う減収見込額は、初年度において約八十億円、平年度において約二百六十億円である。

右報告する。

平成十四年三月六日

財務金融委員長　坂本　剛二

衆議院議長　綿貫　民輔殿

（別紙）

租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化に努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税のあり方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。

一　租税特別措置については、政策目的、政策効

果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。

一　変動する納税環境、業務の一層の複雑化・高度情報化・国際化、更には滞納整理等に伴う事務量の増大にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税負担の公平を確保する税務執行の重要性を踏まえ、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配意し、今後とも処遇の改善、定員の確保、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。

一　高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の一層の機械化促進に特段の努力を行うこと。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（第七、九号の発送は都合により後日となるため、第十一号を先に発送しました。）

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　財務省印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　八四〇円（本体八〇〇円）（配送料別）